令和９年度

国の予算編成に対する
東京都の提案要求
(最重点事項)

令和８年１１月

東京都

東京都では、本年６月に令和９年度の国の施策及び予算に対する提案要求を取りまとめ、要請活動を行ってまいりました。

このたび、都として、最重点事項に位置付けた項目につきまして、改めて予算編成に対する提案要求として取りまとめました。

大臣及び各府省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

令和８年１１月

東　京　都

目　次

事　　項　　名	頁
ダイバーシティ	
01子供(Children)	1
1　こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進	2
2　児童相談体制の一貫した充実強化	5
02子育て	9
1　少子化への対処	10
2　出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進	11
3　母子保健施策の充実	12
4　子供・子育て施策の推進	14
5　高等学校等における授業料の無償化等	26
6　高等教育に係る経済負担の軽減	31
7　学校給食費の抜本的な負担軽減	33
03教育	35
1　高等学校における教育のあり方について	36
2　教育のデジタル化の推進に向けた支援	38
3　教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等	45
4　学校における働き方改革の実現	48
04女性活躍	50
1　女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	51
05働き方	55
1　ライフ・ワーク・バランスの推進	56
2　高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し	63
3　高齢者の就業を推進するための支援の充実	66
4　社会インフラを支える人材の確保・育成に向けた職業訓練の強化【新規】	67
5　障害者の就業支援策の一層の充実	68
06長寿(Chōju)	71
1　高齢者施策の推進	72
07共生社会	95
1　障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	96
2　外国人との秩序ある共生社会の推進	106
スマート シティ	
08スタートアップ	120
1　スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
09デジタル	130
1　国民のつながれる権利の明確化	131
2　「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	133
3　国境離島等の離島への海底ケーブル整備支援	136
4　公共インフラとしてのデータの連携と利活用	138
5　社会の構造変革に資するＡＸの推進	144
6　地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	148
7　デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進	151
8　地方公共団体の情報システム調達に係る経済安全保障の強化【新規】	155
9　オールジャパンのサイバーセキュリティ体制の構築	157
10　狩猟免許更新等における柔軟な対応	159
11　行政サービスでの共通ＩＤの活用（国全体のワンスオンリー・ワンストップ）	160

10国際金融	165
1　国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
11産業	175
1　経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実	176
2　中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	178
3　物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	181
4　社会経済情勢の変化を踏まえた中小企業者への資金繰り及び成長に向けた金融支援	182
5　中小企業の成長に向けた税制の見直し【新規】	184
6　原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	185
7　都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	186
8　植物工場の位置付けの明確化と投資促進に向けた制度改善【新規】	188
9　国有農地の有効活用に向けた運用の改善	190
10　一般法人の農業参入促進に向けた制度改善【新規】	192
11　高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	193
12　森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	195
13　林業振興・森林保全対策の推進【新規】	198
14　森林整備の加速化に向けた森林経営管理制度の改善【新規】	201
12観光	202
1　ＭＩＣＥ推進施策の強化	203
2　観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	205
3　民泊制度の適正化	207
13スポーツ	211
1　「オリンピックＱシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
14まちづくり・住まい	214
1　国際競争力強化に資するまちづくりの推進	215
2　市街地の開発に係る諸事業の推進	216
3　大都市圏における地籍調査の推進	223
4　マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	225
5　空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	229
6　公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分	234
7　「アフォーダブル住宅」の供給促進	235
8　住宅の投機的取引の抑制【新規】	236
9　不法係留船対策の推進	237
15インフラ・交通	239
1　東京外かく環状道路の整備促進	240
2　高速道路網の整備推進及び有効活用等	243
3　国道等の整備推進	252
4　道路・橋梁事業の推進	254
5　連続立体交差事業の推進	265
6　鉄道駅におけるホームドアの整備促進	267
7　都市鉄道ネットワーク等の強化	268
8　羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274
9　米軍基地対策の推進	280
10　港湾におけるＤＸの推進	283
11　物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	288
12　次世代モビリティの社会実装の推進	292
13　物流対策の推進	299
14　バス運転士不足の解消等	300

16緑と水	302
1　緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	303
2　公園整備事業等の推進	305
3　国立公園の活用	309
4　クビアカツヤカミキリの防除の推進【新規】	311
5　有機フッ素化合物対策の推進	313
セーフ シティ	
17ゼロエミッション	317
1　再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
2　エネルギー需給の安定化に向けた対応	327
3　データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
4　自動車等のゼロエミッション化の推進	336
5　次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	342
6　水素社会の実現に向けた取組の加速	344
7　気候変動対策の推進	357
8　道路における環境対策の推進	370
9　脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	372
10　資源循環施策の強化【新規】	374
11　散乱ごみ対策の強化【新規】	376
12　食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	378
13　プラスチック対策の推進	381
14　リチウムイオン電池の適正管理	384
15　持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用	387
16　実効性の高い暑さ対策の推進	388
17　学校施設の空調設備整備に対する支援	391
18都市の強靭化	393
1　ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの推進	394
2　総合的な治水対策の推進	397
3　東京港の高潮・地震・津波対策の推進	414
4　大規模水害対策の推進	415
5　下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	427
6　首都直下地震等への備え	439
7　首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進	442
8　建築物の耐震化の推進	445
9　ライフライン施設の耐震化などの推進	452
10　液状化対策の推進	454
11　木造住宅密集地域の改善	455
12　無電柱化事業の推進	461
13　大規模噴火時の降灰対策の推進	465
14　ミサイル攻撃に関する対策の推進	468
19防災	470
1　マンション防災の推進	471
2　「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置促進	473
3　災害時における避難者生活支援の推進	475
4　帰宅困難者対策の推進	477
5　被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	479
20まちの安全・安心	488
1　首都東京を守るテロ等対応力の強化	489
2　重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	491
3　総合的な治安対策の充実・強化	493
4　国民保護事案に関する普及・支援の推進	506

	21医療	508
	1　保健医療施策の推進	509
	2　患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進	511
	3　医療保険制度の拡充	515
	4　民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与	516
分野横断的な政策		
	22多摩・島しょ	518
	1　小笠原航空路の整備促進	519
	2　離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	522
	3　島しょ港湾等の防災対策の推進	524
	4　ツキノワグマ対策の推進【新規】	525
	23構造改革	527
	1　真の分権型社会の実現	528
	2　社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	533
	3　「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	535
	4　個人住民税利子割における住所地課税の実現	538
	5　物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	541
参考	1　府省庁別提案要求事項一覧	543
	2　所管局別提案要求事項一覧	547

※1　「新規」は、最重点事項に新たに追加されたもののことである。

01 ダイバーシティ 子供 (Children)

1　こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　子供政策連携室・総務局・生活文化局・福祉局・教育庁）

（１）小規模事業者をはじめ様々な事業者等が法で求められる措置を確実に講じることができるよう十分な支援を行う等、省庁間・部局間で連携して環境を整備すること。
（２）子供の安全確保に万全を期すという観点から、国の責務において法改正や運用の見直し等、法の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。
（３）学校設置者等の事務負担を軽減できるよう、システム統合等を検討することにより、制度改善を図ること。
（４）法対応が義務となっていない業界に対しても積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす学びの場・居場所等を運営する多様な民間事業者に十分な支援を講じる等、認定を取得しやすい環境を整備すること。
（５）学校設置者等が児童対象性暴力等の防止等のために必要な対応を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞
児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「法」という。）については、令和６年６月に成立し、令和８年 12 月 25 日に施行が予定されているところである。
法施行に当たっては、多くの対象者を取りまとめる都道府県や区市町村、特に配慮が必要な子供に接する小規模事業者をはじめ、様々な事業者等が、法で求められる措置を確実に講じることができる環境を整備することが急務となっている。具体的には、「不適切な行為」、「１対１」等の考え方を具体化した業種・

業態別のマニュアル・規程類の雛形を国において速やかに示すとともに、法のガイドラインで有効とされている防犯カメラ等の活用に係る指針を国が策定し、周知するなど、法の円滑かつ確実な施行に向けた環境整備が必要である。加えて、法で求められる措置を事業者が講じるためには、法律・福祉・心理・医療等多様な専門家と連携する必要が生じるが、小規模事業者等はそういった専門家とのつながりを独自に確保することが困難である。

また、従事者の職業選択の自由やプライバシー権等も考慮した上で、制度対象となる事業や犯歴確認の対象となる「特定性犯罪」の範囲が決定され、現在の法制度が成立したところであるが､子供の安全確保に万全を期すという観点からは､なお検討・改善の余地があると考えられる。したがって、国の責務において、立法趣旨に照らして更に実効性のある法制度や運用等を、法の見直しの目途である施行後３年を待たずして検討していく必要がある。

加えて、制度開始後、学校設置者等は教職員等の採用の都度、こども性暴力防止法関連システムや特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムなど複数のシステムによる確認を要する。現行の仕組みは事務が煩雑で現場の負担が大きく、各システム統合等により現場の事務の負担軽減と利便性の向上を図る必要がある。

さらに､子供の居場所は多岐にわたることから､義務対象施設以外においても､子供の安全を確保することが重要であり、民間教育保育等事業者の積極的な認定取得が肝要である。民間教育保育等事業者による認定取得には学校設置者等とは異なる事前準備が必要となることも踏まえ、法対応が義務となっていない業界に国が確実にアプローチして、積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす多様な学びの場・居場所等を運営する多様な民間教育保育等事業者が認定を取得しやすい環境の整備が重要である。

あわせて､法の施行に際しては､国においても万全な体制を構築するとともに､学校設置者等が必要な対応を確実に行うことができるよう財政措置を講じることが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）特に配慮が必要な子供に接する小規模事業者をはじめ､様々な事業者等が､法で求められる措置を確実に講じることができるよう十分な支援を行う等、省庁間・部局間で連携して環境を整備すること。具体的には、業種・業態に応じた「不適切な行為」、「１対１」の考え方などを具体化した業種・業態別のマニュアル・規程類の雛形を国において速やかに示すとともに、法のガイドラインで有効とされている防犯カメラ等の活用にかかる指針を策定すること。また、法で求められる犯罪事実確認を確実かつ速やかに完了できる環境構築を進めること。加えて、事業者が法律・福祉・心理・医療等多様な専門家に協力を依頼できるスキームを、国において構築すること。

（２）子供の安全確保に万全を期すという観点から、見直しの目途となっている法施行後３年という時期を待たず、国の責務において法改正や運用の見直し等、法の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。

（３）学校設置者等が、こども性暴力防止法関連システム、特定免許状失効者管

理システム及び保育士特定登録取消者管理システムなど複数のシステムによる確認を行わずに済むよう、システム統合等を検討し改善することにより、事務負担の軽減を図ること。

（４）認定取得には学校設置者等とは異なる事前準備も必要であることも踏まえ、法対応が義務となっていない業界にも確実にアプローチして、積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす学びの場・居場所等を運営する多様な民間事業者に十分な支援を講じる等、認定を取得しやすい環境を整備すること。

（５）学校設置者等が児童対象性暴力等の防止等のために必要な対応を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

２　児童相談体制の一貫した充実強化

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

子供の権利擁護を図れるよう、児童相談所及び市区町村の体制を整備すること。

＜現状・課題＞

家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑・困難化している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、一時保護等の権限により子供の安全確保を迅速・的確に行う役割を担う児童相談所と、児童相談の一義的な窓口である区市町村の双方において、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

１　児童相談所の体制強化

（１）児童福祉司の配置基準の見直し

児童相談所における児童福祉司の標準配置については、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第３条に定められており、令和５年改正により虐待相談件数の算定方法が見直されたものの、依然として、業務の複雑・困難化等、児童福祉司の業務の実態を反映した算定基準になっていない。

「指導及び教育に当たる児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）」の配置については、児童福祉司５人につき１人（児童福祉司の数を６で除して得た数）が基準となっている。一方、児童福祉司の政令基準は、1 人当たり 40 件を前提としているため、児童福祉司スーパーバイザーを算定すると、本来スーパーバイズを担う職員までがケースを持ちながら、専門性や困難性が高いスーパーバイズやＯＪＴを担うこととなり、役割を十分に果たせる基準とは言い難い。

「里親養育支援児童福祉司」の配置については、各児童相談所に１人とされているが、里親数や委託児童数の増加する中、里親委託の推進や関係機関との調整、里親への継続的な支援などの困難性の高い業務負担を十分に反映した配置基準になっていない。今後、里親委託率の向上を進め家庭養護をより一層加速して進めていく必要があるが、現行の配置基準では、その取組を確実に執行する体制として十分とは言い難い。

「市町村支援児童福祉司」の配置については、児童相談所と子供家庭支援センターとの連携強化が不可欠であるにもかかわらず、市町村 30 か所に１人配置することとされている。しかし、複雑・困難化するケースが増加し、市区町村も人材育成や業務の継承等に苦慮している。地域におけるパーマネンシー保障の実現のためには、専門性の高い児童相談所が地域の中核機能として管轄内の区市町村を十分に支援するための業務実態を反映した配置基準で

あるとは言い難い。

（２）一時保護に関する支援の充実

児童相談所において一時保護を必要とする児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えており、個々の状況に応じた適切なケアを受けられることが必要である。一時保護施設は、児童養護施設と異なり、夜間における身柄付き通告等の緊急保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、職員の負担感も大きい。さらに、身体面・精神面で医療的な支援が必要な児童や、障害がある児童の一時保護ニーズも増えており、よりきめ細かなケアを提供するために医療機関や障害児施設等への一時保護委託が必要であるが、委託費の単価は十分ではない。

２　区市町村における児童相談体制の充実

都は、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携して、児童虐待対応を含む地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っているが、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大している。

相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務であるが、こども家庭センターの運営費については、標準団体（18 歳以下人口 16,000 人）あたり２名の地方交付税措置のほか、子ども・子育て支援交付金や児童虐待防止対策等総合支援事業費補助により財政措置されているものの、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

区市町村におけるスーパーバイザーの配置については､基準が示されていない。スーパーバイザーを担う職員は、適切な進捗管理を行い、子供の安全を確保する上で不可欠であるとともに、職員の育成や定着支援においても重要な役割を担っている。都は、国の補助に上乗せした独自の基準と補助制度により、区市町村における配置を促進しているが、いまだ配置に至っていない自治体も存在する。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等に基づくこども家庭センターでは、母子保健部門と児童相談部門の一体的運営が求められているが、都においては、令和３年度から国に先駆けて、区市町村の児童相談部門と母子保健部門とが一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を実施してきた。両部門の連携を担う職員の配置や合同会議の実施、支援プランの作成に加えて、ニーズを的確に把握する独自のアセスメント指標を開発し、専任ケースワーカーが妊娠期から継続的な家庭訪問等を行うことで、一定の効果を上げている。こうした実効性のある取組に対して、業務内容に応じた財源措置が必要である。

また、区市町村において、虐待に至る前の予防的な支援として、親子関係の形成への支援を行うことは重要であるが、そうした支援を進めていくための人員が十分とはいえない。

さらに、家庭支援事業の「措置」については、住民に対する丁寧な説明など業務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、区市町村に積極的な活用を促すため、実態を把握するとともに、効果的な手法を示す必要がある。

３　こども家庭福祉人材の専門性強化

こども家庭福祉の現場において、ソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が導入された。本資格は、一定の経験のある有資格者や現任者が、指定研修等を受講して取得することとなっているが、十分な知識・経験がある場合でも、資格取得に当たっては、100 時間以上の研修を受講することが必要とされている。加えて、児童福祉司の任用資格である公認心理師等において同資格を取得しようとする場合には、更に 100 時間程度の研修を受講する必要が生じるなど、現役の実務者が勤務しながら資格取得する上では、過大な負担が生じている。資格が広く取得されるためには、実務経験に応じた研修時間の見直しが必要である。

４　新生児期前後における虐待防止・支援体制の強化

虐待死を防ぐための取組も急務である。都内に所在する病院が、内密出産及び新生児等を匿名で預かる取組を開始した。

都は、病院から新生児の匿名での預かり等について通告があった場合は、子供の命を守るという観点から、地元区とも連携して対応しているが、妊娠・出産に関する正確な知識や、相談窓口等の支援に関する情報が必要な人に適切に届くよう、周知・啓発の一層の充実を図るとともに、支援を必要とする者が適切な相談機関につながる体制を整備し、孤立した状況での出産の未然防止に向けた取組が求められる。

また、国における諸外国の事例の調査研究では、一部の国において出自を知る権利に係る情報の範囲等を具体的に規定していることが報告されている。一方、国が令和４年度に策定した内密出産に係るガイドラインでは、出自を知る権利を保障するために取得すべき情報の内容や、その開示に関するルールについての具体的な指針は示されておらず、これらについてはすべて実施する病院の判断に委ねられている。

＜具体的要求内容＞

１　児童相談所の体制強化

（１）児童福祉司の配置基準の見直しを図ること。

①　「指導及び教育に当たる児童福祉司」については、児童相談所のスーパーバイズ業務を適切に行う体制を確保するため、児童福祉司の内数ではなく、適正な配置ができるように算定基準を見直すこと。

②　「里親養育支援児童福祉司」の算定については、児童相談所における里親支援業務の実態を踏まえ、十分な体制が確保できるよう、里親数や委託児童数の増加、業務の困難性等業務実態を反映した配置基準とすること。

③　「市町村支援児童福祉司」については、児童相談所の専門性を活かし、地域の児童相談の中核機能を発揮できるよう、管轄区市町村の人口規模、相談件数等を踏まえつつ、児童相談所が担う市町村支援業務の実態を踏まえ、児童福祉司を配置できるよう算定基準を見直すこと。

これらの配置基準の見直しに伴い、児童相談所における体制整備が着実に進

むよう、国において必要な財政措置を講じること。

（２）一時保護に関する支援の充実

① 一時保護施設については、地域の特性に応じてより手厚い職員体制の配置を可能とする財政措置を講じること。

② 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しく、生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援については、一時保護委託費の単価の引上げ等により充実を図ること。

２ 区市町村における虐待の未然防止及び児童虐待対応を強化すること。

（１）予防的支援を充実させるため、こども家庭センターにおいては、都の取組の効果や、区市町村向けに作成した心理ガイドラインを踏まえた心理的支援を着実に実施できるよう、心理職を含む相談支援に必要な人員が配置できるよう十分な財政措置を講じること。

（２）区市町村において、児童虐待におけるスーパーバイズを担う職員の配置基準を示すとともに十分な財政措置を講じること。

（３）措置制度の運用に当たっては、措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）と児童相談所による一時保護との役割分担や活用の実態を把握し、措置制度の効果とそれに基づいた手法を示すこと。

３ こども家庭福祉人材の専門性強化を図ること。

現役の実務者が、こども家庭ソーシャルワーカー資格を積極的に取得できるよう、研修カリキュラムの見直しや実務経験に応じて一部科目の受講免除等の対応を行うこと。また、新たに導入された資格であることから、今後、資格取得者が現場において有効に活用されているか、国において状況を把握し、各自治体に情報提供するとともに、有効な人材育成につながっているか検証すること。

４ 新生児期前後における虐待防止・支援体制強化を図ること。

（１）孤立した状況での出産を防ぐための相談支援等に係る体制を検討すること。

① 孤立した状況での出産の危険性について正確な知識の普及を図るため、広い世代を対象に効果的な広報等を実施すること。

② 匿名での妊産婦の相談や生活支援を担う体制を検討すること。

（２）内密出産に関する法体系を早期に明示すること。

① 出自を知る権利について、国が責任をもって議論を進めること。

② 上記の議論を踏まえ、国において内密出産の法体系を早期に検討し明確に示すこと。

（３）新生児等の匿名による預かりについて、現状を踏まえ、国において見解を明確に示すこと。

02 ダイバーシティ 子育て

１　少子化への対処

（提案要求先　内閣官房・こども家庭庁）
（都所管局　子供政策連携室・政策企画局）

（１）人口戦略を含めた国家ビジョンを掲げること。
（２）子供・若者・子育て層が明るい将来展望を描ける経済成長政策や社会保障制度を構築すること。
（３）ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計すること。

＜現状・課題＞

出生数の減少は、国の将来推計より約 15 年前倒しで進行している。予想をはるかに超える速さで進行する少子化の要因は複合的であり、社会のファンダメンタルズが複雑に絡み合っているが、国の人口減少並びに不安定な世界情勢及び経済情勢にあって、若い世代が日本の社会経済や自分自身の未来に対して、明るい将来展望を描けなくなっていることもその一つと考えられる。

都は、一刻の猶予もないとの認識の下、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けて、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て期、教育・住宅、就労・職場環境など、ライフステージを通じた切れ目ない支援を実施してきた。都の取組に対して都民の共感が寄せられているとともに、令和７年の都内の日本人出生数が 10 年ぶりに増加に転じた。さらに、直近の令和８年上半期は4.7%の大幅な増加となった。

少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国を挙げて戦略的に対処する必要がある。

居住する地域に関わらず、日本全国の若者が明るい将来展望を描けるよう、人口戦略を含めた国家ビジョンや将来に向けた実効性ある成長戦略を明らかにするとともに、ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくことが求められている。

2030 年代には若年層の人口が大幅な減少局面を迎えることから、更なる大胆な政策を、都や他の道府県との連携・協力の下、早期に具体化していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）実態に即した将来推計人口を示した上で、どのように国を運営し、持続可能な社会をつくりあげていくのかについて、人口戦略を含めた将来の国家ビジョンを掲げること。
（２）若者が日本の社会経済や自分自身の未来に対して明るい将来展望を描けるよう、実効性ある経済成長政策や、現役世代の負担を抑制しながら安定的で持続可能な社会保障制度を構築すること。
（３）「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て、教育」「育児と仕事を両立できる就労環境」など、結婚・子育てしやすい社会環境の整備に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくこと。

２　出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　生活文化局）

（１）出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、社会全体の結婚気運の醸成に向けた取組を積極的に推進するとともに、自治体による結婚支援の取組を充実させること。
（２）出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

＜現状・課題＞

コロナ禍前（令和元年 12 月）と比較すると、結婚を希望する都民の結婚に対する関心は高まっているものの、結婚に関心を有しながら婚活に取り組んでいない人は約７割に上っている。

都はこれまで、出会い・結婚を望む人が結婚に向けた一歩を踏み出すことを後押しするため、交流イベントの実施や結婚に向けた気運醸成等の各種取組を展開してきた。また、令和５年12月から先行利用を開始したＡＩマッチングシステムについては、令和６年度から本格稼働し、結婚を希望する都民に対し、幅広い出会いの機会を提供している。令和７（2025）年人口動態統計の速報値によると、婚姻数は全国的に２年連続増加しており、この流れを確実なものにするため、対面及びオンライン双方の取組を通じて、今後一層の施策の推進を図るとともに、民間団体等への波及を図り、社会全体で結婚に向けた気運を醸成していくことが必要である。

一方で、民間企業等が展開する結婚相談所やマッチングアプリにおいて、結婚相手紹介サービスを不正に利用した事案等も発生している。近年ではマッチングアプリでの活動は非常に重要な婚活の手段ともなっており、利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、社会全体の結婚気運の醸成に向けた取組を積極的に推進するとともに、自治体による結婚支援の取組を充実させること。
（２）国は、出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

３　母子保健施策の充実

１　不妊治療等に関する支援の強化

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

妊娠・出産を望む方の不妊症・不育症の検査・治療に対する支援を充実させること。

＜現状・課題＞

国立社会保障・人口問題研究所が実施した第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）の結果では、不妊を心配したことがある（又は現在心配している）夫婦の割合は年々増加の傾向にある。

国は不妊治療について、都の要望どおり、令和４年４月から保険適用を開始し、ガイドライン上でＡ又はＢランクとされた治療が保険収載された。また、Ｃランクの治療の一部については先進医療として保険診療との併用が可能となった。都は、不妊治療を行う際の経済的負担を軽減するため、令和４年度から、保険診療で体外受精・顕微授精を行う際に併せて実施した先進医療に係る費用を助成してきた。しかし、不妊治療における経済的負担は未だ重いことから、都は、令和８年度から、新たに保険診療の体外受精及び顕微授精を含めた自己負担額について、助成することとした。

＜具体的要求内容＞

子供を望む方が安心して不妊治療に取り組めるよう、保険診療の体外受精及び顕微授精並びに先進医療の自己負担分について、国の責任と財源において、自己負担の軽減を図る支援を行うこと。

２　卵子凍結等への支援

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局・保健医療局）

希望する方が安心して卵子凍結や無痛分娩を選択できる環境を整備すること。

＜現状・課題＞

卵子凍結は、子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つである。

卵子凍結については、都が令和５年度から助成を実施した後、山梨県が令和６年度から卵子凍結支援事業、大阪府が令和７年度から早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業を開始するなど、自治体での取組が先行している。

国は、新たに、卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発と卵子凍結による妊よう性温存等に係る課題検証のためのモデル事業を行う。モデル事業では、広義の医学的適応の卵子凍結に関する検討を行うこととしており、健康な女性が行う卵子凍結については、広義の医学的適応の比較対象として取り扱われている。

また、実施割合が上昇している無痛分娩については、都が令和７年 10 月から費用助成等を開始しているが、国は、令和７年６月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する」とされているものの、第 221 回国会（令和８年特別会）に提出された健康保険法等の一部を改正する法律案では無痛分娩にかかる費用については具体的な明記はなく、安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境整備のための具体的な方策についても示されていない。

＜具体的要求内容＞

（１）卵子凍結による妊よう性温存等に係る課題検証のためのモデル事業について、先行して事業を実施している地方自治体の取組も参考に知見の収集や知識の普及を行うこと。

（２）女性の人生の選択肢を広げるため、健康な女性が行う卵子凍結についても十分なデータを収集し、課題等を検証すること。

（３）収集した知見や卵子凍結に関する様々な課題等の検証結果については、自治体にも共有すること。

（４）妊婦が希望に応じて安心して選択できるよう、無痛分娩に必要な環境の整備を早期に進めるとともに、経済的負担軽減を図ること。

４　子供・子育て施策の推進

１　子供・子育て支援における施策の充実

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局・子供政策連携室・生活文化局・産業労働局）

（１）子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

＜現状・課題＞

国は令和５年 12 月に「こども未来戦略」を取りまとめ、今後３年間で加速化して取り組むこども・子育て政策として、75 年ぶりの職員配置基準改善、保育士等の更なる処遇改善、児童虐待防止や社会的養護の充実など多様な支援ニーズへの対応等を進めることとしているが、その財源については、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置を講じる必要がある。

しかしながら、公定価格の基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

加えて、国は、令和８年度予算において保育対策総合支援事業費補助金、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金、母子保健衛生費国庫補助金等の大都市特有の事情を考慮せず、財政力指数が１を超える場合などに補助率を引き下げることとしている。

また、現下のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に対しては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を交付するとともに、令和７年度については「公定価格における運営継続支援臨時加算」等により臨時的に対応しているが、保育所や学童クラブ、児童養護施設等の安定的な運営を確保し、保育サービスや学童保育サービス、社会的養護の質の維持向上を図るためには、公定価格に反映させるなど物価高騰への抜本的な対策が必要である。

＜具体的要求内容＞

保育サービスの充実をはじめ、地域の子育て支援、児童虐待防止や社会的養護等の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保すること。

公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。また、財政力指数等を理由とした補助率の引き下げを行わないこと。

現下の物価高騰の影響も踏まえ、保育サービスや学童保育サービス、社会的養護の質が低下することのないよう、必要な財源を措置する恒常的な仕組みを構築すること。

（２）公定価格について、地域の実情等を踏まえ、保育所等が必要な人材を確保できるよう、確実に財源措置を行うこと。

＜現状・課題＞

保育所等における公定価格の地域区分については、近年、隣接する地域の区分に合わせて引き上げを行う補正ルールの見直しが行われている。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圏や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。令和７年度から、国家公務員等の地域手当の区分設定については、市町村ごとから都道府県ごとにすることを基本とする見直しが行われたが、公定価格における地域区分の見直しは実施せず、引き続き議論することとされている。

３歳児に係る職員配置基準については、平成 27 年度から、20:1 から 15:1 に改善した場合の加算措置が設けられ、令和６年度から、年齢別職員配置基準が 20：１から 15：１に改正されるとともに、保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間適用しないこととする経過措置が設けられていた。今般、国は、３歳児の年齢別配置基準について、経過措置期間を令和９年度末までとする省令改正を行ったが、現在、加算措置とされている３歳児の職員配置改善に係る財源措置について、経過措置期間終了後の対応が明らかにされていない。

＜具体的要求内容＞

公定価格の地域区分について、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえ、保育所等が必要な人員を十分に確保できるよう設定すること。

保育所等における３歳児の職員配置基準の経過措置終了に伴い、保育所等において必要な人員が十分確保できるよう、公定価格において確実に財源措置を行うこと。また、経過措置の終了までに保育所等が必要な対応を行えるよう、早期に財源措置について明らかにすること。

（３）多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所が果たしている役割に鑑み、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

＜現状・課題＞

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に

対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応しているほか、保育所等に求められる地域の子育て支援にも貢献している。こうした重要な役割を果たしているにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

＜具体的要求内容＞

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が必要な保育サービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

（1）区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

　また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

（2）大都市のニーズに柔軟に対応し、かつ保育所に準ずる独自の基準を定めている都の認証保育所が果たしている役割に鑑み、十分な財政措置を講じること。

（3）保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

（4）育児休業制度について、「クオータ制」等の諸外国の男性育児休業促進に向けた仕組みを検証し、男性育児休業の更なる取得率の向上や長期化を促す制度の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

都は、愛称「育業」の活用などにより、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える社会全体のマインドチェンジを進め、望む人誰もが「育業」できる気運の醸成に取り組んでいる。働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、更なる育児休業制度の充実を図ることが重要である。

近年、女性のみならず、男性の育児休業取得も進みつつあり、令和7年度に都が実施した「男女雇用平等参画状況調査」では、都内民間企業における育児休業取得率は61.2%となっているが、いまだ約4割の男性は取得していない状況にある。同年度に都が実施した「男性の家事・育児実態調査」では、「どうすれば男性の育児休業が増えるか」という質問項目に対し、「育児休業中の収入源の影響

が少なくなる」と回答した割合が最上位の約 44%となっている。育児休業を希望する全ての人が安心して取得できるようにするためには、経済的負担の解消が課題となっている。

上述の「男女雇用平等参画状況調査」では、育児休業取得率は男性 61.2%に対し女性 90.2%であり、３か月以上の育児休業取得割合も男性 36.6%に対し女性 82.9%であることから、育児休業取得率・育児休業取得期間ともに男女間で大きなギャップが存在する。他方で、令和４年度に行われた国の「新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査」では、子供がいる男性は家事・育児時間を増やしたいが、子供がいる女性は仕事時間を増やしたいと回答する割合が高くなっている。加えて、令和５年度に都が実施した「男性の家事・育児実態調査」では、育児休業期間が長い男性ほどその後の育児時間も長くなるという相関が示されている。こうしたことから、男性の育児休業について、取得率の向上に加え、希望に応じて十分な期間を取得できる環境を整えることが、女性活躍促進の観点からも重要である。

一方､男性の育児休業取得率の向上や育児休業取得期間の長期化が進むことで、代替人材の確保や業務効率化などの事業主負担が増える懸念がある。

また、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）等の改正により、平成 29 年 10 月から、原則１歳までの育児休業期間について、６か月の延長が２回まで（２歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

さらに、事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

＜具体的要求内容＞

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

（１）「クオータ制」など諸外国の男性育児休業促進に向けた仕組みを検証し、育児休業給付金の給付率の更なる引き上げ、または出生後休業支援給付金の給付期間の延長など、男性育児休業の更なる取得率の向上や長期化を促す制度の見直しを行うこと。

（２）男性の育児休業促進に取り組む中小企業への税制優遇・補助制度等の拡充等を図ること。

（３）保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。

（４）希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

（５）対象世帯の所得に関わらず、０歳から２歳児までの全ての子供について保育料無償化を早期に実現すること。

＜現状・課題＞

国は、平成 29 年 12 月に取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」において、０歳から２歳児までについては、まずは待機児童の解消を優先とし、当面は、住民税非課税世帯を対象として無償化を進め、更なる支援については、安定財源の確保と併せて検討するとしている。

しかし、待機児童が「ほぼ解消」している中、全ての家庭の保育料無償化やその財源の確保に向けた具体的な検討に着手する時期が到来している。

国では、３歳から５歳児までの全ての世帯及び０歳から２歳児までの住民税非課税世帯を対象として、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を開始しているが、０歳から２歳児までの住民税課税世帯については、全ての世帯ではなく、多子世帯を対象とした保育料負担軽減であり、その内容も年収 360 万円未満の世帯や第１子が保育所等を利用している世帯を対象としたもので、収入制限や年齢制限を設けている。

また、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

こうした中、都は、少子化対策は一刻の猶予もないことから、多子世帯の負担軽減について、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた全ての多子世帯の保育料の負担を軽減してきており、令和５年度からは第２子の保育料を無償化した。さらに、令和７年９月から国に先駆けて第１子の保育料の無償化を実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、０歳から２歳児までの全ての子供の保育料無償化を早期に実現すること。

（２）国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する自治体への財政支援を行うこと。

（６）自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

令和８年２月の人口動態統計速報において、我が国の出生数は 10 年連続で過

去最少を更新する年間約 70.6 万人となっており、もはや少子化は一刻の猶予もない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、都は、０歳から 18 歳までの子供を対象に、一人当たり月額５千円、年額６万円を給付する取組を実施しているが、自治体が独自に行う経済的給付は、現在の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）では課税対象となる。一方、国の制度である児童手当は、課税対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

２　多様な保育ニーズに対応するための支援の充実

（提案要求先　こども家庭庁・財務省）
（都所管局　福祉局）

（１）保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

＜現状・課題＞

都においては、引き続き、局地的に発生する保育需要を踏まえた保育の受け皿確保に取り組む必要がある。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きく乖離している。平成 29 年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、令和８年度からは、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村であり、かつ国庫補助額が１億円を超える区市町村については、補助率が２分の１から３分の１へと引き下げられた。また、土地借料への支援に関しては、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

＜具体的要求内容＞

保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

また、建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の額が乖離している都市部においては、財政負担が大きいことを踏まえ、補助率を引き上げること。さらに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。

（２）安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

＜現状・課題＞

より良い保育サービスを提供するためには、今後も保育人材の確保・定着は重要である。

国の保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成 29 年度から、採用後 10 年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和７年度は、採用後５年目までに縮小された。

また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

加えて、平成 30 年度からは、待機児童数が 50 人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和２年度からは、直近２か年の待機児童数が連続して50人未満かつ直近２か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和３年度からは、直近２か年の有効求人倍率が連続して２未満の区市町村

について、対象が採用後５年目までとされたほか、平成 30 年度から、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村については、交付額が従前の４分の３に縮小されている。

さらに、令和２年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。その上、令和７年度からは、補助基準額の上限が 82,000 円から 75,000 円へ減額され、加えて、一人１回限りの適用とする見直しが行われた。この見直しは、大都市の住宅事情や大都市で働く保育士の働き方に見合った制度となっておらず、また、新たに、事業者や自治体において過去の適用状況を確認する事務負担が生じるとともに、潜在保育士が再び保育士として働く意思を阻害することも懸念される。

また、令和７年度は、国が宿舎借り上げ支援事業の交付額を減額しており、自治体の事業執行に大きな影響が生じ、保育士の確保・定着の取組が進まないことが懸念される。

＜具体的要求内容＞

保育士宿舎借り上げ支援事業について、採用年数の縮小や交付額４分の３の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。

加えて、周辺自治体と比較して低い補助基準額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。

補助基準額の上限については、大都市の住宅事情を踏まえたものとなるよう、補助基準額を増額すること。

一人１回限りとする新たな要件について、事業者や自治体の事務負担が増大しないようにするとともに､潜在保育士の働く意思を阻害しないよう配慮すること。

補助金交付額の減額は、保育サービスの安定的な提供を脅かす極めて重大な問題であるため、国の責任で必要な財源を確保すること。

３　学童クラブの設置促進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）学童クラブの待機児童解消に向けた支援を充実すること。
（２）学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

＜現状・課題＞

学童クラブは､就学後も安心して過ごせる生活の場を児童に提供するとともに、保護者の就労支援のために欠かせないサービスになっている。しかし、女性就業率の上昇等を背景に学童クラブの利用ニーズは引き続き高まっており、小学校入学を契機として仕事と子育てとの両立が困難となる、いわゆる「小１の壁」が課題となっている。加えて、平成 27 年度から利用対象が小学６年生まで拡大したこと等により、希望しても登録できない待機児童数が増加し、現在も高い水準で推移している。

学童クラブの運営実態に対する公的支援について、国は平成27年度以降、運営費の補助基準額の見直しや補助メニューの充実などを図ってきたものの、運営費に係る補助額は、依然として総事業費を大きく下回っている。

都は、こうした現状を踏まえ、待機児童解消計画を策定した区市町村に対し、整備費に係る区市町村負担軽減や児童館等を活用した多様な居場所づくりなどへの支援を行ってきた。加えて、令和７年度からは、賃借料補助、利用調整支援事業、送迎支援事業の上乗せ補助を実施している。

また、サービスの質の向上を目的として、同年度より、国の基準を上回る職員配置（１支援当たりの放課後児童支援員の数を３人以上）を要件とする認証学童クラブ事業を開始し、その運営水準を確保するために必要な経費への支援を行っている。

さらに、令和８年度から学童クラブで働く職員の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とし、学童クラブ従事職員宿舎借り上げ支援事業を都単独で実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）学童クラブの整備や賃借料に係る補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、利用調整や送迎支援などについて、待機児童が多い地域の実情に応じて対応できるよう十分な財政措置を講じるなど、待機児童解消に向けた支援を充実すること。
（２）区市町村が、地域の実情に応じて、職員の増配置、保護者ニーズが高い学童クラブの時間延長等への対応や、放課後児童支援員の資質向上や処遇改善など、学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

４　企業が取り組む次世代育成支援の推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

（１）男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の意向確認の義務化などの周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。

（２）従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業の主体的な取組を促進するとともに、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。

（３）子の看護等休暇について、法定の対象学年の引上げ及び子の人数に応じ利用日数が増える仕組みへの拡充を図るほか、ひとり親に配慮した取組への支援や休暇制度の有給義務化も含め、制度の実効性を高めること。

（４）いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

＜現状・課題＞

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和７年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が88.3%である一方、男性は50.9%となっており上昇傾向にあるものの男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などが盛り込まれた育児・介護休業法（平成３年法律第76号）が施行されており、令和７年４月以降段階的に施行された法改正の内容を含め、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度（育児目的休暇等）の措置を設けること

が努力義務となっているが、令和７年 10 月からは育児期の柔軟な働き方を実現するための複数措置が加わっており、これらが職場で活用されるには、事業主への周知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入時間の差などがある小学校就学後も所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を利用できるよう、子育てと仕事の両立に向けた法整備等を行う必要がある。

なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などのほか、法改正の内容についても周知徹底することにより、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。

（２）育児目的休暇等の導入など従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業の主体的な取組を促進するとともに、復職後の両立をしやすくするための環境の整備を要件とした助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。

（３）子の看護等休暇について、法定の対象学年の引上げ及び子の人数に応じ利用日数が増える仕組みへの拡充を図るほか、ひとり親に配慮した取組への支援や休暇制度の有給義務化も含め、制度の実効性を高めること。

（４）安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

参　　考

【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日　下記１・２：令和４年４月１日　３・４：令和４年 10 月１日　５：令和５年４月１日）

１　個別の周知・意向確認の措置の義務付け
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け

２　有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が１年以上である者」を廃止

３　出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）

４　育児休業の分割取得

育児休業（３の休業を除く。）について分割して２回まで取得可能とする。

5　育児休業の取得状況の公表の義務付け

常時雇用労働者数 1,000 人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

（施行日　令和７年４月１日）

1　所定外労働時間を免除する対象を子の小学校就学前まで広げる。

2　３歳未満の子を養育する場合に講ずる短時間勤務制度の代替措置の努力義務にテレワークを追加

3　子の看護休暇については、小学３年生修了まで対象を広げ、感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式を対象に追加

4　男性の育児休業について、300 人を超える企業まで取得状況の公表義務を広げるとともに、新たに 100 人を超える全ての企業に目標設定を義務付ける。

（施行日　令和７年 10 月１日）

1　企業は、子の３歳から小学校就学前までは、①始業時間等の変更、②テレワーク等、③保育施設の設置運営等、④養育両立支援休暇の付与、⑤短時間勤務制度の中から二つ以上を設置することを義務付ける。

【育児・介護休業法の概要】（ハラスメント関連部分）

1　いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設

（１）事業主による妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

（２）上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け

（３）派遣労働者の派遣先にも以下を適用

・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止

・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

2　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化

事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

５　高等学校等における授業料の無償化等

１　高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室）

国の責任と財源において高等学校等の授業料の無償化を一層推進すること。

＜現状・課題＞

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現すべきである。都はこれまで、独自に高等学校等における就学支援に係る取組を進めてきた。

今般、国は高等学校等就学支援金について、令和８年度から収入要件の撤廃等の大幅な見直しを行い、国として学校教育費に係る支援の一定の方向性を示した一方、国と地方の役割分担の在り方については、４分の１の都道府県負担を導入すること及び地方負担の全額を基準財政需要額で算入し、普通交付税を算定することとしたが、高等学校等の授業料の無償化は国の責任と財源において実現すべきものである。加えて、外国籍生徒等の中には支援対象外となる生徒が残されるなど、検討課題は依然として残っている。

また、就学支援金の支給期間は従前から全日制課程で 36 月、定時制課程及び通信制課程で 48 月までとされているが、留年等において上記の支給期間を超えた生徒についても、無償化の対象とすべきである。

なお、都においては、自分のペースに合わせてじっくり学びたい生徒、高校を中途退学した生徒など、全日制高校では自身の能力や適性を十分に生かしきれない生徒のための高校（チャレンジスクール等）を設置している。このような学校をはじめ、特に定時制課程及び通信制課程の学校では４年を超えて在籍する生徒が一定規模存在する。

また、定時制課程及び通信制課程（単位制による課程）において国の無償化の対象となるのは、卒業に必要な 74 単位まで、また、年間に 30 単位までとしており、その単位数を超えるものについては、無償化の対象とはならず、超過する単位に相当する授業料の納入が発生する。全日制課程や定時制の単位制によらない課程では授業料が定額のため 74 単位を超えて、また、年間 30 単位を超えて履修しても、授業料は発生することはないが、単位制課程が自発的に履修する場合等には、超過する単位に相当する授業料を徴収することになり、不公平感がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国の責任と財源において高等学校等の授業料の無償化を一層推進すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）以下の事情に該当する授業料について、無償化の対象とすること。

ア　留年等の理由により、全日制課程で 36 月を、定時制課程及び通信制課程で 48 月を超えて在籍する者の授業料

イ　定時制課程及び通信制課程の単位制により授業料を規定している場合において、履修単位数が 74 単位を、年間の履修単位数が 30 単位をそれぞれ超えた分の授業料

ウ　月の中途で転学した場合の、転入した学校の一月分の授業料

（３）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

（４）無償化の申請については、申請書は不要又は形式的なものとするなど、保護者・生徒等にとって負担がない簡便な方法とすること。

（５）無償化の実施に係る事務経費についても、都道府県の負担が発生することがないよう全額国が負担すること。

２　私立高等学校等の授業料の無償化等

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　生活文化局・子供政策連携室・総務局）

（１）私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も国が全額負担すること。

（３）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

　また、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

（４）現状の支援の中においては、高等学校等就学支援金制度に係る費用について、国の責任で全額を措置するとともに、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

（５）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

＜現状・課題＞

　教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実

現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。 都は、子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施するため、私立高校及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料について、令和６年度から、国の就学支援金と合わせて、独自の特別奨学金等により、保護者等の所得にかかわらず都内私立高校平均授業料額まで支援している。

一方、国は、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化において、令和８年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を 45 万 7,200 円に引き上げることとした。しかし、都内私立高校の平均授業料を依然として下回っている状況である。また、国と地方の役割分担の在り方については、４分の１の都道府県負担を導入すること及び地方負担の全額を基準財政需要額で算入し、普通交付税を算定することとしたが、私立高等学校等の授業料の無償化は国の責任と財源において実現すべきものである。

現在は、国の制度と都の制度が併存することにより、保護者等や私立学校等は二つの制度への申請・審査が必要であり、都としても二つの制度を運用する必要があるなど、複雑な仕組みや事務負担が課題となっている。

就学支援金については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっているが、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、都は、令和５年度から、国が開発した高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を活用してオンライン申請を開始しているが、「e-Shien」では、繁忙期における不安定な稼働や昼間時メンテナンスによる利用機会の制限、不備申請につながる入力画面、入出力データの制約など機能が不十分であり、利用者の申請・審査や都道府県事務の効率化の障害となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も国が全額負担すること。

（３）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

　また、国の制度と地方自治体の制度が併存することを踏まえ、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

（４）現状の支援の中においては、国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置するとともに、都道府県からの意見を踏まえ、利用者に

とって分かりやすく、事務の効率化に資するよう高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

（５）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

参　　考

○　都の現状

＜私立高等学校等特別奨学金＞　　単位：百万円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助総額	13,666	13,924	11,322	12,307	13,005	13,444	51,277	44,918

＜就学支援金＞　　単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	162,458	128,062	150,123	145,618	162,224	142,020	141,058	136,602
都の高等学校就学支援金事務に係る経費	470,317	559,043	525,594	520,090	566,535	697,863	679,690	673,321

６　高等教育に係る経済負担の軽減

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　子供政策連携室・総務局・生活文化局・教育庁）

高等教育費の家計負担の在り方を抜本的に見直すこと。

＜現状・課題＞

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行している。令和７年の都内の日本人出生数は 10 年ぶりに増加に転じ、令和８年上半期は 4.7％の大幅な増加となった。一方、全国では、令和８年上半期は 0.4％増となったものの、令和７年の出生数は 10 年連続の減少で 67.1 万人となり、統計史上最少を更新している。

急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機である。少子化の要因は多岐にわたっているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和７年６月に実施した「第 17 回出生動向基本調査」では、夫婦が理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が最多となっており、教育費の負担の大きさは主要因の一つとして挙げられている。

中でも高等教育費の家計負担については、令和７年に経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）が公表した「図表でみる教育（Education at a Glance）ＯＥＣＤインディケータ」によると、日本の家計負担の割合は 51％であり、ＯＥＣＤ加盟国の平均である 19％の２倍超となっており、諸外国と比較しても非常に高い水準にある。

日本学生支援機構が実施した「令和６年度学生生活調査」によると、半数程度の学生が何らかの奨学金を受給している。奨学金の返済という経済的負担が、結婚・妊娠・出産・子育てなどの生活設計に影響を与えていることも懸念される。

国においては、平成 29 年度から住民税非課税世帯等の要件を満たす学生を対象に、我が国で初めての給付型奨学金事業が導入された。その後、令和２年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、授業料・入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の支給額・支給要件等の拡充が実施された。さらに、同制度について、令和６年度には理工農系学生及び多子世帯の中間層に支援対象が拡大され、令和７年度からは多子世帯の学生等の授業料等無償化について措置が講じられている。

一方、都は、東京都立大学等において、学生の学修機会の確保を目的として、国を上回る水準で授業料の減免等支援を行うとともに、都内の子育て世帯の教育費の負担軽減の観点から、所得制限を撤廃し、住所等の要件を満たす世帯を対象に令和６年度から授業料の実質無償化を実施している。

また、東京の持続可能性を支える人材の安定的な確保と若者の経済的負担軽減のため、奨学金を借りていた学生が、都内の教員や技術系の公務員になった場合、都が本人に代わり奨学金の一部を返還する事業を令和７年度に開始した。令和８年度からは、東京の治安維持・強靭化を支える警察人材及び消防人材を対象とした奨学金返還支援を新たに実施している。

高等教育費における家計負担の在り方については、国家的な視点で制度設計を行い、将来を見据えて継続的に見直しを行うべき課題であり、保護者等の所得に

より学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において支援を更に拡充していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）高等教育の修学支援新制度について、授業料等減免や給付型奨学金の支援対象の拡大・給付型奨学金の給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

　また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。

（２）高等教育に係る経済負担の軽減に当たっては、高等教育の修学支援新制度の充実に加え、貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含め、若者・子育て世代の実情を踏まえた支援策を講じること。

7　学校給食費の抜本的な負担軽減

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室・生活文化局）

（１）小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減に当たっては、良質な学校給食が提供できる水準とし、国において確実に財源を確保すること。また、非喫食者支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。
（２）中学校段階等の抜本的な負担軽減も早期に実現すること。
（３）私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して独自に実施する支援事業について、必要な財政的支援を実施すること。

＜現状・課題＞
学校給食は、児童及び生徒の心身の発達と、食に関する正しい理解や適切な判断力を養う上で大きな役割を果たすものである。一方で、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）等により、小学校段階並びに中学校段階並びに夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の食材費等の学校給食費は保護者の負担とされており、子育て世帯にとって大きな負担となっている。
こうした中、都は、令和６年度より、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が負担するとともに、都内の区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用を支援することとした。都内区市町村は、都の支援も活用しながら給食費の保護者負担軽減に取り組み、令和７年１月に、都内全ての公立小中学校において学校給食費が無償化された。
国においても学校給食費無償化の検討を進め、令和７年 12 月 19 日の「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」において、令和８年４月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することが示された。しかし、支援の基準額とされた一月当たり 5,200 円（特別支援学校小学部は 6,200 円）は、都内公立小学校及び特別支援学校小学部の平均給食費を下回っているほか、制度構築に当たり２分の１の都道府県負担が導入され、この地方負担について、令和８年度は地方財政措置とされた。また、中学校給食については、「小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討」とされた。
区市町村からは、学校給食法を改正するとともに、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の負担において学校給食の無償化が進められるよう国に働き掛けることなどの要望が寄せられている。
また、国は、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施し、中学校給食についても検討するとしているが、夜間課程を置く高等学校並びに特別支援

学校幼稚部及び高等部の学校給食費については未だ議論されていない。
　これらのことも踏まえ、国においては、抜本的な負担軽減に留まらない、大胆な政策を早期に具体化するよう求める。

＜具体的要求内容＞
　国の責任において抜本的な負担軽減に留まらない、大胆な政策を早期に具体化するとともに、次のとおり、都道府県が実施する独自の無償化の取組を安定的かつ継続的に実施できるようにすること。
（１）小学校段階について、子供たちの健全な成長を支える学校給食費の抜本的な負担軽減について以下の措置を早期に講じること。
　①　給食費支援の基準額については、子供たちに良質な給食が提供できるよう、地域の物価上昇の状況等を十分に踏まえた水準とすること。
　②　地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し、国の責任において確実に財源を確保すること。
　③　非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業において、学校給食の提供に必要な調理場等の施設に係る工事・点検により、やむを得ず学校給食が提供できない場合の負担軽減等、支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。
（２）中学校段階並びに夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の給食費の抜本的な負担軽減についても早期に実現すること。
（３）私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して、都道府県が独自に実施する支援事業に対して、必要な財政的支援を実施すること。

03 ダイバーシティ 教育

１　高等学校における教育のあり方について

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、１単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。

（２）制度の抜本的な見直しが図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。

（３）オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。

（４）特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。

また、特別免許状の国における一定の授与基準・目安の提示、並びに高度に専門的な知見を有する外部人材を対象に、教科の専門分野に関する勤務経験等の要件の短縮を図ること。

＜現状・課題＞

情報通信技術の革新やコロナ禍などを経て、オンライン会議・テレワーク等が浸透し、就業形態、雇用形態は大きく変化している。また、生成ＡＩ等デジタル技術の発展、世界の気候変動や自然災害、紛争をはじめとする世界情勢の混迷など、社会の状況は劇的な変化が進み予測困難な時代が到来している。

全ての子供の可能性を引き出し、学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や幸福（Well-being）を実現するためには、学習の成果を生徒が生涯を通じて保持し続け、努力や成果を振り返りながら自己肯定感や学習意欲を高めていく視点が重要である。

こうした状況の中、学校教育においては、国における様々な制度改善、各教育委員会や学校における工夫などにより、社会変化に対応する教育を実践してきた。高等学校の教育については、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められており、社会の変化に速やかに対応していく必要がある。

しかし、多くの高等学校では、集団の生徒に対し、教員が教室での学びを中心に授業を行うといった教育のスタイルに留まっており、根本的な変化を遂げることができずにいる。

高等学校への進学率は約 99%に達し、積極的に学びに向かうことができない生徒や、知識を現実の社会と結び付けて理解することが難しい生徒、外国に背景のある生徒など多様な生徒の個別のニーズに対応することが求められている。彼らの入学動機や進路志望、興味・関心や学習経験・意欲・背景にある生活環境等は、一人一人それぞれに異なり、非常に多様なものとなっている。

そこで、学校における学びの在り方そのものの根本的視点から見直しを図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して、全ての生徒がそれぞれの興味関心に応じて自ら伸び育つ教育を展開しなければならない。

このような喫緊の課題に対し、デジタルとリアルの最適な組合せにより学校内外で学ぶことができるよう、学び方や教え方の学習基盤の変革、学習指導要領等の柔軟で弾力的な運用、教員が学びの伴走者として生徒に対応する意識改革などを推進し、「新たな教育のスタイル」への転換を早期に実現していく必要がある。

こうした観点から、特に重要な事項として、以下要求する。

＜具体的要求内容＞

（１）現代の子供の課題を解決する教育を実現するためには、より柔軟で個別最適な学校づくりが必要であることから、学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、１単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。

（２）制度の抜本的な見直しが図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。

（３）制度の見直しや柔軟な運用を実現する際、オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。

（４）最新の知識や技術を生かした高度で専門的な学びを実現するため、外部の専門人材を学校で柔軟かつ即座に活用できるよう、特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。特に、学校が独自の新たな学校設定教科・科目を設置する際の指導者について、優れた知識経験等を有する社会人等を確保するため、特別免許状の授与基準・目安の提示や、勤務経験等の３年要件の短縮を求め、迅速な確保に繋げるとともに、授業のみならず、評価や単位認定等を含め、年間を通じて教科・科目を担当できるよう改善を図ること。

２　教育のデジタル化の推進に向けた支援

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）一人１台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和 11 年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。

（２）一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和 11 年度以降も継続するとともに、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。

（３）端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末、Ｗｅｂフィルタリング機能、端末処分に係る費用等も、休業期間や日頃のＩＣＴ利活用、端末更新時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（４）校内通信ネットワークの円滑な運用のための技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に係る補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（５）ヘルプデスク設置、ＩＣＴ支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にＩＣＴ支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。

（６）次世代校務ＤＸ環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（７）校務ＤＸを幅広く実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財政支援を行うこと。

（８）モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。

（９）令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。

(10)「学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（2025～2027 年度）」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。

(11) 一人１台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。

(12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。

(13) 公立学校における生成ＡＩ等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、補助金による必要な財源措置をすること。

(14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方とそこに向かう工程を示すと共に、調査研究・採択に係る基準、ＡＩ等のデジタルツールの活用など事務負担の軽減に係る検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

＜現状・課題＞

緊迫する国際情勢、人口減少・少子高齢化に加え、デジタルが急激に進展する大変革の時代である。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人１台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ＩＣＴを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人１台端末等を整備する「ＧＩＧＡスクール構想」を前倒し、都では令和３年度までに全ての区市町村立学校において一人１台端末の整備が完了した。

一人１台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ＩＣＴ支援員やＧＩＧＡスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるＩＣＴ支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和７年７月に文部科学省より公表された「令和７年度　全国学力・学習状況調査」結果では、一人１台端末等のＩＣＴ機器を「ほぼ毎日」「週３回以上」活用すると回答した割合が、小学校では96.5%、中学校では94.3%となるなど、一人１台端末の利活用は前進した。今後も、デジタル教科書の導入や一人１台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人１台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人１台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

国は、令和５年度補正予算において、予備機を含む一人１台端末の計画的な更新に向けて、都道府県に基金を設置することとし、５年間同等の条件で支援を継続するとした。具体的には、児童生徒全員分の端末に加えて、予備機も補助対象となったほか、１台当たりの補助基準額はこれまでの４万5,000円から５万5,000円に増額された。そして、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進するとした。

一方、基金を造成するための予算としては、令和７年度補正予算までにおいて、令和10年度更新分までの予算とされており、後年度について方針が示されていない。

また、基金を活用して自治体が行う児童生徒一人１台端末の整備に必要な経費の内、地方負担分については、地方財政措置が講じられるとのことである。

言うまでもなく、一人１台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としつつ、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和11年度以降の更新分についても確実に補助金を措置する必要がある。

また、一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和11年度以降も継続するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、今後、一人１台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。このため、指導者用端末や予備端末等の更新費用につ

いても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人１台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備、Ｗｅｂフィルタリング機能の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。加えて、端末更新に当たっては、既存端末について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づく認定事業者への処理委託を行う等、再使用又は再資源化を含め適切な処分が必要となる。このため、これに要する費用に対しても財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のＩＣＴ支援体制について、国は、一人１台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和３年度第一次補正予算から「ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和５年度において、自治体が連携してＧＩＧＡスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしたが、当該事業自体も令和６年度に廃止された。令和７年度から令和９年度までは地方財政措置としたが、補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ＩＣＴに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。

ＧＩＧＡスクール構想が目指す学びの実現に向けて、文部科学省は、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備される措置を講ずるとしている。校内通信ネットワークの整備が完了した学校においても、デジタル教科書の導入を控え、一人１台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。文部科学省は、学校のネットワークの改善のためには、課題のある学校におけるネットワークアセスメントの実施の促進及びアセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善等に対する補助金を措置するとした。

しかし、国が設定している当該事業の１校当たりの補助単価が低く、学校の通信ネットワーク速度の改善に必要な経費を十分に充当できていない。令和８年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするＩＣＴ支援員が欠かせない。国は令和３年度、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部を改正し、ＩＣＴ支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ＩＣＴ支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。地方財政措置は令和９年度まで措置されることとなったが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援を一層充実していく必要がある。

統合型校務支援システムの整備率は年々上昇し、校務の効率化に大きく寄与してきた。しかし、システムを自前サーバに構築し、閉域網で稼働させており、校

務用端末も職員室をはじめとした利用場所が限定的であることから、一人１台端末の整備とクラウド活用を核とする教育ＤＸや働き方改革の流れに適合しなくなってきている。

こうした状況に鑑み、国は、自治体の次世代校務ＤＸ環境整備に係る初期費用を財政支援することとしたが、国が掲げたＫＰＩを達成するためには、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行う必要がある。また、学校全体の校務ＤＸを推進するためには、統合型校務支援システムだけでなく、その周辺システムであるダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツール等の一体的な整備・導入が重要であることから、これらに要する経費の財政支援が必要である。さらに、モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等の補助制度について、ＩＣＴを活用した家庭学習の重要性が増す中で、モバイルＷｉ－Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援が必要である。

また、令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方財政措置等、国のＩＣＴ環境整備の支援の在り方を規定するものとなるため、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討しなければならない。その際、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

一人１台端末更新の基金創設により、補助金事務の主体が国から都道府県に切り替わったことや､都道府県を中心とする共同調達を推進していくこと等に伴い、都道府県や区市町村の事務負担が非常に増大している。国は、事務負担軽減の観点から、都道府県による補助金や調達事務等の制度構築、区市町村も含めた実務遂行等に対して、最大限の支援を図らなければならない。

都では、高校段階における一人１台端末整備において、一人一人の進路実現に資するために家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で活用していくことが必要であることから、保護者負担による整備を行っているが、昨今の物価上昇等の影響により同一性能の端末を導入するに当たっても端末価格は年々上昇している。国は、高校段階一人１台端末整備事業を実施する都道府県に対して、端末整備費用に係る財政支援を実施することが必要である。

生成ＡＩなど先端技術の発展は日進月歩である。国は令和６年 12 月に「初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」において、学校現場において押さえておくべきポイントとして、利活用する場面や主体に応じた留意点について、現時点の知見を具体的に示したが、学校現場での活用のためには、人員及び環境の整備が不可欠である。

国では、デジタル教科書について、令和６年度から、小学校５年生から中学校３年生までを対象に「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとなったが、「英語」は全校対象に提供されているものの、「算数・数学」は約５割の学校への提供にとどまっている。このため、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校の中で提供状況に差が生じており、デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

また、デジタル教科書を巡る動向として、令和３年６月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和４年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和６年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。さらに、令和８年４月７日にデジタル教科書を正式な教科書とする学校教育法改正案などの関連法案が閣議決定された。上記の状況を踏まえ、デジタル教科書の調査研究・採択の際の判断基準、具体的な活用方法等について更に検討を進める必要がある。

併せて、「主たる教材」としてのデジタル教科書の内容が示されないまま、従来の紙の教科書のように、文部科学省検定年度の３月末に検定結果の公表、翌年度４月末までに見本本の送付、その後に調査研究項目の設定・調査研究方法の検討及び実施、東京都内の各設置者に対し指導助言を行い、８月末までに教科書採択を行うスケジュールで調査研究及び採択を行うことは不可能である。

さらに、教科書関係業務は内容が複雑・多岐であり、作業量も膨大であることから、関係する職員の事務負担は極めて大きい。今後、デジタル教科書が正式な「教科書」となることで作業量が更に増えることが予想されることから、負担軽減のための方策を検討する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）一人１台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和 11 年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。

（２）一人１台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和 11 年度以降も継続するとともに、端末補助に係る地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。

（３）端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末、Ｗｅｂフィルタリング機能、端末処分に係る費用等も、休業期間や日頃のＩＣＴ利活用、端末更新時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（４）校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に関する補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（５）各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ヘルプデスク設置及びＩＣＴ支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にＩＣＴ支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。

（６）次世代校務ＤＸ環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

（７）学校全体の校務ＤＸが実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財

政支援を行うこと。
（８）モバイルＷｉ―Ｆｉルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。
（９）令和６年度に策定した「令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。
(10)「学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（2025～2027 年度）」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
(11) 一人１台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が非常に増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
(12) 義務教育段階を一人１台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
(13) 公立学校における生成ＡＩ等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、必要な財源措置をすること。
(14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存するが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう工程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。さらに、英語・算数・数学以外のデジタル教科書を導入する学校や区市町村教育委員会に対して財政支援を行うこと。

併せて、2030 年度にデジタル教科書も正式な教科書として導入するまでの工程等の全体像を速やかに示すこと。なお、デジタル教科書の調査研究にあたっては、項目及び方法の検討を行う相応の期間が必要となるため、見本本を提供されてから最低でも１年間以上の期間をとること。

また、工程の検討にあたっては、適切に教科書の採択が行えるよう、各設置者の意見を反映させるとともに、明確な判断基準を示し、活用可能な資料を適宜提供すること。

さらに、その後の年度においても、十分な調査研究期間を設けるため、教科書検定や見本本提供時期、教科書採択期限等について、見直しを含め適切な時期に設定をすること。

加えて、教科書関係業務（検定、採択、調査研究など）にＡＩ等のデジタルツールを活用することで、事務負担の軽減や働き方改革に繋がると期待する。ついては、ＡＩ等のデジタルツールを用いることによる著作権に係る課題の解決に必要な検討を早急に進め、検討結果を速やかに示すこと。

３　教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

（１）教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
（２）学びの多様化学校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うとともに、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。
（３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
（４）その他、校内教育支援センターの支援員の配置に係る費用を会計年度任用職員に限らず補助する等、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

＜現状・課題＞

昨年度文部科学省が実施した、令和６年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では 344,185 人、都内公立小・中学校では 31,335 人であり、依然高い水準にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、学びの多様化学校を設置している。

国においては、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和５年３月 31 日）及び「不登校児童生徒への支援の充実につい

て（通知）」（令和５年 11 月 17 日）を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和６年度問題行動等調査によると、全国に 1,873 施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は 31,923 人で、不登校児童・生徒全体の約 9.3%に過ぎない。このうち都では、区市町により 98 施設が設置され、3,667 人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約 11.7%という状況である。

また、学びの多様化学校については、令和８年４月現在、全国で 84 校しかなく、そのうち都内公立学校は 10 校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。

都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。また、学びの多様化学校を早期に整備できるよう、教員の配置や、新設時の環境整備に必要な経費の補助等の支援を行い、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校の子供が多い小・中学校に、校内教育支援センター支援員が配置できるよう、経費を補助したり、不登校対応を専門に担い、授業や担任をもたずに複数の中学校を巡回する教員を配置したり、中学校の空き教室を利用し、教科を指導する複数の教員を配置するチャレンジクラスを設置したりするなど、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成 29 年２月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや学びの多様化学校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（法第 10 条及び第 11 条）。

さらに、法第７条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成 29 年３月 31 日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援

不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。

（２）学びの多様化学校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

また、学びの多様化学校の設置促進のため、経費・土地・施設の負担を減らすことができるよう、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。

（３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

（４）不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、校内教育支援センターの支援員の配置に係る費用を会計年度任用職員に限らず補助する等、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

４　学校における働き方改革の実現

（提案要求先　文部科学省・スポーツ庁・文化庁）
（都所管局　教育庁）

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

＜現状・課題＞

学校における働き方改革については、国において、令和７年６月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 68 号）」（以下「給特法改正法」という。）が成立し、教員の処遇改善とともに、学校における働き方改革の一層の推進のため、令和 11 年度末までに時間外在校等時間を月平均 30 時間程度にするという目標等が定められるとともに、教育委員会に対しても業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表等が義務付けられ、教育委員会として様々な取組の実行が求められている。

都教育委員会は、令和５年度から令和８年度までの４年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（以下「実行プログラム」という。）を令和６年３月に策定し、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教員の割合を０％とするなどの目標を設定している。

その実現に向けて、外部人材の活用やＤＸの推進を積極的に進めるとともに、学校における業務のアウトソーシングやコンサルタントを活用した業務改革支援、ダッシュボードを活用した在校等時間の見える化など、様々な取組を進めている。

こうした状況の中、都内公立学校においては、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校等が連携して働き方改革に総合的に取り組み、令和７年度時点で、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教員の割合は減少傾向にあるなど一定の進捗がみられている。

しかしながら、都の掲げた月 45 時間を超える教員の割合を０％とする目標及び、法で定められた月 30 時間程度の目標達成に向けては、更なる取組が必要であり、都教育委員会は給特法改正法の内容を踏まえ、現行の実行プログラムを「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けるとともに、令和８年度中の改定も予定している。

国、都及び区市町村、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じ、教員の働き方改革の効果を確実にあげていくためには、国による更なる支援が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）全国共通の本質的課題である「教員の働き方改革」を一層推進するために、教員が担うべき業務の見直しや校務のＤＸ化、学校マネジメントの強化、指導・運営体制の充実など、業務量の削減や実効性の高い施策の充実を図ること。

　また、施策の実施に当たって、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対して確実に財源を措置すること。

（２）教育職員の勤務状況等に関する状況把握、業務分担の見直しや適正化に必要な環境整備等の教育委員会が行う在校等時間の長時間化を防ぐための取組について財政的支援等を行うこと。

①　業務の適正化に向けて学校・教員以外でも担うことが可能な業務のアウトソーシングに係る経費や、コンサルタントを活用して学校の業務改革を支援する経費について、財政的支援を行うこと。

②　教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）や、小学校において副担任相当の業務を担う外部人材、副校長を補佐する外部人材の配置に係る国庫補助を拡充するなど、財政支援を充実すること。なお、スクール・サポート・スタッフの通勤手当相当の経費及び副担任相当の業務を担う外部人材の人材派遣による配置も補助対象経費とすること。

③　小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。

④　校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任、司書教諭、校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。

⑤　専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。また、自治体によって学校数や部活動設置数等の規模が異なることから、地域の実態に応じた部活動の円滑な地域展開等を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。

04 女性活躍（ダイバーシティ）

1　女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

1　職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

（提案要求先　総務省・厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

女性の活躍を推進する観点から、企業など女性が就業する幅広い場における環境整備等の取組への支援や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

＜現状・課題＞

人口減少が進む中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、出産・育児等のライフステージの変化により女性の正規雇用比率が 30 代以降下がっていく傾向や、女性管理職比率が諸外国と比較し低い水準が続いており、こうした現状を打破する施策の充実が必要である。

平成 28 年４月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）により、常時雇用する労働者が 301 人以上の企業に対し行動計画の策定が義務化された。さらに、令和４年４月には、対象が 101 人以上の企業に拡大され、同年７月には、301 人以上の企業に対し男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化された。

また、令和８年４月に施行された改正女性活躍推進法により、同法の期間が 10 年間延長され、男女間賃金差異の公表義務は 101 人以上の企業に拡大されるとともに、女性管理職比率の公表が 101 人以上の企業に対して義務付けられた。

こうした制度の実効性を高め、社会全体で女性活躍を一段と加速するためには、企業等における取組をさらに促進するとともに、女性があらゆる分野で能力を発揮できる環境整備を進めていくことが重要である。都は、令和８年７月から東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例を施行し、すべての企業に女性が活躍できる環境の整備に必要な取組を主体的に行うことを責務として定めている。

女性が就業し活躍できる職域の拡大も重要である。

男性が大多数を占める業界では、近年、雇用に限らず個人事業主などの形態で、土木現場等で活躍する女性が増えている。しかし、こうした現場においては、トイレ等労働衛生面の環境整備の改善がなお課題となっている。

また、地方自治体の首長には労働者向けの産前・産後休業や育児休業が適用されず、地方自治法においても、首長が出産等で職務を離れることを前提とした規

定はない。幅広い人材が組織の最高責任者として就業し、その職務と出産等のライフイベントを両立することを前提とした法制面の対応が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等、女性活躍推進法の延長後も改正内容に応じて、引き続き強化すること。

　また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

（２）女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

（３）男女間賃金差異の解消に向け、企業における実効性ある取組が着実に進むよう、引き続き施策を講じること。

（４）女性の職域拡大が進むよう、建設や運輸などの現場において、個人事業主等を含む女性が働きやすい環境整備について法制面での対応を図るなど改善を促進すること。

（５）地方自治体の首長が出産等により職務を離れる期間を「事故」と取り扱う地方自治法の現行のあり方を見直し、職務代理の要件に出産等を明記するなど、幅広い人材が出産等と両立しながら意思決定層の最高責任者として就業継続することを前提とした環境整備を促進すること。

２　いわゆる「年収の壁」等への対応

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

（１）いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の内容と今後の動向等について、企業の現場や就業調整をしている短時間労働者への浸透を図り、正確な理解を促進すること。
（２）短時間労働者の追加就労の障壁となる、企業の配偶者手当等について見直しを働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
（３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を着実に進めること。
（４）くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けて、幅広い理解を得ながら、着実に検討を進めること。

＜現状・課題＞

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約４割が就労している。その中には、収入が一定以上となった場合の社会保険料の負担や、収入要件のある企業の配偶者手当が不支給となることを防ぐため、就業調整をしている短時間労働者が一定程度存在する。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和４年 12 月全世代型社会保障構築本部決定）」では、被用者保険について、短時間労働者への適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間 20 時間未満の短時間労働者への適用拡大等を課題に掲げ、「女性版骨太の方針 2025」に、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行することが盛り込まれた。

令和５年 10 月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始され、当面の対応として、（１）106 万円の壁への対応（企業による社会保険適用促進手当への助成等）、（２）130 万円の壁への対応（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（３）配偶者手当への対応（企業の配偶者手当の見直し促進）が進められてきた。都は、このような手当の見直しを行った企業に対して、奨励金を支給している。また、国では、令和７年７月から、短時間労働者の労働時間延長への助成が新設され、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、制度の見直しや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取

り組む中小企業等に対する助成金の活用を促進している。

令和７年６月には社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和７年法律第 74 号）が成立し、被用者保険の適用を短時間労働者に拡大する方策として、賃金要件及び企業規模要件の撤廃等が定められ、令和８年から順次施行される。

こうした見直しを、人手不足解消はもとより、女性のキャリアアップや賃金上昇につなげていくため、企業の現場や就業調整をしている短時間労働者に正確な理解を浸透させていくことが重要である。

また、制度の更なる見直しについて、就業・家族形態の多様化が進む中での公平性の確保の観点や、家庭内の育児・介護等のケア労働の評価やそうした役割が特定の性別に固定化されないことの重要性について、社会全体の幅広い理解を広げながら着実に進めていくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の内容と今後の動向等について、企業の現場や就業調整をしている短時間労働者への浸透を図るとともに、就業時間数と収入の関係、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性、被用者保険加入のメリットなども含め、正確な理解を促進すること。

（２）短時間労働者の追加就労の障壁となる、配偶者手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働き掛けるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。

（３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者の被用者保険の適用要件の見直しに係る検討を国民年金制度との整合性等を踏まえつつ着実に進めること。なお、検討に当たっては、中小・零細企業の事業主負担に留意しつつ、当面の対応の効果を検証した上で進めること。

（４）くらし方や働き方の変化を踏まえ、働き方に中立な社会保障制度の実現に向けた検討について、引き続き幅広い理解を得ながら、着実に進めること。

05 ダイバーシティ 働き方

１　ライフ・ワーク・バランスの推進

１　働き方改革の推進

（提案要求先　内閣府・厚生労働省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

（２）ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。

特に、長時間労働の是正に当たっては、ＤＸ・ＡＸの促進や多様な働き方の導入を後押しする税制・財政支援の創設・拡充を図るとともに、勤務間インターバル制度等の更なる推進に向けた実効性ある法整備を検討すること。

併せて、管理職の労働時間管理の実効性を高めるための制度的措置を検討するほか、いわゆる「つながらない権利」に配慮したルール等の検討を進めること。

（３）中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。

また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。

（４）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

＜現状・課題＞

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、平成 31 年４月から順次施行され、令和２年４月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、令和５年４月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。

また、令和６年４月から、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限規制が適用されている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう、支援を行うことが重要である。

令和８年３月に閣議決定した「第６次男女共同参画基本計画」では、女性も男性も全ての人が希望に応じて多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、週 60 時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、令和 12 年を達成期限とする数値目標が設定されている。

こうした目標を達成するためには、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、更なる取組を推進していくことが重要である。

特に、長時間労働の是正をはじめ、企業の働き方改革を実現するためには、ＤＸ・ＡＸ等による業務効率化など生産性向上に向けた支援や、フレックスタイム制など多様で柔軟な働き方の導入を後押しする税制・財政面の支援を充実することが求められる。

加えて、残業時間の上限規制の対象外である管理職の働き方にも目を向ける必要がある。職場によっては管理職に負担が集中し、長時間労働につながっている状況も見られる。多様な人材が十分に能力を発揮できる職場環境の実現に向けて、管理職の労働時間管理の実効性を高めていくことが重要である。

さらに、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害要因となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

また、令和４年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、引き続き、令和６年４月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

（２）女性も男性も全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、更なる長時間労働の削減や生産性の向上、年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立、メンタルヘルス向上など、企業の働き方改革を強力に支援する取組を推進すること。

特に、長時間労働の是正に当たっては、ＤＸ・ＡＸの促進やフレックスタイム制など多様な働き方の導入を後押しする税制及び財政支援の創設・拡充を図るとともに、勤務間インターバル等の更なる推進に向けた実効性を伴った法整備の検討を進めること。

併せて、管理職の労働時間管理の実効性を高めるための制度的措置を検討すること。さらに勤務時間外における業務上の連絡・対応について、いわゆる「つながらない権利」に配慮したルールやガイドライン等の検討を進めること。

（３）中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。

また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

（４）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参　　考

（１）働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	平成31年４月１日	令和２年４月１日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	令和５年４月１日
	フレックスタイム制の拡充	平成31年４月１日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

（２）第６次男女共同参画基本計画（令和８年３月 13 日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	成果目標（期限）
週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	7.7%	５%以下 （令和 10 年）
年次有給休暇取得率	66.9%	70% （令和 10 年）
労働時間等の課題について労使が話合いの機会を設けている割合	61.1%	全ての企業 （令和 12 年）
テレワーク導入企業の割合	47.3%	前年度以上 （毎年度）
民間企業における男性の育児休業取得率	40.5%	85% （令和 12 年）
第一子出産前後の女性の継続就業率	69.5%	80% （令和 12 年）

（３）しわ寄せ防止対策の推進

・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11 月）の実施

２　テレワークの推進

（提案要求先　内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）
（都所管局　産業労働局）

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援、サテライトオフィス勤務等の促進及び育児や介護と仕事を両立するためのテレワークの活用促進を図ること。

＜現状・課題＞

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（ＴＤＭ）、テレワーク、時差 Biz」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員 30 人以上）のテレワーク導入率は約６割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。

また、令和６年５月改正の育児・介護休業法では、３歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容にテレワークが追加されている。今後は、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
（２）中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
（３）育児・介護休業法に、３歳になるまでの子を養育する労働者や家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）にテレワークが追加されたことについて、企業への周知を徹底するとともに、テレワークを活用した柔軟な働き方等を促す施策を実施すること。
（４）自宅でもオフィスでもないサードプレイスとして、サテライトオフィス勤務やワーケーション勤務の促進を図ること。

（５）テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。

（６）労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。

また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参　考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	⇒	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	⇒	生産性の向上（ビジネスにおけるＤＸ）
・人材活用	⇒	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	⇒	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	⇒	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革　：テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新：会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用　　：テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でｅラーニングで実施
- 危機管理　　：地震・台風・猛暑時等には、積極的にテレワークを実施
- 地域振興　　：観光地でのサテライトオフィス勤務の実施

○テレワークトータルサポート事業（令和７年度から）

テレワークの導入・定着・促進を図るため、専門家の活用や機器等の導入を支援することにより、企業の多様なニーズにきめ細かに対応

○テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業（令和７年度から）
テレワークに係る各種課題の検討などを行い、「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた企業へ奨励金（最大 40 万円）を支給
○サードプレイス活用促進事業（令和７年度から）
サテライトオフィス及びワーケーション勤務規定を導入・利用させた企業に奨励金（各規定の導入ごとに定額 10 万円）を支給
○育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進事業（令和８年度から）
育児・介護を抱える従業員がテレワークを実施できるよう、新たにテレワークの導入や規定の見直しを行った企業に奨励金（最大 30 万円）を支給

２　高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し

（提案要求先　総務省）
（都所管局　総務局）

60 歳超の高年齢層職員に適用される勤務条件について、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じて柔軟に人事管理が行えるよう、役職定年制における特例任用制度や給与７割措置を求める均衡原則の緩和など、地方公務員法の改正を含めた必要な対応を行うこと。

＜現状・課題＞

近年、地方公共団体を取り巻く行政ニーズは、量的・質的の両面において一層高度化しており、持続的かつ安定的な行政運営を行うためには、高い専門性と業務の継続性を確保することが不可欠となっている。

一方で、今後見込まれる高年齢層職員の大量退職や、公務員受験者層の減少により、地方公共団体の人的資源を取り巻く環境は厳しさを増していることから、今後の行政運営においては、高年齢層職員がこれまでに培ってきた知識・経験を最大限に活かし、より一層能力を発揮できるよう、組織を強固にすることが重要である。

こうした中、地方公務員法の改正により令和５年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることとされ、60 歳超職員については、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、国家公務員と同様に給与月額を７割の水準にすることが求められている。しかしながら、職種によっては人材確保が困難な状況にあり、給与７割措置により人材流出が懸念され、将来にわたって持続的かつ安定的な執行体制を確保していく上で支障となる。

また、管理監督職については、異動期間に管理監督職以外の職への降任を義務付ける役職定年制が導入されたが、その例外的な措置として設けられた特例任用については、適用要件が極めて厳格に法定されている。具体的には、異動可能型特例任用制度については、職務が相互に類似した管理職に限り活用できるものとされているほか、給与７割措置の例外となっている勤務延長型特例任用制度については、特定ポストにおける特定職員の交代により公務運営に著しい支障が生じることが適用要件として求められていることから、当該職員の異動が行えないなど、いずれも東京都においては、人事管理上の大きな制約となっている。

＜具体的要求内容＞

60 歳超の高年齢層職員に適用される勤務条件について、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じて柔軟に人事管理が行えるよう、役職定年制における特例任用制度や給与７割措置を求める均衡原則の緩和など、地方公務員法の改正を含めた必要な対応を行うこと。

参 考

○ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

第 28 条の２　任命権者は、管理監督職（地方自治法第二百四条第二項に規定する管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であつて条例で定める職をいう。以下この節において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この節において同じ。）（第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第四項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第二十八条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

２　前項の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとする。

３　管理監督職及び管理監督職勤務上限年齢を定めるに当たつては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

４　第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この節及び第四十九条第一項ただし書において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定める。

第 28 条の５　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一　当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

二　当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延

長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3　任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4　任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、条例で定める。

３　高齢者の就業を推進するための支援の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

＜現状・課題＞

東京都における令和６年度の 65 歳以上の求職者（都内ハローワーク）は 70,442 人で増加傾向にあるが、令和６年度における就職率は、若干上昇したものの 21.3％（東京労働局）にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、更に高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和３年４月に施行された改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）では、65 歳から 70 歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して７項目（①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦ＮＰＯ活動等への資金提供）のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められているが、令和７年「高年齢者雇用状況報告書」（令和７年 12 月東京労働局）によると、都内の従業員 21 人以上の企業のうち、70 歳まで継続して働ける企業は 27.8％である。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。

（２）65 歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。

（３）65 歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

４　社会インフラを支える人材の確保･育成に向けた職業訓練の強化

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

社会インフラを支える人材の確保・育成に向けて、職業訓練の内容の拡充を図るとともに、国の委託訓練に係る要件の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧され、多くの企業が人材確保の課題に直面する中、社会インフラを支える建設や運輸分野等の人材不足が特に深刻化している。

こうした状況の中、職業訓練については、雇用のセーフティネットとしての役割に加え、医療、建設、運輸等人手不足が深刻化する分野への人材の参入を促し、社会インフラを支える人材の裾野を広げ、その確保・育成につなげていく役割が一層求められている。

また、国の委託訓練（国と都が委託契約を結び、都が民間教育訓練機関等を活用して行う職業訓練）における介護、保育を除く福祉・保健医療系職種に係る国家資格等の習得を目的とした長期高度人材育成コースについては、前年度訓練の正社員就職率 80%以上が受託要件となっている。このため、これを達成できずに次年度の訓練を開講できない受託者が発生している状況であり、人手不足分野への人材供給という観点から要件の見直しが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）職業訓練の目的について、雇用のセーフティネット機能に加え、社会インフラを支える人材の確保・育成を明確に位置付け、訓練内容の抜本的な拡充を図ること。

（２）多様化する働き方を踏まえ､社会インフラを支える人手不足分野において、国の委託訓練（長期高度人材育成コース）の正社員就職率 80%以上の受託要件を正社員以外も対象とするように緩和すること。

５　障害者の就業支援策の一層の充実

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

（１）障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者手帳を所持しない難病患者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。

さらに、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。

（２）民間企業の法定雇用率 2.7％への段階的な引上げや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。

（３）重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

＜現状・課題＞

都における令和７年６月１日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.30％と過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率 2.5％を下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。

さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和６年度から 2.5%、令和８年度から 2.7%と段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が更に拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和６年４月から週 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週 20 時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

＜具体的要求内容＞

（１）障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。

また、障害者手帳を所持しない難病患者や発達障害者等について、雇用率制度における対象障害者の範囲に含めること。

さらに、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。

（２）民間企業の法定雇用率が 2.7%へ段階的に引き上げられたことや週 20 時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入れノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。

また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。

（３）重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

参　考

【民間企業の雇用者数（東京）】　　各年６月１日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
令和元年 （対前年比）	135,139.5（2.6%）	39,599.0（7.0%）	29,276.0（16.8%）
令和２年 （対前年比）	136,369.5（0.9%）	41,628.5（5.1%）	33,494.0（14.4%）
令和３年 （対前年比）	137,835.0（1.1%）	44,114.5（6.0%）	37,582.0（12.2%）
令和４年 （対前年比）	138,907.0（0.8%）	46,513.0（5.4%）	43,055.5（14.6%）
令和５年 （対前年比）	140,206.0（0.9%）	48,549.0（4.4%）	50,577.0（17.5%）
令和６年 （対前年比）	142,542.5（1.7%）	50,706.5（4.4%）	58,652.0（16.0%）
令和７年 （対前年比）	144,477.0（1.4%）	52,378.5（3.3%）	66,485.5（13.4%）

※雇用者数（人）はカウント数

06 ダイバーシティ
長寿(Chōju)

１　高齢者施策の推進

１　大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

（１）物価高騰や賃金の上昇等を基本報酬に速やかに反映するとともに、将来的な上昇にも適時適切に対応できる介護報酬の在り方を検討すること。

また、基本報酬の単価設定においては、人件費だけでなく、事業運営にかかる経費の増額も適切に算定し、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

＜現状・課題＞

介護報酬の単価は平成 12 年度の制度導入時以来、これまでに 14 回の改定が行われてきたが、専ら介護事業経営実態調査等の結果に基づく収支差率による調整が行われてきた。

介護報酬改定のために算出される収支差率は、改定２年前の決算における収支状況であり、昨今の物価や賃金の上昇局面では、上昇分が十分に反映されてきたとは言い難い。加えて、介護報酬は３年間変更されないため、計画期間中に物価や賃金の上昇が続いていても報酬単価が変わらないことも課題となっている。

特に、東京都では、全産業において賃金が急騰している中で、介護業界は他産業との激しい人材の獲得競争下に置かれており、他産業に見合う賃金水準を確保していかないと介護人材の確保が難しい状況が生じている。

また、平成 24 年度の介護報酬改定で介護職員の給与に直接充てる「処遇改善加算」が創設され、介護職員の人件費に充当する経費は、基本報酬とは別に拡充されてきたが、運営費全般に充当することができる基本報酬には十分な配慮が行われてこなかった。

近年、運営にかかる経費も介護職員の人件費同様に上昇しており、食費や燃料費などに加え、清掃、調理、事務等委託費や、通所介護における送迎経費等が著しく増大し、経営を圧迫している状況である。加えて、ハローワークの無料の求人や従来の求人広告などでは採用が難しくなっていることから、人材紹介会社への手数料などの採用に係る経費も負担となっている。

本来、保険制度では、事業者が基本報酬で運営する中で、自らの努力により利益を出し、職員の賃上げも含め、継続した事業運営を行えるようにすることが必要である。そのためには、介護職員の人件費のみならず、社会状況の変化を踏まえ、適切に現場の実態を反映した運営経費を算定した上で、基本報酬単価を検討することが重要である。それにもかかわらず、前回の令和６年度改定において、全体として 1.59％の増額のうち、介護職員の処遇改善分として 0.98％、介護職員

以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%とされており、物価高騰等の影響は考慮されなかった。加えて、令和８年度の臨時の介護報酬改定においても処遇改善加算の充実に重点が置かれ、基本報酬は据え置きとなった。

＜具体的要求内容＞

（１）介護事業所、施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、現下の急激な物価高騰や最低賃金の上昇等を基本報酬に速やかに反映すること。加えて、近年、持続傾向にある物価や賃金の上昇にも適時適切に対応できるよう、３年間の上昇分を見込んだ単価設定や物価スライド方式など、介護報酬の在り方を検討すること。

（２）基本報酬の単価設定においては、人件費だけでなく、採用にかかる経費など事業運営にかかる経費の増額も適切に算定し、再構築すること。その際、介護職員等処遇改善加算など、既に多くの事業所で取得している加算については、基本報酬に組み込むなど、整理を行うこと。上記の必要な経費を組み込み、算定した基本報酬単価で運営する中で、事業者の努力により利益を出し、継続した事業運営に生かせるようにすること。

参　　考

【介護報酬の改定率】

	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和6年度
改定率	▲2.3%	▲0.5%	＋3.0%	＋1.2%	▲2.27%	＋0.54%	＋0.70%	+1.59%

（注）介護保険事業計画の期間中の臨時改定を除く

（２）介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。

　また、地域区分の級地の設定については、各区市町村からの意見を聞いた上で、地域の実情を踏まえた設定をすること。

＜現状・課題＞

介護報酬は、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に１単位当たりの単価を定めている。

地域区分については、統一的かつ客観的に設定する観点から、原則として、民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員（国家・地方）の地域手当に準拠して設定しているが、公平性・客観性を担保する観点から、隣接地域の状

況によって、級地の変更を認める特例や経過措置が講じられてきた。

今般、国家公務員の地域手当の級地区分について、設定単位を広域化する見直しが行われ、都道府県単位が基本となり、都内区市町村は特別区と市町村の２段階となった。これを受けて次期介護報酬改定に向けては、保険者である区市町村の意向を確認しつつ地域区分の在り方について検討を進めることとされているが、公務員の地域手当に準拠して特別区と市町村の２段階となった場合、地域の実情の反映が困難になることが懸念される。

また、各サービスの人件費割合については、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しが行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合には乖離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明らかな地域差が生じている。

また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）地域区分の級地の設定については、各区市町村からの意見を聞いた上で、地域の実情を踏まえた設定をすること。

（２）介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの事業所の規模や併設事業所の状況、物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。

　また、把握したデータについて、地方自治体にも提供するとともに、その集計・分析の根拠等も併せて公表すること。

（３）介護報酬における各サービスの人件費割合については、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。

（４）物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。

参　　考

○令和６年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
１級地	20%	特別区
２級地	16%	調布市、町田市、狛江市、多摩市
３級地	15%	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、 小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、 国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
４級地	12%	立川市、昭島市、東大和市
５級地	10%	福生市、あきる野市、日の出町
６級地	６％	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
７級地	３％	なし
その他	０％	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、小笠原村

＜参考：国家公務員の地域手当（2025 年度（令和７年度））＞

	支給割合	都内区市町村への適用
１級地	20%	特別区
２級地	16%	市町村

○　各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の人件費割合（A）	収入に対する給与費の割合（B）	差(B-A)
訪問介護	70%	67.7%	-2.3%
訪問入浴介護		64.1%	-5.9%
訪問看護		70.1%	0.1%
居宅介護支援		76.2%	6.2%
夜間対応型訪問介護		74.5%	4.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		73.5%	3.5%
訪問リハビリテーション	55%	66.4%	11.4%
通所リハビリテーション		65.2%	10.2%
短期入所生活介護		61.9%	6.9%
認知症対応型通所介護		66.3%	11.3%
小規模多機能型居宅介護		66.6%	11.6%
看護小規模多機能型居宅介護		66.7%	11.7%
通所介護	45%	60.8%	15.8%
地域密着型通所介護		63.1%	18.1%
特定施設入居者生活介護		43.5%	-1.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護		58.9%	13.9%
認知症対応型共同生活介護		63.3%	18.3%
地域密着型介護老人福祉施設		63.9%	18.9%
介護老人福祉施設		63.4%	18.4%
介護老人保健施設		64.1%	19.1%
介護医療院		60.3%	15.3%

※　厚生労働省「令和７年度介護事業経営概況調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収（月給の者））の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
所定内賃金（月給）	287,236 円	275,215 円	269,567 円	242,471 円	227,219 円	254,951 円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和７年度介護労働実態調査」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	105.3	98.8	100.6	99.3	97.2	100.0

資料：総務省統計局「令和７年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格（／㎡）	466,400 円	119,900 円	166,100 円	75,100 円	16,200 円

資料：国土交通省「令和７年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	３級地	３級地	３級地
住宅地平均地価（／㎡）	355,600 円	230,000 円	293,500 円
家賃（民営借家）（／坪）	6,719 円	5,188 円	6,526 円

資料：国土交通省「令和８年地価公示」
総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）令和７年平均」

（３）訪問介護については、物価高騰や賃金の上昇を適切に反映した上で、常勤職員を雇用した安定的な事業所運営が継続できる基本報酬とすること。

また、地域のニーズに応え、生活援助や総合事業などを含めた総合的なサービス提供を行っている事業所を評価する加算を設定すること。

＜現状・課題＞

訪問介護の報酬については、令和６年度改定において、令和４年度決算の収支差率 7.8%という介護事業経営実態調査の結果に基づき基本報酬が切り下げられたが、今回の改定においても、令和６年度決算の収支差率が 9.6%であり、全サービスの平均より高くなっていることから、引き続きこの結果に基づく単価設定が行われる可能性がある。

その一方で、地域で訪問介護事業所を運営する事業者からは、賃金や物価の上昇から経営状況がますます厳しさを増しているとの声もある。そこで都では、経営実態調査が事業者の声と乖離している状況について訪問介護事業者に対しヒアリングを行った。その中で、報告されている収益の数字が実態を反映していないとの声があった。

その要因として、まず、訪問介護は事業所ごとに多様なサービス提供の形があり、サービス付き高齢者向け住宅などの併設状況や移動の距離だけでなく、運営形態の様々な要因により収支差率に違いが生じている実態が見て取れた。

具体的には、身体介護、生活援助、総合事業の提供割合や、法人本部を持つ事業所と一法人一事業所の事業所といった形態の違いにより、収益や経費の金額が大きく変わってくる。とりわけ、登録ヘルパーと常勤ヘルパーの比率は収益に与える影響が大きい。登録ヘルパーと異なり常勤ヘルパーは、移動や待機、記録などサービス提供以外の業務時間や直前のキャンセルなどにも賃金が発生する。現状の報酬単価にはこのような費用は含まれておらず、登録ヘルパーが前提となって経営が成り立つような基本単価となっている。このため、常勤ヘルパーの比率が高くなり人件費が上昇すると、一定の規模がない場合、経営が厳しくなるという実態がある。特に東京都は登録ヘルパーの確保が厳しく、おのずと常勤比率が上昇しており、介護保険開始当初の平成 13 年は 38%であったが、令和６年には 62%まで上昇している。社会全体で女性の働き方が変化しており、これまで登録ヘルパーの主な担い手であった主婦や子育て世代の女性の確保がますます難しくなっている。さらに、登録ヘルパーの高齢化も進み、その半数以上が 60 代以上となっており、将来的にも登録ヘルパーが減少し、常勤の比率がさらに高まると、ますます経営が厳しくなることが予想される。また、離島や過疎地、東京 23 区等を比較して調査した老人保健健康増進等事業「特別地域加算等の在り方に係る調

査研究事業」（令和７年度）においても、訪問介護において収支に強く影響する要因として、「常勤比率」や「総合事業の実施」などが挙げられており、こうした常勤比率や総合事業の提供割合による経営への影響については、東京だけの課題ではなく、訪問介護共通の課題と考えている。特に、常勤比率の要因に関しては、常勤職員を雇用し、必要な時間に確実に訪問できる提供体制を維持するために要する費用（移動・待機・記録等のサービス提供に付随する業務時間を含む。）を適切に算定した基本報酬とすることが求められる。

また、調査数値においては、障害福祉サービスや他の介護保険サービスとの経費按分が難しく適切に経費按分がされていない実態や、本来計上されるべき本部経費や役員報酬、事務所賃料といった経費も適切に計上されていない実態が見受けられた。さらに、都が令和６年度改定を受けて訪問介護事業所を支援する目的で開始した補助金を売上に計上している事業者も多く、収益の実態は調査結果より低い可能性も考えられる。

訪問介護は地域包括ケアを支える重要な介護基盤であり、その報酬単価の改定は非常に重要なものである。経営実態調査については、前述のとおりの課題があることに加え､多様な形態のサービスが分類されることなく集計されていること、中央値等ではなく平均値により算出されていること、また、約４％の事業所の回答結果であることなど、分析方法についても多数の課題を抱えている。そこで、報酬改定に際しては、運営実態に応じた分析を精緻に行った上で、現状の賃金や物価の上昇を適切に勘案すべきである。特に、常勤比率が上がることで経営が厳しくなる現状の報酬単価を見直し、常勤ヘルパーを雇用して、質の高いサービスを提供しながら運営ができるような単価設定とすることが必要である。

さらに、今後、東京都では単身高齢者の増加が見込まれており、生活支援のニーズが増えていくことが推測される。生活援助はもちろんのこと、介護予防の取組もますます重要となっていくが、こうしたニーズに対応すればするほど経営が圧迫されるという現状がある。地域のニーズに応え、単身高齢者の生活支援や困難事例に対応する事業所の事業継続が課題となっている。

将来的に地域のニーズに応え地域包括ケアを支える訪問介護事業者が、常勤ヘルパーを雇用した安定的な運営を継続し、サービスを提供し続けられるような報酬とすることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）訪問介護については、事業所の規模や併設事業所の状況等のサービス提供や事業所運営の実態を精緻に分析し、人件費や物価上昇を適切に反映した上で、常勤職員を雇用した安定的な事業所運営が継続できる基本報酬とすること。

（２）地域のニーズに応え、生活援助や総合事業などを含めた総合的なサービス提供を行っている事業所を評価する加算を設定すること。具体的には、地域支援事業（生活支援体制整備事業）や住民主体のサービスにおける質の確保に係る協力、困難事例や地域ニーズに応じた総合事業等の受入実績などを評価する加算とすること。

参　　考

○訪問介護の赤字事業所割合

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
赤字事業所割合	39.8%	40.1%	42.8%

資料：独立行政法人福祉医療機構「2022 年度訪問介護の経営状況について」

○訪問介護員の常勤換算従事者数に占める常勤の割合（東京都）

	平成 13 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年	令和６年
常勤割合	38.3%	44.9%	46.9%	50.4%	54.6%	62.7%

※　常勤の割合 ＝ 常勤換算従事者数（常勤）÷ 常勤換算従事者数（総数）

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

○訪問介護員（非常勤）年齢構成（東京都）

	20 代以下	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上
年齢構成	2.2%	5.1%	12.9%	24.8%	27.2%	27.9%

資料：東京都「東京の高齢者と介護保険データ集（令和８年６月版）」

○訪問介護介護事業経営実態調査の回答数（令和５年度）

訪問介護事業所数	調査有効回答数	割合
36,905 事業所	1,311 事業所	3.6%

資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（令和５年度）

厚生労働省「介護事業経営実態調査」（令和５年度）

（４）社会全体の人手不足を踏まえ、複数事業者によるサービス提供や職員配置など、効率的なサービス提供のための柔軟な対応を図ること。また、煩雑化した運営基準や加算等の見直しを図ること。さらに、小規模な事業者の経営改善や協働化等を迅速に進めるため、介護報酬等による誘導を図るなど、事業者が明確なメリットを感じられる仕組みを検討すること。

＜現状・課題＞

今後 2040 年に向けて、全国の高齢者人口はピークを迎えるが、東京都においては、2050 年に向けて引き続き、高齢者人口の増加が続くと推計されており、特に要介護度が急激に高まる 85 歳以上の高齢者数は 2035 年まで増加が続き、一時的に減少した後に再び増加に転じ、2060 年まで急激な増加が続いていく。

85 歳以上の、特に認知症や一人暮らし高齢者が増加していく中で、多くの高齢者が利用する訪問介護サービスについては、現在の訪問介護員の年齢層に鑑みると、10 年後には一気に減少していくことが懸念され、在宅介護サービス体制の維持が課題となっている。

加えて、社会全体の人手不足は一層深刻化することが見込まれ、介護業界においてもこれまで同様に介護人材を確保していくことは難しい状況が続くと推測される。

そのため、事業者においては、ＤＸや業務の分担など、一層の業務効率化が求められており、それを後押ししていくことも重要であるが、介護という業態の特性上、事業者単位の業務効率化には一定の限界がある。そこで、サービス提供の効率化を、制度全体の効率化として検討していくことが重要である。

一例として、人材の不足が顕著な訪問介護サービスでは、毎日決まった時間にサービスが必要な利用者に対して、一つの事業所で提供することができないケースも発生しており、その場合、それぞれの事業者ごとに利用者と契約し、それぞれ介護支援専門員とケアプランのやり取りをするという事業者や介護支援専門員、利用者全てにおいて非効率な状況が生じており、効率化が必要である。

また、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域に限定して、特例的なサービス提供を行う枠組みを設けることが適当とされているが、都市部においても、介護職員数が減少するなどサービス提供が困難となりつつあり、限られた資源を活用して効率的にサービスを提供していくための制度設計が求められる。

加えて、介護保険制度導入後 26 年が経ち、改正の度に制度は複雑化しており、事業者に課せられる運営基準、利用者に対する説明や同意書の取得、数多くの加算とそれに伴う取得条件を満たすことなど、介護サービスの提供以外にかかる業務が肥大化している。

具体的には、加算の数が増えるだけ、加算の届出にかかる事務手続が増大している。さらには、職員に占める介護福祉士の割合や勤続年数、利用者に占める重度者の割合などが要件となっている場合、充足状況を定期的に確認するなど、事

業者にとって負担となる作業が発生している。
運営基準で定められた各種委員会の運営や研修の実施、その記録の保存、また、ＢＣＰの整備や財務諸表公表等も、事務的な業務の増加につながっている。
少ない人員で質の高いサービスを提供するためには、このような介護サービス以外の業務を効率化できるよう、これまでのやり方を根本的に見直し、「制度の簡略化」を図ることが求められている。
また、報酬単価が低く運営が厳しい現在の介護業界では、介護事業者の経営は規模が小さいところほど収支が厳しい状況にある。特に、令和７年８月に東京都が行った調査では、従業員数 49 人以下の事業者では黒字の事業者の数より赤字の事業者の数が上回っている。また、小規模な事業者ほど、人材が確保できず、経営を改善できないという状況が生じている。
国は、これまでも小規模事業者の経営改善や協働化などを進める取組を行ってきたが、事業者の自主的な取組の支援に留まっており、事業者にとっても、協働化を図ることによるメリットが明確ではなく、協働化の取組が広く普及しているとはいい難い。
社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、中山間・人口減少地域に限定して、事業者間の連携において中心的な役割を果たす事業者に対するインセンティブの付与が提案されているが､都市部についても、事業者間の協働化等に取り組みたいと思えるようなインセンティブを介護保険制度の中で示していく必要がある。

＜具体的要求内容＞
（１）介護の担い手不足を踏まえ、複数事業者によるサービス提供や職員配置など、効率的なサービス提供の在り方を検討し、地域の状況に応じた規制緩和を可能とするなど、柔軟な対応を図ること。
　加えて、煩雑化した運営基準や加算、手続などについて、可能な限り見直しを行い、負担軽減を図ること。具体的には、加算はできる限り基本報酬に統合するか、月ごとに変動する要件の見直しや緩和を図ること。
（２）小規模な事業者の経営改善や協働化等を迅速に進めるため、現行の補助金制度ではなく、介護報酬等による誘導を図るなど、事業者が明確なメリットを感じられる仕組みを検討すること。

参　　考

【東京における高齢者人口（年齢５歳階級別）の推移】

○　東京都における高齢者人口（年齢５歳階級別）の推移

（単位：万人）

	2015年	2020年	⇒推計 2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
65～69歳	87	70	67	81	94	104	92	85	77	81	87
70～74歳	73	80	64	62	75	88	97	86	79	72	76
75～79歳	60	65	72	58	56	67	79	86	76	69	62
80～84歳	46	50	55	61	49	48	57	66	72	62	56
85歳以上	41	55	64	71	79	74	70	74	81	87	80
合計	306	319	322	333	353	380	395	398	385	371	362

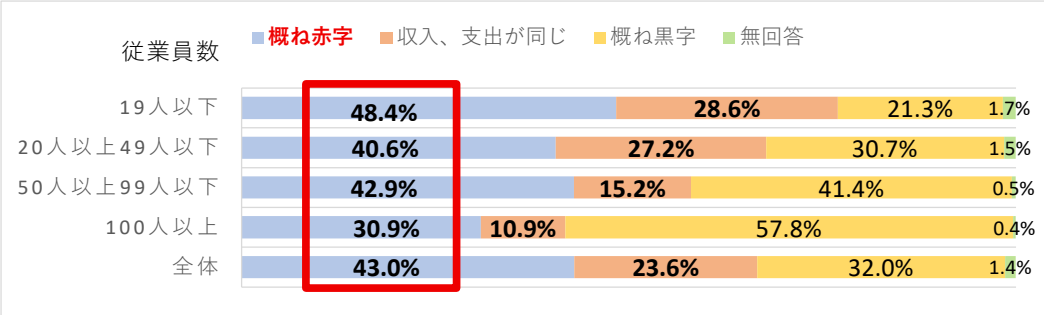
資料：2050東京戦略 附属資料 東京の将来人口

【訪問介護 特定事業所加算Ⅰ 算定要件】

	【算 定 要 件】
体制要件	（1）職員ごとの研修計画に基づく研修の実施
	（2）サービス提供時の留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的開催
	（3）サービス提供責任者から訪問介護員への利用者情報等の確実な伝達、サービス終了後のサービス提供責任者への報告
	（4）健康診断等の定期的な実施
	（5）緊急時等における対応方法の明示
人材要件	（6）訪問介護員等のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者等の占める割合が100分の50以上
	（7）全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者等
業務管理等要件	（8）利用者のうち、要介護４・５、認知症日常生活自立度Ⅲ以上、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20 以上 ※（8）の要件に代えて、看取り期の利用者への対応実績や、かつ病院・診療所・訪問看護ステーションの看護師との連携等の要件を満たすことでも算定可能

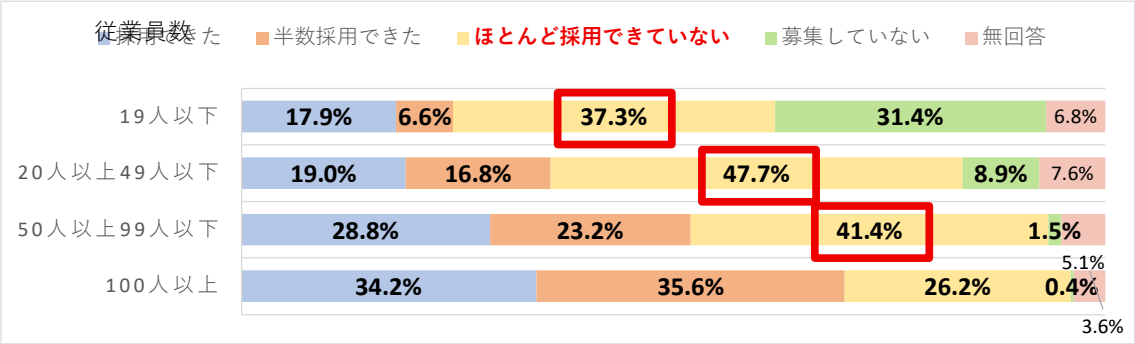
※ 加算の届出にあたり、上記の算定要件を満たすことが確認できる書類の添付が必要

【介護事業者の従業員規模と収支状況】



資料：介護保険制度における人事給与制度の在り方検討調査 事業者調査結果（速報版）
（令和７年 11 月 東京都福祉局高齢者施策推進部）

【介護事業者の従業員規模と採用状況】



資料：介護保険制度における人事給与制度の在り方検討調査 事業者調査結果（速報版）
（令和７年 11 月 東京都福祉局高齢者施策推進部）

（５）介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

＜現状・課題＞

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

一方、経済活動の活発化により、様々な業種で、最低賃金の上昇と相まって賃上げの動きが加速しており、公定価格で運営する介護現場においては、こうした賃上げの波に乗れず、介護人材が他の業種に流出するおそれが現実的なものになってきている。

国は、平成 24 年度に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を創設し、令和元年 10 月には経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を目的とした「介護職員等特定処遇改善加算」が、令和４年 10 月には基本給等の引上げによる処遇改善を目的とした「介護職員等ベースアップ等支援加算」が設けられた。

令和６年度の介護報酬改定においては、これらの各加算の要件及び加算率を組み合わせた４段階の介護職員等処遇改善加算に一本化され、加算の取得にかかる事業者の事務負担は軽減されることとなった。

また、新たに創設された介護職員等処遇改善加算に直ちに移行できない事業者が、現行の加算率を維持できる激変緩和措置は令和７年３月までで終了した。

しかしながら、新加算を取得するために必ず必要となる職位・職責等に応じた任用要件・賃金体系の整備等に当たっては、各事業所において十分な検討期間が必要である上、賃金規程の改訂等の煩雑な事務作業が生じることから、誓約書により、令和７年度中に取得要件を整備することを誓約した場合には、年度当初から要件を満たしていたものと取り扱う措置が講じられた。

令和８年度介護報酬改定については、介護保険事業計画の期間中の喫緊の課題に対応する重要な措置であるが、その内容は、主に介護職員等処遇改善加算の充実に重点が置かれており、加算区分の細分化や取得要件の追加による、事業者の事務負担増や新たな経費発生が懸念されるほか、新たな加算要件を満たすために必要な経費については、介護職員等処遇改善加算を充当できず、事業者の経営圧迫につながる恐れがある。また、加算は恒久的なものでないため、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが困難である。

＜具体的要求内容＞

（１）令和９年度介護報酬改定において、すでに９割超の事業者が取得している介護職員の処遇改善加算については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとすること。

（２）誓約書の提出により加算要件を満たしたものとする取扱いについては、新加算への移行状況を踏まえて終了時期を再検討するなど、事業者の安定的な

サービス提供に影響のないよう適切に実施すること。

（３）令和９年度以降の処遇改善加算について、基本報酬に組み込まれない場合であっても、令和６年度介護報酬改定等の影響を精緻に検証し、事業者に過度の負担が生じないよう加算要件の簡素化や申請に係る事業者の負担軽減を実施すること。また、保険者等の意見も聞いた上で検討を行うとともに、事業者や都道府県、区市町村が十分な準備ができるよう、具体的な内容等について速やかに情報提供すること。

（６）介護支援専門員の安定的な確保を図るため、処遇を改善するとともに、直接には介護給付に結び付かないマネジメント等の評価のための方策を講じるほか、介護支援専門員研修を見直すこと。

＜現状・課題＞

国はこれまで、資格更新制の導入や研修の強化、主任介護支援専門員制度の創設、試験の受験要件の見直しなどにより、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図ってきた。

また、直近では、これまで介護支援専門員が対象とならなかった処遇改善加算を、令和８年度の介護報酬改定において対象とすることや、介護支援専門員を取り巻く諸課題に対応するための補助事業創設及び更新研修の受講を紐付けた資格更新制の廃止を打ち出すなど、処遇改善や負担軽減による人材の確保・定着を推進してきている。

その一方で、令和８年度の診療報酬改定では、算定要件に基づく入退院時の支援を介護支援専門員等と連携して実施した場合に、医療機関側が加算できる介護支援等連携指導料について高次の評価区分が新設されたが、介護支援専門員が退院時の支援に関わっても、退院できずに結果として介護サービスの利用に結び付かなかった場合や、インフォーマルサービス単独で介護サービスの利用に結び付かない場合など、給付実績に結び付かないケアマネジメントについては、令和８年度の介護報酬改定においても介護報酬の評価の対象とされていない。

さらに、介護支援専門員の資格取得や更新のために必要な研修については、介護保険法（平成９年法律第 123 号）において、「都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない」とされており、その科目、時間数、実施方法（講義又は演習）等は、国が定める基準にて全国一律で定められている。都はこれまで、研修の全面オンライン化や動画配信形式の活用などにより、受講者負担の軽減に配慮しているが、時間数は短縮できないため、今なお受講負担が大きい一方、国が定める研修カリキュラムにおいて、研修内容の概略は定められているものの、受講対象者が異なる研修ごとの修得すべき事項については、具体的な定めがないことから、研修や科目間で内容を差別化することが困難であり、資格更新時の研修受講者や都が設置する研修向上委員会からは、同じ内容の繰り返しについて見直しが必要との声が上がっている。

その上、令和６年度の介護報酬改定において、特定事業所加算の評価が充実されたことに伴い、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していることが要件に追加されたことは、多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促す効果が期待できる一方、研修受講に係る負担が更に増大することが見込まれる。

加えて、令和８年６月 25 日に公布された介護保険法の一部改正において、介護サービス事業者は、介護支援専門員の氏名などを当該介護支援専門員の登録地の都道府県知事に報告することとされているが、事業所に従事する介護支援専門員の登録地は事業所所在地の都道府県とは限らないことから、報告先が多岐にわたり、事業者にとって負担が増大することとなる。

このように、介護支援専門員が現行は充分処遇改善が進んでいない中で業務や研修受講の負担が大きくなっており、都内の保険者や事業所からは、こうした状況から介護支援専門員の魅力が相対的に減少していることに加え、職員の高齢化による離職などの要因により、介護支援専門員が不足しているとの声が上がっている。

事実、近年の介護支援専門員証の交付者数は過去 10 年間の平均以下にとどまっており、都内で実務に従事する介護支援専門員数は、横ばいで推移している。今後、介護サービス需要の拡大が見込まれる中、将来的に介護支援専門員の不足が懸念される。

また、居宅介護支援事業所１事業所当たりの利用者数が増加傾向にある中、都が実施した調査において、「人材不足であり新規利用をセーブしている」と回答した居宅介護支援事業所の割合が 41.9％となっており、介護サービスの提供に支障が生じている。

このように、介護支援専門員の不足による介護サービスへの影響が既に生じていることから、介護支援専門員の確保は、直ちに対策を取るべき喫緊の課題である。

なお、国は、令和５年度から居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所の事務負担軽減を目的として「ケアプランデータ連携システム」の運用を開始しており、令和６年度からはケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業により利用促進を図っているところであるが、国の補助が不十分であるため、令和８年５月 31 日時点の都道府県ごとのシステム利用申請状況は全国平均 45.1％（都 47.6％）と低い普及率となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）介護支援専門員の安定的な確保に向けて、その業務の専門性に見合った給与となるよう、更なる処遇の改善を図ること。

（２）退院を予定している利用者に対して実施する退院後支援など、直接には介護給付に結び付かない医療・介護・生活にまたがる諸課題を解決するためのマネジメント等を介護報酬の対象とするなど、適切に評価するための方策を講じること。

（３）介護支援専門員研修について、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図ること。

（４）社会保障審議会介護保険部会で取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、介護支援専門員がケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備や、人材確保・定着支援の取組など、介護支援専門員を取り巻く諸課題の解消に向け、必要な制度の見直しや支援の充実を図ること。

（５）事業者に新たな義務を課すにあたっては、都道府県及び事業者が十分な検討と準備を行うことができるよう、関係者の意見を聴いた上で、制度の内容や運用の考え方、今後のスケジュール等について速やかに情報提供を行うこと。また、事業者から各都道府県知事への報告が円滑に行われるよう、全国一律の様式・仕組みにより報告できる制度を構築するとともに、各都道府県における事務処理負担の軽減を図る観点から、「介護事業者・介護支援専門員管理システム(ケアマネシステム)」等との情報連携を可能とするなどの方策を講じること。

（６）「ケアプランデータ連携システム」の普及を強力に推進していくため、ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業について、都道府県が実態に見合った補助が行えるよう、必要な予算を確保すること。

参　　考

【全国の介護支援専門員と介護職員の平均給与比較（常勤で月給の者）】

区分	介護支援専門員	介護職員	差額
平成 24 年度	334,260 円	275,700 円	58,560 円
平成 25 年度	333,380 円	276,940 円	56,440 円
平成 26 年度	331,140 円	272,100 円	59,040 円
平成 27 年度	341,060 円	284,410 円	56,650 円
平成 28 年度	342,440 円	289,780 円	52,660 円
平成 29 年度	345,820 円	293,450 円	52,370 円
平成 30 年度	350,320 円	300,970 円	49,350 円
令和元年度	347,460 円	300,120 円	47,340 円
令和 2 年度	357,850 円	315,850 円	42,000 円
令和 3 年度	353,560 円	316,610 円	36,950 円
令和 4 年度	361,770 円	317,540 円	44,230 円
令和 5 年度	363,760 円	324,240 円	39,520 円
令和 6 年度	375,410 円	338,200 円	37,210 円

（注）介護従事者の平均給与額は以下により算出

月給の者：基本給（月額）＋手当＋一時金（４～９月支給金額の１／６）

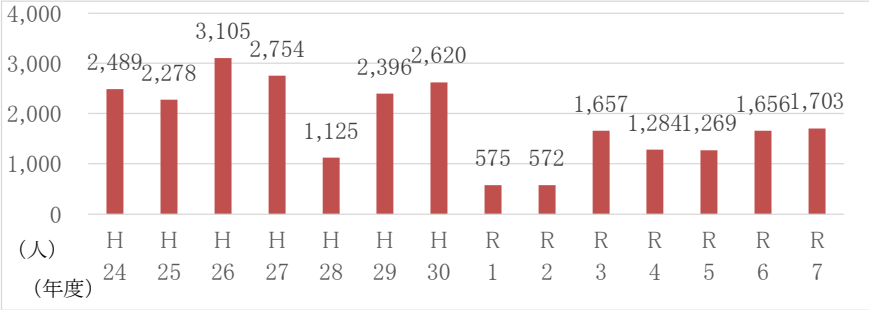
資料：介護従事者処遇状況等調査（厚生労働省）

【都内で勤務する介護支援専門員数】

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延人数	15,318 人	14,747 人	14,435 人	14,797 人	15,506 人	14,950 人

資料：介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）

【都における介護支援専門員証交付者数の推移】

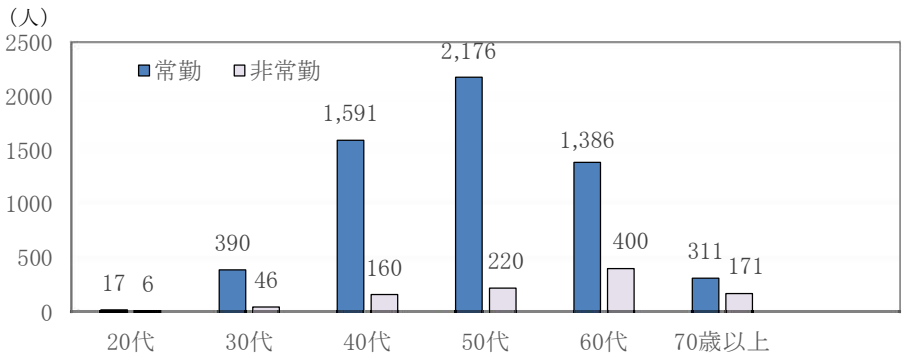


【居宅介護支援事業所１事業所当たり利用者数（全国）】

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１事業所当たり利用者数	85.7 人	88.3 人	93.2 人	95.0 人

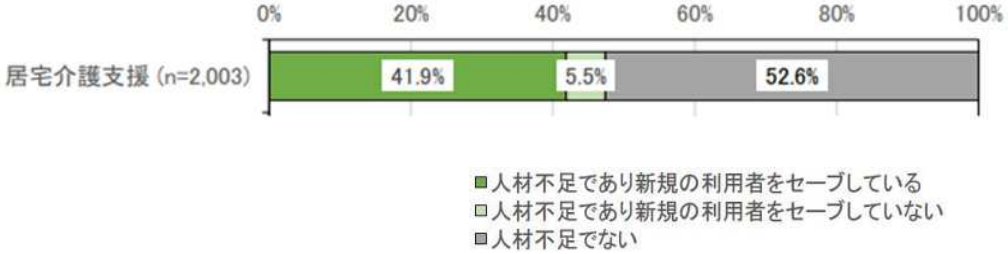
資料：居宅介護支援および介護予防支援における令和３年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業等

【都内で勤務する介護支援専門員の年齢構成】



資料：令和４年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

【人材不足の状況とサービス提供への影響】



資料：令和４年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

（７）良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

＜現状・課題＞

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に３割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

訪問介護の質の高いサービスを提供する事業所を評価する「特定事業所加算」について、区分支給限度基準額を超過する利用者が出るとの理由から、積極的に加算を取得できない実態がある。訪問介護以外のサービスにおける類似の加算である「サービス提供体制強化加算」については、区分支給限度基準額の対象外となっている。

なお、「特定事業所加算」のⅠ又はⅡの取得は、「介護職員等処遇改善加算」の最上位区分の取得要件にもなっている。

また、福祉用具貸与の報酬について、平成 30 年 10 月から貸与価格に「全国平均貸与価格＋１標準偏差（１ＳＤ）」とする上限価格が設けられている。同一商品における不合理な価格差の是正や利用者負担の軽減等に一定の効果を上げているが、一方で、現行制度の運用により、実勢コストや地域特性が価格に十分反映されにくいとの声がある。事業者は、上限価格内で貸与する必要があるが、介護報酬改定による上限価格は、過去の貸与実績を基に算定されるため、近年の急激な人件費や物価の上昇を貸与価格に反映させることが難しい仕組みとなっている。

また、貸与価格に上限価格が設けられて以降も、福祉用具貸与は地域区分の対象外となっており、地域ごとの人件費の地域差が反映されていない。

加えて、退院後に在宅療養へ移行する高齢者が増える中、福祉用具貸与や住宅改修は迅速な提供が求められる重要なサービスであるが、退院カンファレンスへの参加や家屋評価、回復状況に応じた調整など、福祉用具事業者の労力は介護報酬で評価されていない。貸与価格が「全国平均貸与価格＋１標準偏差（１ＳＤ）」を上限に設定されている現行制度では、人件費や物価上昇などのコスト増を反映できず、調整やアセスメント不足によるサービスの質低下が懸念される。

さらに、福祉用具貸与の報酬について、離島等に所在する事業所は、運搬に要する経費として、貸与費の 100 分の 100 を上限に、特別地域加算を算定できる。しかし、本土から離島への運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超えるケースが生じており、事業所の負担となっている。加えて、貸与期間が半月に満たない場合、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動して特別地域加算も減額される仕組みとなっている。これら運搬に要する経費は、現状に適した額を加算として算定することが必要である。

このような状況は、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じないよう見直しをする必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に３割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。

（２）訪問介護の特定事業所加算については、事業所の体制整備や加算の取得を促進するため、区分支給限度額には含まない仕組みとすること。

（３）福祉用具貸与については、現行制度の「価格の適正化・透明化」という基本的な枠組みを維持した上で、地域区分の対象とするなど地域特性を踏まえた上限設定の在り方、物価・人件費上昇を踏まえた価格算定の確保、価格に反映されにくいサービスの質を確保する観点からの介護報酬上の評価の検討を行うこと。

（４）福祉用具貸与における特別地域加算について、特別地域への福祉用具の輸送における費用の実態等を調査し、用具の種目に応じた加算上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月分の場合でも、１月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

（８）介護保険施設の居住費・食費の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

＜現状・課題＞

介護保険施設の居住費・食費の基準費用額の設定は全国一律となっており、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、特定入所者介護サービス費の支給対象者（補足給付対象者）については、基準費用額を超える費用が施設の負担となっている。

加えて、食材料費や光熱費の値上げなど、物価高騰により施設運営は更なる影響を受けている。令和６年度介護報酬改定では、令和６年８月から、光熱費高騰分として、居住費の基準費用額が１日当たり 60 円引き上げられたものの、補足給付対象者の居住費にかかる物価高騰分を十分に反映したものとなっていない。

また、食費の基準費用額については、本年８月に１日当たり 100 円の引き上げが実施されたものの、今後の更なる物価上昇を見据え、施設からは、食材の安定的な調達や栄養マネジメントへの懸念の声が上がっている。こうした状況を踏まえ、各自治体においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は臨時的なものとされており、物価高騰に対する制度的な対応が必要である。

＜具体的要求内容＞

介護保険施設の健全な運営を確保するため、介護保険施設の居住費・食費について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

（９）介護保険施設において医療的ケアを必要とする要介護者の受入れが進むよう、介護報酬で適切に評価すること。

＜現状・課題＞

都内では、要介護認定率が急激に上昇する 85 歳以上高齢者人口が、令和 17 年にピークになると予測されており、今後、経管栄養や在宅酸素療法等の医療的ケアを必要とする要介護高齢者の増加が見込まれる。

国は、令和６年度介護報酬改定において、協力医療機関との連携体制の構築により、介護保険施設における急変時の対応など医療ニーズへの対応強化を図ったところであるが、施設内での日常的な医療的ケアの提供に必要な人員や医薬品等を確保することができる十分な報酬とはなっていない。

こうしたことから、都は独自に、介護保険施設における医療的ケア対応を促進するため、看護師の増配置等の体制構築やケアにかかる医薬品・材料等の確保に対する支援を開始した。

＜具体的要求内容＞

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）において、医療的ケアを必要とする利用者の受入れが促進されるよう、必要な人員や医薬品等の確保について介護報酬で適切に評価すること。

２　認知症施策の総合的な推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

認知症施策を総合的に推進するため、国において診療報酬や認知症行方不明者に係る取組等を検討し対応すること。また、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

都における認知症のある高齢者は、令和 22 年には約 62 万人になると見込まれており、認知症になっても尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症施策を総合的に推進することが重要である。

国は認知症施策推進計画において、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」を示している。認知症のある人が元気で心豊かに自分らしく過ごすには、一人一人の希望に応じて地域や社会で活躍できるとともに、他者と交流できる環境が整えられていることが必要である。そのため、都は令和６年度から、認知症のある人の希望に応じ、関係機関と連携しながら地域の実情に合わせた社会参加の機会創出に取り組む区市町村を支援しており、令和６年度末時点で 51 自治体が、機会創出に取り組んでいる。国は、令和７年度補正予算で、区市町村が認知症のある人の居場所を整備する際の初度設備等への補助を実施したが、居場所の運営を支援するものではなかった。

都道府県は、国で策定する認知症施策推進基本計画を基本としつつ、実情に即した都道府県計画を策定するよう努めることとされており、都は、令和７年３月に、東京都認知症施策推進計画を策定した。国は令和６年 12 月に策定した基本計画において重点目標及びＫＰＩを設け、令和７年度老人保健健康増進等事業において認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業を実施しているが、未だに具体的な目標値や調査方法、評価の在り方の検討の時期を示していないため、都道府県の計画策定等に影響が出ている。都は、令和８年度に計画の中間見直しを実施する予定であり、その際、国が今後示す目標値等を踏まえる必要がある。

国は、令和６年度に「認知症チームケア推進加算」を創設した際、「日本版ＢＰＳＤケアプログラム」（以下「ケアプログラム」という。）を加算の対象と明示せず、令和７年４月になってケアプログラムが加算の要件である旨通知した。しかし、ケアプログラムで既に効果が実証されている在宅サービスは引き続き加算の対象にしておらず、加算の単価についても効果に見合ったものになっていない。また、同じ加算の対象であるにも関わらず、「認知症チームケア推進研修」の取扱いの変更等を行う際にケアプログラムについての検討がされていない。

国は、令和６年度から認知症介護実践リーダー研修の研修対象者の要件を緩和し、認知症介護実践者研修を修了していない者も対象に加えたが、知識や理解を深める措置等を講じていないため、受講生間の理解度の差が拡大する一方となっている。また、令和８年３月に、一部研修について標準カリキュラムの改訂を行ったが、経過措置の期間が短く、都道府県のカリキュラム改訂作業に混乱が生じている。

若年性認知症のある人は、発症前に仕事に就いていても退職や転職を余儀なくされるケースが多く、都では令和元年度から企業向け研修会を実施しているが、知識や制度に関する企業等への普及啓発が十分に進んでいるとは言い難い。労働者やその家族への相談支援や、労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションのサポートを行う両立支援コーディネーターと、都道府県の若年性認知症支援コーディネーターとの連携も重要である。国は基本計画において「若年性認知症支援コーディネーター等と企業の産業医や両立支援コーディネーター等による連携した対応を行うことなどを推進する」としているが、両立支援コーディネーター等との連携推進が不十分である。

全国の認知症行方不明者は、警察庁の令和６年統計によれば、年間で１万８千人を超え、東京都内においても毎年およそ千人を超える人が行方不明となっている。認知症行方不明者は、高齢化に伴い今後も増加することが見込まれるが、早期発見のためには、広域的な取組が重要である。東京都では、平成 27 年６月より、行方不明の高齢者等に関する詳細な情報を都内区市町村や近隣県、警視庁と共有できる独自のサイトを運用しているが、国においては広域的な取組を進める動きが見られない。

また、認知症のある人の入院は、そうでない人の入院と比べて長期化しやすいことに加え、手厚い人員配置が必要になることが多い。しかし、一般病床に比べて精神病床は入院基本料が低く設定されていることや入院期間の長期化により診療報酬が逓減するなど、業務負担に見合った診療報酬となっておらず、そのために入院の受入れがなかなか進まない場合があるという課題がある。

認知症抗体医薬の実用化等を踏まえて地域の医療提供体制の充実を図るには、認知症サポート医の活動の活性化が急務であり、地域包括支援センター等が医師に医療相談や訪問支援等を依頼する場合、柔軟かつ機動的な対応が求められる。こうしたニーズを踏まえ、都は令和６年度、地域包括支援センター等と連携して活動できる認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定する制度を創設し、令和７年度までに 204 名を認定した。同年度からは、とうきょうオレンジドクターに医療相談等を依頼する際の費用に係る区市町村補助を独自に開始したが、都道府県のこうした取組は国の財政支援の対象とされていない。

認知症抗体医薬については、初回投与を行う医療機関に加え、６か月以降の投与を行う医療機関の確保も求められる。しかし、小規模の診療所等が投与を開始するには、院内の人員体制の見直しや、投与のキャンセルが発生した場合に薬剤の返品等が困難なこと等、負担が大きいことから、６か月以降の投与を行う医療機関の数は不足している。

また、認知症抗体医薬は、精神科医療機関で算定可能な「持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料」の対象となっていない等、診療報酬が治療の実態に見合っ

たものになっていない。
認知症疾患医療センターについては、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているため、関係機関が多く存在していることに加え、人件費や物件費等が高いといった都市部の特性に合わせた配慮が必要であるが、国庫補助額は不十分である。
また、認知症抗体医薬の投与を行うセンターを対象とする加算が令和６年度から新設されたが、投与を行わないセンターでも同様に相談対応等が求められるため、全センターへの財源措置が必要である。
あわせて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくためには、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。
地域支援事業の中の認知症総合支援事業では、認知症初期集中支援チーム員は「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとされている。しかし、受講申込者数が受講定員を超過しており、受講者数を都道府県で調整する必要が生じるなど、チーム員の研修機会が十分にあるとは言えない。

＜具体的要求内容＞
（１）「新しい認知症観」を広く浸透させる取組を進めること。その上で、認知症のある人の社会参加を推進する取組を自治体が円滑に実施できるよう支援すること。
（２）基本計画におけるＫＰＩの目標値について、早期に都道府県に示すこと。また、具体的な調査方法やＫＰＩに基づく認知症施策の評価の在り方について、具体的な検討時期を示すとともに、調査方法については、都道府県でも実施可能なものとなるよう配慮すること。
（３）ＢＰＳＤの背景にあるニーズを読み解き、客観的データに基づくチームケアが提供できる「日本版ＢＰＳＤケアプログラム」は、ＢＰＳＤの軽減効果が科学的に実証されており、その効果に見合う加算とするとともに、在宅サービスも加算の対象とすること。
　また、国が進める認知症施策において、「認知症チームケア推進研修」の取扱いの変更等を行う際には、ケアプログラムについても検討を行うこと。
（４）認知症介護研修については、質の確保に配慮するとともに、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう配慮すること。
（５）若年性認知症のある人の就労に関して、企業等の理解促進に向けた取組を進めること。また、両立支援コーディネーターが都道府県の若年性認知症支援コーディネーターと円滑に連携できるよう、取組を一層推進すること。
（６）認知症行方不明者の早期発見のため、全国の行方不明者個人の情報を自治体間や警察等の関係機関と共有するためのサイトを開設・運用するなど、国自ら広域的な取組を進めること。
（７）認知症サポート医制度の実効性を担保するとともに、認知症サポート医の活動を促進し、地域における医療提供体制の充実が図られるよう、財源を措

置すること。
（８）医療機関において認知症のある人の入院が受け入れられるよう、現行の診療報酬体系における長期入院への対応や十分に評価されない人員配置など、医療機関側の業務負担に見合った診療報酬となるよう改善を行うこと。
（９）身近な地域で希望する人が認知症抗体医薬の治療を受けられる体制が確保されるよう、医療現場の実態を踏まえた運用へ見直すとともに、認知症抗体医薬治療における診療報酬について、負担に見合ったものとなるよう改善を図ること。
(10) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。
(11) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。
(12) 認知症初期集中支援チーム員研修は、受講希望者が確実に研修を受けられるよう、受講定員の拡大など研修の充実を図ること。

07 ダイバーシティ 共生社会

1　障害者の地域生活の実現のための報酬の改善

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業者が人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるよう、報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

また、大都市と地方における地価等の地域差を考慮した報酬の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

令和６年度報酬改定により、基本報酬や各種加算の見直し、障害福祉人材の処遇改善について一定の改善が図られたが、現下の物価高騰については十分反映されておらず、他産業において大幅な賃金引上げが行われ、人材の獲得競争が激化する状況において、十分な水準とは言えない。

令和７年度の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保するため、新規事業所に限り臨時応急的な報酬の見直しを行うことが示された。これにより、収支差率が高く、かつ、事業所数が急増しているサービス類型では、令和８年６月から令和９年度報酬改定までの間、新規事業所の基本報酬が一定程度引き下げられた。

しかし、報酬の見直しに当たっては、地域におけるサービスの充足状況や利用者ニーズを十分に考慮する必要がある。

また、収支差率の分析に当たっては、利用者の障害特性や重度化への対応、職員配置に加え、人件費・物件費の地域差なども考慮した精緻な分析が不可欠である。

全国のサービスごとの平均的な収支差率を理由に報酬を一律に引き下げれば、人材確保が一層困難となるなど、サービスの質の低下を招き、結果として、報酬改定が目指す「制度の持続可能性の確保」をかえって困難にするおそれがある。

安定的なサービス提供を確保する観点から、報酬の見直しに当たっては、地域の実情やサービス提供の実態を十分に踏まえ、画一的な対応とならないよう配慮する必要がある。

また、障害福祉サービス及び障害児サービスについて、地域差を勘案する費用は、人件費のみが評価されており、東京における物件費等（特に土地建物取得費及び賃借料）が高額であることが地域区分において考慮されていない。地域区分の見直しに向けては、令和９年度障害福祉報酬改定に向け検討チームで議論することとされているが、同一の地域区分が適用されている区市町村であっても、土地や家賃等の水準には大きな相違が見られる場合があることから、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分を機械的に割り当てることは、合理性を欠いている。

人材確保・定着をめぐる環境が厳しさを増す中、各分野で最低賃金の上昇等を受けて賃上げの動きが広がっているが、障害福祉分野に従事する者の賃金は、全産業平均を下回る状況にある。

国も、障害福祉人材の処遇改善に向け、累次にわたる措置を講じており、令和８年６月の臨時の障害福祉サービス等報酬改定において、令和９年度障害福祉報酬改定を待たずに期中改定を実施し、福祉・介護職員等処遇改善加算の対象従事者の拡大や、相談系サービスも対象とする等の措置が講じられている。しかしながら、こうした措置はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、処遇改善のための措置を、臨時的な対応にとどまらず、将来にわたり安定的に講じることが必要である。

計画相談支援・障害児相談支援については、令和６年度報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、一定の人員体制や質を確保する事業所の報酬単価の引上げや、医療機関等と連携し情報共有を行う加算の拡充が行われたが、いずれもサービスの利用が前提となっており、サービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっている。

地域移行支援については、令和６年度報酬改定において、基本報酬が一部見直されたが、単価の微増にとどまっている。

また、事前に関係機関との調整を行ってもサービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっている。

訪問系サービスは、障害者の地域での自立を支える最も根幹的なサービスであり、都においても各サービス利用は伸びている。一方、サービスを担う人材の確保・定着が難しく、都内事業所数は、行動援護で増えつつあるものの、他のサービスは、減少ないしほぼ横ばいという状況である。事業者が必要な人材を確保し、安定的にサービスを提供できるよう、物価高騰や賃金の上昇を報酬に適切に反映し、事業所の継続的な運営が可能となる環境を整える必要がある。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められているため、令和６年度において、都内の区市町村では、約 123 億円の超過額が生じており、都内区市町村がいわば国の肩代わりを行った額は、約 54 億円となっている。令和８年度臨時応急的な障害福祉サービス等報酬改定で、国庫負担基準の見直し等が行われたが、依然として区市町村の超過負担が解消されず、こうした状況ではサービスの利用制限も生じかねない。

さらに、重度訪問介護については、長時間・連続的な支援を前提とした報酬体系となっている一方、ヘルパー不足等を背景として複数の事業所が役割分担しながら支援を提供する事例がみられる。こうした支援実態を踏まえ、短時間のサービス提供や事業所間の支援分担についても適切に評価し、必要な支援体制の確保が図られるよう報酬体系を見直す必要がある。

令和８年７月に改正された「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」では、国及び地方公共団体が、家族の身体的及び精神的な負担を軽減するため必要な措置を講じるものとされ、その中で「夜

間に居宅において提供される保健医療サービス又は福祉サービス」が例示されている。重度訪問介護は、医療的ケア児等の家族の負担軽減のため、夜間の見守りに資することができるサービスであるが、対象が成人に限定され、障害児が利用することができない。

なお、訪問系サービスは、利用者の状況を勘案し、適正な支給決定が行われるよう、国において支給決定における標準的な支給量の考え方を示すことが必要である。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が改正され、支援の対象が医療的ケア者等へ拡大し、国及び地方公共団体が、短期入所等の日常生活における支援、就労の支援、住居の確保等について必要な措置を講ずることとされた。

都で実施した実態調査では、医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所、受入対応ができる事業所は全体の３割程度で、福祉型短期入所は２割程度、居住支援系及び訓練系・就労系は１割程度だった。

障害者の高齢化や障害の重度化に対応し、障害者の地域生活への移行を進めるとともに、障害者が地域で安心して暮らすためには、共同生活援助（グループホーム）や短期入所等での重度障害者の受入れが必要であるが、医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害を有する者、高齢重度障害者等の特別な支援が必要な障害者への支援に対する報酬について、支援の実態に即した評価となっていない。

特に、グループホームについては、令和６年度報酬改定により、強度行動障害を有する障害者の受入体制の充実を図るため、重度障害者支援加算の拡充、集中的支援加算の創設が行われたほか、障害支援区分ごとの基本報酬の見直し及び人員配置体制加算の創設、支援を行った初日より算定可能とする日中支援加算の拡充など一定の改善が図られたが､特別な支援を必要とする重度の障害者に対して、より質の高いサービスを行うためには、更なる職員配置に対する報酬上の評価を行う必要がある。

重度障害者がグループホームで安心して暮らしていくためには、共同生活援助による支援のみでは対応が困難な場合があり、個々の支援ニーズに応じて居宅介護等を利用できる仕組みが不可欠である。

重度障害者の地域生活の継続を図るため、時限的な取扱いではなく、居宅介護等を安定的に利用できる制度とする必要がある。

短期入所については、障害支援区分５又は６の利用者が約半数を占めており、支援の実態を反映した報酬単価としていくことが必要である。一方、定員数が十分ではなく、行動障害を有する者など重度障害者等の受入れは進んでいない。

また、医療的ケア児（者）や重症心身障害児（者）の短期入所については、病院等で受け入れるに当たって、医療型短期入所の報酬単価が入院診療報酬に比べて低いため、医療的ケア児（者）等が利用できる短期入所事業所は不足している。

さらに、福祉型短期入所においては、利用者の受入れに先立つ事前調整に負担が生じているが、こうした受入前の支援については、医療型短期入所のみが評価の対象となっており、福祉型短期入所においては評価されていない。

加えて、福祉型短期入所における医療連携加算は、訪問看護による看護の提供は評価されるが、医師との連携は評価されていない。

また、診療報酬における施設入居時等医学総合管理料は、介護保険における短期入所生活介護は算定対象となるものの、障害福祉サービスの短期入所は対象外となっている。

このため、短期入所の受入体制の充実及び重症心身障害児（者）等の受入促進に向け、各種加算や診療報酬上の評価を充実させることが必要である。

障害者支援施設では、入所者の重度化・高齢化が進んでおり、介護量の増加や通院の付添いに対応する手厚い職員体制、医療的ケアや看取りケアに対応する医療体制の確保が必要となっている。令和６年度報酬改定において人員配置体制加算の拡充や常勤看護職員等配置加算等の充実が図られたが、介護量の増加や通院支援等に対応した職員の配置や医療体制を確保するための医師の配置等への報酬上の評価は依然として十分ではない。また、訪問看護等の地域の医療資源が活用できる報酬体系になっていない。

このため、障害者支援施設等において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアを持続的に提供できるよう、職員配置や医療体制に対する報酬上の評価を充実させるとともに、外部資源の活用を含めた支援体制の強化を図ることができる報酬とする必要がある。

また、障害児福祉計画の国指針において、主たる利用者を重症心身障害児(者)とする児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制の整備を定められているが、報酬が十分でないなどの理由から、地域における提供体制が不足している状況である。

保育所等訪問支援については、発達障害児等への専門的アセスメントや環境調整など、高度な専門性が求められる支援であるが、現行の報酬水準はその専門性が十分に評価されていない。また、学校等の教育現場においても活用が進んでいない。

放課後等デイサービスについて、都は、国の配置基準に加え経験豊富な職員の配置や事業所間意見交換等の実施により、質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を実施しているが、障害特性等に応じた質の高い発達支援の提供について、現行の報酬体系では十分に評価されていない。

児童の障害特性や支援ニーズが多様化する中、質の高い支援を継続的に提供するためには、基準を上回る手厚い人員配置と、高度な専門知識や経験を有する人員の確保が不可欠である。児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の統合に当たっては、体制や専門性を適切に評価する必要がある。

学校休業日は、基本報酬における支援時間（５時間）の前後で支援を実施した場合に延長支援加算を算定することが可能であるが、延長支援の時間が２時間以上は定額となっており、それ以上の長時間支援に対し評価がされていない。

重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、人工呼吸器による呼吸管理や酸素療法・吸引など複数の医療的ケアが必要な児童も多く、きめ細かな対応を行うことが求められるが、報酬について、定員にかかわらず看護職員３名までしか評価されていない。専門的知識・経験や技術を持つ看護職員の確保が難しいことに加え、必要な看護職員の加配を行っている場合でも、当日の体調により利用者が急に欠席することもあり、安定的な運営がしづらい状況にある。

また、在宅生活を支える訪問看護や短期入所について引き続き整備の促進が必要である。

医療的ケア児については、都は医療的ケア児支援センターを設置し、区市町村や民間の医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら支援を進めている。

しかし、医療的ケア児が地域で暮らすための短期入所や訪問看護等の社会資源や、人材の確保・育成はいまだ不十分な状況であり、今後、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターがその役割や機能を十分に発揮するためには、国による十分な財源措置が不可欠である。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児のサービス等利用計画の作成のみならず、関係機関との連携や地域に必要なサービスの調整を求められているが、これらは報酬で評価されていない。

このため、都は、障害児通所支援事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に対して、財政的な支援を行う区市町村補助事業を実施している。

児童発達支援や放課後等デイサービス等において、早期の治療や療育に携わる作業療法士や理学療法士などの専門職の活用が有効であるが、専門的支援体制加算では理学療法士等を複数配置しても、常勤換算１名までしか報酬上評価されていない。

地域移行支援における体験宿泊においては６か月で最大 15 日間の給付となっているが、本人の状態に合わせた退院意欲の喚起、退院意向を固める支援、生活スキルの評価をするには 15 日間では足りない。

また、地域定着支援においては緊急時に訪問又は一時的な滞在による支援をした場合に算定できる緊急時支援費（Ⅰ）が設定されているが、地域には緊急で利用できる居室は少なく、734 単位では居室の確保や入退所時の関係機関の調整にかかる労力に見合わない。令和３年度報酬改定により新設されたピアサポート体制加算においては、地域や医療機関等でのピアサポーター育成や長期入院患者への動機づけ支援など行政の施策や医療機関での業務に協力している事業所もあるが、算定要件が配置基準のみであり活動内容は評価されていない。

慢性腎不全により維持透析が必要な精神障害者について、精神症状が激しい等の理由により精神科病院への入院が必要となるが、精神疾患患者の維持透析に対応できる医療機関は非常に限られている。

都では令和６年度から、入院中の患者に対して、他の医療機関を受診させて透析を実施する精神科病院を支援する取組を実施しているが、地域で医療機関等が連携して身体合併症に係る医療提供体制を構築する取組に対して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業では、連携会議の開催や普及啓発に係る経費は補助対象となっているが、医療機関の取組にかかる補助は対象となっていないなど十分な財源措置が講じられていない。

令和８年度報酬改定において、精神病床で算定可能な処置料について、人工透析に係る報酬を個別に算定できるようになり、一定の見直しがなされたところであるが、単科の精神科病院において他院で透析を行う場合の付添いなどについては対象とされていない。

また、精神疾患患者における身体合併症医療についても、慢性腎不全の維持透

析患者については対象となっていない等、対象となる疾患が限定されている。

障害者が地域で自立した生活を継続するためには、生活介護サービスの安定的な提供体制の確保が重要である。近年、障害者の高齢化や強度行動障害、医療的ケアへの対応などにより、生活介護事業所に求められる支援の専門性が高まり、事業所の負担は重くなっている。

令和６年度報酬改定においては、人員配置体制加算の拡充や常勤看護職員等配置加算の充実が図られたものの、新設された人員配置体制加算Ⅰは、利用者 1.5 人に対し職員１人以上の配置を要件としており、それを上回る手厚い職員配置に対する評価は行われていない。

加えて、多くの生活介護事業所のサービス提供の終了時間は午後３時や午後４時となっている。令和６年度報酬改定において延長支援加算の拡充等が行われたものの、長時間のサービス提供に伴う職員配置等の負担に対する評価は十分とは言えず、サービス提供時間の拡充にはつながっていない。このため、特別支援学校卒業後に、放課後等デイサービスから生活介護等の通所サービスへ移行した障害者については、夕方以降の居場所の確保や、家族の就労継続との両立が課題となっている。

就労継続支援Ｂ型の報酬単価等について、令和６年度報酬改定から、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入された。その結果、多くの事業所で平均工賃月額が大きく上昇したことから、令和８年６月から基本報酬区分の基準額が引き上げられ、一部の事業所では区分が下がり基本報酬が減額となった。事業所の運営の根幹である基本報酬については、本来、令和９年度報酬改定時に見直しが行われるべきものである。現在、都内における報酬区分の分布は、「２万円未満」の報酬区分の事業所が、全体の約 46%を占め、障害者の生産活動の安定的な確保や安定的な事業所運営を行うことが厳しい状態にある。

また、就労継続支援Ｂ型事業所は就労・訓練の場であるが、利用者の高齢化や重度化が進んでいる。都実態調査でも、事業所が抱える課題として「利用者の高齢化・重度化」が主な課題として挙げられているが、手厚い支援の実態に即した報酬上の評価を行う必要がある。

令和９年度報酬改定に向け、就労継続支援Ｂ型事業所におけるスコア方式の導入が検討されているが、利用者の個々の状況に応じて支援を行った事業所が適切に評価される得点配分にするとともに、スコア表作成が事業所の過度な負担にならないよう配慮する必要がある。

令和７年 10 月から、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービスである「就労選択支援」が開始されたが、就労移行実績等に関する指定基準が厳格であることや、就労移行支援事業所等と一体的に運営する場合、就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に専従要件が求められ、柔軟な人員配置が難しいこと、サービスの内容に対して見合う報酬になっていないこと等から、多くの事業者が申請を見送っており、サービスの提供が十分に進んでいない。

通所系サービスにおける送迎は、利用者の障害特性への配慮や安全確保のための人員配置や安全対策が必要であるが、現行の報酬体系では、こうした送迎の実

態が十分に評価されていない。

例えば、生活介護においては、事業所の多くが送迎サービスを必要とする利用者を受け入れており、強度行動障害や医療的ケアが必要な利用者の送迎に際しては、生活支援員や看護師を同乗させる場合もある。国の「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果の概要」によれば、送迎を実施している事業所は93.3%に上っている。また、令和６年度報酬改定においてサービス提供時間別の単価が新たに設定されたが、サービス提供時間に送迎時間は原則として含まれていない。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、現行の送迎加算は燃料費や駐車場代等の経費に加え、運転手や添乗員の人件費を十分に賄える水準となっていない。さらに、置き去り事故や車内事故等の安全対策も求められる中、現行の報酬水準では十分な対応が困難である。

このため、通所系サービスにおける送迎については、利用者の障害特性や安全確保に必要な支援の実態を踏まえ、サービス提供の実態に即した適切な報酬上の評価を行う必要がある。

障害福祉サービス事業所が視覚障害、聴覚障害等のある利用者を受け入れ適切に支援するためには、一人一人の障害の状態やコミュニケーションの方法に合わせた意思疎通支援が必要になる。

しかし、現行の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算は、利用者ごとの算定となっていないため、利用者個々への支援内容について評価がされていない。特に盲ろう者等は、サービスの利用に当たり、通訳・介助者等によるきめ細かい意思疎通支援が必要であるが、現行の加算額はそうした専門職等の必要な人員を配置するには十分とは言えない。

このため、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、障害福祉サービス事業所において、利用を希望する視覚障害、聴覚障害者等を受け入れ、個々の障害特性等に応じた支援を行えるよう、適切な報酬上の評価を行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に事業運営できるよう、現下の物価高騰や賃金上昇の影響を報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

地域区分について、大都市の物件費等の実情を考慮した上乗せ割合となるよう見直すこと。

障害福祉報酬の見直しに当たっては、事業者の安定的なサービス提供に影響のないよう適切に実施すること。また、地域におけるサービスの充足状況に差があることに配慮し、新規事業所について引き下げた報酬を見直すこと。

障害福祉従事者の処遇改善に係る措置については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとすること。

（２）計画相談支援・障害児相談支援については、相談支援に従事する人材が定着し、更に質の高い相談支援を提供できるよう、基本相談や困難事例の対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力

に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。

（３）地域移行支援については、地域移行に向けて事業者が積極的に取り組めるよう、基本相談や困難事例への対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。

（４）訪問系サービスについては、障害者の地域での自立生活を保障するために長時間のサービス利用の支給決定をしている地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の２分の１を国が負担すること。

（５）居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの報酬単価については、ヘルパーを確保し、安定的な事業運営ができるよう、物価高騰や賃金上昇を適切に反映するなど、事業の実態に即して改善すること。

　医療的ケア児等の家族負担の軽減に資するよう、重度訪問介護の対象を児童へ拡大すること。

（６）短期入所やグループホーム、就労支援等、各サービスにおける医療的ケア児者等への対応に関する適切な評価と、受入れを進めるための報酬の見直しを行うこと。

（７）グループホームや短期入所等において、強度行動障害等を有する障害者等への対応に関する適切な評価と受入れを進めるための報酬の見直しを行うこと。

　グループホームにおいて、障害者の高齢化や障害の重度化が進む実情を踏まえ、事業者が、利用者の状況や意向に沿った適切なサービスの提供を行うことができるよう、入院時加算や日中支援加算などを更に充実させること。

　また、夜間支援等体制加算については、夜間に十分な安全支援体制の確保を行うことができるよう、加算の充実を図ること。

（８）共同生活援助（介護サービス包括型等）において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については、令和９年３月までの経過措置が講じられているが、時限的な取扱いでなく恒久的な制度とすること。

（９）短期入所の報酬単価について、支援の実態を反映した適正なものとすること。特に、行動障害を有する障害者（児）や重度障害者（児）、医療的ケア児（者）の受入れが促進され、安心して利用できるよう、加算の充実や報酬単価を必要かつ十分なものにするとともに、福祉型短期入所における受入前の調整や医療的ケア児等の受入れを促進するための訪問診療等、医師による医療連携を評価する加算を創設すること。

（10）障害者支援施設等において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアが提供できるよう、生活介護における人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行うこと。

　また、医療的ケアや看取りケアに対応できるよう医療体制の確保に配慮した報酬とするとともに、必要に応じて訪問看護の導入等の外部資源の活用により体制の充実を図れるようにすること。

(11) 主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、報酬単価の更なる引上げを行うこと。また、看護職員加配加算や欠席時対応加算などについて十分な措置がされていないため、利用者の障害特性に配慮し、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。

特に、看護職員加配加算については、複数の医療的ケアを必要とするなど児童の状況に応じて１対１での配置が可能となるよう報酬上適切に評価すること。

また、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算については、各職種の役割や専門性が異なることを踏まえ、それぞれの役割に応じた人員配置が必要となる支援の実態に即して評価を適切に行うこと。

また、放課後等デイサービスについて、個々の児童の状態、発達過程及び特性等に応じて、多様な活動を通じた発達支援を行い、サービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。

学校の長期休暇期間中、長時間の支援が必要となる場合にも対応できるよう、支援時間に応じた適切な報酬上の評価を行うこと。

(12) 多くの重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）が在宅で生活している実態を踏まえ、可能な限り家族と在宅で生活を継続できるよう、訪問看護、短期入所等の人材育成や事業所開設支援策の充実を図ること。

(13) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者が、医療的ケア児等の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、教育等の各関連分野の支援を総合的に調整する役割が担えるよう、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。

(14) 作業療法士や理学療法士などの機能訓練担当職員を複数配置し、様々なプログラムを組み合わせて個々の障害の特性及び発達の状態に応じた適切な支援を提供する障害児通所支援事業所に対し、適切な報酬とすること。

(15) 保育所等訪問支援については、報酬単価の更なる引上げを行うこと。また、保育所等の一般的な子育て支援施策や学校における障害児の受入れが進むよう、事業について広く周知を図るとともに、支援の専門性について明確な基準を示すこと。

(16) 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援に係る報酬単価の更なる充実を図ること。特に、地域移行支援における体験宿泊や、地域定着支援における緊急時の滞在型支援について､実態に即した居室確保の助成を行うとともに、体験宿泊加算の利用可能な日数について、弾力的な運用を認めること。

また、ピアサポートの加算については、評価・検証を行い、医療機関や行政との連携したピア活動を評価した加算を新設するなど更なる充実を図ること。

(17) 維持透析が必要な精神障害者に対する医療提供体制の確保等については、単科の精神科病院において他院で透析を行う場合の付添いなども含め、医療機関の連携等により身体合併症の精神疾患患者に対して医療を提供する地域の取組が促進されるよう、国庫補助の拡充等必要な財源措置を講じること。

精神疾患患者における身体合併症医療に係る診療報酬について、慢性腎不全の維持透析患者を対象疾患として追加する等、精神疾患患者に対する身体合併症治療が進むよう対象疾患を拡大すること。

(18) 生活介護事業所において、利用者の重度化・高齢化や医療ニーズの高まりに対応した手厚いケアを提供できるよう、人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置に対する報酬上の評価を行うこと。

(19) 令和６年度報酬改定で新設された時間別報酬単価や拡充された延長支援加算について、特別支援学校卒業後の障害者の夕方の居場所の確保や家族の就労継続などの課題も踏まえ、生活介護事業所等における利用者のニーズに応じたサービス提供時間の確保が可能となる報酬水準とすること。

(20) 就労継続支援Ｂ型の基本報酬については、事業所の安定的な運営が可能な報酬水準とすること。

また、Ｂ型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や重度化などにより支援が困難な障害者に対する支援を適切に評価できる仕組みとすること。

(21) 令和７年 10 月施行の「就労選択支援」については、地域の実態を踏まえ、就労移行実績に関する指定要件の緩和やサービス管理責任者との専従要件の緩和等、事業者が積極的に参入できるよう見直しを行うとともに、安定的な運営ができるようサービスの実施内容を適切に報酬に反映できる仕組みとすること。

(22) 通所系サービスにおける送迎について、利用者の障害特性や安全確保に配慮し、サービス提供の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。

生活介護については、「令和６年度障害福祉サービス報酬改定検証結果」を踏まえ、送迎時間を基本報酬に係るサービス提供時間に含めること。

(23) 障害福祉サービス事業所における視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について、利用者ごとの専門職等の配置状況に応じた算定が可能となるよう算定要件を見直すとともに、加算額の引上げを行い適切な報酬上の評価を行うこと。

２　外国人との秩序ある共生社会の推進

１　多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

（提案要求先　内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・文部科学省）
（都所管局　生活文化局）

国において多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

＜現状・課題＞

我が国で暮らす外国人（以下「在住外国人」という。）は、令和７年末には過去最高を更新する約412万人となり、そのうち約20%の約80万人が東京で暮らしている。また、都内人口に占める外国人人口の割合は令和８年１月時点で5.5%に達し、今後更なる増加も見込まれる。

このような中、都はこれまで、「東京都多文化共生推進指針」に基づき在住外国人と日本人がともに地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進に向けた取組を進めてきた。

国においては、令和８年１月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において決定し、地域社会において在住外国人と日本人の双方が安心して暮らせる環境づくりを進めるに当たり、これまでの都の要望を踏まえ、国として一定の方向性が示された。

しかし、総合的対応策等において、国の多文化共生施策の推進に対する統一的な見解や、国や地方自治体、企業、市民団体等各主体の役割分担などが示されておらず、地域の取組や体制が明確でない。

また、近年、文化や習慣の違いに加え、教育、社会保障、住宅等における社会の変化に追いついていない我が国の制度的な課題も顕在化してきた。

今後在住外国人の増加が見込まれる中、都市の活力を支える人材として、彼らが地域で孤立せず、日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境整備が急務である。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、次の施策を主体となって実施すること。

① 省庁横断的に施策を推進する体制を整備するとともに、地方自治体によって取組に格差が生じないよう、また、地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう基本法を定めること。

② 外国人が差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本人を含めた住民に対し、多文化共生社会への理解促進を継続すること。

③ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進については、総合的対応策において創設が言及された、帯同家族を含む在住外国人が日本語や日本の制度・ルール等を学習する「日本語・生活学習プログラム（仮称）」（以下「プログラム」という。）を早期に本格実施できるよう実施時期を明確にするとともに、外国人に対し継続的かつ確実に学習機会を提供できるよう、国の責任において必要な環境整備を進めること。

（２）国は、総合的対応策に明記された外国人の受入れに関する基本的な考え方について、令和８年度中に基本方針を取りまとめることとしているが、具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体や受入機関等と綿密な調整を図ること。

（３）国は、総合的対応策において、外国人受入れによって裨益する受入れ機関が果たすべき役割を一層明確にする方策を検討する旨言及しているが、外国人を雇用する企業等が日本語教育、制度・ルールの理解促進などを通じ、共生社会推進の担い手としてもその役割を果たすことができるよう、必要な支援を実施すること。

（４）国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

① 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、必要人材の安定的な確保及び継続的な事業の実施に支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。

② 「外国人受入環境整備交付金」について、総合的対応策において、見直しを検討するとされているが、各地域が現場の実情を踏まえ、必要な相談体制等を維持確保できるよう、必要な予算を十分に確保すること。

２　外国につながりのある児童・生徒に対する日本語指導の充実

（提案要求先　内閣官房・文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室）

（１）日本語指導が必要な外国につながりのある児童・生徒が、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
（２）日本語指導が必要な児童・生徒の母語の多様化に対応した指導用教材を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
（３）教員定数増を含めた教員の確保・養成・研修など、総合的な対策を早期に実現すること。
（４）「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」を迅速に推進し、日本語教育支援を国主導で抜本的に強化すること。

＜現状・課題＞

文部科学省の調査によると、令和７年５月１日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国につながりのある外国人児童・生徒は 73,313 人で、20 年前（平成 17 年度調査、20,692 人）に比べ 52,621 人増加している。

また、「一人」在籍校が全体の 30.5％を占める一方で、「30 人以上」が在籍する学校は 429 校に上る。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数が増えている。

こうした現状において、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教育の充実は不可欠である。文部科学省が令和８年８月に公表した「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」の施策をはじめ、さらなる対策を講じていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、日本語指導が必要な児童・生徒が学校への入学後できるだけ速やかに学習に取り組めるよう、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
（２）多言語に対応した指導用教材等を開発・作成し、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
（３）国の責任において、教員定数増を含めた教員の確保・養成・研修など、総

合的な対策を早期に実現すること。

（４）「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」に基づいてプレクラス等の取組を具体化するとともに、国の責任において必要な予算を確保し、地方自治体に対し、全面的な財政支援を行うこと。

３　在住外国人に関するより精緻な実態把握

（提案要求先　内閣官房・デジタル庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省）
（都所管局　生活文化局・総務局・デジタルサービス局・主税局・都市整備局・福祉局・保健医療局・都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁）

在住外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みの構築及び国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化について、その実効性を確保すること。

＜現状・課題＞

多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在住外国人の生活に係る実態を十分に把握する必要がある。

この点、総合的対応策において、在住外国人の生活に係る実態等を把握するとされたが、実態把握に係る基本的な方針や役割分担が明確でない。

また、実態把握に当たっては、国の各省庁や地方自治体等が把握している各行政分野の情報の一元化を図る旨明記され、国と区市町村との間で情報連携が図られるようになるが、これに伴う区市町村等のシステム整備等に係る事務負担や財政的負担について明らかにされていない。

さらに、当該情報連携について、都道府県を対象としているのか明確になっておらず、都道府県が必要な情報を得られない懸念がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国、都道府県、区市町村等の各主体が、教育、医療、福祉、住宅政策などの行政分野ごとに、外国人に係る情報（人数、国籍、在留資格等）をどのような目的において、どの程度把握すべきか、その手段も含めて、国から明確な基本的方針を示すこと。
　また、必要な場合には、法改正も含めた措置を検討すること。

（２）公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携における、省庁及び関係機関間の保有情報や各種システムの連携に向けた検討及び実施に当たっては、以下の各事項に配慮すること。
　① 国の責任において情報連携に必要なシステムを整備すること。
　② 連携先となる区市町村等の事務負担に配慮すること。
　③ 地方自治体のシステム改修に係る費用に対する財政措置を講じること。
　④ 都道府県に対し必要な情報を共有すること。

（３）総合的対応策に明記された、医療保険、不動産等の実態等を把握するための調査等の実施について、実効性のある実態把握に向けて早急に考え方等を整理し、以下の措置を講じること。
　① 国民健康保険料（税）の滞納対策のため、国、都道府県及び区市町村が

それぞれの役割において、外国人被保険者について把握すべき情報を明確に示すこと。

② 公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査の実施、及び新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応を検討するに当たり、以下の措置を講じること。

ア 地方住宅供給公社が提供する住宅における国籍把握については、各事業主体の判断に委ねられるとの方針が示されたが、既存居住者の国籍等を把握する場合における具体的な手法の明示及び把握を可能とするための制度的措置を講じること。

イ 情報把握等のため、地方自治体等にシステム改修等の負担が生じる場合には、国の責任において、当該費用を措置すること。

ウ ＵＲ賃貸住宅における入居実態を調査した上で今後の対応方針を示すこと。また、当該調査の結果を公表すること。

③ 土地所有等情報の更なる透明性向上に向けた法人の実質的支配者の把握強化に当たり、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

ア 取得者が法人の場合に、主たる役員及び株主の国籍等を把握可能とするよう、不動産移転登記申請時の記載項目を検討すること。

イ ＦＡＴＦ第５次対日相互審査に向けた土地等を所有する法人の実質的支配者を把握する仕組みについて、アの記載項目への反映に向け検討すること。

④ 外国人によるマンションの取引実態の把握について、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

ア 今後、不動産移転登記の申請時に登記簿への登記名義人の国籍記載が義務化されることを踏まえ、外国人による不動産取引やその利用等を継続的に調査すること。

イ 投機目的の購入と不動産価格高騰との因果関係を分析し、実態の解明を図るとともに、詳細な調査結果を公表すること。

⑤ 外国人による土地取得・利用等の実態の把握について、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

ア 土地取引について、国土利用計画法に基づく届出事項に国籍等が追加されたが、当該届出を通じて、土地利用につながる情報を広範かつ早期に把握することができるよう、次の事項について検討すること。

・面積要件の引下げや無償譲渡も対象に含めるなど、届出対象の拡大
・近年の土地利用形態を踏まえた、届出様式・記載要領等における利用目的の分類等の見直し
・届出内容のうち実態把握に資する情報を関連部局・機関に共有する際の範囲や目的等の明確化
・これらの見直しにより届出件数が増加することを踏まえた、届出事務へのデジタル活用の推進など地方自治体の事務負担の軽減につながる支援

イ 国は、重要土地等調査法に基づき、防衛関係施設周辺や国境離島等の注視区域及び特別注視区域について、土地等の所有者の氏名、住所、

国籍や利用状況等の調査を実施しているが、調査結果については、その概要を公表するに留まっている。土地等の所有者の氏名や国籍、利用目的など、外国人の生活実態の把握に資する情報については、関係地方自治体の求めに応じて必要な内容を提供すること。

（４）子供に対する日本語教育の充実に向け、地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握するに当たり、国籍や在留資格は有用な情報と考えられるが、学校基本調査等においてこれらの情報を調査項目に追加する場合には、国の責任においてその目的、範囲や把握方法を明確に示すとともに、生徒、保護者及び学校が納得するよう十分に説明を尽くすこと。

４　日本の制度等の周知・啓発

（提案要求先　内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・外務省）
（都所管局　生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・
都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁）

在住外国人に対し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

＜現状・課題＞

我が国の税制、社会保障制度、生活習慣等に対する理解の不足が、住民税などの地方税や国民健康保険料（税）、医療費等（以下「公租公課等」という。）の滞納や地域におけるトラブルの誘発等につながるといった不安の声が一部で聞かれる。

国においては、総合的対応策に基づき、「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」の下に「日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ」（以下「ＷＧ」という。）が設置され、令和 10 年度中の試行開始に向けた検討が進められている。

しかしながら、プログラムにおける日本語学習については、これまで地方自治体が実施してきた地域における日本語教育等との関係性が明確でない。また、試行の対象者の範囲や実施規模、都道府県や区市町村など基礎自治体及び受入機関の役割分担並びに本格実施までの工程は示されておらず、プログラムの全体像は依然として明らかとなっていない。

また、上記報告書及びＷＧにおいては、国がＩＣＴを活用した学習を共通基盤として整備しつつ、地方自治体が行う日本語教育や地域特性に応じた対面講習をプログラム内の取組に位置付ける方向性が示されているが、国、都道府県及び区市町村それぞれの役割分担や、国による支援の具体的な内容は明らかにされていない。

なお、地域日本語教育について、都は、令和８年度に外国人当事者、自治体、支援団体等に実態調査を行ったところ、日本語の学習に当たっては、学習の開始や継続を促す仕組み及び地域社会とつながる仕組みづくりの必要性が明らかとなっている。

＜具体的要求内容＞

- 入国前の現地日本大使館における査証審査の機会などを活用し、生活上必要となる制度等の周知をより徹底すること。
- 入国後の区市町村窓口における住民登録の機会等を活用し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。
- プログラムについて、令和 10 年度中に開始するとされる試行を含めた全体像及び策定から実施までの具体的なロードマップを早急に示すこと。特に、対象者の範囲、実施規模、都道府県や区市町村など基礎自治体及び受入機関の役割分担については、既存の地域における日本語教育等の役割を明確にし

たうえで、その内容について明らかにすること。
- 国の責任の下でプログラムを策定、実施する旨を、上記１において要望している基本法等により明確にした上で、早急に取り組むこと。
- プログラムの策定に当たっては、地方自治体等から意見聴取をするなど、外国人に対する日本語教育及び日本のルール等の学習実態を十分に把握した上で、財政的な裏付けも含めて、その実効性を確保すること。特に、外国人が確実に学習に取り組めるよう、学習の開始や継続を促す仕組み及び地域社会とつながるための仕組みについて十分に検討を行い、必要な措置を講じること。
- プログラムを策定、実施するに当たって、地方自治体や民間企業等に負担を求める場合は、必要かつ十分な財政措置を行うこと。

５　公租公課等の確実な収入確保に向けた仕組み等の構築

（提案要求先　内閣官房・総務省・法務省・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・総務局・主税局・住宅政策本部）

在住外国人等の公租公課等の滞納を未然に防止するとともに、やむを得ず滞納が発生した場合において、滞納先である地方自治体や医療機関等が速やかに債権回収を実施できるよう、必要な見直し及び仕組みの構築を行うこと。

＜現状・課題＞

近年、一部の地方自治体や医療機関等において、在住外国人等が公租公課等を滞納する割合が高い事例がみられる。加えて、公租公課等を滞納したまま帰国した在住外国人等については、連絡が取れず債権回収が困難となる等の問題もみられる。

＜具体的要求内容＞

（１）在住外国人に対する国民健康保険料（税）の前納制度については、国の責任において効果検証した上で、地方自治体が活用しやすい制度となるよう必要な見直しを行うとともに、本制度の導入が地方自治体の任意とされていることから、財政的支援及び技術的支援を継続すること。
（２）個人住民税においても、国民健康保険料（税）の前納制度のような海外転出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討を行うこと。
（３）不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載を必須とすること。

６　外国人患者への医療提供体制等の充実

（提案要求先　内閣官房・デジタル庁・厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・デジタルサービス局）

（１）医療費の不払の発生の抑止について、その実効性を確保するための措置を講じること。

（２）外国人が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、外国人患者への医療情報提供を充実すること。

（３）医療機関に対する研修の実施や医療通訳の育成・確保の取組の推進等、医療提供体制を充実すること。

（４）外国人患者の受入体制整備が進むよう、国の責任において必要かつ十分な財政措置を行うこと。

（５）全国的な取組を行う場合は、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、基本的な制度設計を行った上で進めること。

（６）外国人患者受入れ医療機関認証制度（ＪＭＩＰ）の広報活動の充実を図るとともに、普及に向けた方策を講じること。

＜現状・課題＞

国は、令和８年１月に取りまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、外国人による医療費不払が発生している状況に鑑み、訪日外国人の適切な費用負担を前提に入国前から民間医療保険への加入を求めるための制度的取組を検討するとしたが、外国人向け医療情報の提供や医療機関における対応の充実等については明確に示されていない。

訪日外国人旅行者数は令和７年実績で 4,268 万人、在住外国人も令和７年 12 月末時点で 412 万人とコロナ禍以降増え続けており、医療機関を受診する外国人患者数の増加も見込まれている。

外国人患者は軽症でも大病院を受診する事例が多いことから、地域の医療機関及び関係機関が連携し、症状に応じて外国人患者を受け入れる仕組みづくりが必要であり、外国人患者受入体制の整備に対する支援を充実する必要がある。

外国人患者への対応は、言語、宗教及び文化並びに医療制度の違い等により、様々な体制の整備や配慮が求められるほか､未収金等のトラブルのリスクもあり、受入れへの準備が必要となる。特に使用頻度が低い希少言語は、費用対効果等の面から、医療機関において医療通訳サービスの確保が難しい状況にある。

また、外国人旅行者は都道府県を越え広域的に移動することも多いため、外国人患者の未収金対応、医療通訳の育成及び確保、海外への適切な情報発信等を国

の責任において進める必要がある。
　なお、国は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」など都道府県が実施主体となる取組を実施しているが、拠点的な医療機関の役割や位置付けを明確にすることなく都道府県に選出を委ねており、都道府県間の取組に差が生じている。

＜具体的要求内容＞
（１）医療費の不払の発生の抑止について、その実効性を確保するため以下の措置を講じること。
　①　医療費の不払を捕捉する国の報告システムについて、医療機関等で運用されている既存システムとの連携等を通じた入力の負担軽減を図ること。
　②　①のシステムの改修を要する場合の費用に対する財政措置を講じること。
　③　マイナンバーを活用した医療費の不払情報の捕捉及びこれに必要な法改正を検討すること。
　④　訪日外国人の不払額に対する管理の手法を確立すること。
　⑤　民間病院等における連携に向けた十分な説明を行うこと。
（２）外国人が症状に応じ安心して医療機関を受診できるよう、国の責任において、入国前、入国時及び滞在中のあらゆる機会を捉え、日本の医療制度や外国人旅行者向け旅行保険の周知及び加入勧奨等、医療情報提供の充実に向けた取組を強化すること。
（３）医療機関に対し、概算医療費の提示や前払い金制度などの医療機関の未収金対応を含む外国人患者への対応力向上や、異文化の理解促進を図るための研修を実施するとともに、医療通訳の育成及び確保の取組を推進すること。
　特に希少言語に対応した遠隔通訳サービスについては、費用対効果等の面で医療機関において医療通訳サービスの確保が難しい状況にあることから、医療機関に対し、国が十分な財政措置を講じること。
（４）地域の医療機関及び関係機関等が連携して進める外国人患者受入体制の整備等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。
（５）全国的な取組を行うに当たっては、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、地域の実情に応じた取組となるよう、国において基本的な制度設計を行うこと。
（６）外国人患者受入れ医療機関認証制度（ＪＭＩＰ）について、広報活動の充実を図るとともに、認証取得に取り組む医療機関への財政支援等、普及に向けた方策を講じること。

７　高等学校等就学支援金制度

（提案要求先　内閣官房・文部科学省）
（都所管局　生活文化局・総務局・教育庁）

新たな高等学校等就学支援金制度等の実施に当たっては、各高等学校等及びその設置主体が、外国人生徒及びその保護者等に対し十分な説明ができるよう、国において引き続き本制度の円滑な実施に向けた必要な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

総合的対応策では、高等学校等就学支援金制度に関し、令和８年４月からの実施に向けて対応を検討する旨明記され、実施後新たに入学する外国人の場合には「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とすることも検討するとされており、令和８年３月に成立した高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、これらの内容が具体化された。

改正法では、都内の高等学校等に通学する外国人生徒の一部において、国の支援の対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

令和８年４月からの新たな高等学校等就学支援金制度等の実施に当たっては、国において令和８年３月に改正法の成立とともに、関係する政省令・通知が示されたところであるが、今後も本制度の実施に当たっては法令等の解釈・運用を巡る課題が生じることが懸念される。

ついては、各高等学校等及びその設置主体が、従前の制度と比較して授業料負担が重くなる外国人生徒及びその保護者等に対し十分な説明ができるよう、引き続き本制度の円滑な実施に向けた必要な支援を行うこと。

参　　考

1　外国人との共生社会の推進

（１）在住外国人数（全国）

412 万 5,395 人

（２）在住外国人数（東京都）

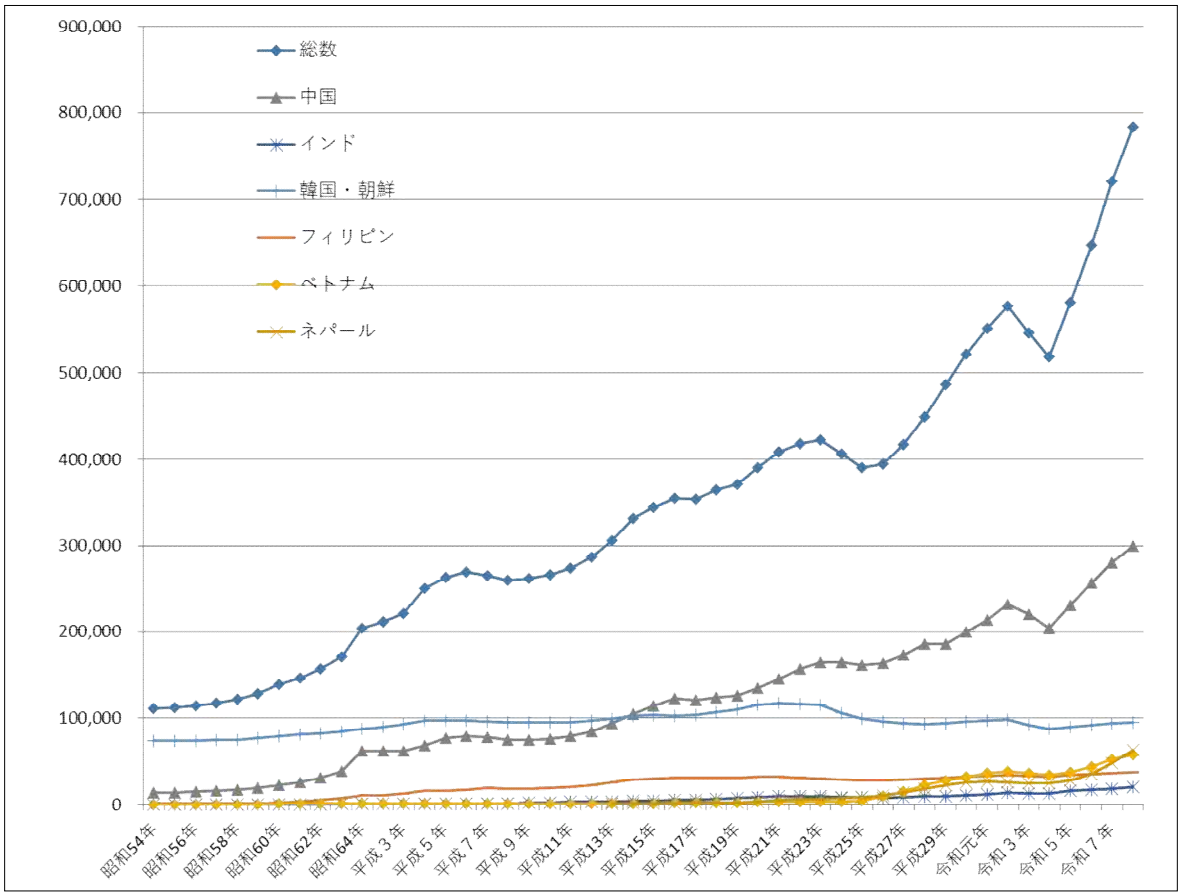
801,438 人

［国籍・地域別外国人数上位５］

・中国　305,303 人
・韓国・朝鮮籍　97,329 人
・ネパール　63,710 人
・ベトナム　58,535 人
・ミャンマー　39,561 人

※　出入国在留管理庁「在留外国人統計」（令和７年末現在）

（３）在住外国人人口の推移（東京都）



東京都総務局「外国人人口」（各年１月１日時点）

08 スマート シティ スタートアップ

１　スタートアップ・スケールアップ支援の推進

１　スタートアップ・スケールアップ支援の連携と施策の強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・厚生労働省・経済産業省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・産業労働局）

（１）東京の勝ち筋となるフィジカルＡＩ、フードテック、エンタメ・コンテンツ、宇宙、ライフサイエンスの５分野において、スタートアップをはじめとする革新的な技術を持つ企業の成長を後押しする取組を次期スタートアップ育成５か年計画へ反映し、必要な措置を講じること。

（２）あらゆる挑戦者を応援し、起業の裾野の拡大や世界市場で打ち勝つスタートアップのスケールアップを加速していくため、都が展開する「Tokyo Innovation Base（ＴＩＢ）」に参画し、都及びＴＩＢに参画する関係者との密接な連携により、グローバル・イノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

＜現状・課題＞

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム強化に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。

国は、日本成長戦略会議において、「スタートアップ育成５か年計画」を強化するため、「スタートアップのスケールアップ」など３つの柱に焦点を当てた「スタートアップ総力創出パッケージ」を令和８年５月にとりまとめ、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた策を示したところである。

そのような中、都は、勝ち筋となるフィジカルＡＩやフードテック、エンタメ・コンテンツ、宇宙、ライフサイエンスの５分野への集中投資を掲げ、東京から日本全体の成長へつなげる取組を進めている。

例えば、ライフサイエンス分野については、大学や研究機関等から有望な創薬

シーズが生み出されている一方、その事業化を支える専門人材や資金等をはじめとするエコシステムが発展途上であるほか、国内で製造・供給につなげていくための環境整備が課題となっている。

また、都が運営するイノベーション拠点「Tokyo Innovation Base（ＴＩＢ）」は、あらゆる挑戦者を応援する結節点として、様々な支援プログラムを展開するほか､全国の自治体や地域のスタートアップが支援者等と交流するイベントを140回程度開催するとともに、世界各地の国・都市から多くのスタートアップ関係者が訪れるなど、開設以降、国内外から53万人以上の多様なプレイヤーが集まる、スタートアップエコシステムの大きなプラットフォームに成長している。令和７年11月には、都のスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」をバージョンアップし、これまで以上に多様な挑戦者が集まり領域を超えた新たなイノベーションが生まれる場として、様々な取組を進めている。

世界のエコシステムも急速に進化し、競争が激しさを増す中、国と都が密接に連携し、グローバル・イノベーション創出に向けた戦略の取組を加速していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成５か年計画」等に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

都の勝ち筋となるフィジカルＡＩ、フードテック、エンタメ・コンテンツ、宇宙、ライフサイエンスの５分野において、スタートアップをはじめとする革新的な技術を持つ企業の成長を後押しする取組を次期スタートアップ育成５か年計画へ反映し、必要な措置を講じること。

ライフサイエンス分野では、ＭＥＤＩＳＯ等による事業化支援やＰＭＤＡによる薬事相談・開発計画策定支援の充実を図るとともに、国内の製造基盤の整備を推進するなど､創薬シーズの事業化に向けた体制の強化を図ること。

（２）ＴＩＢにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ・スケールアップ支援が展開されるよう、国のプログラムのＴＩＢでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

２　世界市場での飛躍に向けたスタートアップ支援の強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・経済産業省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・産業労働局）

（１）起業時から世界を見据え、世界市場で大きく成長するスタートアップを輩出するために、国内外の投資家、ベンチャーキャピタルなど多様なプレイヤーによるグロース期の成長資金供給を強化すること。
（２）ディープテック・スタートアップの研究開発から事業化、社会実装、市場形成、量産化、海外展開等までを見据えた切れ目のない支援を推進すること。
（３）スタートアップ関連イベント等を通じたオールジャパンでの情報発信や、国内スタートアップに関するデータベースの整備について都と一体となって取り組むこと。

＜現状・課題＞

日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。スタートアップが世界で活躍するためには、こうした資金供給の流れを生み出すことに加え、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

国では、「スタートアップ育成５か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資を促進し、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

また、令和８年５月に発表した「スタートアップ総力創出パッケージ」では、内外からの成長資金の供給拡大や、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化などを掲げ、施策を強化することとしている。

一方で、我が国のスタートアップへの投資は、10年ほど前からシード期やアーリー期を対象としたベンチャーキャピタルファンドは増加してきたが、グロース期のスタートアップの資金調達額は、世界と比べて未だに小規模であることが課題とされている。特にディープテック領域のスタートアップは、収益化までに長期間と大規模資金を要するため、その壁を乗り越えられるようなディープテック・スタートアップ育成の強化が必要である。都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、

グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げている。令和７年11月に公表した「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」では、有望なスタートアップを多様な支援者とともに集中支援することや、国内外の資金を呼び込み、戦略的成長分野を踏まえた大胆な資金供給を行うことを掲げ、官民の多様なファンドが参画するプラットフォームの形成等を進めている。

また、アジア最大のグローバルイノベーションカンファレンスの開催や、海外グローバルイベントへの他自治体との共同出展、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信に向け、様々な取組を進めている。

＜具体的要求内容＞

（１）スタートアップのスケールアップを加速するため、国内外の投資家やベンチャーキャピタル等によるグロース期の成長資金供給を強化し、グローバル展開等を支える資金環境を整備するとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

（２）フィジカルＡＩやフュージョンエネルギー等のディープテック領域において、スタートアップの研究開発から事業化、社会実装、市場形成、量産化、海外展開等までを見据えた中長期的な観点から継続的な支援を行うこと。

（３）都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じたオールジャパンでの情報発信について都と一体となって取り組むこと。

また､海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

３　公共調達の推進

（提案要求先　内閣官房・デジタル庁・総務省・経済産業省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・財務局・
デジタルサービス局・産業労働局）

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、オールジャパンで、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

＜現状・課題＞

国の「スタートアップ育成５か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。

一方、公共調達については、「公共調達の適正化について」（平成18年８月25日付財計第2017号）において、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、国は、「地方自治法施行令第167条の２第１項第４号に基づく随意契約によるスタートアップからの調達の拡大について（通知）」（令和８年８月４日付総行行第362号・20260724イ局第１号）（以下「調達拡大通知」という。）を発出し、同施行令同条同項第４号に基づく随意契約（以下「４号随契」という。）の活用促進や、J-Startupとの連携を各地方公共団体に促している。

国は、経済成長の実現に向け、スタートアップの製品・サービスの公共調達の拡大を推進している。都においても、2022年度から累計で1000件を超えるスタートアップとの協働を進めるほか、全国の自治体が４号随契の認定情報の相互活用を可能とし、スタートアップ製品等の公共調達の裾野拡大を図る仕組みを構築し、全国から35自治体が参画するなど、全国自治体におけるスタートアップからの公共調達の拡大に取り組んでいる。

地方自治法施行令第167条の２第１項第４号で認定された新商品又は新役務は、随意契約により調達することが可能とされている。

一方、自治体が認定製品を実際の事業で活用する際には、製品の購入に加え、当該製品に付随する業務を一体的に実施する場合がある。

また、自治体が競争入札による業務委託を発注する場合であっても、４号随契の対象として認定を受けた製品を委託履行等に活用することが、行政課題の解決に有効な場合もある。

こうした実務上のニーズに対応し、スタートアップの製品・サービスの活用を促進するため、地方自治体が行政課題や現場の実情に応じて、柔軟かつ円滑に調

達できる環境を整備していく必要がある。
　さらに、全国自治体におけるスタートアップからの公共調達を拡大していく上では、スタートアップの製品・サービスは導入実績が少ないものも多く、その効果を十分に見通すことが難しいことなどから、限られた財源の中で調達に必要な予算を確保することが課題となっている。
　加えて、令和６年度に正式版をリリースしたデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能等を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞
　地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。
　都は、令和６年度、４号随契に係る認定情報を自治体間で相互に活用可能となる仕組みを構築し、全国の自治体との連携を開始した。国においては、調達拡大通知において都事業への言及や､国主催イベントでの都事業ＰＲ機会の提供など、取組の促進に向け連携が進んでいる。引き続き、都と連携してオールジャパンで官民協働を促進するための取組を行うこと。
　スタートアップからの調達の実効性を高めるため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第４号に基づき認定された製品について、製品の導入に付随する業務を一体的に発注することや、委託履行及び工事請負において当該製品を指定可能にするなど、地方自治体が行政課題や現場のニーズに応じて柔軟かつ円滑に調達できるよう、必要な措置を講じること。
　スタートアップの製品・サービスの公共調達を全国的に拡大し、スタートアップの成長促進や社会実装を通じて我が国の経済成長につなげるため、既存の補助制度の拡充や新たな支援制度の創設により、地方自治体による導入と活用を財政面から後押しし、その負担を軽減する措置を講じること。
　都や区市町村だけでなく、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるよう対応すること。また、効果的な利用者管理の仕組みを構築し、サイトの検索機能の充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

４　スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

（提案要求先　内閣官房）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・政策企画局・産業労働局）

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進するとともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等の規制緩和を行うこと。

＜現状・課題＞

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和５年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和６年５月 31 日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和６年６月４日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、令和７年11月にバージョンアップしたスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」に基づき、国や関係者と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

＜具体的要求内容＞

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。

また、都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置について、検討を進めること。

５　アントレプレナーシップ教育の推進

（提案要求先　内閣府・文部科学省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・総務局・産業労働局）

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育を実施すること。

＜現状・課題＞

国は令和４年度に「スタートアップ育成５か年計画」を発表し、アントレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等について示した。それに基づき、令和６年度から「アントレプレナーシップ推進大使派遣事業」として全国の教育機関に起業家等を派遣し、出前授業を実施している。さらに、令和７年には「Japan Entrepreneurship Alliance（ＪＥＴ－ＡＬＬ）」を発足し、全国の自治体等と連携したアントレプレナーシップ教育を実施している。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアントレプレナーシップ（起業家性）の育成を取組の柱に据え、小中学校、高校における継続的なアントレプレナーシップ教育を進めており、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援や、講演可能な起業家・経営者の派遣等を行っている。さらに、令和７年11月には「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を公表し、中高生が主体となって同世代向けにアントレプレナーシップ育成プログラムの企画・運営を行うなど、あらゆるフィールドでの挑戦を徹底的に応援する取組を進めている。

令和８年の日本財団の最新の 18 歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は 52.7％と、令和７年の 39.1％から上昇している。しかしながら、調査対象となっている米国（66.7％）、英国（66.3％）、中国（69.5％）、韓国（60.8％）、インド（78.0％）と比べて下回っている状況に変化はみられていない。日本は、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない状況にある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく、エンターテインメント、アート、音楽、スポーツなど様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアントレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

＜具体的要求内容＞

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系の構築に向け、初等・中等教育段階を含む全国の教育現場へのアントレプレナーシップ教育の更なる普及・定着を図ること。

また、起業家等との継続的な交流機会の創出、ＰＢＬ型学習や探究学習との連携など、実践的なアントレプレナーシップ教育の拡充を図るとともに、教員向け研修や好事例の横展開等を通じて、実践的なアントレプレナーシップ教育の実施をすること。

09 スマート シティ デジタル

1　国民のつながれる権利の明確化

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）国民の誰もがデジタルデバイスを介してネットワークに「つながれる権利」について法制度上明確にするとともに、必要な環境の整備をすること。
（２）デジタルデバイドの是正・解消のため、対面対応や人的支援等の代替・補完手段や、デジタルデバイスの利用、通信環境の格差に対応する全国共通の制度・枠組みを構築すること。
（３）上記の実現に向けたロードマップを提示すること。

＜現状・課題＞

（１）都は、多様なデジタルサービスが生み出され、誰もがサービスを享受できるとともに、データ利活用により様々な社会課題の解決がなされる社会の実現のため、あらゆる人やモノが、いつでも、どこでも、何があってもネットワークにつながる東京を目指している。

生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している中、ネットワークに「つながれること」は、人々が最低限の生活を営む上で、もはやなくてはならないものとなりつつあり、その恩恵は誰もが享受できるものである必要がある。そのためには、希望する国民の誰もがスマートフォン等のデジタルデバイスを介してネットワークに「つながれること」が保障され、各種デジタルサービスが利用可能となるとともに、社会やコミュニティとの接点を持つことができる状態を実現しなければならない。

今後のイノベーションの進展や人口減少による働き手の減少に伴い、行政を含めた各種サービスのデジタル化及び自動化の進展は今後も加速度的に進んでいくものと考えられるが、令和３年法律第 35 号デジタル社会形成基本法等の国の法令においては、「つながれる権利」が明確に位置づけられていない。

すなわち、デジタル社会形成基本法等では、情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差の是正を定めているが、ネットワークに「つながれること」そのものは権利として整理されておらず、「つながれる権利」の法制度上の位置づけが不明確となっている。

また、国民に対して質の高い行政サービスを提供するためには、行政手続等のデジタル化を着実に推進するとともに、通信網やデジタル基盤の整備についても、計画的に実施していくことが求められる。

（２）全ての国民が、誰一人として排除されることなくデジタルの恩恵を享受す

るためには、心身等の状況や通信環境等の様々な事情により、デジタルデバイスの利用が困難な人や不慣れな人への対応を講ずることが不可欠である。そのためには、窓口等における対面支援や人的支援等の代替・補完手段を制度として構築した上で、デジタル化を推進する必要がある。

また、高齢者や障害者など、デジタルデバイスの操作に不慣れな方を対象として、各自治体において、スマートフォン教室の開催等の取組を進めているものの、財源・制度設計には限界があり、支援の有無や水準に地域差が生じている。

こうした状況は､行政サービスの利用機会に格差を生じさせるものであり、デジタルデバイドの是正・解消に向けた取組を一層推進することが求められる。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

＜具体的要求内容＞

（１）国民の誰もが、いつでもどこでもネットワークに「つながれる権利」について、法制度上明確にするとともに、国として「つながれる権利」の保障に向けた目指すべき状態目標などの統一的な考え方を整理すること。

（２）行政手続等について、デジタル化を着実に推進するとともに、通信網やデジタル基盤の整備を計画的に進め、デジタルデバイスを通じてネットワークにつながりたい人が便利で快適に行政サービス等を利用できる環境を整備すること。

（３）様々な事情によりデジタルデバイスの利用が困難又は不慣れな人等が、デジタル化の進展により行政サービスから排除されることのないよう、窓口等での対面対応や人的支援等の代替・補完手段を制度として構築した上で、デジタル化を推進すること。

（４）デジタルデバイスの利用や通信環境の格差を解消するため、利用支援のあり方や通信に係る負担の考え方について、全国共通の制度・枠組みを構築すること。

（５）上記（１）から（４）までの実現に向け、国・地方自治体・民間事業者の役割分担を明確化するとともに、制度の構築、財源措置、ガイドライン整備などのロードマップを提示すること。

２　「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）５Ｇによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進するとともに、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努めること。

（２）島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、通信困難地域へ１社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

（３）首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業により、非常用電源の 72 時間化など、区市町村本庁舎や災害拠点病院等における携帯電話基地局の強靱化を引き続き国が責任を持って主導し確実に進めるとともに、取組をさらに加速させるために必要な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

（１）５Ｇインフラの整備促進

５Ｇによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のＱＯＬを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都では、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指し、令和５年８月に「つながる東京」展開方針を策定した。

大容量かつ高速通信を必要とする５Ｇサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった５Ｇの特長を十分に発揮するには、ｓｕｂ６帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備は、「つながる東京」実現の上で不可欠である。国は、５Ｇ普及のためのインフラ整備推進に関する検討を踏まえ、ｓｕｂ６周波数帯について「2027年度までに高トラヒックエリアの 90％をカバーする」ことを、令和７年に整備目標として示している。一方で、都が実施した「インターネット通信環境及びインターネット利用状況調査」によると、都民が通信品質について不満を感じる場所として、電車内や駅周辺が多いことが明らかとなった。このため、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努める必要がある。

（２）補助制度の拡充

国が目指すデジタル社会の発展において、高速モバイルインターネット網は基幹的インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。その中で、１社以上が整備済みのエリアへ複数社が整備する場合の補助率は３分の２となっているが、通信困難地域へ１社が新規整備する場合の補助については、補助率が２分の１となっており、複数社整備の場合と同等の補助率となっていない。さらに、国の補助制度において維持管理費を財政支援することが明記されておらず、維持管理費用の負担が困難な自治体では、実質的に基地局が設置できない状況が続いている。

（３）携帯電話基地局の強靭化

今後想定される首都直下地震や台風等の自然災害など有事の際には、情報収集・発信、避難及び救急・救命活動において通信が重要な役割を果たす。そのため、基地局の強靭化を推進し通信を確保していくことが重要であることから、令和７年度に、災害時の拠点となる施設等の周辺における基地局に対し、発災後 72 時間の停電対策や衛星通信を活用した多重化等を行う「災害時における携帯電話基地局の強靭化対策事業」が開始された。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

＜具体的要求内容＞

（１）５Ｇによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、ｓｕｂ６帯やミリ波帯などの高周波数帯の整備目標を早期かつ着実に達成するとともに、都市部やターミナル駅周辺などの高トラヒックエリアに重点を置いた良好な電波利用環境の確保に努めること。

（２）島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせることができるよう、通信困難地域へ１社が基地局を整備する際の補助についても、複数社の場合と同様に補助率の拡充を図ること。

　また、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、維持管理に要する費用についても財政措置を講じること。

（３）首都直下地震など様々な災害リスクが高まる中、発災時にも安定した通信を確保し、都民の生命を守るため、令和７年度に開始した「災害時における携帯電話基地局の強靭化対策事業」を引き続き国が責任を持って主導し確実に進めるとともに、取組をさらに加速させるために必要な財政措置を講じること。

参　　考

国施策の根拠法令・計画

・　総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和５年４月 25 日発表）
・　総務省「新たな目標に基づく５Ｇインフラの整備状況（令和６年度末）」（令和８年３月 30 日）
・　総務省「デジタルインフラ整備計画２０３０」（令和７年６月 11 日）
・　総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号　最終改正：令和８年１月 22 日総基移第４号）
・　総務省「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）（昭和 62 年２月 14 日郵政省告示第 73 号）

３　国境離島等の離島への海底ケーブル整備支援

（提案要求先　総務省・国土交通省）
（都所管局　デジタルサービス局）

離島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の理念、国土強靭化及び経済安全保障の観点から、国境離島を含む島しょ地域における安定した情報通信基盤の確保に向け、海底光ファイバーケーブルの整備、強靭化及び維持管理に対する支援制度の創設、拡充及び事業進捗に応じた財源の確保など、必要な措置を講じること。

国が推進する公設光ファイバーケーブルの民間移行については、安定的かつ持続可能な通信の充実が担保されることを前提として促進すること。

＜現状・課題＞

海底光ファイバーケーブルは、本土と離島及び離島間を結び、住民生活、行政、医療、教育、防災、産業及び放送を支える基幹的な情報通信基盤であるとともに、我が国全体の情報通信ネットワークを支える重要な社会インフラである。

離島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく国の基本方針においても、高度情報通信ネットワークは地理的制約を克服し、地域の生活や活動を支える重要な基盤として位置付けられている。特に国境離島において、安定した通信環境は住民生活や地域経済を支え、持続可能な定住環境の維持に不可欠である。

また、日本成長戦略（2026 年 7 月 21 日）においても、経済安全保障上の重要性が高まっている海底ケーブルについて、多ルート化による強靭性・冗長性の確保が施策として位置付けられており、災害や事故による通信途絶リスクを低減することは、国土強靭化の観点からも重要である。

しかしながら、八丈島以南の海底光ファイバーケーブルは単一ルートであり、自然災害や船舶事故等によりケーブルが損傷した場合、広範囲かつ長期間の通信途絶が発生するおそれがある。また、海洋部と陸上部の接続点である陸揚げ部では過去にも損傷が発生している。

このため、災害や事故時においても安定した通信を確保するためには、２本目の海底光ファイバーケーブルの整備などによる複数ルート化が有効である。また、陸揚げ部対策等により、海底光ファイバーケーブルの強靭化を進める必要がある。

離島地域における海底光ファイバーケーブル事業の複数ルート化及び強靭化は、国境離島を含む我が国の情報通信基盤の信頼性向上に資するとともに、経済安全保障及び国土強靭化の推進にも寄与する。このため、国による制度整備及び財政支援を講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）単一ルートとなっている八丈島以南の海底光ファイバーケーブルについて、災害や事故時にも必要な通信を確保できる強靭かつ安定的な通信基盤を構築するため、海底光ファイバーケーブルの複数化に係る整備を支援すること。

　また、調査、設計及び整備までの一連の事業を支援対象とするとともに、複数年度にわたる大規模事業を計画的かつ継続的に実施できる制度とすること。

　さらに、長距離海底光ファイバーケーブル整備に要する多額の費用及び島しょ地域特有の条件を踏まえ、地方公共団体に過度な負担を生じさせない十分な財政措置を講ずること。

（２）我が国の情報通信基盤を支える重要な社会インフラである本土と離島及び離島間を結ぶ海底光ファイバーケーブルについて、将来にわたり安定的な通信を確保するため、国として、民間移行を含む将来の在り方並びに国、地方公共団体及び民間事業者の役割分担を明確化すること。

（３）島しょ地域における安定的な通信サービスを確保するため、海底光ファイバーケーブルの維持管理に対する現行の財政支援を継続すること。

　また、陸揚げ部のケーブルを保護する防護管を計画的に更新し、ケーブル本体の長寿命化に資する取組について必要な財政措置を講ずること。

４　公共インフラとしてのデータの連携と利活用

１　国を挙げたデータマネジメントの推進

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）国や他の自治体など組織間でのデータ連携や徹底したＡＩ利活用を進めるため、国主導で、データ連携やＡＩ判読等に適したデータの定義、品質基準、更新頻度等について全国的に統一されたルールを明確化すること。

（２）都民の利便性向上及び行政サービスの高度化を図るため、公共インフラとしての価値を有するデータ群について、ベース・レジストリとしての整備を迅速に進めること。

（３）公共性の高い分野ごとに、国、自治体、民間企業等の関係主体がデータ連携及び利活用を行うことができる全国統一の基盤を国の責務で整備し、ＩＤはマイナンバー及びＧビズＩＤを前提とすること。その際、整備工程を明確化し、自治体における実務や意見を十分に反映すること。

（４）組織の垣根を越えたデータ連携を進めるため、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュを早期に自治体が利用できるよう、速やかに構築を進めること。

（５）国や自治体等の行政機関間でのデータ提供・利活用を進めるため、安心して効率的にデータ連携ができる全国共通のルールや仕組みを整備すること。

（６）公共インフラとしてのデータについて、クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中においても、国と自治体がデータの主体的な管理・運用を可能とするための考え方を明確に示すこと。

＜現状・課題＞

都は、令和８年４月に「東京都データマネジメント基本方針」を公表し、行政サービスが自然と届く都政へと転換することにより、都民や事業者の「手続のための時間」を「暮らしや仕事の時間」へと変え、手取り時間を増やすことを目指している。

国においても、令和７年６月 13 日に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が決定され、データ連携に係る基盤整備や標準化の推進、信頼性・安全性の確保など、データ利活用に関する論点や当面の対応の方向性が整理されている。

一方、生成ＡＩを含むＡＩの社会実装が進展する中で、国及び自治体が作成・保有するデータについては、公共的な資産としての価値が急速に高まっている。こうした状況を踏まえ、国や自治体が共通に参照・利用することを想定した全国的な統一ルールの下で、データの定義や品質基準、更新頻度等を明確化し、ＡＩ等による利活用に適したデータ整備を進めていく必要がある。

また、国においては、令和８年７月 21 日に閣議決定された「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、ベース・レジストリの整備が進められている。公共インフラとしての価値を有するデータ群について、都民の利便性向上や行政サービスの高度化、更には事業活動全体の効率化を図る観点から、迅速に整備を進めていくことが求められる。

さらに、医療、福祉、教育、防災など公共性の高い分野において、国、自治体、民間企業等が分野ごとに協働してデータ利活用を実現していくためには、関係主体間で安全かつ円滑にデータの連携・利活用を行うことができる単一の共通基盤が不可欠である。その際、都民や事業者に関する多様なデータの連携・活用を可能とするため、ＩＤは、マイナンバー及びＧビズＩＤの活用を前提としつつ、現場での効果的な活用につながるよう整備の工程を明確化するとともに、自治体の意見を反映しながら着実に推進していくことが重要である。

加えて、組織の垣根を越えたデータ連携を進める上では、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュについても自治体が早期に利用を開始できるよう、整備の工程を明らかにした上で、速やかに構築を進めていくことが必要である。

こうした技術や基盤の整備と併せて、行政機関間でのデータ提供・利活用を前提とした制度面での整備も不可欠である。現状、国、都道府県及び区市町村といった行政機関間でデータ連携をする際、その都度、データの取扱ルールや責任などを明確にした協定を締結する運用が多く見受けられるが、連携の都度、協定を締結しなくても、住民情報等も含め安心してデータ連携ができるよう、全国共通のルールや制度設計が求められる。

さらに、行政サービスにおいて活用されるデータは、社会を支える公共インフラであると同時に、国及び自治体の自律性や安全性を左右する重要な資産でもある。クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中、行政で取り扱われるデータについて、その管理主体、適用される法制度、国外からのアクセスや影響の可能性等を明確にすることが重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国や他の自治体など組織間でのデータ連携や徹底したＡＩ利活用を進めるため、国主導で、データ連携やＡＩ判読等に適したデータの定義、品質基準、更新頻度等について全国的に統一されたルールを明確化すること。

（２）都民の利便性向上及び行政サービスの高度化を図るため、公共インフラとしての価値を有するデータ群について、ベース・レジストリとしての整備を迅速に進めること。

（３）医療、福祉、教育、防災等の公共性の高い分野ごとに、国、自治体、民間企業等の関係主体がデータ連携及び利活用を行うことができる全国統一の基盤を国の責務で整備し、ＩＤはマイナンバー及びＧビズＩＤを前提とすること。その際、整備工程を明確化し、自治体における実務や意見を十分に反映すること。

（４）組織の垣根を越えたデータ連携を進めるため、行政組織横断でデータをつなぐ仕組みである公共サービスメッシュを早期に自治体が利用できるよう、速やかに構築を進めること。

（５）国や自治体等の行政機関間でのデータ提供・利活用を進めるため、安心して効率的にデータ連携ができる全国共通のルールや仕組みを整備すること。

（６）公共インフラとしてのデータについて、クラウドサービスやデータ基盤のグローバル化が進む中においても、国と自治体がデータの主体的な管理・運用を可能とするための考え方を明確に示すこと。

２　国主導による点群データの整備・更新

（提案要求先　デジタル庁・国土交通省）
（都所管局　デジタルサービス局）

点群データを国のベース・レジストリとして位置づけ、相互利活用のためにデータ仕様や標準フォーマットを確立及び統一するとともに、国の責任と財源において、全国網羅的なデータの整備及び更新を一元的に行い、各自治体が防災等の分野で活用できる環境を整えること。

＜現状・課題＞

現在、東京都をはじめとする一部の自治体では、独自に点群データを整備・公開している。インフラ施設の変状等による都市構造の変化や、災害発生時に被災状況を迅速かつ的確に把握するためには、点群データの定期的な更新が不可欠であるが、自治体にとってその財政的負担は大きい。また、国土地理院における点群データの整備・公開は一部地域に限られており、提供形態も有償にとどまっている。

点群データが面的に整備されることで、自治体の枠を越えた広域的な災害対策等への活用も可能になることから、国による標準仕様・フォーマット等による全国網羅的な整備が求められている。

＜具体的要求内容＞

点群データを国のベース・レジストリとして位置づけ、相互利活用のためにデータ仕様や標準フォーマットを確立及び統一するとともに、国の責任と財源において、全国網羅的なデータの整備及び更新を一元的に行い、各自治体が防災等の分野で活用できる環境を整えること。

３　官民データ利活用の促進に向けた環境整備

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、防災や観光などに関するデータ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。
（２）地方公共団体のオープンデータ化を推進するため、普及啓発を強化するなど制度の浸透を図るとともに、データの整備・更新に係る負担軽減策を講じること。
（３）民間事業者が保有するデータのうち、防災等の公共目的を達成するために社会全体での活用が必要なものについて、個人情報保護法制との整理、提供すべきデータの種別や範囲、データの提供方法等、法的枠組みを整備すること。

＜現状・課題＞

官民データ活用の推進に当たっては、個人及び法人の権利利益を適切に保護しつつ、情報の円滑な流通と効果的な活用を図ることにより、社会課題の解決、行政の高度化・効率化及び地域経済の活性化等につなげていくことが不可欠である。このため、地方公共団体が保有するデータのみならず、公共性の高い分野において活用が期待される民間データについても、社会全体のインフラとして、分野横断で利活用を促進していくことが必要である。

また、官民データの利活用に際しては、データの構造や項目等の定義が統一されていない場合、データをシームレスに組み合わせて活用することができないため、官民のデータ規格の標準化を推進して品質を高めることで、流通を促進していくことが重要である。

地方公共団体のデータについては、個人情報等に配慮しつつ、広く社会全体で活用するため、オープンデータ化の推進に向けた職員の理解促進を図るとともに、整備や更新に係る負担軽減に資する支援が求められる。

民間データについては、人流データや車両通行データ等は防災や観光といった公共性の高い分野で活用の期待が高まっている。これらの民間データを行政等で活用するためには、現在は事業者の任意の協力に頼らざるを得ないが、デジタル公共財として社会全体で活用できるよう法的枠組みの整備が必須である。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

＜具体的要求内容＞

（1）官民の様々なデータを利活用したデータドリブン社会の実現に向けて、データ規格の標準化を推進し、データの品質を高め、流通を促進していくこと。

（2）地方公共団体のオープンデータ化の取組を推進するため、地方公共団体の職員に対する普及啓発を強化するなどして、オープンデータに関する制度の浸透を図ること。

　また、整備や更新が円滑に進むよう、地方公共団体の作業等を可能な限り省力化するためのツールの提供や、データ整備・更新の将来的な自動化に向けたクローラー技術の活用など、必要な支援策を講じること。

（3）防災等の公共目的を達成するため、民間事業者が保有するデータやサービスを、デジタル公共財として官民の多様な主体が平時から活用できるよう、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を踏まえつつ、民間事業者へのデータ提供義務を規定するなど、行政へのデータ提供を円滑に行うための法的枠組みを整備すること。

５　社会の構造変革に資するＡＸの推進

（提案要求先　内閣府・デジタル庁・総務省・経済産業省）
（都所管局　デジタルサービス局・産業労働局・スタートアップ戦略推進本部）

（１）地方公共団体がエージェント型ＡＩをはじめとする新たな技術を導入するに当たって必要となる基本的な考え方や方向性等を示すこと。

（２）全国的に共通性が高い業務分野での活用をはじめ、地方公共団体のＡＩ利活用を推進するため、国が主導的な役割を担い、共通基盤の全国展開等を通じて共同利用可能な環境を提供すること。また、財政支援や技術的助言等、地方公共団体の実情に即した支援体制を構築すること。

（３）ＡＩによる中小企業のＤＸ推進やスタートアップのイノベーション創出を強力に後押しする支援策を重点的に講じるとともに、ＡＩ学習に向けたデータ基準の明確化や社会全体で安全にデータを連携・活用できる仕組みの整備を推進すること。

（４）国産ＡＩの開発・活用を推進するため、主要分野への投資を中長期的な視野から戦略的に実施すること。あわせて、地方公共団体がＡＩを調達・利用する際の参考となるよう、基盤モデルや計算資源などの要素ごとに国内で整備すべき範囲の考え方を具体的に示すこと。また、技術革新が早いＡＩの最先端技術に常に触れられる環境を整えるとともに、イノベーションとリスク対応のバランスを踏まえたＡＩガバナンスの明確化を進めるなど、先導的な役割を果たすこと。

（５）ＡＩの普及に伴い顕在化しているリスクに対し、事業者の自主的な取組に委ねるにとどまらず、イノベーションを阻害しない範囲で実効的な対策を講じ、利用者が安心して利用できるようＡＩサービスの適正性を担保すること。

（６）ＡＩ人材の確保・育成に向けて、スキルの可視化や自治体の垣根を越えた人材活用を進めるとともに、ＡＩリテラシー向上に向けた取組を社会全体に浸透させること。

＜現状・課題＞

急速に進化を遂げるＡＩは、行政サービスの在り方や職員の働き方を大きく変革するとともに、社会のあらゆる分野に影響を与え、社会全体の構造そのものを変革していく可能性を秘めている。こうしたＡＩを起点とした社会・行政の構造変革、いわゆるＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）を推進するためには、利活用基盤の整備から人材育成まで一体的な取組が不可欠である。

都においては、「東京都ＡＩ戦略」を令和７年７月に策定し、ＡＩを「2050 東京戦略」で目指す「都民がＱＯＬ向上を実感できる社会」「世界を牽引し持続的に成長する都市」の実現を加速させる中核技術として位置付けた。その上で、ＡＩと向き合う際の基本的な考え方として「都政におけるＡＩ利活用」と「多様な主体とのＡＩ利活用促進」の２つの視点を示し、東京の持続的成長や都民サービスの質向上を推進するため様々な取組を展開している。また、国においても、令和８年７月に「人工知能基本計画」の第Ⅱ期計画を策定し、あらゆる組織においてＡＩを前提として意思決定や業務の進め方を根底から見直すＡＸを進めていく方針を示している。こうしたＡＸを推進するには、組織を越えたデータ連携を可能とする仕組みの構築や規制改革も同時に進めていくことが求められる。

国が人工知能基本計画で施策の軸に据えるエージェント型ＡＩは、ＡＩが自ら計画し実行するものである。そのため、導入に当たっては事務処理における責任の所在や権限の在り方、外部との接続に伴う情報管理など、新たな論点が生じている。フィジカルＡＩなど、今後も新たな技術の実装が見込まれる中、こうした論点は地方公共団体の取組のみで解決できるものではない。

また、地方公共団体がＡＩを導入するに当たっては、高度なセキュリティを確保したシステム構築に伴う財政負担や専門知識を有する人材の確保、技術的な知見の不足などが障壁となっている。とりわけ、生活保護等の全国的に共通性が高い業務分野において地方公共団体ごとにＡＩを導入することは、開発の重複や業務を通じて蓄積されるデータの分散を招くだけでなく、地域間でのデジタル格差を拡大させる要因となるおそれがある。国では令和８年４月にガバメントＡＩ「源内」の一部をオープンソースとして公開したが、これは各団体が自ら基盤を構築することを前提としたものである。一方、都は現在運用している共通基盤について、他の地方公共団体との共同利用を見据えた取組を進めている。こうした共通基盤を活用した共同利用の取組を、全国の地方公共団体に広げるためには、国が主導的役割を担うことが不可欠である。

加えて、ＡＩ利活用推進により産業競争力を強化するには、中小企業やスタートアップがＡＩを積極的に活用し、生産性の向上や社会的課題の解決を実現していくことも必要であるが、開発・導入コスト等が大きな障壁となっている。あわせて、ＡＩによるイノベーション創出には高品質なデータの利活用も不可欠だが、

情報保護や著作権の取扱いを含めてＡＩ学習に利用可能なデータの基準が不透明なだけでなく、官民をはじめ社会全体で安全にデータを連携・活用できる仕組みが整備されていない。

さらに、現在広く利用されているＡＩツールは、英語を基盤として開発された海外事業者提供のものが大半を占めており、日本の文化や慣習への適応には課題がある。特に行政においては住民の権利義務等に直結し説明責任を負うことから、日本語の正確性や信頼性等を備えた国産ＡＩの開発が重要となる。国は人工知能基本計画において、特定の国や企業への過度な依存を避け、自律的にＡＩを活用できる状態を確保するという、開かれた「ＡＩ主権」の考え方を示した。しかし、地方公共団体が実際にどの範囲を国内で賄うべきか、特定の国や事業者への依存をどう評価すべきかについての具体的な考え方は示されていない。

また、ＡＩを巡る技術革新は目覚ましく、最先端のモデルが次々と開発されている。こうした状況の下、国が最新技術に早期に触れることは、国際的な競争環境における対応力を高め、ひいては国内の地方公共団体がその成果の恩恵を受けることにもつながる。一方で、ＡＩ開発を担う事業者自身が開発速度の抑制を求めたことも契機となり、世界各国でＡＩ開発の在り方などイノベーションとリスク対応のバランスを巡る議論が行われている。そのため、国が最先端の技術動向やこうした議論を継続的に把握し、先導してＡＩガバナンスの明確化を進めることが重要である。

他方、生成ＡＩの急速な普及に伴い、偽情報の拡散や権利侵害といった新たなリスクが顕在化している。これらのリスクへの対応について、国においては「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」を策定し、事業者の自主的な取組に委ねることとしている。しかし、自主的な取組のみでは、各事業者のガバナンス体制やリスク対応状況等について、利用者が客観的に評価できず、ＡＩを安心して利用することができない。

加えて、ＡＩの社会実装を支える人材不足も深刻な課題である。経済産業省においてＡＩの進展に伴うデジタルスキル標準の拡充等を実施しているが、自治体における同スキル標準の活用については地方公共団体の取組に委ねられている。また、総務省による地域情報化アドバイザー等の取組が行われているが、あくまで助言や情報提供が中心で、継続的な伴走支援は制度設計上困難である。あわせて、世代を問わずすべての人がリスクと便益を正しく理解した上でＡＩを日常的に使いこなし、ＡＩの恩恵を最大限に享受できるよう、社会全体のＡＩリテラシーを向上していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（1） 地方公共団体がエージェント型ＡＩをはじめとする新たな技術を導入するに当たって必要となる基本的な考え方や方向性等を示すこと。

（2） 全国的に共通性が高い業務分野での活用をはじめ、地方公共団体のＡＩ利活用を推進するため、国が主導的な役割を担い、共通基盤の全国展開等を通じて共同利用可能な環境を提供すること。また、ＡＩの導入・運用に係る経費への財政支援や導入に際しての技術的な助言など、地方公共団体の実情に即した包括的な支援体制を構築すること。

（3） ＡＩの社会実装を加速させるため、中小企業やスタートアップによる開発・導入への財政支援や大規模な実証フィールドの整備を推進すること。あわせて、ＡＩの学習に不可欠な高品質かつ大規模なデータの利活用に向け、個人情報保護や著作権の取扱いを含めＡＩ学習に利用可能なデータの基準を明確化するとともに、官民をはじめ社会全体で安全にデータを共有・活用できる仕組みの整備を推進すること。
（4） 国産ＡＩの開発・活用を推進するため、主要分野への投資を中長期的な視野から戦略的に実施すること。あわせて、地方公共団体がＡＩを調達・利用する際の参考となるよう、基盤モデルや計算資源などの要素ごとに国内で整備すべき範囲の考え方を具体的に示すこと。また、技術革新が早いＡＩの最先端技術に常に触れられる環境を整えるとともに、イノベーションとリスク対応のバランスを踏まえたＡＩガバナンスの明確化を進めるなど、先導的な役割を果たすこと。
（5） ＡＩの普及に伴い顕在化しているリスクに対し、事業者の自主的な取組に委ねるにとどまらず、イノベーションを阻害しない範囲で実効的な対策を講じ、利用者が安心して利用できるようＡＩサービスの適正性を担保すること。
（6） ＡＩ人材の確保・育成に向けて、都と連携して、ＡＩの進展を踏まえたスキル標準の活用等を進めるとともに、人材シェアリング等地方公共団体の垣根を越えた人材登用の仕組みを構築すること。また、ＡＩのリスクと便益を正しく理解するための実践的なリテラシー向上策を社会全体で推進し、国民の幅広い層におけるＡＩの利活用を促進すること。

６　地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）標準化後の運用経費に関し、国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減」の目標について、試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、国の責任の下で、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。

（２）運用経費全体の７割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。

（３）運用経費削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

（４）移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。

（５）制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を１年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。

（６）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行から５年が経過したことに伴う検討に当たり、標準化の効果及び課題について客観的な検証を行い、自治体や事業者の実情を踏まえ、制度及び運用の見直しを行うこと。

（７）そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

＜現状・課題＞

地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、令和７年度末までに、都内では全体の７割以上に当たる約 800 システムの移行が完了し、多くの自治体において移行後システムの運用が始まった。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）において、標準化移行後のシステム運用経費について、「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減を目指す」としているが、都内自治体の運用経費は、移行前と比べて全体で 1.6 倍以上に増大する見込みである。

一方、国は、「クラウド最適化を行うことにより、中長期的にはほとんどのケースにおいてコスト削減が見込まれている」と主張するが、その試算根拠や実現に要する期間、条件等は具体的に示されていない。国が令和７年６月に公表した「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」では、運用経費が増加する要因の分析や対策の体系化などが示されたが、対策の実施に向けたスケジュールや対策の効果はいまだ明確でない。

また、運用経費全体のうち、ソフトウェア借料、ソフトウェア保守費及びシステム運用作業費から成る、いわゆる「ソフトウェア関連経費」が７割弱を占めている。国は、「クラウド最適化によるコスト削減が、ソフトウェア関連経費にも波及する」と主張するが、その波及効果は明確に示されておらず、各区市町村は、運用経費削減の見通しを住民等に説明できない状況にある。

令和７年 12 月には、新たな補助金として「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」（350 億円）が措置されたが、補助率は２分の１であり、地方交付税の交付されていない市町村（特別区を含む）にとっては、十分な財政措置とはいえない。また、補助金の要件として、地方公共団体が「地方公共団体情報システム運用最適化計画」を策定することが挙げられているが、３割削減に向けた具体的なロードマップは、目標を掲げた国の責任において明確にすべきものであり、区市町村に責任や計画策定の負担を転嫁すべきではない。

移行経費に関して、国は、標準化基本方針において、「標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国が必要な財政支援を行う」とし、「補助率を 10／10 で措置する」としている。しかし、標準仕様書の改版・詳細化や、ガバメントクラウドに関する情報の詳細化等への対応、移行後システムと特定移行支援システムとの間で生じる過渡期連携の拡大などにより、移行経費は従前より更に増加しており、この結果、令和８年３月の国の調査では、都内の補助上限額の合計額が移行経費の総額を約 64 億円下回る見込みである。

国は、標準化基本方針において、「機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の１年以上前」としている。

このルールが徹底されない場合、制度改正を踏まえたシステム改修の期間が十分確保できず、自治体や開発事業者の移行スケジュールが大幅な変更を余儀なくされる可能性があるため、デジタル庁は各省庁に対して本ルールの遵守を徹底する必要がある。また、標準化移行を円滑に行うためには、国による自治体への適時適切な情報共有等が欠かせないが、自治体からの標準化に関する質問への国の対応期間が長期化し、中には１年以上未回答の質問も存在するなど、自治体の円滑な作業を滞らせる状況にある。

令和３年９月１日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の附則第２項によれば、「この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされている。都内自治体及び事業者を対象に都が調査を実施したところ、制度上・運用上の課題により、多くの自治体において標準化の効果を十分に実感できていないとのことであった。また、事業者からは、期限第一での対応が求められ、移行完了が優先されたことにより、ガバメントクラウドのメリットを生かした最適なシステムを開発する時間的余裕がなかった等の声が上がっている。標準化基本方針で掲げた意義や目標を達成し、標準化の成果を自治体職員の負担軽減や住民サービスの向上に着実につなげていくことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）標準化後の運用経費に関し、国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも３割の削減」の目標について、試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、国の責任の下で、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。

（２）運用経費全体の７割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援等、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。

（３）運用経費削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

（４）移行経費については、各自治体の個別事情等も踏まえた上で、移行に伴い発生する費用を全額国において負担すること。

（５）制度改正に伴う標準仕様書の公表から施行までの期間を１年以上確保することを徹底するとともに、自治体からの照会に速やかに対応するなど、自治体がシステム改修を行う期間を十分確保できるようにすること。

（６）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行から５年が経過したことに伴う検討に当たり、標準化の効果及び課題について客観的な検証を行い、自治体や事業者の実情を踏まえ、制度及び運用の見直しを行うこと。

（７）そのほか「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

7　デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進

1　地方公共団体の基幹業務システムの「所有から利用」への転換

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）「所有から利用」の実現に向け、国の主導により、一定の競争環境下における、開発事業者による基幹業務システムの公共 SaaS の構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。

（２）戸籍や選挙人名簿管理など業務の共通性が高いシステムについては、地方公共団体の意見を十分に反映させた上で、国が共同利用システムを開発・運用するとともに、地方公共団体がスケールメリットを最大限発揮した価格で、共通システムを利用できるようにすること。

＜現状・課題＞

人口減少社会を迎える中、国民の生活を支える公務セクターの人口減少も不可避の状況にある。独立行政法人労働政策研究・研修機構の 2023 年度版 労働力需給の推計（速報）によると、2022 年から 2040 年にかけて公務セクターの就業者数は、悲観的なシナリオ（一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ）では約 70％減、楽観的なシナリオ（成長実現・労働参加進展シナリオ）でも約 40％減になると予測されている。

こうした中、地方公共団体の基幹業務システムの標準化は、「所有から利用へ」の理念の下、ベンダーロックインの解消と競争に基づく地方公共団体の財政負担の縮減、職員の負担軽減等を目指して進められてきたが、標準化移行後もシステムの所有者は地方公共団体であり、運用経費についても、移行前と比べて都内全体で 1.6 倍以上に増加する見込みである。

この状況に対して、国は、業務の効率化を図るため、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、「SaaS 利用を前提とし、その利点を最大限にいかすため、できる限りその利用規模を拡大していく」との認識である。しかし、SaaS の構築・提供は、開発事業者任せとなっており、いわゆる公共 SaaS としての基幹業務システムの提供は実現していない。

このような状況を踏まえ、国の主導の下、開発事業者が一定の競争下で、ガバ

メントクラウド上に基幹業務システムを整備し、地方公共団体がシステム運用・保守に係る負担から解放され、適正な価格で利用できる共同化の実現が重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）「所有から利用」の実現に向け、国の主導により、一定の競争環境下における、開発事業者による基幹業務システムの公共 SaaS の構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。

（２）戸籍や選挙人名簿管理など業務の共通性が高いシステムについては、地方公共団体の意見を十分に反映させた上で、国が共同利用システムを開発・運用するとともに、地方公共団体がスケールメリットを最大限発揮した価格で、共通システムを利用できるようにすること。

２　共同調達の促進

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

地域の特性や実情を踏まえた共同調達を迅速かつ柔軟に行えるよう、都道府県等が取りまとめて共同調達を行う場合や、都道府県等が開発・提供するサービスを自治体が利用する場合に、全国的なスケールメリットを活かした調達を可能とする手法も含め、統一的なスキームを国主導で示すこと。

＜現状・課題＞

地方において、デジタル分野における仕様書の定義などの調達業務は、特に職員数の少ない自治体にとって負担となっている。こうした中、自治体職員の負担軽減に加え、住民サービス向上の観点からも、利用するデジタル機器やサービスの共同化・標準化・共通化が求められているところである。

国は、令和６年度より、自治体における調達業務の効率化等に向け、都道府県が中心となって共同調達を行っているシステムについて、その取組状況やノウハウを可視化及び共有する「共同調達ダッシュボード」を公開している。また、ＤＭＰの導入や、自治体ＤＸ推進参考事例集の策定などにより、全国の自治体におけるＤＸの取組を推進している。

このように、国は、広域での調達の共同化、迅速化を推進しようとしているが、自治体におけるデジタル機器やサービスの共同調達に係る手続きなどについては、ＧＩＧＡスクール端末など一部の例を除き、具体的なスキームが示されていない状況である。

自治体が地域の特性や実情を踏まえた共同調達を広域的かつ迅速・柔軟に行えるようにするためには、都道府県のスケールメリットを活かし、共同調達を前提とした調達スキームを可能とすることが非常に重要である。

＜具体的要求内容＞

地域の特性や実情を踏まえた共同調達を迅速かつ柔軟に行えるよう、都道府県等が取りまとめて共同調達を行う場合や、都道府県等が開発・提供するサービスを自治体が利用する場合に、全国的なスケールメリットを活かした調達を可能とする手法も含め、統一的なスキームを国主導で示すこと。

３　デジタル人材のシェアリング

（提案要求先　総務省・デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

全国の自治体のＤＸ推進力を底上げするため、自治体の垣根を越えてデジタル人材を活用することができる、人材シェアリングの仕組みを構築すること。

＜現状・課題＞

自治体におけるＤＸを推進する取組として、デジタル庁による窓口ＢＰＲアドバイザー派遣事業や、総務省による地域情報化アドバイザー派遣制度等が実施されている。これらは主として助言、提言、情報提供等の一時的な支援を行うことを目的としており、業務改革の定着や、システム等の実装段階までを見据えた継続的なＤＸを推進するためには、自治体が自らデジタル人材を確保・定着させる必要がある。

一方、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、自治体のデジタル人材確保に向けた仕組みの構築は都道府県で進めることとされているが、地方自治体ではデジタル人材の不足が深刻化し、採用が困難な状況にある。単独自治体では業務量・業務範囲が限定され、スキルを十分に活かしきれないことや報酬面などからマッチングが成立しにくく、採用できた場合でも定着に至らない現状がある。

＜具体的要求内容＞

（１）全国の自治体が共通して利用できるデジタル人材シェアリングの制度を、国の責任により構築すること。

（２）関東、東海、近畿等地方ブロック毎に人材マッチングプラットフォームを構築するなど､専門スキルを有し自治体での取組意欲が高いデジタル人材を、ＤＸで解決できる課題を有する自治体へと適切に誘導できる枠組みを、国の負担にて整備すること。

8　地方公共団体の情報システム調達に係る経済安全保障の強化

（提案要求先　内閣府）
（都所管局　デジタルサービス局・財務局）

（１）地方公共団体における特に重要な情報システムの調達について、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、安全保障の観点から必要な制度の検討を加速・具体化すること。

（２）地方公共団体が個別に安全保障上のリスク評価を行う負担を軽減しつつ、調達上の過度な制約やコスト増を生じさせず、安全保障の確保と行政サービスの安定的かつ迅速な提供を両立できる制度設計を行うとともに、検討工程及び実施スケジュールを明確化すること。

＜現状・課題＞

行政サービスのデジタル化や基盤共通化が進む中、調達・契約の対象となる情報システムの重要性と複雑性は高まっている。

こうした中、国は、経済安全保障推進法に基づき、電気、ガス、金融等の基幹インフラ 15 分野※を対象として、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託に関する事前届出・審査制度を運用している。同制度では、特定妨害行為を防止するため、必要に応じて設備の変更や導入中止等を勧告・命令できる法的枠組みが整備されている。

一方、地方公共団体の情報システムは、経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の対象に位置付けられておらず、国による審査や勧告等の法的枠組みを地方公共団体の契約手続に適用することはできない。

経済安全保障推進法の改正時の附帯決議では、地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの統一・標準化が進められていることを踏まえ、地方公共団体による情報システムの調達の在り方について、基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、経済安全保障の観点から必要な検討を行うことが明記されている。

また、令和８年６月に公布された地方自治法施行規則の一部改正が令和９年７月１日に施行されることに伴い、地方公共団体等には、業務委託やクラウド利用を含むサプライチェーン・リスク対策及び機器等の選定基準の策定が求められる。調達時には国の評価・登録制度を活用し、その対象外となる製品・サービス等に

ついては、地方公共団体がリスクを判断する枠組みとされている。
　しかし、国の評価制度の対象外となる製品・サービス等について、地方公共団体が独自に安全保障上のリスクを判断することには限界があり、各団体が個別に審査を行う場合、判断基準のばらつきや手続の煩雑化を招き、調達期間の長期化や行政サービスの提供の遅れにつながるおそれがある。
　現行の基幹インフラ制度では、重要設備の導入等の開始前に事前届出と審査が必要であり、計画変更時にも事前届出が必要となる。地方公共団体の情報システムを対象とする場合、調達できる製品・サービスが過度に制限されることや、調達コストが増加することを避け、行政サービスの安定的かつ迅速な提供と両立する仕組みとする必要がある。

　※令和８年６月、医療分野を追加する改正法が公布された。公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内に政令で定める日から施行され、施行後の対象分野は 16 分野となる。

＜具体的要求内容＞
（１）地方公共団体における特に重要な情報システムの調達について、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、安全保障の観点から必要な制度の検討を加速・具体化すること。
（２）地方公共団体が個別に安全保障上のリスク評価を行う負担を軽減しつつ、調達上の過度な制約やコスト増を生じさせず、安全保障の確保と行政サービスの安定的かつ迅速な提供を両立できる制度設計を行うとともに、検討工程及び実施スケジュールを明確化すること。

９　オールジャパンのサイバーセキュリティ体制の構築

（提案要求先　総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）自治体のセキュリティ対策を抜本的に強化するため、共通化・共同化が可能な対策について、国と全国の自治体が共同で運用する枠組みを整備し、その司令塔となるオールジャパンのサイバーセキュリティ体制を構築すること。

（２）オールジャパンのサイバーセキュリティ体制において、専門人材の確保・育成を行うとともに、重大インシデント発生時の伴走支援や脅威情報の共有などを通じ、都道府県をハブとした全国の自治体横断的な支援体制を構築すること。

＜現状・課題＞

近年、サイバー攻撃はＡＩの進化により高度化・巧妙化しており、一過性の「事故」ではなく、地震や水害と同様に必ず起きる「災害」として備えるべき脅威となっている。また、政府機関や民間企業等への不正アクセス等が相次ぐなど、サイバー空間を巡る情勢は一層厳しさを増し、サイバー脅威による国民生活・経済活動、ひいては国家安全保障上の懸念が高まる中、住民の重要な個人情報や行政サービス、社会経済活動を支える重要インフラを担う自治体においても、被害の未然防止や迅速な復旧に向けた対策の強化が急務となっている。

一方で、ＤＸ・ＡＩへの投資が進む中で、対策を担う専門的なセキュリティ人材の不足や、財政規模の小さい自治体では十分な予算確保が困難であるなど課題も顕在化している。また、災害対応等の社会活動に影響を及ぼす偽情報・誤情報の拡散、情報操作といった認知領域への脅威も現実味を増している。さらに、ＤＸの進展に伴い、国と自治体、自治体同士のデータ連携が加速する中、自治体単独でのセキュリティ対策には限界がある。

国は、令和６年に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）を改正し、自治体にサイバーセキュリティに係る必要な措置の実施義務等を定めるとともに、サプライチェーン・リスク対策を含む自治体が講ずべき対策の具体化や、国等による支援強化に関する方策を取りまとめたところである。

しかしながら、国家を背景とするサイバー攻撃の脅威が高まる中、各自治体における人材・財源の制約や技術的対応力の差といった課題は依然として大きく、実効性ある対策の全国的な展開に向けた支援の強化が求められている。

そこで、自治体におけるサイバーセキュリティ対策の抜本的な強靭化に向け、

自治体横断的なサイバーセキュリティ体制を構築するとともに、希少なセキュリティ人材や高度化する技術的対策を共同化し、実効性のある対策を小規模自治体も含めた全国の自治体に展開することで、サイバー攻撃に強いオールジャパンの体制を構築すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）自治体のサイバーセキュリティ対策を抜本的に強化するため、セキュリティクラウドやＡＳＭ（Attack Surface Management）など共通化・共同化が可能な対策について、国と全国の自治体が共同で運用する枠組みを整備し、その司令塔となるオールジャパンのサイバーセキュリティ体制を構築すること。

（２）オールジャパンのサイバーセキュリティ体制において、専門人材の速やかな確保・育成を行うとともに、長期的な目線に立った人材育成についても検討すること。加えて、重大インシデント発生時の伴走支援や脅威情報の共有などを通じ、都道府県をハブとした全国の自治体横断的な支援体制を構築すること。また、共通化・共同化すべき対策と各自治体が主体的に実施すべき対策や役割分担を整理し、省令やガイドライン等で明確にするとともに、サイバーセキュリティ体制を通じた取組が円滑かつ継続的に実施されるよう、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、自治体の実態に合わせた必要な財政的支援を行うこと。

１０　狩猟免許更新等における柔軟な対応

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）都民の利便性向上のため、狩猟免許更新に係る講習実施の柔軟な適用が可能となるよう規則を見直すこと。
（２）狩猟免許更新等の手続全般において、ＤＸを一層推進し柔軟な取組が可能となるよう、効率的、効果的な実施方法を確立すること。
（３）狩猟免許が失効した場合において、簡易な手続きで再取得できるようにするなど制度を見直すこと。

＜現状・課題＞

狩猟免許の試験及び更新に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 48 条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）第 52 条から第 54 条までに規定する適性試験などを実施している。

都道府県知事は狩猟免許の更新を受けようとする者に対し、３時間以上の講習を適性試験に併せて行うこととなっているが、規則第 55 条及び国の通知において、適性試験、知識試験及び技能試験の試験実施順序や各試験の同日開催などが細かく規定されており、これが柔軟な運営を阻害し、受験者等の負担にもつながっている。

また、狩猟免許試験、更新等の手続全般において、対面での講習が原則となっており、これが受験者及び都道府県双方の負担につながっている。

さらに、免許取得者のうち更新をせずに失効する件数が、一定数を占めている。現在の制度では、やむを得ない事情がある場合にのみ試験の免除などの対応が可能となっているが、それ以外の例外は認められていないため、更なる柔軟な対応が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）受講者を１箇所に集めての講習会形式にとらわれることなく、動画配信といったデジタル技術を活用し、場所及び時間に柔軟性を持たせた講習が実施できるよう規則を見直すこと。
（２）狩猟免許更新等の手続全般において、都道府県がＤＸを一層推進し柔軟な取組を図ることが可能となるよう、効率的、効果的な実施方法を確立すること。
（３）狩猟免許が失効した場合において、簡易な手続きで再取得できるようにするなど制度を見直すこと。

１１　行政サービスでの共通ＩＤの活用（国全体のワンスオンリー・ワンストップ）

１　マイナンバーによるワンスオンリー・ワンストップの実現

（提案要求先　デジタル庁・総務省）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）住民が各種公的サービスを受ける際に、ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とするため、マイナンバーを、国・地方公共団体、公的サービス提供事業者など様々な主体が、原則として利用や提供の範囲を限定されることがなく、円滑に活用できるよう、必要な法制度の整備を行うこと。

（２）ワンスオンリー・ワンストップによる行政手続を、住民が安全かつ確実に利用できるよう、例えば、住民登録時におけるマイナンバーカード自動提供や、全ての手続でマイナンバーカードを活用できる仕組みとするなど、必要な法制度や技術基盤の整備を行うこと。

＜現状・課題＞

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」では、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を目的として、マイナンバーの利用や提供を可能としている。しかしながら、地方公共団体で独自にマイナンバーの利用等をする場合、条例制定が必要であるほか、法定事務の趣旨・目的との同一性や事務内容の類似性が求められる。また、公的サービスの提供は地方公共団体のみならず、様々な主体が担っており、こうした公的サービス提供事業者も、マイナンバー利用等を可能にすべきである。

このように、マイナンバーの活用のハードルが高いため、マイナンバーを利用できない事務においては、各種給付や申請手続の際に、添付書類の提出や既に団体等が保有している情報の再取得が必要となり、住民等に負担が生じている。例えば、出生時や転居時には、複数の行政手続が必要になるが、同一地方公共団体内であっても、同一又は類似の書類をそれぞれの手続窓口に提出しなければならない状況が生じている。

こうした課題を解消するためには、マイナンバーを最大限活用し、住民が一度提出した情報を複数の手続で繰り返し求められることのない、いわゆるワンスオンリーや、関連する複数の行政手続をオンライン上でまとめて完結するワンスト

ップによる手続の実現を目指すべきである。

一方で、ワンスオンリー・ワンストップによる手続を実現するためには、複数の制度にまたがって情報連携を行う必要があり、従来以上に厳格かつ確実な本人確認を行うことが不可欠となる。本人確認が不十分なまま情報連携を行えば、なりすましによる不正利用などのリスクが高まり、制度に対する住民の信頼を損なうおそれがある。

このため、例えば、オンライン手続において確実な本人確認が可能なマイナンバーカードの利活用を一層促進するなど、セキュリティと利便性を両立させた仕組みを整備する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）マイナンバーを、国・地方公共団体、公的サービス提供事業者など様々な主体が、利用や提供の範囲を限定されることがなく、円滑に活用できることで、ワンスオンリー・ワンストップを実現すべく、必要な法制度の整備を行うこと。

（２）ワンスオンリー・ワンストップによる行政手続を、住民が安全かつ確実に利用できるよう、例えば、住民登録時におけるマイナンバーカード自動提供や、すべての手続でマイナンバーカードを活用できる仕組みとするなど、必要な法制度や技術基盤の整備を行うこと。

２　全ての法人及び個人事業主のＧビズＩＤ取得・活用の促進

（提案要求先　デジタル庁）
（都所管局　デジタルサービス局）

（１）ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とし、より適切かつ効果的な行政サービスの提供につなげるため、事業者向け行政サービスにおいて、ＧビズＩＤを事業者識別の基軸として位置付け、事業者に関する多様なデータを連携・活用できる方策を講じること。

（２）国の責務において、全ての法人及び個人事業主がＧビズＩＤを必ず取得する仕組みを整備すること。

（３）上記の仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用促進に向け、普及啓発を一層強化するとともに、デジタルに不慣れな事業者に対する手厚いサポートを行うなど、国の責務において必要な対策を講じること。

（４）事業者がＧビズＩＤのメリットを実感できるよう、行政における事業者向け手続においてはＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、地方自治体がシステム改修等によりＧビズＩＤ対応を行う場合には、財政措置等の支援を講じること。

（５）事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行う手続における利便性向上のため、事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報の在り方を見直すこと。

（６）国が整備を進めるＧビズポータルでは、地方自治体の手続情報等も横断検索の対象とするとともに、地方自治体の手続サイトにもワンストップでつなぐなど、事業者の利便性向上を図ること。

＜現状・課題＞

事業者を識別・認証する番号については、ＧビズＩＤのほか、法人に付与される法人番号、税務分野における利用者識別番号、社会保険分野における事業所番号など、分野ごとに個別の番号が設けられ、乱立している状況にある。

こうした中で、ＧビズＩＤは、複数の行政サービスに共通してログインできる環境を提供するとともに、事業者が同一の情報を繰り返し入力・添付する手間の軽減にもつながることから、制度横断的な事業者識別・認証の基軸として明確に位置付けていくべきである。

その上で、事業者向け行政サービスにおいて、所在地や従業員数などの基礎的な情報、決算等の財務情報、各種認定・許可等の情報を含む、事業者に関する多様な情報について、横断的に連携・活用させていくことが必要である。

一方で、ＧビズＩＤを取得している法人の割合はいまだ約35%にとどまっている。このため、全ての法人及び個人事業主に対してＧビズＩＤを付与する仕組みの構築が求められる。例えば、新規に開業する法人や個人事業主に対し、法人設立登記や開業等の手続と同時にＧビズＩＤを自動的に付与することや、ＧビズＩＤ未保有の法人が役員変更登記等を行う際に自動付与することなど、国の責務において、より強力にＧビズＩＤの取得を進める仕組みを整備していくことが重要である。

あわせて、こうした仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用の促進に向け、法人及び個人事業主への普及啓発の一層の強化や、デジタルに不慣れな個人事業主等に対する手厚いサポートを講じていくことが不可欠である。

さらに、事業者がＧビズＩＤを取得するメリットを実感できるよう、行政における事業者向けの各種手続においてＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、国による財政的支援などを通じて、地方自治体におけるＧビズＩＤ対応が着実に進む仕組みを構築していくことが求められる。

また、地方自治体における補助金申請や届出等の手続は、事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行われることが多い。例えばＪグランツでの補助金申請においては、事業所単位の申請管理ができないなどの不便な状況がある。事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報の在り方を見直すことで、事業所単位での手続における利便性の向上を図ることが求められる。

さらに、事業者が行政手続を行う際のワンストップ化等を目指して国がアルファ版の提供を開始したＧビズポータルについても、今後、自治体の手続等との連携を進めることで、さらなる利便性向上につながるものと考えられる。

＜具体的要求内容＞

（１）ワンスオンリー・ワンストップでの手続を可能とし、より適切かつ効果的な行政サービスの提供につなげるため、事業者向け行政サービスにおいて、ＧビズＩＤを事業者識別の基軸として位置付け、ＧビズＩＤをキーとして事業者に関する多様なデータを連携・活用できる方策を講じること。

（２）国の責務において、全ての法人及び個人事業主がＧビズＩＤを必ず取得す

る仕組みを整備すること。
（３）上記の仕組みが構築されるまでの間においても、ＧビズＩＤの取得や利用促進に向け、普及啓発を一層強化するとともに、デジタルに不慣れな事業者に対する手厚いサポートを行うなど、国の責務において必要な対策を講じること。
（４）事業者がＧビズＩＤのメリットを実感できるよう、行政における事業者向け手続においてはＧビズＩＤ対応を必須とするとともに、地方自治体がシステム改修等によりＧビズＩＤ対応を行う場合には、財政措置等の支援を講じること。
（５）事業者単位ではなく支店や支所等の事業所単位で行う手続における利便性向上のため、事業所を単位とするアカウント管理を可能とするなど、ＧビズＩＤにおける事業所情報の在り方を見直すこと。
（６）国が整備を進めるＧビズポータルでは、地方自治体の手続情報等も横断検索の対象とするとともに、自治体の手続サイトにもワンストップでつなぐなど、事業者の利便性向上を図ること。

10 スマート シティ 国際金融

1　国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現

1　サステナブルファイナンスの先進都市の実現

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・財務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・環境省）
（都所管局　産業労働局）

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和６年６月には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。都としても令和７年度、ＴＯＫＹＯレジリエンスボンドを発行し、世界の金融市場に都の気候変動適応策を伝え、海外からの投資資金を呼び込むこととしている。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国内資産運用業の活性化

ア　金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させ、事前相談を含めた標準処理期間を設定すること。

イ　金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。

ウ　過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、新興資産運用業者に門戸を開くこと。

エ　機関投資家から新興資産運用業者（ＥＭ）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。

オ　ＥＭが自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるようにするため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体がＥＭに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。あわせて、年金基金ごとにＥＭの定義を決定し、ＥＭの投資枠を設定（ゲートキーパー経由のファンド・オブ・ファンズ形式の間接投資を含む。）するとともに、投資金額の開示義務化を検討すること。

カ　「金融・資産運用特区」の対象地域内において、海外機関投資家による、国内新興資産運用会社に対するリバース・インクエリー（逆照会）制度を認めること。

（２）社会課題の解決に向けた投資を加速

ア　現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。

イ　持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、令和７年３月にサステナビリティ基準委員会から公表された我が国最初のサステナビリティ開示基準に基づき着実な開示を促し、開示された情報の信頼性を確保するための必要な仕組みを早期に整備するほか、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。

ウ　アジア諸国を含めたＧＸ推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及・理解醸成に引き続き取り組むこと。

エ　インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、「インパクトコンソーシアム」及び関連分科会において議論されている、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを踏まえ、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。

オ　カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取

引拡大に資する取組を進めること。

（３）海外の資産運用業者を通じた投資を促進

ア　国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進し、国内への投資資金の流入を拡大するため、ファンド運用者が受け取る成功報酬（キャリード・インタレスト）に係る課税を国際水準相当に見直すなど、所得税等の軽減を一層推進すること。

イ　海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対するＰＥ（恒久的施設）課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に海外の機関投資家が投資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするほか、国際的に標準的なパススルー課税を踏まえた制度・運用等の明確化を進め、ファンドに係る法人課税等の予見可能性を高めることにより、海外投資家や海外資産運用業者が安心して日本のファンドを活用できる環境を整備するなど、適切な措置を講じること。

（４）家計金融資産の安定的形成と有効な運用の両立を支援

ア　国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。

イ　令和６年のＮＩＳＡの新制度導入や、令和７年のｉＤｅＣｏの加入年齢引き上げ等を踏まえつつ、個人の安定的な資産形成の重要性や新たな制度等の理解促進に取り組むこと。

ウ　被相続人のＮＩＳＡ口座内の資産について、相続人のＮＩＳＡ口座へ年間投資上限額の別枠（ただし、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。

エ　国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにＥＳＧ指数を追加するなど、個人投資家のＳＤＧｓ投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

オ　退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

（５）都内企業のサステナブル経営促進に向けた環境整備

ア　世界のキャッシュレス化の動向を踏まえ、キャッシュレス決済の手数料負担低減など、中小・小規模事業者も含め、更なる普及促進につながるよう、キャッシュレス化に関する環境整備を図ること。

２　グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・政策企画局・スタートアップ戦略推進本部）

スタートアップへの資金拠出促進に向け、ＶＣ等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などＷｅｂ３をリードする視点をもって取組を強化すること。

また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。国は、「資産運用立国」を実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定するとともに、令和６年６月には、都も、「金融・資産運用特区」に指定されている。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものであり、「金融・資産運用特区」の枠組みも最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国は、日本成長戦略会議において、「スタートアップ育成５か年計画」を強化するため、「スタートアップのスケールアップ」など３つの柱に焦点を当てた「スタートアップ総力創出パッケージ」を令和８年５月にとりまとめ、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた策を示したところである。都においても、スタートアップやその支援者が集まり交流する結節点を目指して開設した「Tokyo Innovation Base（ＴＩＢ）」において、全国各地や世界の拠点との連携、多様な支援プログラムの提供などを進め、エコシステムの大きなプラットフォームが育ってきている。令和７年 11 月には、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」もバージョンアップするなど、これまで以上に多様な挑戦者が集まり、領域を超えた新たなイノベーションが生まれる場として、様々な取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成をはじめ、その成長に必要な資金の呼び込みや成長を支える環境づくりを進める等、更に国と一体となって取組を進めることが重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家と成長企業のつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）スタートアップへの投資を拡大

ア　世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。

イ　クロスオーバー型公募投資信託及び上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

（２）Ｗｅｂ３をリードする環境整備

Ｗｅｂ３の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業及び人材の集積を促進するため、法定通貨担保型ステーブルコイン等も含め、暗号資産等の発行や流通に係る明確で安心かつ安全なルール及び運用環境の整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行及び流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。

（３）海外から支援を呼び込むための環境整備

ア　海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。

イ　スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。

ウ　海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制の緩和実現に向けた検討を加速すること。

３　英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・出入国在留管理庁・国税庁・文部科学省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・政策企画局・財務局・教育庁）

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和６年６月に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報を呼び込むゲートウェイとして日本･アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文ＩＲ情報開示等による海外から国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充をはじめ、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進

ア　プライム市場における英文ＩＲ情報の開示の義務について、対象を順次、有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。
　また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。

イ　国内企業の英文ＩＲ情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発したＡＩ翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。

ウ　英文開示率の向上を促進するため、都が行う都内企業の国際戦略に向けた海外ＩＲ支援事業等とも連携し、企業に対して英文開示推進の一層の働きかけを行うこと。

エ　海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。
オ　金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
カ　都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。
キ　ビジネスに必要な在留資格の申請や会社設立に係る諸手続について、東京開業ワンストップセンター以外でも英語による記載・申請を可能とするなど、行政手続の英語対応及び簡素化を進めること。定款認証及び法人設立登記の迅速化を図るため、現行の英語申請ツールの利便性向上を図ること。
ク　外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
ケ　国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込みに資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図ること。
コ　ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

（2）在留・生活環境のグローバル化を推進
ア　インターナショナルスクールの充実への支援等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
イ　国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
ウ　東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労が可能となる在留資格の緩和を図ること。
エ　海外の法的なパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
オ　高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や、一定の要件下での親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
カ　国として重点的に誘致すべき高度外国人材の定義及び要件（年収レンジ・専門分野・役職レベル等）を明確化し、その税負担を国際的な人材獲得競争に対応した水準とすることで、金融・資産運用分野をはじめとする専門人材の日本への移転・定着を促進すること。
キ　在留資格等の受入環境の整備と併せて、高度外国人材の発掘・誘致から企

業とのマッチング、定着支援までを一体的に推進する専門機関を設置するなど、世界中の優秀な人材の獲得を促進すること。

（3）エコシステムを支える人材を育成

ア　サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材の育成やデータ整備等の取組を進めること。

イ　サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。

ウ　世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。

４　国や関係者と一体となった更なる海外プロモーションの強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・経済産業省）
（都所管局　産業労働局）

海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることについてリアルタイムで伝わるよう、国、関係者が一体となって発信に取り組むこと。

＜現状・課題＞

都はこれまでも、官民連携金融プロモーション組織であるフィンシティ東京と一体的に、海外目線での積極的な情報発信を行っているが、海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境が整ってきていることがリアルタイムで届いていない。

＜具体的要望事項＞

海外の投資家や金融関係者などに対し、金融・資産運用特区の創設や様々な規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることがリアルタイムで伝わるよう、海外目線での積極的かつ明瞭な情報発信に努めること。

11 スマート シティ 産業

1　経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実

（提案要求先　内閣府・総務省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・デジタルサービス局）

（１）重要な鉱物資源やデジタルインフラなどの分野における国産物資・技術の保護及び新たな技術の開発に向けた必要な支援を行うとともに、経済安全保障上の課題の解消に向けたロードマップを国として示すこと。

（２）国内企業の投資拡大や技術力向上につながるよう、行政における国内技術の率先的な利活用促進の方針を提示するなど国が主導的役割を担うとともに、必要な法改正を行うこと。

＜現状・課題＞

ロシアのウクライナ侵攻やアメリカのイランとの軍事衝突など、国際情勢の急激な変化の中、世界経済は非常に緊迫した状況に置かれており、原油やナフサなどのエネルギー原材料、レアメタルやレアアースなどの鉱物資源等を海外からの供給に過度に依存することによるリスクが顕在化している。それら特定重要物資の安定的な供給が確保されなければ、今後、供給途絶や供給不足等が生じる可能性があり、国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れがある。

こうしたリスクに備え、米国や欧州連合（ＥＵ）、中国、韓国等で自国のサプライチェーンを強化する動きが加速しており、日本においても、経済安全保障に関する基本的な方針を策定し、関係省庁等と連携しながら 16 の特定重要物資の指定や総額２兆円超の予算を措置するなど体制の強化を図ってきたところである。

また、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において、国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある特定重要技術については、流出すれば軍事転用、サイバー攻撃、社会混乱等の原因になりかねず、他国に依存しすぎないよう、国内の自立性を確保する必要がある。デジタル時代の社会・経済活動を支えるデータセンターや、基地局などのデジタルインフラ分野では、現状、海外メーカーの圧倒的なシェアによりサプライチェーンの一部分のみの関与で国産メーカーが採算性を確保できず､既存事業から撤退するなどの動きも出てきており、こうした重要技術に係る国内産業を維持するためには、行政の支援が必要不可欠である。

さらに、国内企業の技術等の向上を図るためには、行政等で利活用の実績を積むことが重要であるが、現在、行政機関で積極的に国内技術を採用しようとして

も、現行の地方自治法や地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の制約上、国内技術の採用を条件として自治体が調達を行うことは困難である。

東京の産業を支える特定重要物資の安定供給や、都内事業者の経済活動の維持に不可欠な特定重要技術を確保・育成していくためには、より一層支援の充実を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）特定重要物資について、国際情勢の急速な変化等に対して迅速かつ強力に対応するため、外部依存性や供給途絶の蓋然性等に応じた追加指定を迅速に行うとともに、供給を受ける事業者、供給に不可欠な役務を担う事業者、投資家等の安定供給の確保に資する関係者が支援を受けるために必要な事務手続等について、過度な負担とならぬよう簡素で分かりやすい制度設計とすること。

また、地理的偏在と投資リスクの大きさから市場機能が働きにくいレアメタルやレアアース等の鉱物資源等については、関係省庁間の連携の下、開発・安定供給に向けた具体的な取組を進めること。

（２）特定重要技術について、産業競争力の核となりうる重要なデジタルインフラなどの分野における国産技術の保護、新たな技術の開発・育成に向けた必要な支援を継続するとともに、経済安全保障上の課題の解消に向け、今後の取組や目標等をロードマップとして示すこと。

（３）（１）及び（２）の特定重要物資・技術について、対象範囲を幅広く捉え、加工・運搬・サービス提供までの一連のサプライチェーン全体をカバーし、国産メーカーの自立的な事業展開に繋がるような包括的・継続的な支援とすること。

（４）国内技術の育成の推進に向けては、行政での活用が広がることで国内企業の投資拡大や技術力向上につながることから、まずは行政での利用拡大を図るために国や地方自治体で幅広く国内技術を積極的に活用する旨の行政における利活用促進の方針を策定し提示するなど、行政機関における国内技術の活用について国が主導的役割を担うこと。

また、自治体においてデジタル分野での基幹的な技術やサービスについて国内企業の技術やサービスの調達が可能となるよう、地方自治法及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の特例を認めるなど国内事業者に限定した契約を可能とする制度の見直しを行うこと。

2　中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

（提案要求先　農林水産省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

＜現状・課題＞

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一環として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年４月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション＆レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和４年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和８年９月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 56,160 件となり、都の政策連携団体等も 39 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参　　考

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

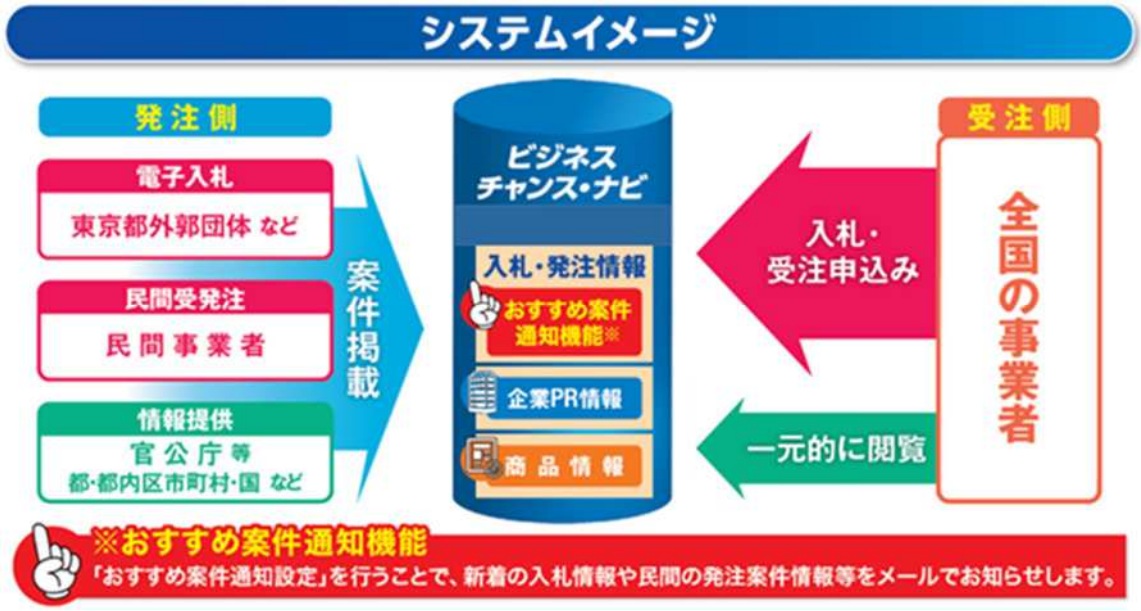
1　＜ビジネスチャンス・ナビ＞

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のＰＲ情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2　＜東京ビジネスフロンティア＞

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



＜令和３年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション＆レガシープラン 2019　アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和３年６月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年４月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

3　物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実

（提案要求先　公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済の好循環を生み出すための支援策の更なる充実を図ること。

＜現状・課題＞

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組及び収益力強化に向けた取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和２年５月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和５年 11 月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたり、令和８年１月に「中小受託取引適正化法」を改正施行するなど、委託事業者と受託事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。

また、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて随時事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。

さらに、令和７年度補正予算において、物価高騰対策や賃上げに向けた設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

しかし、企業物価指数は依然として高い水準で推移するとともに、日本商工会議所及び東京商工会議所が令和８年６月に公表した調査では、賃上げ実施予定企業における防衛的な賃上げの割合が６割以上に達するなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、持続的な賃上げを図ることで、経済の好循環を生み出すためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

＜具体的要求内容＞

経済の好循環を生み出すため、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続及び拡充など更なる支援の充実を図ること。あわせて、企業間のみならず、一般消費者も含めた全ての取引形態における適正な価格での取引推進に向け、社会全体の理解をより一層促すこと。

４　社会経済情勢の変化を踏まえた中小企業者への資金繰り及び成長に向けた金融支援

（提案要求先　金融庁・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

物価高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生・成長促進などに係る金融支援について、更なる充実を図ること。

＜現状・課題＞

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中においても、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

そうした状況の下、多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などの影響も受け、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、経営改善・再生、成長促進を含めた多岐にわたる経営課題に対応するため、令和６年７月に経営力強化保証制度を、令和７年３月に経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度及び協調支援型特別保証制度を、令和８年３月には経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営状況の改善に資することを目的としてモニタリング強化型特別保証制度を創設した。今後は、中小企業の経営改善や事業再生を推進するため、資金繰りを適切に支援していくとともに、金融機関と中小企業支援機関の連携強化を後押しするため、実情に合わせた運用が必要となる。

加えて、国が公表した「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」においては、100億企業の創出や中堅企業への成長を加速していくため、成長投資の補助金と政策金融を適切に組み合わせ成長投資支援の強化を実施するとしているが、多くの中小企業が利用している信用保証制度について、中堅企業は原則対象外となるため、中堅企業に移行した場合の資金調達について、十分な支援を講じる必要がある。

さらに、「スタートアップ総力創出パッケージ」では、スタートアップをはじめとした創業において、スケールアップのための成長資金供給の強化や、創業融資のリスクに対し地域金融機関による資金供給が限定的であることなどの課題が挙げられている。この点について、創業関連保証による資金供給が有用であるが、スケールアップのためにはより大きな保証限度額が必要である。

また、セーフティネット保証制度については、５号では令和６年 12 月から、利益率による認定基準が追加されるなどの見直しが図られたが、本制度は中小企業が経営の安定化を図るうえで有効な支援であり、引き続き適切な運用が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）新型コロナ対応融資を利用した事業者の多くが引き続き返済を行っている中、物価高騰、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。

（２）国は、協調支援型特別保証制度など物価高騰や人手不足等の影響を受けている中小企業の経営課題解決を後押しする制度や、経営力強化保証制度や経営改善サポート保証制度など経営改善や事業再生に重点を置いた支援について引き続き充実を図ること。また、モニタリング強化型特別保証制度については、活用が促進されるよう、利用状況を踏まえた見直しを適宜行うこと。様々な社会経済情勢の影響により経営改善が進まない中小企業に対して、金融機関と中小企業支援機関の連携した経営支援が促進されるよう、一層の施策の充実を図ること。

（３）中堅企業は原則信用保証制度の対象外であり、中小企業が中堅企業への移行を躊躇する可能性があるため、中堅企業になった後も一定期間は信用保証制度の対象に含めるなど、中堅企業への成長を促進する施策の充実を図ること。

（４）国は、創業関連保険に係る保証限度額について、令和３年８月に 3,500 万円へ引き上げたところであるが、意欲的な起業や起業後のスケールアップ促進のため、当該限度額を引き上げること。

（５）中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度について、対象業種を的確に指定するなど、引き続き適切な運用を行うこと。

５　中小企業の成長に向けた税制の見直し

（提案要求先　財務省・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

企業の実態を踏まえた税制への見直しや税負担軽減に係る経過措置の創設など、企業の成長に向け、税制の見直しを図ること。

＜現状・課題＞

近年、政府は「100 億宣言」や中小企業成長加速化補助金等を通じて、中小企業の飛躍的な成長を後押ししている。売上高 100 億円を目指す企業による宣言も広がり、設備投資や研究開発、Ｍ＆Ａ、海外展開などを通じて事業規模の拡大を目指す機運が高まっている。こうした成長志向の企業は、我が国経済の成長や地域経済の活性化を担う重要な存在となっている。

一方、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）では、業種ごとに資本金又は従業員数により中小企業を定義しているものの、法人税の軽減税率や中小企業経営強化税制など、多くの税負担軽減措置は資本金１億円を超えると適用対象外となる。

さらに、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）では、中小企業以外で従業員数 2,000 人以下の企業を「中堅企業者」と位置付けているが、税制上はこれに対応した明確な区分が設けられていない。このため、成長途上にある企業が、その実態にかかわらず、資本金１億円を超えたことのみを理由として中小企業向け税負担軽減措置の対象外となる場合が生じている。

また、増資により資本金が１億円を超えた企業は外形標準課税の対象となり、税負担の増加が成長の妨げとなっているとの意見もある。

我が国経済の持続的な成長のためには、中小企業が積極的に成長投資を行い、事業規模を拡大していくことが不可欠である。しかし、現行制度では、企業の成長過程において、資本金１億円を境に多くの税負担軽減措置が一律に適用対象外となるため、企業が成長過程で急激な負担増に直面する構造となっている。

＜具体的要求内容＞

中小企業の円滑な成長を促進するため、増資により資本金が１億円を超えた企業についても、創業年数、従業員数、売上高等の実態を踏まえた税制や、中小企業向けの税負担軽減に係る経過措置の創設など、企業の成長に向け、税制の見直しを図ること。

6　原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実

（提案要求先　農林水産省・林野庁・水産庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業者及び漁業者に対する支援の充実を図ること。

（２）国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

＜現状・課題＞

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰、原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者及び漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和６年11月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、物価高の影響を受ける事業者の支援や飼料作物の生産支援、生産基盤の強化による国産木材の安定供給等に取り組んでいる。

しかし、不安定な国際情勢等により、景気の先行きが不透明な中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業者及び漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

（２）国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

7　都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

（提案要求先　財務省・農林水産省・国土交通省）
（都所管局　産業労働局・都市整備局）

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財政措置を講ずること。

＜現状・課題＞

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年に都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）を制定するとともに、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の改正や特定生産緑地制度の新設、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきた。法の制定から 10 年を超える現在においても、相続を契機とした農地の減少はいまだ歯止めがかかっていない。団塊の世代が 80 歳以上となる令和 12 年以降に自然減の影響が強まることから、都市農地にかかる相続税納税猶予の対象拡大、自治体による公有化の促進など、大胆な対策を速やかに講じる必要がある。

また、平成 28 年に「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地を貴重な緑地として明確に位置付けるとともに、農業者などにより適切に管理されることが持続可能な都市経営のためにも重要であるとした。しかし、都市部における生産施設や畜舎、加工・販売等にかかる建築物の設置には都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）により制限がかけられており、都市と共存する農業の発展が妨げられている。

さらに、都市農地が有する防災、環境保全、良好な景観の形成等の多面的機能を将来にわたり発揮するためには、農業者の営農継続への意欲を高める仕組みを構築する必要がある。

なお、国は、平成 29 年に一部の農業用施設の設置を可能とする新たな用途地域「田園住居地域」を創設したが、東京のように多くの住民がいる地域では、コンセンサスを得るのが難しく、本制度を活用することは極めて困難である。

このため、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた課題に対する制度等の改善について、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

（１）相続税の負担軽減等を図るため、下記の措置を講じること。

① 相続税納税猶予制度について、生産緑地法に規定された集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等の農業用施設や、市民農園に附属する休憩所やトイレなど、都市農業を営む農家が必要とする全ての施設や屋敷林等を生産緑地と同様に納税猶予の対象とすること。

② 相続税における小規模宅地等の特例について面積要件を拡大するとともに同居などの要件を緩和すること。

③ 農家が相続税を支払う際、農地による納付を可能とし、これにより公有化された農地の地方自治体への貸与を可能とするとともに、相続人に有償貸与し、課税額等相当分支払後、相続人に土地が返還される新たな制度を創設すること。

④ 平成 26 年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻すこと。

（２）都市農地の継続的な保全と農業利用等を図るため、下記の措置を講じること。

①自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充するとともに、生産緑地の買い取りを伴う都市公園・緑地等事業を、新たに社会資本総合整備交付金の「特に重点配分を行う事業」とすること。

②自治体が買い取った農地を農業者による農業経営につなげるため、農地法における地方公共団体（都道府県を除く。）による農地の権利取得の要件に「公用又は公共用に供すると認められること」に加え、「農業者による農業経営に供すると認められること」を追加すること。

（３）都市農業が営まれている地域における建築物の用途制限について、下記の制度改善を講じること。

① 農業経営に必要な施設に対する建築基準法の許可対象の拡大を図るとともに、同法に定める建築確認を要しない建築物の取扱いとすること。

② 第一種低層住居専用地域等に存在する畜舎について、近隣の環境に配慮した改築等ができるように、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号）の対象地域を拡大すること。

（４）都市農地が有する防災、環境保全、良好な景観の形成等の多面的機能を将来にわたり維持・発揮していくため、農地を所有し営農を継続する農業者に対する奨励金制度等を創設すること。

８　植物工場の位置付けの明確化と投資促進に向けた制度改善

（提案要求先　農林水産省・国土交通省）
（都所管局　産業労働局・都市整備局）

（１）植物工場について、農業生産の実態を踏まえた名称及び定義を整理し、特に人工光型の植物工場については、「屋内農場」等、実態を反映した名称及び概念へと見直すこと。

（２）屋内農場の用途規制の許可について統一的な判断基準を示すこと。また、用途分類及び用途地域における用途制限の在り方を検討すること。

（３）屋内農場を戦略的食料生産基盤と位置付け、投資促進に資する税制上の取扱いについて検討すること。

＜現状・課題＞

現在広く用いられている「植物工場」という名称は、農産物を生産する施設であるにもかかわらず、製造業における工場を想起させるものであり、その実態を必ずしも適切に表していない。

また、人工光型と太陽光利用型など、栽培環境や施設の性格が大きく異なるものが同じ「植物工場」という概念で扱われており、名称や定義、制度上の位置付けが不明確な状況にある。

これまで植物工場の建築基準法上の取扱いについては、国土交通省から令和２年７月 29 日付で発出された技術的助言により、農作物栽培施設に設けられる一般的な空調設備や灌水設備に用いられる原動機は、「原動機を使用する工場」の原動機には含まれないとの考え方が示されたところである。一方、特定行政庁が市街地における環境を害するおそれがない等と認めて用途規制の許可をする場合の判断基準が明確でないため、事業者にとって予見可能性が十分に確保されているとは言い難い状況にある。

さらに、人工光型の植物工場は、安定的な食料供給を担う農業生産施設であると同時に、環境制御、人工光、センシング、ＡＩ等を活用する先端的なフードテック産業の基盤でもあり、その整備には多額の設備投資を要することから、現行の制度上で事業者の自助努力に任せていては産業としての広がりが限定的になるおそれがある。

＜具体的要求内容＞

（１）植物工場について、農業生産の実態を踏まえた名称及び定義を整理し、関係法令、計画及び各種施策において明確に位置付けること。特に、人工光型植物工場については、製造業としての「工場」ではなく、都市内で農産物を生産する新たな農業生産施設であることを踏まえ、「屋内農場」等、実態を反映した名称及び概念へと見直すこと。

（２）屋内農場の施設整備に当たって、全国で統一的かつ予見可能な制度運用が図られるよう、作業場及び附帯設備の考え方等、用途規制の許可において判断が分かれやすい事項について、事業者及び自治体が共通して参照できる判断基準を示すこと。また、建築基準法上の用途分類及び用途地域における用途制限の在り方について検討すること。

（３）食料安全保障及びフードテック産業の国際競争力強化の観点から、屋内農場を戦略的な食料生産基盤として位置付け、その整備に係る投資促進に資する税制上の取扱いについて検討すること。

９　国有農地の有効活用に向けた運用の改善

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

国有農地及び開拓財産を公的利用する場合には柔軟な新規貸付け又は売払いを可能とすること。

＜現状・課題＞

都内には、国有農地及び開拓財産が約 950 件（約 40 ha）ある。こうした国有農地及び開拓財産については、農耕用や農業生産以外の用途として貸付けが行われているが、その一方で、約 600 件（約 27 ha）が、貸付けがされず、活用されていない状況にある。

このような未活用の国有農地及び開拓財産は、国の方針に従い、旧所有者等への売却や財務省への移管などにより順次処分することとされているものの、越境工作物等の是正の見通しが立たず、処分に長期間を要する場合もあり、過去10 年間での処分面積は約７haとなっている。

こうした中、近年、農的な活動を通じた地域コミュニティーの形成やエネルギーの安定供給等のニーズから農地の活用が注目されている。また、都内の新規就農者が多い西多摩地域には開拓財産が多く存在しており、新規就農者や規模拡大に意欲的な担い手へ長期的に貸し付ける優良な農地として活用できる余地がある。

しかし、現行の運用では、処分促進につながる場合を除き、国有農地及び開拓財産の新規貸付けは行わないこととされているため、こうした社会的課題の解決のためには、地域のニーズに応えられるよう、柔軟な貸付けを可能とする必要がある。

また、開拓財産について、自治体への貸付けを行うに当たっては、買収前の所有者又はその一般承継人全ての同意が必要とされており、自治体による活用が進みにくい状況にある。さらに、自治体が国から開拓財産を購入し、それを担い手への貸付けや地域の農地保全等に活用する際、自治体が購入する段階において、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第３条の許可要件が課題となる。こうした購入や貸付けの前提となる制度上の要件が、自治体による公的活用を進める上での支障となっており、要件の緩和が必要である。

このため、以下の要望を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）国有農地の有効活用に向け、貸付けが行われていない国有農地について、処分に支障を及ぼさない範囲において、自治体が農的活用のほか、非農的な利用をする場合においても、環境対策など公的な必要性がある場合には購入を前提としない新規の貸付けを可能とすること。

（２）開拓財産の有効活用を図るため、売却されていない開拓財産について、処分に支障を及ぼさない範囲において、下記の要件を緩和すること。

① 自治体が公的に使用する場合には、購入を前提としない新規貸付けを可能とすること。
② 自治体に貸し付ける場合には、旧所有者又はその一般承継人の同意を不要とすること。
③ 国が開拓財産を農耕目的で売り払う場合において、自治体が売払いの相手方となるときは、農地法第３条の許可要件を不要とすること。

１０　一般法人の農業参入促進に向けた制度改善

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

農地の保全や遊休農地の解消に有効な法人の農業参入を促進するため、一般法人が農地を貸借して農業に参入する際の「常時従事要件」を廃止すること。

＜現状・課題＞

農業法人は、個人経営に比べて１経営体当たりの経営農地面積が大きく、農地の集積及び保全を進める上で重要な担い手であるとともに、法人による雇用の拡大は、農業従事者の確保にもつながる。このため都は、規模拡大や新規参入を目指す法人を支援する取組を開始している。

平成 21 年の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）改正により、農地所有適格法人以外の一般法人も、一定の要件を満たすことで農地を貸借して農業に参入できるようになった。

都内では、福祉、製造等の異業種企業から農業参入に関する相談が寄せられているが、本業との兼業や技術実証から段階的に参入しようとする企業にとって、参入当初から農業部門に常時従事する業務執行役員等を配置することは負担が大きい。このため、事業計画や農地管理の体制が適切であっても農地の貸借に至らず、参入を断念する要因となっている。

こうした状況を踏まえ、農地の保全や遊休農地の解消を進める観点から、当該要件を見直し、異業種企業等の農業参入を促進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

農地法第３条第３項第３号に規定する、一般法人が農地を貸借する場合の業務執行役員等の常時従事要件について、法人の事業形態や営農実態に応じた参入が可能となるよう、廃止すること。

１１　高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

（１）高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
（２）農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。
（３）安全性・有効性の高い鳥インフルエンザワクチンの検証等を進めること。

＜現状・課題＞

平成 16 年に国内で 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和２年以降、毎年発生し、令和４年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

国は家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行っているが、依然として本病の発生は継続している。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査を継続することで、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者の飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中、農場におけるバイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経済的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

こうした中、国は、令和７年から鳥インフルエンザワクチンの予防的接種の是非について、検討を開始したが、有効性等の検証が不十分なワクチンの導入は、本病の発生を見逃すおそれがあり、かえって家きん飼養関係者の混乱が予想される。そのため、使用する鳥インフルエンザワクチンは、感染防御効果が高く、かつ、野外ウイルス株と識別可能であることが不可欠である。また、ワクチン接種に伴う経済的・労務的負担についても考慮する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査を継続し、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

（２）農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の２分の１を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

（３）安全性・有効性の高い鳥インフルエンザワクチンの検証等

ワクチン接種の導入に当たっては、従来のワクチンよりも感染防御やウイルス排出阻止の能力が高く、野外ウイルス株と識別可能なワクチンとなるよう、有効性等を十分検証するとともに、ワクチン接種にともなう経済的・労務的負担の軽減についても十分に留意すること。

１２　森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局・政策企画局）

（１）森林循環に資する国産木材の利用促進施策を拡充すること。
（２）森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
（３）実態に即した森林整備が適切に進むよう、森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。
（４）花粉発生源対策の強化に取り組むこと。
（５）森林における地籍調査が進むよう対策を講じること。

＜現状・課題＞

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採・利用の時期を迎えており、国産木材の利用拡大を通じた森林循環の促進が急務となっている。国産木材の利用拡大については、平成 30 年に発生したブロック塀の倒壊事故を受け、木塀の設置が進むなど、近年、建築物等の木造・木質化が進められており、ウッドショック等を契機に国産木材の需要が高まっている。

こうした木材の利用が進む一方で、伐採更新が停滞する森林が依然として残され、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となり、森林の持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、今や都民の約二人に一人がスギ花粉症に悩んでいるといわれ、都民、国民の健康に関わる重要な課題となっており、花粉発生源対策のスピードを上げていく必要がある。

一方、伐採・植替え（花粉発生源対策）においては、森林の所有者の世代交代や不在村化等により、所有者や境界の不明となった森林が増え、大きな支障になっている。今後、更にこうした森林が増加していくことが懸念される。

都では、地域材である多摩産材の利用拡大に向け、都有施設の整備を行う際に、積極的に多摩産材を活用するほか、区市町村の公共施設や集客力のある商業ビル、住宅等における木材利用の促進を図っているところである。加えて、国産木材の利用が進むよう、都の提案により全国知事会に設置した 47 都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームにおいて、地域の活性化や国土強靭化などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開している。

また、森林循環の促進に向けて、林道等の基盤整備を進めるとともに、最先端

の林業機械を導入し、伐採・搬出の効率化を図っているほか、急傾斜地での木材搬出技術を持つ高度な技術者を育成するための講習会の実施、原木市場といった流通に係る施設整備等を進めている。

さらに、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ林の伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植替え及び保育の実施に加え、令和７年度から専門家を活用した森林の所有者や境界の明確化の支援を都自ら働きかける取組を始めている。

国は、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで 2050 カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととしており、森林循環の促進及び国産木材利用をより一層進めることが必要である。

また、花粉発生源対策については、令和５年５月に花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、令和６年の飛散期から今後 10 年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋が示された。花粉は都県境を越えて飛散することから、広域的な対策の強化に取り組むことが必要である。

このため、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）森林循環に資する国産木材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産木材を積極的に利用するため、国産木材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用での一層の利用促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

（２）森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮と森林循環の促進に向け、林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用、架線系高性能林業機械の開発・普及、円滑な木材流通に向けた原木市場等の整備への支援を強化すること。

また、急傾斜地等での木材搬出に必要な、林業架線作業主任者の資格を取得するための講習会の講師の要件が極めて限定的であるため、その要件を見直すこと。

（３）実態に即した森林整備の推進に向けた森林経営計画制度の認定要件の見直し

木材価格の低迷等により、管理や伐採更新が進まない森林について、林業経営体の実態に即した整備が適切に進むよう、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

（４）花粉発生源対策の強化

花粉の少ないスギ等への植替えが広域的に進むよう、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材需要の拡大など総合的な対策を強化すること。

（５）森林における地籍調査が進む対策への取組

相続登記されないことにより所有者が不明瞭な森林での地籍調査の加速に向け、自治体が執行体制の強化を図れるよう財政的措置を行うとともに、森林における地籍調査の意義について広報の充実を図ること。

参　　考

【花粉症患者数】

【全国】

2019 年度の調査で、国民のおよそ 38.8%がスギ花粉症患者と推定

環境省「花粉症環境保健マニュアル 2022」より

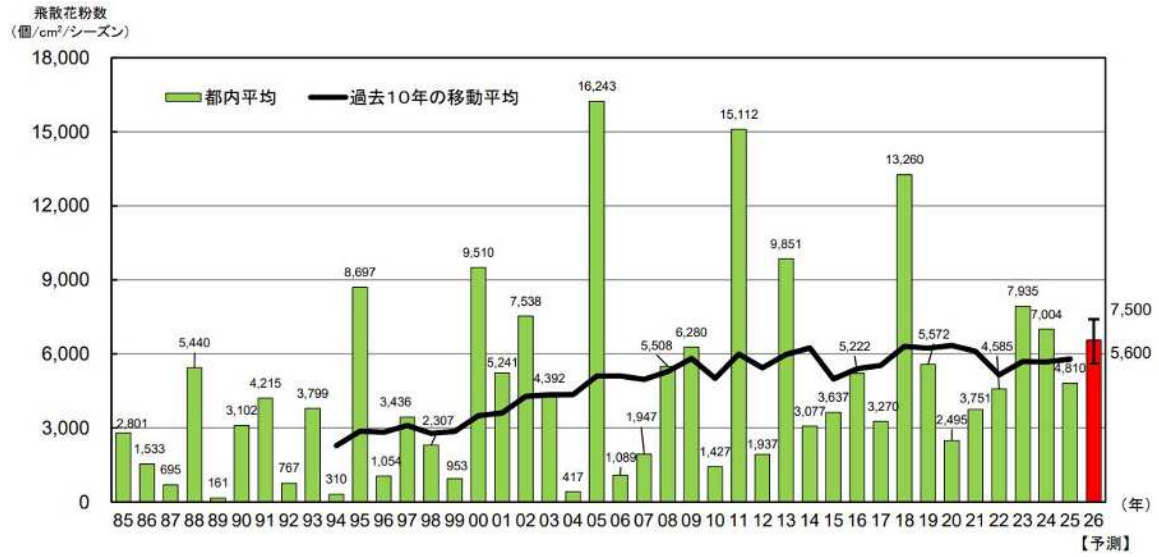
【東京都】

2006 年度
　都民の約 28.2%
2016 年度
　都民の約 48.8%

都福祉保健局「花粉症患者実態調査報告書（平成 28 年度）」より

【花粉飛散数の推移】

令和８年１月 22 日　保健医療局
「令和７年度第２回東京都花粉症対策検討委員会　会議資料」より



１３　林業振興・森林保全対策の推進

１　相続税の納税猶予制度の改善

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局）

森林経営計画認定森林に係る山林の相続税の納税猶予制度の改善を図ること。

＜現状・課題＞

森林の育成期間は長期に渡ることから、世代毎に課せられる相続税は、後継者の育成に障害となるほか、所有森林の細分化を進めるなど継続的な林業経営を困難にしている。

こうした中、森林を自ら経営する森林所有者に、施業集約化と路網整備等による効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すことを支援するため、平成 24 年度税制改正により山林に係る相続税の納税猶予制度が実施されることとなった。

しかし、本制度の適用を受けるには、被相続人が所有する森林面積が 100 ha以上で、かつ、その森林について、相続開始の前に、経営規模を拡大する目標を記載して森林経営計画の認定を受けていることが要件となっている。

一方、都内の森林所有者の 99%以上は、所有面積が 100 ha未満の中・小規模の所有者である。これらの所有者においては、林業経営の意欲があって森林経営計画を策定している場合でも、現状の経営面積を維持するだけで精一杯であり、10 年間で 30%以上所有森林面積を増やして、経営規模を拡大できる者はほとんどいない。そのため、所有する森林面積と森林経営計画における経営規模拡大要件の両面から、本制度の適用を受けることができず、相続等を契機に林業経営を断念せざるを得ない森林所有者が増加し、森林の荒廃が進むことは明らかである。

このため、以下のことを要求する。

＜具体的要求内容＞

山林に係る相続税の納税猶予制度については、森林経営計画を策定している経営意欲のある中・小規模の森林所有者が本制度の適用を受けられるよう以下のとおり制度の改善を図ること。

（１）　被相続人の森林所有の面積要件を廃止すること。
（２）　被相続人の森林経営の規模拡大要件を廃止すること。

参　　考

○　山林に係る相続税の納税猶予制度の概要

林業経営相続人が、相続又は遺贈により、計画的に施業を行ってきた山林を被相続人から一括して取得した場合、その林業経営相続人が引き続き計画的に施業を行っていくときは、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、山林に係る課税価格の80％に対応する相続税額については、その林業経営相続人の死亡の日までその納税を猶予する。

【要件の概要】

1　100ha以上の森林を所有及び経営していること

2　所有森林において市町村森林整備計画で定める路網整備を実施すること

3　相続開始の前に、森林経営計画に「当初認定後10年間で、山林経営の受託や山林の取得などにより経営規模（作業路網の整備を行う部分の面積）を30％以上（150haを上限とする）拡大すること」について記載し、市町村長等の認定を受けてきたこと

【納税の猶予期限の到来】

また、下記の場合は、納税が猶予されている相続税の全部又は一部を利子税とともに納付しなければならない

- 森林経営計画の認定が取り消された場合や、継続して認定を受けることができなかった場合（「山林経営の規模の拡大に関する目標」や「作業路網の整備に関する一定の水準」を達成できなかった場合）
- 山林所得に係る収入金額が０となった場合
- 森林経営計画区域内に存する山林について伐採、造林又は作業路網の整備のいずれも行わない年があった場合

○　都における所有規模別森林所有者数

規模 / 項目	1ha 未満	1～5 ha	5～10 ha	10～20 ha	20～50 ha	50～100 ha	100ha 以上	計
所有者数（人）	12,136	4,359	792	440	255	79	64	18,125
	67.0%	24.0%	4.4%	2.4%	1.4%	0.4%	0.4%	100.0%
面積（ha）	3,643	9,552	5,521	6,031	7,836	5,371	32,873	70,827
	5.1%	13.5%	7.8%	8.5%	11.1%	7.6%	46.4%	100.0%

令和８年４月１日現在

２　固定資産税の非課税措置

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局）

森林経営計画認定森林に係る固定資産税の非課税措置を図ること。

＜現状・課題＞

森林は、水源かん養、土砂災害の防止、地球温暖化防止など、多面的機能を発揮しており、その適切な整備が求められている。

森林経営計画制度は、森林所有者等による計画的かつ持続的な森林整備を推進する中核的な制度であり、認定を受けた森林は、間伐、主伐、再造林等の施業が適切に実施されることで、多面的機能の維持及び増進に寄与している。

一方、森林経営計画の認定を受けた森林については、間伐などの施業の実施や施業履歴の記録及び報告など継続的な管理責任が求められるほか、計画作成や認定手続き、変更申請等の事務負担も生じる。

また、近年は再造林の実施や森林の集約化に対する社会的要請も高まっており、森林所有者が果たすべき責務は拡大している。

しかしながら、木材価格の低迷や森林整備コストの上昇により森林経営の収益性は依然として低く、森林経営計画の認定によって得られる経済的メリットは限定的である。このため、森林所有者に求められる公益的機能の発揮や適正管理の責任に比べ、経済的なインセンティブが不十分であり、森林経営計画の作成及び継続に対する意欲低下や相続等を契機に林業経営を断念する森林所有者が増加し、森林の荒廃が更に進むことは明らかである。

また、保安林については公益性に着目して固定資産税が非課税とされている一方、森林経営計画認定森林についても、計画的な森林整備を通じて森林の公益的機能の維持及び増進に貢献していることから、その取組を税制面で適切に評価する仕組みの構築が必要である。

このため、以下のことを要求する。

＜具体的要求内容＞

（１）森林経営計画認定森林に対する固定資産税非課税措置

森林経営計画を策定した森林の土地について、保安林と同様に固定資産税を非課税とすること。

（２）地方公共団体への財政措置

森林経営計画認定森林に対し固定資産税の非課税措置を講じる場合には、地方税収の減収分について必要な財政措置を講じること。

１４　森林整備の加速化に向けた森林経営管理制度の改善

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局）

都道府県による経営管理権の取得等の制度を整備するとともに、財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

林業採算性の低下や森林所有者の高齢化及び不在村化、相続の増加等により、適切な林業経営や森林整備が行われていない森林が依然として広範に存在している。

また、こうした森林の中には、水源かん養や土砂災害防止、生物多様性保全など、広域的な公益的機能の発揮が求められる森林も多く含まれている。

このような状況を受けて、国は、森林経営管理制度を創設した。当該制度は、市町村が森林所有者から経営管理権の設定を受け、林業経営に適した森林については林業経営者への再委託を行い、それ以外の森林については、市町村が自ら管理を行う仕組みとなっている。

しかし、制度の実施主体である市町村では、林業技術職員の不足や執行体制の制約により、適切な経営管理が行われていない森林への対応が十分に進まない事例が見られる。特に、広大な森林を有する地域や複数市町村にまたがる森林では、市町村単独での対応には限界がある。

都道府県は、地域森林計画の策定や森林整備及び治山事業の実施等を通じ、広域的な森林行政を担うとともに、技術的知見や執行体制を有しているが、現行制度では森林経営管理制度に主体的に参画する仕組みが整備されていない。

このため、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）都道府県による経営管理権の取得等の制度整備

森林所有者による適切な経営管理が行われておらず、市町村による対応も困難な場合には、都道府県が経営管理権の取得や森林整備の実施主体となることができるよう、必要な制度改正を行うこと。

（２）都道府県の参画を支える財政措置の充実

都道府県が森林経営管理制度に参画する場合に必要となる財政措置を講じること。

12 スマート シティ
観光

１　ＭＩＣＥ推進施策の強化

（提案要求先　観光庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）国の 17 の戦略分野の推進に当たり、産業政策としてＭＩＣＥを活用することを「日本成長戦略」等に具体的に位置付け、国としてＭＩＣＥ施策を総合的に進めること。

（２）ＭＩＣＥ誘致に向けて、国が主体となり、大規模ＭＩＣＥ施設や関連インフラ等のハード整備を含めた取組を積極的に推進すること。

（３）国として省庁間及び自治体との連携を強化し、ＭＩＣＥ誘致に積極的に取り組むこと。

（４）大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を関係府省庁に働き掛けること。

（５）ユニークベニューの活用促進によるＭＩＣＥ誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

＜現状・課題＞

都では、令和５年１月に策定した「東京都ＭＩＣＥ誘致戦略 2023」に基づき、ＭＩＣＥ誘致を展開している。

ＭＩＣＥの誘致は主催団体の本部が集積する欧米が地理的に優位である一方、アジアでの誘致競争が激化しており、シンガポールやソウルなどの競合都市においては情報発信など積極的な取組を行うほか、成長戦略や産業政策の一環としてＭＩＣＥ誘致を進め、政府主導で大規模ＭＩＣＥ施設の整備・拡張等の施策を強力に推進している。

海外都市との誘致競争を勝ち抜き、国内でのＭＩＣＥ開催を増やしていくためには国を中心として開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、ＭＩＣＥ開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

これに加え、国内産業の更なる成長を促進するためには、国を挙げた戦略的なＭＩＣＥ活用の取組を推進していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１)海外では国の成長戦略としてＭＩＣＥを強力に誘致している現状を踏まえ、

日本成長戦略における17の戦略分野の推進に当たっては、様々なリスクを最小化する危機管理投資や、イノベーションの創出を通じた成長投資などを一層促進するための産業政策としてＭＩＣＥを戦略的に活用することを「日本成長戦略」等に具体的に位置付け、国としてＭＩＣＥ施策を総合的に進めること。

（２）日本の国際競争力を更に高めるため、ＭＩＣＥ誘致に向けたプロモーションや人材育成の取組、誘致活動や開催経費に対する助成等に加え、国が主体となって大規模ＭＩＣＥ施設や関連インフラ等のハード整備を含めた取組を積極的に推進すること。

（３）専門分野の知見や地域の特性を活かしたＭＩＣＥ誘致を効果的に進めるため、国として省庁間及び自治体との連携を強化するなどにより、ＭＩＣＥ誘致に積極的に取り組むこと。

（４）ＭＩＣＥ誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。

（５）ユニークベニューは、開催都市の魅力を効果的にＰＲできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、ＭＩＣＥ誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

２　観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

（提案要求先　観光庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）外国人旅行者等の多様なニーズに対応できる環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光を担う事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
（２）インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。
（３）旅行者にも住民にも快適な観光を推進する自治体等の取組への積極的な支援などを強化すること。

＜現状・課題＞

令和７年の訪日外国人旅行者は 4,200 万人を突破し、インバウンド需要は活況が続いている。その旅行消費額も 9.5 兆円と過去最高になり、日本経済の発展を支える重要な成長産業である。

国際競争力を高め、世界の観光需要を更に取り込んでいくためには、旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境整備等を着実に進めるとともに、観光を担う事業者の収益力向上やＤＸの推進等による人手不足の解消を強力に後押しする必要がある。

加えて、訪日意欲を喚起するための国を挙げたプロモーションを行うことも有効である。

一方で、旅行者の増加に伴い、一部の地域では、混雑や騒音、ごみのポイ捨て等のマナー違反などの影響が出ており、旅行者にも住民にも快適な観光を推進する取組の強化が必要となっている。

また、共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）外国人旅行者等の多様なニーズに対応できる環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光を担う事業者への支援を一層推進すること。
　①　食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、

観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

② 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。

③ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、ＤＸの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。

（２）各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

（３）外国人旅行者向けの観光マナー啓発のほか、自治体等による混雑緩和やごみのポイ捨て対策など、旅行者にも住民にも快適な観光を推進する取組への積極的な支援などを一層強化すること。

3　民泊制度の適正化

（提案要求先　厚生労働省・国土交通省・観光庁）
（都所管局　産業労働局・都市整備局・保健医療局・住宅政策本部）

（１）無許可・無届民泊の違法行為を特定するに当たり、予約サイト等により宿泊客を募集する行為を確認できれば指導等を行えるよう、法令等を見直すこと。また、違法な海外予約サイト等の実態調査を行うとともに、海外当局と連携しアクセス抑止等の対応を検討すること。

（２）生活環境の悪化を防止するため、管理者の常駐を義務付けるなど、自治体が地域の実情に合わせて条例を制定できるよう、法令等の見直しを図ること。

（３）いわゆる「マンション一室ホテル」など新たな課題への方策を検討すること。あわせて、旅館業法に基づく営業許可を更新制にするとともに、住宅宿泊事業法に基づく事業の実施を、届出制から更新を伴う許可制に改めること。また、罰則や両法の在り方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。

＜現状・課題＞

民泊については、各自治体において対応の強化に取り組んでいるが、依然としてごみ出しや騒音等に関する住民からの苦情が多く寄せられており、生活環境への影響が課題となっている。一方で、比較的低廉な宿泊料金により多様な宿泊ニーズに対応するなど、観光振興において一定の役割を果たしており、住民生活との共存を図っていく必要がある。

現在、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）に基づく許可を受けていない又は住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に基づく届出を行っていないなどのいわゆる無許可･無届民泊の把握に膨大な時間と労力がかかっている。こうした事業者は、海外違法サイトで募集を行っていることが多く、把握が困難である。

また、住宅宿泊仲介業者は、ウェブサイトへの掲載依頼を受けた物件について、届出や許可の有無を個別に確認しているが、こうした確認を適切に行わず、無許可・無届の物件の掲載を漫然と繰り返すケースも散見される。一方、物件数が急増する中、旅行業者における専任の管理者といった仕組みを持たない住宅宿泊仲

介業者による確認には限界があり、多くの物件の届出や許可の有無を迅速かつ確実に確認できる新たな仕組みの構築が急務となっている。自治体が住宅宿泊仲介業者のウェブサイトに無許可・無届の物件の掲載を確認した場合、自治体から観光庁に依頼し、観光庁が住宅宿泊仲介業者にウェブサイトからの削除を指導している。しかし、自治体が無許可・無届の物件に是正指導を行おうとした場合、ウェブサイトで得られる情報が限定的で、物件の正確な所在地並びに運営している事業者の名称及び連絡先を把握できず、速やかな指導が困難な場合がある。

加えて、外国人旅行者に対し、届出や許可の無い違法な物件を利用しないよう多言語での注意喚起が十分に行われていないため、外国人旅行者は所定の衛生要件等を満たさない無許可・無届の物件を知らずに利用しているおそれがある。

こうした中、無許可・無届営業を行った事業者に対する罰則が弱く、指導を受けた事業者が住宅宿泊事業法の届出をして営業を続ける事例も散見される。

自治体は国のガイドラインに沿って対応しているが、条例で規制できる内容が「区域及び期間」に限られることから、地域の実情に合った運用が行いづらい状況にある。また、両法の対象施設では、管理者等が常駐していない施設が多いこともあり、事業者や委託を受けた住宅宿泊管理業者が適切な管理を怠ったり、ごみ出しや騒音などの迷惑行為が発生した場合に迅速な対応ができないケースが多発するなど、現行制度の管理体制は多くの課題を抱えている。さらに、現状の届出事項では国籍や在留資格等がないこともあり、海外拠点事業者への連絡や事業実態の把握がしづらく、自治体の負担が大きい。

一方で、各自治体の多大な事務負担に対する登録手数料を徴収することは可能であるが、現時点では、住宅宿泊事業法において徴収している自治体は全国的にない。

そのほか、個人が管理者として登録する場合、講習の受講のみでも可能となったことから、管理の質が低下したり、個人の事業者自らが管理者として登録し、適切な管理を怠るケースが発生しているほか、簡易な業務を残し、ほぼすべての管理業務を再委託している業者も存在している。

また、宿泊実績の把握に当たり、観光庁からの宿泊日数のデータと事業者の報告が異なる場合があり、正確な把握が困難であるなど、民泊制度運営システムやその運用については、改善すべき様々な点がある。

加えて、管理が不適切な事業者に対する業務停止命令等の処分の適用条件が曖昧であり、的確な指導や処分が行いづらい状況にある。

これらの状況に加え、民泊等を目的としてマンションなどの物件を購入し、住民を退去させるために正当事由のない賃料の値上げやエレベータの停止等の実力行使を伴った悪質な事例も発生している。

また、マンションの一室において、住宅宿泊事業法に基づく民泊ではなく、ホテルとして旅館業法の許可を取得し営業する、いわゆる「マンション一室ホテル」が増加している。同一フロア内で一般住宅と混在し、通年での営業が可能であることから、生活環境面へ与える影響も大きい。

こうした様々な課題がある中で、住宅宿泊事業法は届出制であり、管理面の措置が十分ではなくても、形式的な要件を満たしていれば、自治体は届出を受理せざるを得ない。また、両法ともに更新の仕組みがなく、不適切な事業者であって

も事業を継続できてしまう。
　今後も民泊を通じて観光需要に対応していくには、事業者等への厳格な対応に加え、優良な事業者を拡大していくことも重要である。
　これらを現行法下において自治体の取組のみで解決するのは困難であることから、下記のとおり要望する。

＜具体的要求内容＞
（１）－①　旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、無許可・無届民泊の違法行為を特定するに当たっては、宿泊行為や宿泊料の収受が確認できなくとも、予約サイト等により宿泊客を募集する行為を確認できれば指導等を行えるよう、法令等を見直すこと。
（１）－②　観光庁の登録を受けずに海外で民泊の物件を仲介する、いわゆる違法住宅宿泊予約サイトやＳＮＳを利用した無許可・無届民泊の把握に向け、それらの実態調査を実施し､違法な海外予約サイトへのアクセス抑止を含め、海外当局とも連携し対応を検討すること。また、例えば、令和 10 年度中に導入予定の電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）などを活用して、入国時に水際で無許可・無届民泊への宿泊を防止する仕組みづくりを検討すること。これらについて、国が実施主体となり進めること。
（１）－③　無許可・無届の違法物件の仲介を防ぐため、住宅宿泊仲介業者に対する指導監督を強化するとともに、違法物件の掲載を繰り返すなど、責任を果たさず不適切な運営を継続する仲介業者に対しては厳格に行政処分を行うこと。また、国の持つ住宅宿泊事業法の届出物件及び旅館業法の許可物件の最新情報を住宅宿泊仲介業者にリアルタイムで提供し、住宅宿泊仲介業者が届出又は許可のある物件を迅速かつ確実に確認できる態勢を早急に整備すること。さらに、住宅宿泊仲介業者が無許可・無届の物件に関するウェブサイトへの掲載依頼を受けた場合、その物件の住所並びに依頼を行った事業者名及び連絡先について、国を経由して、当該物件の所在する地域の住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体に情報提供する仕組みを構築すること。
（１）－④　外国人旅行者に対し、住宅宿泊事業法の届出や旅館業法の許可の無い宿泊施設を利用しないよう､多言語で広報するなど適切に周知を図ること。
（１）－⑤　無許可・無届民泊を防止するため、罰則を強化するとともに、無許可・無届営業を繰り返すなどの悪質な事業者の民泊市場への参入を防止するため、こうした事業者を住宅宿泊事業法第４条に基づく欠格事由に加えるとともに、住宅宿泊事業法第 16 条第２項の規定による廃止命令を受けた者を旅館業法第３条第２項の欠格事由に加えるなど、仕組みを見直すこと。
（２）－①　生活環境の悪化を防止するため、住宅宿泊事業法においては、地域の実情に応じて、条例で区域と期間の制限以外の項目についても規制できるようにすること。また、事業者又は管理業者の常駐・近傍配置の義務付けを認めるとともに、旅館業法においても、従業員の常駐義務の再規定や連絡先表示の義務化を行うなど､苦情対応及び緊急時対応の実効性確保を図ること。
（２）－②　施設の適切な運営を促すため、事業者を国内に住所を有するものに限定するなど、住宅宿泊管理業者では十分対処できない場合に、事業者が対

応できる仕組みを検討すること。また、事業者に届出を求める情報（国籍・在留資格等）について、把握の目的・程度・手段を国において明確にして一定の指針を示すこと。

（２）－③　住宅宿泊事業法に基づく届出事務の適正な執行体制の維持に必要な財源の確保に向け、自治体が地域の実情に応じて登録手数料を徴収可能であることや算定方法等を例示した通知を発出すること。

（２）－④　住宅宿泊管理業者の登録について、現行の講習受講に加え、習熟度などを厳格に確認するとともに、地域の実情に応じて再委託の範囲を定めることができる仕組みを検討すること。あわせて、国として指導監督を徹底すること。

（２）－⑤　民泊制度運営システムの更なる活用に向けた利便性の向上や住宅宿泊仲介業者が提供するデータのシステム連携等を通じ、予約・宿泊実績やその始期・終期を正確かつリアルタイムに把握できるようにするなど、更なる改善に取り組むこと。

（２）－⑥　生活環境に関する適切な管理を怠る事業者に対して、各自治体が指導監督を適切に実施できるよう、住宅宿泊事業法における業務停止命令等を発する際の基準を明確化すること。

（３）－①　貸主等が住宅を民泊に使用することを目的として、入居している住民を退去させるためにエレベータを停止するなどの実力行使に及ぶことを防ぐために、貸主等を指導できる仕組みを国の責任において検討すること。

（３）－②　マンションや周辺住民の良好な生活環境を保全するためには、マンション内の住居区画では、営業日数等の制限を受ける住宅宿泊事業法に基づく民泊のみの営業とし、マンション一室ホテルについては、住居区画と分離されることが望ましい。そのため、旅館業法における客室数の最低基準や規模要件を改めて制度化し、住居区画と分離・独立した区画とすることや、まちづくりの仕組みと合わせた総合的方策を検討すること。

（３）－③　民泊における違法行為や生活環境の悪化等の防止、発生時の対応等を自治体が継続的に行えるよう、旅館業法に基づく営業許可を更新制にするとともに、住宅宿泊事業法に基づく事業の実施を、届出制から更新を伴う許可制に改め、不適切な事業者の参入や事業継続を防ぐことができる仕組みとすること。あわせて、民泊行為の位置づけ、事業者が守るべき基準や規制内容、指導監督や違反時の罰則などについて、両法の在り方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。

（３）－④　民泊の適正な運営を広げるため、優れた取組を行う事業者にインセンティブを与えることなどについて、国として考え方を示すこと。

13 スマート シティ スポーツ

1　「オリンピックＱシリーズ 2028 東京」開催への全面的支援

（提案要求先　内閣官房・復興庁・内閣府・宮内庁・警察庁・総務省・
法務省・出入国在留管理庁・外務省・財務省・
文部科学省・スポーツ庁・文化庁・厚生労働省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省）
（都所管局　スポーツ推進本部）

「オリンピックＱシリーズ 2028 東京」の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

＜現状・課題＞

オリンピックＱシリーズ 2028 東京（以下「大会」という。）は、世界のトップアスリートが 2028 年ロサンゼルスオリンピックの出場権を目指して競い合うアーバンスポーツの国際大会である。

アーバンスポーツは、東京 2020 大会を契機としてオリンピック競技として定着し、若者を中心に高い関心を集めている。大会の開催は、ユースカルチャーと融合した都市の魅力を世界に発信するとともに、東京 2020 大会のレガシーを継承・発展させる好機となる。

都は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「ＪＯＣ」という。）からの要請を受け、国等と連携しながら東京開催の実現に向けた取組を支援してきたところであり、2026 年５月に東京開催が決定した。今後、都は東京 2025 世界陸上や東京 2025 デフリンピックで培った経験やノウハウを活かし、ＪＯＣや関係団体と密接に連携しながら大会運営を支援していく。

一方で、大会の成功には、関係者相互の緊密な連携に加え、政府による全面的な協力が不可欠である。大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、アーバンスポーツの魅力を広く伝えるとともに、世界に向けて日本の魅力を力強く発信する絶好の機会ともなる。

国際スポーツ大会開催への支援は、国のスポーツ基本計画に掲げる東京 2020 大会のレガシーの継承・発展に大きく資するものである。スポーツの一層の振興とともに、共生社会の実現を目指していくためにも、大会開催に向け、国は財政面を含めた必要な支援を講じるべきである。

なお、開催に向けては、国の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」や、都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、大会が透明で公正であり、都民・国民の信頼を得ることができるよう、取組を進めていく。

＜具体的要求内容＞

（１）スポーツ振興くじ助成金等の活用など、国による積極的な財政支援を行うこと。また、国所管施設における使用料の減免のほか、施設の弾力的運用を

行うこと。
（２）選手及び大会関係者等の出入国の支援や、貨物の輸出入等に係る手続をはじめ、空港に関する諸調整等、円滑な出入国に関して必要な措置を講ずること。
（３）大会開催時には選手・大会関係者のみならず、要人や観戦者として国内外から多くの人が東京に訪れるため、テロを含む治安対策、サイバーセキュリティ対策、災害対策等に関して必要な支援を行うこと。
（４）海外要人の円滑な出入国や国内滞在における諸対応などに当たり生じる調整事項について協力を行うこと。
（５）環境負荷低減に向けた日本の先進的な技術について、大会への活用に関し支援を行うこと。
（６）日本及び東京の芸術文化や都市の魅力の発信について、大会を通じた連携を図ること。
（７）誰もがスポーツに親しむ社会の実現に向け、東京 2020 大会、東京 2025 世界陸上及び東京 2025 デフリンピックを契機に高まったスポーツ気運を、大会を通じて更に広げていくため、競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化など、国が率先的に取り組むこと。

14 スマート シティ まちづくり・住まい

1　国際競争力強化に資するまちづくりの推進

（提案要求先　内閣府・国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

＜現状・課題＞

平成 23 年４月、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成 25 年 12 月には、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに、平成 28 年６月には、「日本再興戦略 2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後２年間で 100 事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。令和８年８月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に 56 のプロジェクトを提案しており、国、都、民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

＜具体的要求内容＞

（１）特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
（２）民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

２　市街地の開発に係る諸事業の推進

１　土地区画整理事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
（２）沿道整備街路事業に対する補助制度の拡充を検討すること。
（３）公園の用地確保を目的とした、沿道整備街路事業と同様の手法による制度を制定すること。

＜現状・課題＞

（１）土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的かつ総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の 51（民間 21）地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。一方、社会資本整備総合交付金等の国費の配分が十分ではない状況が続いている。

また、ターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的かつ継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

（２）都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

（３）公園の用地確保に当たっては、用地取得の際に残地が発生することや、地権者自身による移転先確保が難しいといった理由により、地権者の同意が得られにくいという課題がある。

沿道整備街路事業は、街路事業に併せて敷地レベルの土地区画整理事業を実施することで、残地の解消や周辺の低未利用地の活用が可能となり、もって街路事業と周辺市街地の整備を促進することができる。同様の手法を公園に適用できるようにすることで、公園と周辺市街地の一体的な整備促進を図ることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的かつ継続的に確保する必

要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う日野市施行の西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、町田市施行の鶴川駅南地区、都市再生機構施行の中野三丁目地区や、大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

（２）沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得（取得に伴う建物移転を含む）に対する補助制度の拡充を検討すること。

（３）公園の用地確保を促進するため、沿道整備街路事業と同様の、公共管理者の負担金制度を活用した敷地レベルの土地区画整理事業の制度を制定すること。

参　考

１　土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】　　（ ）は令和８年度交付金等対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	９（２）	０（０）	９（２）
区市町	３（３）	18（15）	21（18）
都市再生機構	７（２）	０（０）	７（２）
組合	０（０）	６（２）	６（２）
個人	４（１）	４（１）	８（２）
計	23（８）	28（18）	51（26）

（令和８年８月 31 日現在）

２　市街地再開発事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）近年の建設工事費の高騰等を踏まえ、都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。

（２）大街区化の推進に必要な財源を確保すること。

（３）組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。

（４）市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

＜現状・課題＞

（１）市街地再開発事業は、都市の骨格である道路や公園等の公共施設の整備、敷地の統合及び共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用及び都市機能の更新並びに魅力ある都市拠点の形成、国際競争力の強化及び密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。

現在、都内では 57 地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も多く行われている。これらの地区は、建設業界等の人手不足や長引く建設工事費高騰の影響も大きく受けており、確実な国費の導入が不可欠であるが、社会資本整備総合交付金等の国費の配分が十分ではない状況が続いている。今後、月島三丁目南地区、南池袋二丁目Ｃ地区、東五反田二丁目第３地区で事業が最盛期を迎え、また、三田五丁目西地区、三河島駅前北地区、武蔵小金井駅北口駅前東地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。

（２）都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進めることが必要である。

（３）現行の都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）では、組合設立等に際し、区域内の宅地所有者等の３分の２以上の同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しなければならない。

（４）戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建

築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

＜具体的要求内容＞

（１）市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

近年の資材価格の上昇等への対応について、令和４年度に制度化された建設工事費高騰の影響を受けた事業に対する支援策を継続するとともに、令和７年度に制度化された想定外の工事費高騰に対する支援の対象要件を実情に即したものに拡大すること。

令和７年度の改正により補助対象の重点化が図られたが、従来の制度を前提に市街地再開発事業の検討を進めている地区の中には、既に事業の蓋然性は高まっているものの、都市計画決定までに期間を要する地区が相当数見込まれることから、更なる経過措置期間の延長等を行うこと。

（２）都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。

（３）宅地の小割り・分割を行っても同意対象人数が増えないような算定の方法とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。

（４）市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

３　道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

＜現状・課題＞

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約 19 万棟にも及ぶとされ、都内に約 7,100ha 存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり）」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

都内で事業中の地区においては、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これに併せ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化･不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

（２）一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

（３）一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

４　市街地開発事業などにおける無電柱化の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化の推進に必要な財源を確保するとともに、無電柱化に伴う技術基準を示すこと。

（２）無電柱化推進に不可欠であるコスト低減等を図り、開発行為において電柱新設を抑制する方策を検討すること。

＜現状・課題＞

（１）地震や台風など大規模災害時に電柱倒壊による道路閉塞や停電の長期化による二次被害を防ぐために、まちづくりにおいても無電柱化を積極的に進める必要がある。

土地区画整理事業や都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発許可を受けて行う宅地開発などは、道路整備に合わせて低コストで効率的に無電柱化を進めることができる絶好の機会である。

しかし、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。

また、令和４年に「無電柱化まちづくり促進事業」が創設されたが、無電柱化施設の移管先である地方公共団体や電線管理者への移管を容易にさせる法的根拠や台帳資料等の統一的なルールがないため、同促進事業の実施が進まない状況である。

土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化を進めるためには、更なる財源の確保や技術的基準を示すなどの取組が必要である。

（２）「無電柱化まちづくり促進事業」の創設により、事業者の負担軽減が図られているものの､開発行為における宅地開発とあわせた無電柱化においては、整備費用が高いことや調整及び施工に期間を要することなどが、依然として無電柱化加速の阻害要因となっている。

都は、開発事業者に対し、補助制度による財政的支援や無電柱化ノウハウの提供などの技術支援を行うとともに、令和８年３月に、まちづくりの機会を捉えた無電柱化を推進するため「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」（令和８年東京都条例第 31 号）を制定し、同年 10 月 31 日に施行した。

無電柱化を一層加速していくためには、費用低減等に加えて、電柱がない街を標準化していくための仕組みづくりが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）土地区画整理事業や宅地開発などにおける無電柱化を推進するため、「無電柱化まちづくり促進事業」の財源確保とあわせて、以下に掲げる必要な根拠の整理、制度の拡充、新たな技術基準等の制定を行うこと。

①　「無電柱化まちづくり促進事業」を活用し、土地区画整理事業施行者や開発事業者がより無電柱化に積極的に取り組むよう、補助率等更なる制度の拡充を図ること。

②　市街地開発事業等における小規模事業を含めた無電柱化の取組を更に進めるため、無電柱化施設の将来管理者への移管を容易にさせる方策を検討すること。

③　土地区画整理事業の設計の概要の策定において、無電柱化を行う場合の基準等を新たに定めること。

（２）開発行為を行う区域内の無電柱化を推進するために、以下に取り組むこと。

①　開発行為における宅地開発とあわせて行う無電柱化の特徴を踏まえた無電柱化に要するコスト低減等を図るための方策を検討すること。

②　電柱新設を抑制できる方策を検討すること。

３　大都市圏における地籍調査の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）都市部における地籍調査の重要性に鑑み、区市町村からの要望額を満たす適正な予算額を確保すること。

（２）都市部における市街地の状況や権利関係の輻輳（ふくそう）している状況などに鑑み、令和２年度に導入された街区境界調査について、区市の実情に応じた従来の官民境界等先行調査に近い手法で取組ができるようにすること。

　また、現在、国において検討が進められている防災対策街区境界調査（仮称）について、各自治体が活用しやすい手法とすること。

＜現状・課題＞

都では首都直下地震等の被災の影響が想定されている木造密集地区をはじめ、ＤＩＤ（人口集中地区）を中心に、地籍調査の積極的な推進に取り組んでいる。

一方、都市部では土地が細分化され、土地の権利関係が輻輳（ふくそう）化しているなどの課題があり、都における令和７年度末の地籍調査の進捗率は、全国平均の 53％を大きく下回る 25％である。

地籍調査の効果は、都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害復旧の迅速化、所有者不明土地の解消や空き家対策の推進など多方面に及ぶ。

とりわけ、近年、熊本地震をはじめとする大規模災害が頻発化し激甚化する中、都市の強靭化をさらに加速させる観点から、災害時における道路及び上下水道等のライフラインや住宅などの迅速な復旧と復興を支える基盤として、地籍調査の重要性はますます高まっている。地籍調査を一層推進するため、国の積極的な支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）地籍調査は２、３年継続して行うことが一般的であり、予算上の裏付けが確保されないと事業の継続が困難となるものである。

　しかしながら、近年、国の内示額は要望額の約半分にとどまる状況が続いており、多くの区市町村では事業規模の縮小や調査の延期を余儀なくされている。このため、国においては、区市町村が計画的かつ継続的に地籍調査を実施できるよう、要望額に見合った十分な予算を確保すること。

（２）土地が細分化されていること、土地の権利関係が輻輳（ふくそう）化していること、地

価が高く同意の取得に時間を要することなど､都市部特有の問題点を考慮し、令和２年度に法が改正され地籍調査の円滑化及び迅速化のため導入された街区境界調査について、区市の実情に応じた従来の官民境界等先行調査に近い取組手法も補助の対象とすること。

また、現在、国において検討が進められている防災対策街区境界調査（仮称）について、各自治体が活用しやすい手法とするとともに、早期に制度を具体化し、詳細を明らかにすること。

４　マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進

（提案要求先　法務省・国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

＜現状・課題＞

これまでの「住宅をつくっては壊す」社会から、「いい住宅をつくり、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へ移行するに当たり、都内における主要な居住形態として広く普及しているマンションを良質なストックとして長寿命化を図ることは不可避な課題である。

今後、高経年マンションは急増する見込みであり、長寿命化を図っていくには、適切な積立に基づく修繕など、適正な管理が必要であり、管理組合による自主的な取組の促進が急務となっている。

都は、こうした課題認識なども踏まえ、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成 31 年東京都条例第 30 号）を制定し、昭和 58 年以前に建築された６戸以上のマンションを対象として管理状況の届出を義務付け、把握した状況に応じて区市町村と連携しながら管理組合に対する助言・支援等を行っている。

国においては、マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法が成立し、管理計画認定制度の新築マンションへの拡充や、管理不全のマンションに対する財産管理制度の特例措置など地方自治体の権限を強化する仕組みの創設等のほか、マンションの建替え円滑化に向けた事業手法の充実などが盛り込まれた。今後、各自治体がマンションの再生に取り組む管理組合を広く支援できるよう、更なる施策が必要である。

マンションの長寿命化については、令和７年度税制改正において、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の特例措置（長寿命化促進税制）が２年間延長されたほか、国においてマンションストック長寿命化等モデル事業により先導的な長寿命化事例への支援策が実施されているが、より広く長寿命化を普及させるためには更なる施策が必要である。

また、標準管理規約にＥＶ用充電設備の設置について明記されたところであるが、既存マンションの環境性能の向上のためには太陽光発電設備設置に向けた取組の強化も重要である。

こうした施策の着実な推進を図るためには、国において更なる制度改正や支援策の拡充等が必要である。

＜具体的要求内容＞

〔マンションの管理水準の向上〕

（１）新築マンションについて、分譲事業者が適切な修繕積立金の設定を行うよう、購入者が住宅金融支援機構の優遇融資を受けるために必要な管理計画認定制度において、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」で望ましい積立方式として示された「均等積立方式」や「段階増額積立方式における適切な引上げの考え方」を認定要件とすること。

（２）管理不全の兆候のあるマンションの管理組合が、外部専門家の知見を活用し改善に取り組んだ場合、住宅金融支援機構の共用部分リフォームの優遇融資を設けるなど、インセンティブを付与すること。

　また、法改正により管理状況の報告徴収の仕組みが創設されたが、この仕組みを自治体が適切に運用できるよう、報告に応じないマンションへの個別訪問や調査等を実施するための財政措置を講じること。

（３）管理組合が機能せず、自主的な管理適正化が望めないマンションへの対応について、法改正により自治体が財産管理制度を活用できる特例が創設されたが、個人の財産権に関わるものであり、統一的な運用が不可欠であることから、法的枠組みに基づく国の関与の仕組みを構築するとともに、円滑な実施のため自治体に対する財政措置を講じること。

〔マンションの長寿命化等による再生の促進〕

（４）マンションの長寿命化促進のため、長寿命化促進税制について要件を緩和するとともに、本措置の恒久化や対象税目の拡大等を図ること。

　また、現在国が直接実施しているモデル事業の成果も踏まえながら、地域の実情に応じて各自治体がマンションの長寿命化に取り組めるよう新たな補助制度の構築など、財政措置を講じること。

（５）耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担がより軽減されるよう、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。

（６）既存マンションの共用部分への太陽光発電設備等の導入については、区分所有法等において共用部分の変更として扱うことを明確にするなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。

（７）マンションの管理・再生の円滑化等の改正法により、建替え等の決議要件の緩和や､隣接地等を含む権利変換を可能とする手続が創設されるとともに、必要な規定やガイドライン等が整備されたが、これらの制度が管理組合等や自治体において円滑に活用・運用がされるよう、管理組合を支援する専門家の育成に取り組むとともに、専門家を活用した合意形成を支援する補助制度の拡充や、隣接施行敷地への所得税の特例措置等を講じること。

参　　考

（５）住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成 22 年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要（主な要件等）
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補 助 率：地方公共団体が実施する場合　国１／２ 地方公共団体以外が実施する場合 国１／３＋地方公共団体１／３
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費（建替えを含む。） 補 助 率： （1,000 ㎡以上のマンション） １／３（国１／６＋地方公共団体１／６） 工事費の１／３について、国費で１／２を補助 （1,000 ㎡未満のマンション） 23.0%（国 11.5%＋地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0%について、国費で１／２を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■　現行の助成制度

国 １／３	地方自治体 １／３	自己負担 １／３

※現行の自己負担割合１／３を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■　現行の助成制度

（1,000 ㎡以上のマンション）

国 １／６	地方 １／６	自己負担 ２／３

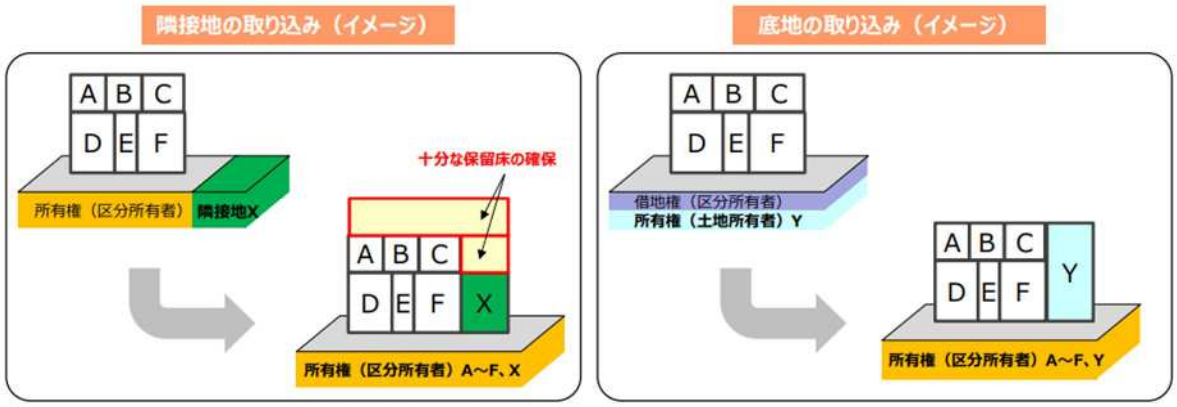
（1,000 ㎡未満のマンション）

国 11.5%	地方 11.5%	自己負担 77%

（７）隣接施行敷地の所得税の特例措置等の概要

マンション再生円滑化法の改正により、これまでできなかった隣接地や底地を含む権利変換の手続きが可能となった。

※　隣接地や底地を含む権利変換（イメージ）



法改正前は権利変換の対象でなかった隣接地Ｘと借地の底地Ｙの所有者が法改正後は権利変換可能となる。

一方、現在、マンション再生円滑化法に基づく権利変換を受けて区分所有者がマンション又は敷地を取得した場合、従前資産の譲渡がなかったとみなされる所得税の特例措置があり、Ａ～Ｆの区分所有者は対象となるが、法改正により権利変換の対象となる隣接地Ｘや底地Ｙの所有者は対象となっていない。

所有者	権利変換		所得税の特例措置	
	法改正前	法改正後	法改正前	法改正後
Ａ～Ｆ	○	○	○	○
隣接地Ｘ	×	○	×	×
底地Ｙ	×	○	×	×

５　空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用

１　空き家対策の促進

（提案要求先　国土交通省・法務省）
（都所管局　住宅政策本部）

空き家の増加を防ぐため、適切に管理されていない空き家への対策に加え、空き家予備軍への対応を含め、空き家を地域の資源と捉え、利活用を促すなど施策の更なる拡充を図ること。

＜現状・課題＞

東京都は、令和５年３月に「東京における空き家施策実施方針」を策定し、「既存住宅市場での流通促進」「地域資源としての空き家の利活用」「利活用見込みがない空き家の除却等」の三つの視点に基づき、都内全体として、区市町村との適切な役割分担の下、地域特性に応じた空き家施策を誘導・展開している。

しかしながら、令和５年住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で約 900 万戸、東京都で約 90 万戸と５年前の調査と比べて増加している。加えて、65 歳以上の世帯員がいる単身又は夫婦のみ世帯が居住する持ち家の存在などにより、空き家が更に増えることが懸念される。こうした状況のもと、都は、令和７年３月に策定した「2050 東京戦略」の政策目標において、東京の地域資源としての空き家の活用を促進することなどにより、長期不在等の「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合をこれ以上増やさないことを目標とし、空き家対策の取組を強化していく。今後、こうした取組を強力に進めていくためには、更なる施策の充実が必要である。

（１）地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件について

空き家対策総合支援事業（補助金）及び空き家再生等推進事業（交付金）では、空き家を地域活性化施設として利活用する場合、地域コミュニティ維持・再生の用途に 10 年以上活用されるものという要件が課されている。

しかし、この期間の長さでは、所有者等が空き家の利活用に躊躇（ちゅうちょ）することがあり、また、条例でこれよりも短い期間を補助要件としている自治体では、国の制度を活用することができない。

そこで、地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和する必要がある。

（２）空き家に関する税制度の改正について

空き家に関する現在の税制度は、空き家所有者に対して、当該空き家が管理不全に陥る前に売却、除却、賃貸等を促す税制上の措置が十分に講じられていない。また、相続により空き家を取得することになった者に対して、空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除）により、売却時に税負担を軽減する措置は講じられているものの、当該特別措置は要件が限定的であり、早期の処分及び活用を促す仕組みも十分

ではない。

空き家の取得経緯として、「相続」が最も多い（約６割）という状況も踏まえ、相続のタイミングを的確に捉えた税制度をより一層強化し、空き家の長期化の未然防止や早期の処分及び活用を更に促進することが不可欠である。

（３）空き家の利活用や発生抑制、相続登記等の機運醸成及び普及啓発について

管理が行き届かない可能性が高い長期不在等の空き家については、発生段階から所有者に対して建物の管理や利活用などを促していくことが重要である。

令和５年度には、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）が改正（以下「改正空家特措法」という。）され、管理不全空家等の制度が創設されるなど、老朽化した空き家に対する施策の充実が図られた。

今後は、適切に管理されていない空き家への対策に加え、腐朽・破損が無く長期間使われていない空き家を地域の資源と捉え、空き家の利活用を促すことや、現在の住まいの将来について考えてもらう「住まいの終活」の周知など、空き家の増加の抑制に向け、更なる取組を行っていく必要がある。

また、空き家対策を推進するに当たり、所有者の特定が重要であることから相続登記に関する制度について、より一層の認知度向上を図っていく必要がある。

（４）空き家対策に必要な所有者情報の活用について

空き家対策を効果的に進めていく上では､空き家の所有者に関する情報を、自治体や民間事業者など、空き家対策に関連する様々な関係者が活用しやすくすることが重要である。

同一の自治体における部局間でのこうした情報の共有や、自治体から民間事業者への情報提供は、令和５年 12 月に改訂された「空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドライン」により留意点や運用の仕組み等が示され、自治体による取組も一定程度進んでいる。

一方、異なる市町村の間においては、改正空家特措法第 10 条第３項で空き家等の所有者等に関する情報の提供を求めることができることとなったが、十分な活用がされていない状況にある。

特に、空き家が所在する自治体と所有者が居住している自治体同士が情報共有を行う場合や、都道府県が区市町村を支援する場合には、より一層緊密な連携が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和すること。

（２）空き家に関する以下の税制措置を講ずること。

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の空き家の譲渡所得の特別控除の特例措置について、被相続人の一時的な転居や被相続人以外の者が同居していた場合について、相続により生じた相続人が使う見込みがない古い空き

家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡（譲渡価額が１億円以下）であれば、特例措置の対象とすること。

加えて、相続空き家など、居住の実態がない空き家の売却、除却、賃貸等を後押しする税制上の仕組みを構築すること。

（３）長期間使われていない空き家が地域資源として積極的に活用されるよう、業界団体とも連携を図りながら、空き家を改修して利活用する魅力を発信するなど、国の発信力を生かし、空き家の増加の抑制に向けた機運醸成や啓発活動を強化すること。

また、特定空家等や管理不全空家等に認定されたのちの措置内容や相続登記及び住所等変更登記の申請義務化、住まいの終活の重要性等について更なる周知を行うこと。

（４）空き家が所在する自治体とその所有者等が居住する自治体との間において空き家対策の実施に必要な所有者情報を円滑に共有及び活用できる仕組みを構築すること。

また、水道の使用・閉栓情報や住民基本台帳に関する情報、税務情報その他空き家の把握に資する情報について、個人情報の保護に十分配慮しつつ、都道府県及び区市町村が空き家対策のために適切に活用できるよう、法令上の整理及び統一的な運用ルールを整備すること。

参　　考

（２）平成 28 年度税制改正により導入された空き家の発生を抑制するための特例措置について

相続日から起算して３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し等後の土地を譲渡した場合（譲渡価額が１億円以下）には、当該家屋又は土地の譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

＜適用期間＞

平成 28 年４月１日から令和９年 12 月 31 日までに譲渡すること。

＜対象となる家屋についての主な要件＞

①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。

②昭和 56 年５月 31 日以前に建築された建物（区分所有建築物を除く。）

③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

２　既存住宅流通の活性化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

既存住宅の価値が適切に評価される市場の形成に向けて必要な施策を総合的に推進すること。

＜現状・課題＞

我が国では、既存住宅は、その品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にあり、そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成 25 年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定し、それを踏まえ、平成 27 年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂されるなど、建物の維持管理状況等が適切に反映される建物評価手法の整備が進められてきた。

また、平成 30 年４月から、既存住宅売買時における建物状況調査（インスペクション）に関する説明が宅地建物取引業者の義務になるとともに、一定の要件を満たす既存住宅の広告販売時に、国の定める標章を付与できる「安心Ｒ住宅」制度が開始された。

さらに、令和５年度より、新たに地域金融機関に対し、リフォームによる価値向上を反映した担保評価モデルの構築を促す取組が開始されている。

東京都においても、平成 30 年３月には、事業者向けに「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定したほか、令和５年度からは、既存住宅を良質な住宅に改修して適正な評価の下で流通させる取組などを行う民間事業者等を支援する事業を実施するなど既存住宅の流通促進に取り組んでいる。

しかしながら、都内の既存住宅の流通シェアは依然として 14.6％と低い状況に留まっている。その理由として、既存住宅を購入する場合、新築と比べ、建物・設備の品質や物件価格の妥当性等について不安を感じる人が多いことや、一定の品質を有する既存住宅であっても新築と比べ、取得時の税制優遇措置が十分ではないことなどが考えられる。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、既存住宅及び買取再販住宅の取得やリフォーム等に当たって、税制面からの積極的な支援も必要である。

また、住宅価格等の上昇に加え、昨今の住宅ローン金利の上昇により、既存住宅の取得や改修に要する費用負担は一層重くなっており、金利上昇等に伴う消費者の負担軽減策を早急に講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）既存住宅の価値が適切に評価される市場の形成に向けて、平成 25 年度に策

定された評価指針に基づく建物評価手法については、価格査定実務を行う宅地建物取引業者等に対し更なる普及を図り活用を促すとともに、令和５年度から開始した金融機関を対象としたモデル事業の成果について検証し、金融機関において既存住宅のリフォームや維持保全による価値向上が担保価値として適切に評価される仕組みを構築した上で、その普及を図ること。

（２）既存住宅の流通活性化に向け、適正な維持管理や質の向上を図る観点から、住宅取得に関する税制優遇を見直し、住宅ローン減税について、既存住宅（長期優良住宅等の一定の品質を有するものを除く。）及び買取再販住宅の取得における更なる優遇措置を講じること。

（３）適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を促進する観点から、省エネルギー改修など一定のリフォーム等を行った場合に受けられる税制優遇措置の拡充や、適用要件の緩和を図るなど、住宅所有者の自主的な取組を促進するための措置を講じること。

　特に、税制優遇措置の拡充については、築年数が経過した住宅ほどリフォームには費用がかかるため、築年数に応じたリフォーム促進税制や住宅ローン減税の最大控除額の引上げを行うこと。

（４）良質な既存住宅の取得や性能向上リフォームを促進するため、住宅金融支援機構における金利優遇措置の拡充などの負担軽減策を講じること。

６　公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、国の責任において国費を確実に措置すること。

＜現状・課題＞

都営住宅は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）その他関連する法令に基づき、自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸する住宅であり、居住面におけるナショナルミニマムの確保を図り、住宅セーフティネットの中核として都民生活の安定に不可欠な役割を担っている。

法第７条第１項は、「国は、事業主体が住生活基本法第 17 条第１項に規定する都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用の２分の１を補助する」（同条第５項において、同項に掲げる交付金は国の補助とみなすこととされている。）こととしており、法は、国に対し、予算の範囲内で公営住宅の建設等に補助することを義務付けている。

しかし、令和６年度以降、都営住宅の建替事業等に対する社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等が十分に配分されないため、計画的な維持・更新に支障が生じており、このままでは、安全・安心が確保された都営住宅を供給することが困難になる。

また、本年８月に公表された国土交通省の「令和９年度予算概算要求概要」の基本的な考え方の中で、インフラ老朽化対策の加速等、防災・減災、国土強靭化の着実な推進を掲げており、老朽化した都営住宅の建替事業等による防災・減災対策の強化は急務となっている。

その着実かつ安定的な実施のためには、建設工事費の高騰等も踏まえた確実な財政措置が求められる。

【都営住宅の建替計画と実績】

令和６年度　計画：3,800 戸　　実績：1,911 戸
令和７年度　計画：3,800 戸　　実績：1,406 戸

※昭和 40 年代以前の都営住宅を計画的に建替え

＜具体的要求内容＞

住宅に困窮する都民に的確に供給することで、都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、令和６年度及び令和７年度に引き続き不足が生じている令和８年度分も含め、予算措置の機会を的確にとらえ、国の責任において社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を確実に措置すること。

7　「アフォーダブル住宅」の供給促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

住生活基本計画（全国計画）で掲げる施策を着実に実施するとともに、特に、人口が集積する大都市において、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができるよう、「アフォーダブル住宅」の供給拡大に向け、ＵＲ団地等の公的住宅の積極的な活用や独立行政法人住宅金融支援機構による金融支援などに取り組むこと。

＜現状・課題＞

住宅は、生活の基盤であると同時に、都市を形づくる基本的な要素であり、住民が安全・安心に包まれ、豊かさを実感できる住生活の実現は重要である。東京をはじめとする大都市が、今後も持続可能な都市として機能していくためには、次代を担う子供を育てる世帯等が様々な地域で安心して住まえることが重要である。

このため都は、民間活力や既存ストックを活用して、住まいの選択肢をより一層充実させる施策の一環として、まちづくりの観点も持ちながら、子育て世帯等が手頃な家賃で安心して住むことができる「アフォーダブル住宅」の供給の誘導に取り組んでいる。

国においては、令和８年３月 27 日に「住生活基本計画（全国計画）」を策定し、目標２として、「若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現」、目標４として、「過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備」を掲げ、当面 10 年で取り組む施策の方向性として、「比較的利便性の高い既成住宅地において、今後増加が見込まれる相続空き家等を、若年・子育て世帯等向けの良質でアフォーダブル（比較的手頃）な住宅や子育て支援施設等として活用すること等を通じた、若年・子育て世帯をはじめとする多様な世帯が居住しやすい住環境の整備」や「都市部を中心に居住する中所得者層や子育て世帯等がアフォーダブルな価格で購入・賃借できる良質な住まいの供給の推進及びデジタル技術を活用した情報提供・相談の体制整備」などが盛り込まれている。

こうした方向性については、既存ストックや民間活力を活用して供給の誘導を図ろうとする東京都のアフォーダブル住宅の取組と軌を一にするものであり、とりわけ若者等の人口が集積する都市部において、子育てしやすい住環境の整備をスピード感をもって推進していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

住生活基本計画（全国計画）で掲げる施策を着実に実施するとともに、特に、人口が集積する大都市において、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができるよう、「アフォーダブル住宅」の供給拡大に向け、ＵＲ団地等の公的住宅の積極的な活用や独立行政法人住宅金融支援機構による金融支援などに取り組むこと。

８　住宅の投機的取引の抑制

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部）

実需に基づかない投機的取引の抑制に向け、税制措置を含めた総合的な対策を講じること。

＜現状・課題＞

住宅価格は、建築費の高騰や新築マンションの供給減など様々な要因により上昇しており、短期転売などの投機的取引も一因と指摘されている。

こうした中、国は新築マンションにおける短期売買の状況等に係る調査を実施しており、令和８年９月に公表された調査では、短期売買割合が都心６区で12.1%、23区で9.7%であることが示されたが、短期売買による住宅価格への影響は特定されていない状況である。

また、国土交通省は、令和９年度税制改正要望において、新築マンションの価格高騰に対応するため、実需に基づかない投機的取引を抑制するための方策について、必要な検討を行い所要の措置を講じることを求めたが、確実に施策へつなげていくことが重要である。

住宅は生活の基盤であり、実需に基づかない投機的取引は好ましくないことから、その抑制に向け、国において総合的に対策を講じていくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

短期転売の取引の実態等を継続的に調査及び分析するとともに、実需に基づかない投機的取引の抑制に向けて、税制措置を含めた総合的な対策を検討し、実施すること。

９　不法係留船対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を早期に創設すること。

＜現状・課題＞

首都東京の河川には、現在約 150 隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設の整備及び代執行等には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許受有者は増加傾向にあることから、都は船舶の保管場所を義務付ける法制度の創設を継続的に要望してきたが、現時点においても不法係留船の根絶には至っていないため適正化に苦慮している。問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の早期創設が必要である。

なお、平成 19 年６月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。このため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）」に相当するような制度を創設する必要がある。

本要望は平成５年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

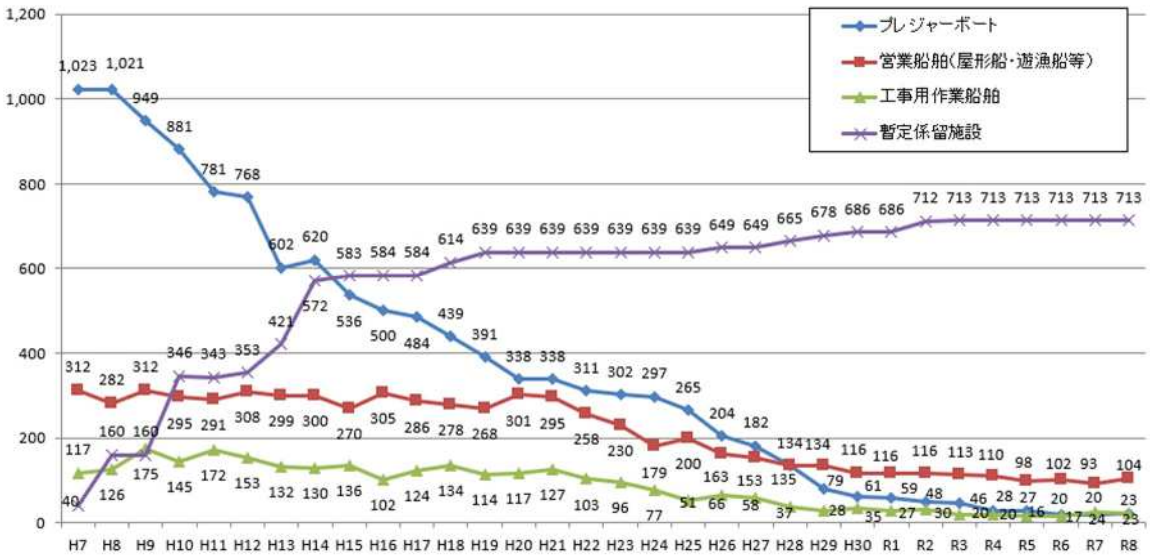
＜具体的要求内容＞

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を早期に創設すること。

参　　考

【都内河川の不法係留船の推移】

隻



【小型船舶操縦士免許受有者の推移　全国】

（単位：人）

資　格	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
一級小型＋特殊	889, 360	895, 820	901, 026	905, 904	910, 310
二級小型＋特殊	2, 049, 703	2, 051, 382	2, 052, 737	2, 054, 223	2, 055, 818
一級小型のみ	170, 955	181, 692	191, 296	200, 196	208, 770
二級小型のみ	413, 727	431, 913	447, 783	463, 505	478, 816
特殊のみ	221, 400	231, 465	240, 546	249, 684	258, 098
計	3, 745, 145	3, 792, 272	3, 833, 388	3, 873, 512	3, 911, 812

新規免許取得者が
放置をする前に
法制度の整備を！

保管場所の義務付けの効果

↓

小型艇の陸上保管の促進
保管業への民間参入の促進

↓

河川管理者の施設整備の負担減
不法係留船の縮減とモラル向上

15 スマート シティ インフラ・交通

1　東京外かく環状道路の整備促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

（１）外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。有料道路事業の活用を基本としつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

　事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

（２）「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

　また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

（３）外環（湾岸道路～東名高速）については、世界と日本をつなぐ羽田空港や東京港へのアクセス強化に資するとともに、物流強化の観点からも重要な路線である。このことから、国、都及び川崎市で構成する計画検討協議会の議論を加速させ、計画を早期に具体化すること。

＜現状・課題＞

首都東京の都市活動や都民生活を支えていくため、交通インフラの更なるレベルアップを図り、世界一の交通ネットワークを構築していくことが重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、円滑な交通を確保し、国際競争力の強化に資するほか、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルートの確保など、様々な効果が期待されている。平成 30 年６月には、千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの四つの高速道路が外環道で結ばれ、都内を通過する交通が外環に転換するなどの整備効果が発現している。しかしながら、今なお残っているミッシングリンクにより、環状道路の整備効果を

最大限発揮できておらず、未整備区間の早期整備が必要である。

外環（関越道～東名高速）については、これまで本線シールドトンネルに加え、本線と地上をつなぐランプシールドトンネルの整備が行われてきた。

また、本線シールドトンネルとランプシールドトンネルとをつなぐ地中拡幅部について調査・検討が進められてきており、一部整備が行われている。

令和２年に発生した調布市での陥没・空洞事故以降、事業者は、地元に丁寧な説明を行った上で、家屋補償や、緩んだ地盤を元に戻す地盤補修工事等を進めており、引き続き誠意を持って実施するとしている。

また、事業者は、再発防止対策の具体化を進め、大泉側本線及び東名・中央ジャンクションランプのシールドトンネル工事について、地元に説明の上、取りまとめた再発防止対策等を確認しながら、安全を最優先に、慎重に掘進作業を行っている。

今後の事業においては、引き続き再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明やきめ細かな対応が求められる。

一方、外環（湾岸道路～東名高速）については、羽田空港や東京港へのアクセス性の強化に資する重要な路線であり、環状道路としての機能を最大限に発揮させるためにも、整備が不可欠な区間である。

現在、国土開発幹線自動車道建設法（昭和 32 年法律第 68 号）による予定路線に位置付けられている本区間の整備に向けては、事業中の外環（関越道～東名高速）と同様、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、国によって基本計画の決定や整備計画の決定を行うなど、計画の具体化のためのステップを着実に進めていく必要がある。

国、都及び川崎市の三者で構成する「羽田空港・京浜三港アクセス強化等に資する東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会」は、令和８年３月に開催され、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の基本的な方針の取りまとめに必要となる検討を進めるとしている。計画の早期具体化に向けて、協議会の議論を加速させ、基本計画の策定等、次のステップに移行していかなければならない。

＜具体的要求内容＞

（１）外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成し、防災力向上にも資する極めて重要な道路である。都の負担増とならないよう、有料道路事業を活用しつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネルや本線とランプとをつなぐ地中拡幅部等について、安全を最優先に整備を進め、コスト縮減、都民に対する丁寧な説明に努めること。令和２年に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細かな対応を確実に行うこと。

また、用地取得については、青梅街道インターチェンジにおける工事スケジュールを明確にした上で方針を示すなど、用地取得が円滑に進むよう、相

互に連携して取り組むこと。

さらに、事業の実施に当たっては、引き続き都と十分に調整を図りながら進めること。

（２）地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に３区市に跨（またが）る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。

さらに、アクセス道路整備については、外環の事業に併せ着実に整備する必要があるため、工事等の施工に係る調整について積極的に協力すること。

（３）我が国の経済成長と国際競争力の強化のため、外環（湾岸道路～東名高速間）は、世界と日本をつなぐ羽田空港や東京港へのアクセス強化に資するとともに、物流強化の観点からも重要な路線である。このことから、計画検討協議会の議論を加速させ、本区間の基本計画を決定するなど、計画を早期に具体化すること。

２　高速道路網の整備推進及び有効活用等

１　高速道路網の整備推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

首都圏三環状道路に加え、第二東京湾岸道路の計画の具体化など、首都圏における高速道路網の整備を推進するとともに、必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

首都圏三環状道路は、首都機能を担う東京圏に不可欠な広域交通基盤であり、最初のリングとして全線開通した首都高速中央環状線は、外環や圏央道とともに、交通分散による渋滞緩和やネットワーク強化による移動時間の短縮など、高いストック効果を発現している。

しかし、首都圏の高速道路網にはミッシングリンクが存在し、首都高速道路などの都内の高速道路では、交通集中による渋滞や事故が依然として頻発している。渋滞のストレスを感じることのない快適で自由自在な移動を実現するためには、活発な都市活動を支える高速道路網の強化が不可欠である。

また、日本経済をけん引する首都圏の国際競争力を強化するためには、人やモノの流れをスムーズにして、生産性の向上や観光振興などを促進するとともに、全国にその効果を波及させ、日本経済の活性化と持続的な成長を支えていく必要がある。さらに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害から首都機能を守り、救援・復旧活動を迅速に進めるためにも、その生命線となる高速道路網のリダンダンシーの向上が不可欠である。

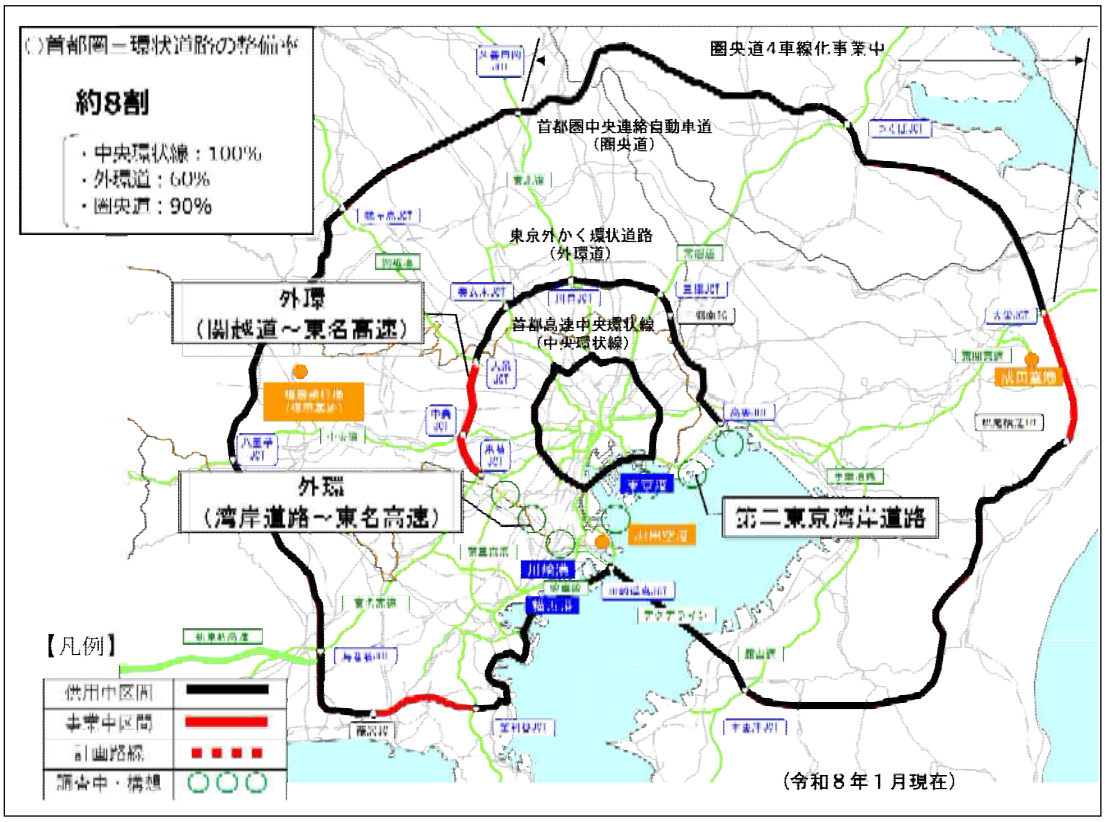
高速道路網の整備推進に当たっては、令和５年５月に道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第７号）が改正され、料金徴収期間を延長し、高速道路の更新や進化のための財源の確保が可能となったところである。このため、更新事業だけでなく、進化事業についても有料道路事業を積極的に活用して整備を進める必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）首都圏三環状道路を構成する外環や圏央道の未開通区間を早期かつ確実に整備するとともに、圏央道の４車線化を推進すること。
（２）首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線の計画を具体化すること。
（３）首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。進化事業の整備に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、有料道路事業を積極的に活用すること。
（４）都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。

参　　考

＜首都圏三環状道路の整備状況＞



２　高速晴海線の整備推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

都心と臨海部との連携強化や防災拠点へのアクセス強化等に資する高速晴海線延伸部（築地～晴海間）等の整備を推進すること。

＜現状・課題＞

晴海線は、都心と臨海部との連携を強化するとともに、臨海部の交通分散や利便性向上に寄与する路線として平成５年に都市計画決定された。これまでに晴海～東雲ＪＣＴ間が開通しているが､築地～晴海間については未着手となっている。

未着手となっている晴海線延伸部（築地～晴海間）については、新京橋連結路と連続したネットワークを形成することで、特に交通が集中する江戸橋・箱崎ＪＣＴなどの渋滞ポイントを避けて、都心と湾岸線の相互アクセスが可能となる。

令和６年能登半島地震では、道路の陥没や亀裂により、救命救助や物資の支援などが滞り、被災地等へのアクセスを確保する道路網の重要性が改めて認識された。こうした中、有明地区に位置する「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点※（有明の丘地区）」は内陸部とのアクセスに課題があるため、晴海線延伸部やそれに合わせた高速道路の出入口の整備によりアクセス性を強化し、首都東京の災害に対する強靭化を図る必要がある。さらに、晴海線延伸部は、大規模更新を行う都心環状線築地川区間に接続予定であることから、接続部については、大規模更新事業と一体的に実施する必要がある。以上のことから、高速道路の進化に該当する晴海線の整備を早期に推進することが喫緊の課題である。

※東京湾臨海部基幹的広域防災拠点：首都直下地震などの大規模災害が発生した際、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するための拠点。有明の丘地区は、緊急災害現地対策本部が設置されるほか、応援部隊の活動拠点や広域医療搬送の拠点等としても活用。

＜具体的要求内容＞

（１）高速道路の進化に該当する晴海線延伸部について、事業者を早期に決定し、事業化すること。整備に当たっては、有料道路事業を積極的に活用すること。
（２）広域防災拠点（有明の丘地区）へのアクセス強化に資する高速道路の出入口について計画を具体化すること。
（３）築地川区間の大規模更新との接続部について、大規模更新事業と一体的に実施すること。

参　　考

＜新京橋連結路・晴海線延伸部＞



３　高速道路網の有効活用

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと。
（２）料金所のＥＴＣ専用化を着実に進めるとともに、本線料金所撤廃の早期実現に向けた取組を推進すること。
（３）中央道調布付近など既存の高速道路の渋滞対策を推進すること。

＜現状・課題＞

整備が進む首都圏の高速道路網を最大限に活用するためには、利用者の適切な経路選択を促す合理的で戦略的な料金体系を確立し、時間的・空間的に偏在する交通流動を最適化するとともに、高速道路へのアクセス向上やボトルネックの解消など、様々な取組で道路交通を円滑化させる必要がある。

これまで「料金の賢い３原則」に沿って、平成 28 年に対距離制を基本とした料金体系に整理・統一されるとともに、起終点を基本とした継ぎ目のない料金により圏央道への迂回が促進された。令和４年４月からは、首都高速道路における料金体系の整理・統一を更に進め、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われた。しかし、都心の混雑箇所を外側の環状道路で迂回すると料金が割高になるなど、料金体系の不合理さや分かりにくさは解消されておらず、ＮＥＸＣＯ、外環、首都高速道路でそれぞれ課される利用１回当たりの固定額（ターミナルチャージ）は、都市部特有の割高感や不公平感をもたらしている。

ＥＴＣ利用率は首都高速道路で 98%に達しており、令和４年３月に開始された料金所のＥＴＣ専用化は、交通の流れを阻害するだけでなく事故の発生要因ともなっている本線料金所の撤廃や、料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることが期待される。

また、スマートＩＣなどのＥＴＣ専用出入口の整備は、高速道路へのアクセス向上に加え、ＥＴＣの普及促進にもつながることが期待される。令和２年 12 月に、ＥＴＣ専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化にかかるロードマップが策定され、それに基づき都市部においては、令和７年度の概成に向けた整備に取り組まれているところである。令和６年１月の第 62 回国土幹線道路部会においては、ＥＴＣ専用化の導入状況について、「半導体供給不足等により、車両検知器をはじめとしたＥＴＣ設備等の整備に遅れが発生」と公表されたが、国などの関係機関と連携を図り協議を進めた結果、令和７年１月に開催した首都高速道路ＥＴＣ専用化連絡調整会議において、令和７年度末までに新たに 55 箇所がＥＴＣ専用

化になることが示され、首都高速道路における都内区間のＥＴＣ専用化整備率は約８割まで完了した（令和８年３月時点）。こうした状況を踏まえ、首都高速道路株式会社は、令和８年１月に本線料金所撤廃のモデルケースとして、永福本線料金所を撤廃する計画を公表した。

ボトルネック対策としては、中央道上り線の調布付近では、調布インターチェンジから三鷹バス停手前までの間で付加車線が運用開始され、三鷹バス停付近においては、料金所前後の線形改良工事が完了し、引き続き、残る付加車線設置に向けた事業が進められている。

また、小仏トンネル付近では、別線トンネルの本掘削工事等が進められている。加えて、日野バス停付近においては、令和６年３月に付加車線を設置する渋滞対策が事業化されている。

＜具体的要求内容＞

（１）ＥＴＣ専用化の概成等を見据え、ターミナルチャージの重複徴収の撤廃など、公平でシームレスな料金体系とするとともに、都心の混雑を避ける迂回利用が割高とならないよう、管理主体や経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系とすること。

また、外側の環状道路の迂回利用や高速道路の夜間利用を促進する料金施策の充実や、ＥＴＣ2.0 などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討など、混雑状況に応じた料金施策の導入に向けた取組を推進すること。その際、一般道を含めた交通流動の変化や債務の償還計画への影響などを検証するとともに、物流事業者等が活動しやすい環境整備に配慮すること。

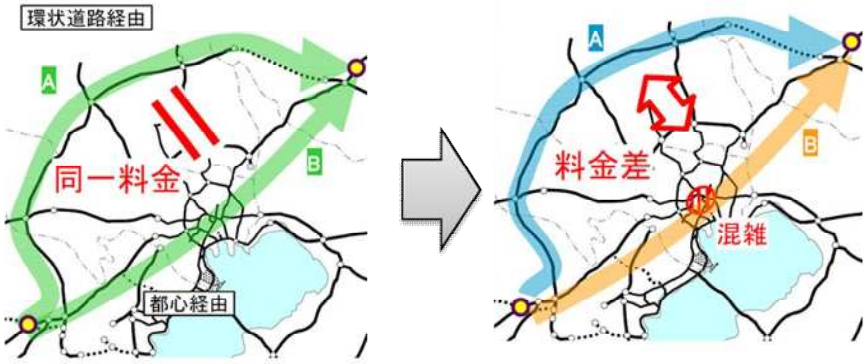
（２）料金所のＥＴＣ専用化を着実に進めるとともに、首都高速道路株式会社と連携し永福料金所の撤廃を図るなど、本線料金所撤廃の早期実現に向けた取組を推進すること。

また、スマートＩＣ等のＥＴＣ専用出入口の整備などを進め、ＥＴＣの普及促進を図るとともに、クレジットカード非保有者や誤進入車への対策に加え、全国から流入する現金車への対応策を講じること。

（３）中央道の調布付近（三鷹バス停付近）及び小仏トンネル付近並びに日野バス停付近の渋滞対策を推進すること。

参　　考

＜混雑状況に応じた料金施策の導入イメージ＞



【現状】
○起終点を基本とした料金
○発地と着地が同一ならば、いかなる経路を選択しても料金を等しくする

【今後】
○混雑している経路からの転換を促進するため、経路間の料金に一定の差を設ける（例：Aルートの料金＜Bルートの料金）
○時間帯別の混雑状況に応じて変動する機動的な料金の導入

＜本線料金所の分布＞



４　都市再生と連携した首都高速道路の大規模更新

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

首都高速都心環状線（日本橋区間、築地川区間）の大規模更新に当たっては、都市再生プロジェクトなどのまちづくりと連携して取り組むこと。

＜現状・課題＞

東京を成熟した都市としていくためには、首都高速道路の大規模更新の機会を捉えて都市再生を推進し、円滑な交通と快適な環境の両立を目指すことが重要である。

日本橋区間については、平成 26 年に日本橋区間を含む首都高速道路の大規模更新計画が策定され、平成 28 年には日本橋周辺のまちづくりの取組が国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加された。

この機会を捉えて都は、国や首都高速道路株式会社と共同で、周辺のまちづくりと連携して首都高速道路の地下化に向けて取り組むこととし、首都高日本橋地下化検討会で取りまとめられた計画案を基に、令和元年に都市計画を変更した。令和２年４月に首都高速道路株式会社が事業認可を取得し、地下化工事が進められている。

また、地下化に当たり江戸橋ＪＣＴ周辺の渋滞緩和を図るため、江戸橋ＪＣＴの都心環状線連結路を廃止することから必要となる大型車の交通機能確保策が、首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会において検討された。その結果、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路の計画案が取りまとめられ、令和５年 12 月に都市計画を変更した。令和６年６月に首都高速道路株式会社と東京都が事業認可を取得し、共同で事業を進めている。

築地川区間のうち、新京橋連結路との接続部については、現在、首都高速道路株式会社が事業を進めている。残る区間については、老朽化した擁壁の取替えと合わせ、急カーブの解消等による走行安全性の向上とともに、晴海線との接続形態や分合流部の付加車線の設置、道路上部空間の活用など、周辺のまちづくりと連携した更新計画が検討されている。平成 26 年にはこの区間の上部空間の活用を想定し、立体道路制度の適用範囲が既存の高速道路に拡大された。

＜具体的要求内容＞

（１）日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。これに伴い必要となる新京橋連結路については、日本橋区間の地下化工事の工程と合わせて整備を推進すること。新京橋連結路の整備に当たり、地方に過大な負担とならないよう、引き続き財源措置を講じること。

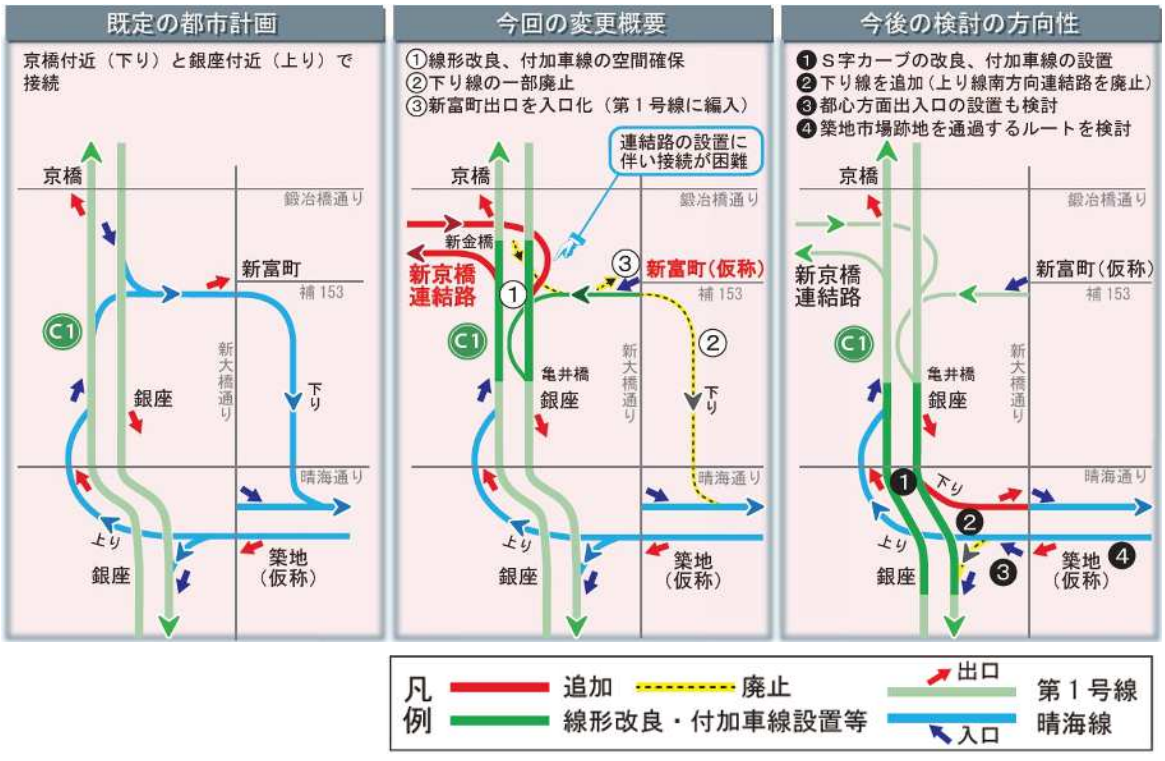
（２）築地川区間のうち、新京橋連結路との接続部については、新京橋連結路の工事工程と合わせて整備を推進すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。

参　　考

＜概要図＞



＜築地川区間（第１号線）と晴海線の計画見直しの方向性＞



３　国道等の整備推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局・港湾局）

（１）国道 357 号（多摩川トンネル、辰巳・東雲・有明立体、その他の未整備区間）について整備推進を図ること。

（２）国道 15 号（品川駅周辺道路拡幅、品川駅西口駅前広場）について整備推進を図ること。

（３）国道 16 号（町田立体）について早期完成に向け整備推進を図ること。

また、国道 16 号（片倉町・万町地区）について早期に必要な対策を取りまとめ、整備推進を図ること。

（４）国道 20 号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））について整備推進を図ること。

（５）首都圏の都市間連携を強化する国道（国道６号など）について整備推進を図ること。

＜現状・課題＞

都市交通の混雑を緩和し、交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道 357 号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線であり、このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっている。令和元年８月に多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和３年３月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。加えて、辰巳・東雲・有明立体のうち辰巳地区及び有明地区については令和２年度に工事着手した。

国道 15 号・品川駅西口駅前広場については、事業計画（平成 31 年３月国土交通省）が策定されるとともに、令和元年９月には品川駅西口基盤整備事業に係る都市計画事業承認が告示され、令和５年６月には国道 15 号品川駅西口駅前広場デザインコンセプト（国土交通省）が公表された。

また、国道 15 号下を導入空間とする東京メトロ南北線延伸については、令和４年３月に東京地下鉄株式会社が鉄道事業許可を取得し、令和６年６月には都市計

画決定が告示され、11 月より工事に着手した。

国道 16 号（片倉町・万町地区）は、事業中の国道 20 号八王子南バイパスや東京都が新たな都市計画道路の検討をしている北野街道などの接続により、現道の交通状況の変化が想定されることから、必要な対策を検討するため、「国道 16 号片倉町・万町地区現道対策調整会議」が令和元年８月から開催されており、早期に現道対策の方針を取りまとめ、対策を講じることが重要である。

現在、事業中の国道 20 号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））は圏央道へのアクセス機能の強化と防災力の向上に寄与する重要な路線であり、整備推進が必要である。

国土交通省の令和８年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成 22 年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国道 357 号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部との連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等を踏まえ、辰巳・東雲・有明立体については、コスト縮減を図るなどより効率的な事業推進に努めつつ整備を推進するとともに、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。

（２）国道 15 号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。

（３）国道 16 号町田立体については、本線部が平成 28 年４月に開通し、平成 31 年３月にランプ部が開通した。引き続き早期完成に向け、一般部の整備を推進すること。

また、国道 16 号片倉町・万町地区については、「国道 16 号片倉町・万町地区現道対策調整会議」において早期に必要な対策を取りまとめ、整備推進を図ること。

（４）圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道 20 号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

また、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。

（５）国道６号、国道 14 号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

４　道路・橋梁事業の推進

１　道路・橋梁整備の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、東京の道路整備を着実に推進するため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

首都東京は、日本の全人口の１割を超える約 1,430 万人（令和８年７月１日時点）が生活し、総生産額が全国で最大となっており、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。我が国の持続的成長には、中長期的な視点を持ちつつ、雇用や消費等の短期的な効果に加え、人やモノの移動時間の短縮による生産性の向上などのストック効果を最大限に発揮する首都東京の道路整備が極めて重要である。

しかし、都市計画道路の完成率は、約 65.7％といまだ道半ばで多くの未完成区間が存在している。また、朝夕旅行速度（混雑時旅行速度）が区部においては、全国平均約 32 ㎞／h の半分以下で、国内主要都市と比較して低い水準にあるとともに、慢性的な交通渋滞が生じ、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招いている。

一方で、令和元年東日本台風では、河川の氾濫等により道路が寸断され孤立集落が生じるなど、道路ネットワーク整備の必要性が明らかになった。また、令和７年台風第 22 号でも、八丈島において土砂崩れ等による道路閉塞が生じた。

そのため、首都圏三環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、都心部や多摩山間、島しょ地域における交通円滑化、防災性の向上や環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、令和６年能登半島地震では、輪島市において大規模な市街地火災が発生するなど甚大な被害をもたらした。首都直下地震の発生が懸念される中、震災時に特に甚大な被害が想定される約 6,000 haの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路（特定整備路線）の整備をより一層推進する必要がある。

また、都県境の道路は、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行うためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

事業評価においては、貨幣換算が可能な便益に加え、Ｂ／Ｃ〔参考値〕として計測手法がおおむね確立された便益が提示されたが、道路整備による効果は、防災や環境改善など、多様な効果を適切に評価していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、道路予算全体を増額し、個別補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保するとともに、日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、都への道路関係予算の配分を増額すること。

第１次国土強靭化実施中期計画については、令和７年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、『「強く豊かな日本」投資枠』の活用を含め、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

（２）首都直下地震の切迫性を踏まえ、市街地の延焼遮断、避難路や緊急車両の通行路ともなる特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

（３）都県間の道路ネットワークの形成により交通を円滑化し、周辺県市との連携を強化するとともに、災害時の広域避難や緊急物資輸送などに資する都県境の道路・橋梁整備について、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

（４）リニア中央新幹線の開業により、他圏域との移動時間が劇的に短縮し、人々の広域的な交流が促進され、幅広い経済波及効果が期待できることから、リニア新駅へのアクセス向上に資する道路整備を推進するため、必要な財源の重点配分を図ること。

（５）道路・街路事業の費用便益分析マニュアルにおいて、貨幣換算が可能な便益の対象を拡充するとともに、様々な事業効果を適切に評価できる手法を確立すること。

東京の主な道路事業

① 区部の環状・放射道路整備

環状３号線、環状４号線、環状５の１号線、放射 21 号線、放射 23 号線、放射 25 号線など

② 多摩の南北・東西道路整備

府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道など

③ 都県境の新設橋梁（りょう）や耐荷力向上等を図る橋梁（りょう）整備

旧江戸川橋梁（仮称）、等々力大橋（仮称）、関戸橋、日野橋など

④ 連続立体交差事業

京王京王線、西武新宿線、京浜急行本線など

⑤ 多摩山間、島しょ地域の防災力強化に資する道路整備

秋川南岸道路、多摩川南岸道路、三宅循環線など

⑥ 整備地域における防災性を向上させる特定整備路線

放射２号線、補助 29 号線、補助 73 号線など

⑦ 立川広域防災基地※へのアクセス性を強化する都市計画道路等

立川東大和線、中央南北線、中央道との接続（スマートＩＣ）など

⑧ リニア新駅へのアクセス向上に資する都市計画道路

環状４号線、南多摩尾根幹線、町田３・３・50 号小山宮下線

⑨　首都高速都心環状線（日本橋区間）大規模更新の関連事業である都市計画道路

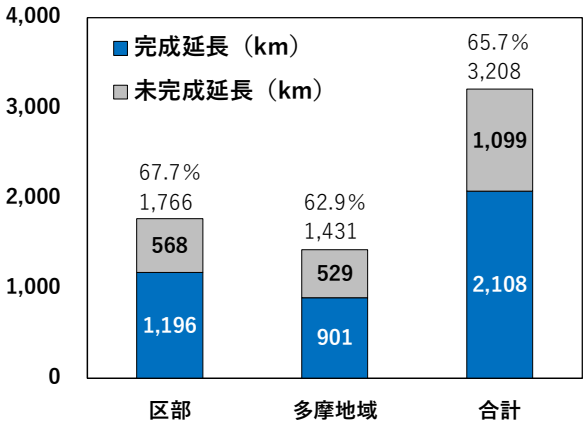
補助 96 号線

※立川広域防災基地：南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合に、災害応急活動の中枢拠点となる重要な施設

参　　考

（１）東京の道路交通

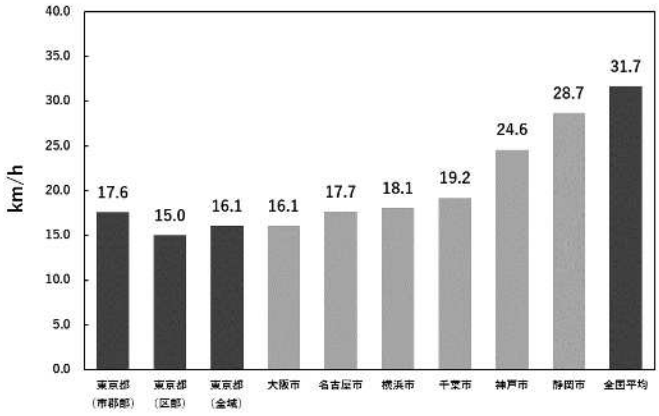
都市計画道路の整備状況



※合計値（完成延長）は島しょ部を含む

出典：東京都資料（R6年３月末現在）

全国主要都市の朝夕旅行速度（混雑時旅行速度）



出典：令和3年度　全国道路・街路交通情勢調査を基に作成

（２）東京の主な道路事業



２　街路樹の充実（質の向上）

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

都市の美しい景観と緑陰を確保するため、都内街路樹の維持管理を充実させる必要があり、国道においても、一層、維持管理の充実を図ること。

＜現状・課題＞

豊かな緑は、風格ある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など、都市環境の改善に寄与する。

道路の緑は都市の美しい景観や緑陰の創出に寄与しており、きめ細やかな維持管理を行うことが求められる。

そこで、道路の緑が織りなす美しい景観を維持・向上させ、東京の魅力として示していくため、都内の街路樹について、充実した維持管理により、美しく大きな樹冠の確保など、質の向上を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

都内街路樹の維持管理を充実させて質の向上を図る必要があり、美しく大きな樹冠の確保等のため、国道においても、計画的な剪定等、一層街路樹の維持管理の充実を図ること。

参　　考

【街路樹の充実（質の向上）のイメージ】



３　道路施設の予防保全型管理

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

橋梁（りょう）やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設に向けた取組を進めること。

＜現状・課題＞

都はこれまで橋梁（りょう）やトンネル等の道路施設について、５年に一度の定期点検を行い、適切な対策を実施することで重大な事故の発生を未然に防いできたが、多くの道路施設は、高齢化が進み、一斉に更新時期を迎えている。

また、道路占用の地下埋設物においても同様に高齢化が進んでおり、埋設物を起因とした陥没事故などが発生し、道路施設への被害が起きている。

そこで、これまでに策定した予防保全計画に基づく予防保全型管理を進め、工事時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、５年に一度行うべき点検以外においても十分な調査を行うことで道路網の安全・安心を確保し、これらの社会資本を良好な状態で次世代に継承していく必要がある。

また、区市町村においても、橋梁（りょう）等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業等を実施していく予定である。

＜具体的要求内容＞

（１）道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）区市町村において、橋梁（りょう）等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（３）５年に一度行うべき点検以外においても、地下埋設物を起因とした陥没事故の未然防止等を目的とした調査に係る計画策定等に必要な財源を確保するための制度の拡充や創設を行うこと。

参　考

1　橋梁の長寿命化修繕計画策定状況（令和８年４月１日現在）

（１）策定済み（15m 以上の橋梁）

	自治体名
１都	東京都
23区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
５町	瑞穂町、日の出町、奥多摩町、大島町、八丈町
５村	檜原村、新島村、神津島村、三宅村、小笠原村

2　令和８年度の予算

（１）都の予算（当初）　（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち補助事業費（国費）
橋梁の長寿命化	13,366	1,465（733）
トンネルの予防保全	1,638	3（2）

補助率　0.50

（２）区市町村の予算（当初）　（単位：百万円）

区　　分	補助事業費（国費）
橋梁の長寿命化（工事・設計・計画策定）	1,119（622）

補助率　0.55～0.7

3　当初内示額

（1）都への内示額　（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
橋梁（りょう）の長寿命化 （国費）	74 (37)	145 (73)

（2）区市への内示額　（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
橋梁（りょう）の長寿命化 （国費）	439 (244)	632 (361)

4　実施計画（東京都）

・橋梁（りょう）の長寿命化については、令和 17 年度末までに約 200 橋に着手する。

・トンネルの予防保全型管理の取組については、令和 11 年度末までに 61 トンネルに着手する。

４　道路災害防除事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このためには、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する５年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置、河川の増水時に道路の流失を防ぐ対策など､多様な対策を行うことで集落の孤立を未然に防がなければならない。また、現道の拡幅や代替ルート整備と併せて総合的に道路の防災性を高めていくことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

道路斜面の補強や落石防護対策、道路の強靭化等の道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参　考

道路災害防除事業

1　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち補助事業費 （国費）
道路災害防除事業	5,529	3,470（1,819）

道路災害防除事業に対する補助率　0.50（離島 0.60）

2　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
道路災害防除事業 （国費）	30 （18）	30 （18）

3　対策事例



法枠工



落石防護柵工



モルタル吹付工



落石防止網工



擁壁補強工（道路流失対策）

５　臨海部道路網の整備

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化に向け、中央防波堤地区の臨港道路について、整備に必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時においても物流機能の確保や迅速な緊急物資輸送などが行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤外側においては、外貿コンテナふ頭の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成することが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

中央防波堤地区の臨港道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における物流機能の確保が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

６　臨港道路の橋梁・トンネルの長寿命化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

東京港の円滑な物流を長期にわたって適切に維持していくため、予防保全の観点から臨港道路の橋梁、トンネルの大規模改修（長寿命化対策）に必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

東京港の港湾施設等は、高度経済成長期までに集中的に整備されたものが多く、更新時期の集中等が想定されていた。このため、それまでの対症療法的な管理から予防保全型の管理に転換し延命化を推進している。

しかしながら、施設の高齢化は確実に進行し、いずれは寿命を迎え施設の更新が必要となる。橋梁とトンネルの更新は、交通渋滞による社会的損失が大きくなることが想定され、また、膨大な事業費が短期間に発生する。

このため、予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として、施設の大規模改修を行い、性能を回復・向上させ、更なる延命化（100 年程度の延命を目指す）を図っていくことが必要である。

都は、令和３年９月に「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定し、長寿命化対策を計画的に推進している。

＜具体的要求内容＞

「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」に基づき、臨港道路の橋梁、トンネルの性能を回復・向上させる大規模改修を実施するために必要な財源を確保すること。

５　連続立体交差事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

（１）連続立体交差事業の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（２）連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（３）高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

＜現状・課題＞

東京都内には、約 1,040 か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。また、緊急輸送道路等に位置する踏切道は、災害時の救援活動や人流・物流に大きな影響を与えるおそれがあることから、首都直下地震の切迫性を踏まえ、早期の対策が求められている。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や、都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の 15％を公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15％を超えて利用している。

＜具体的要求内容＞

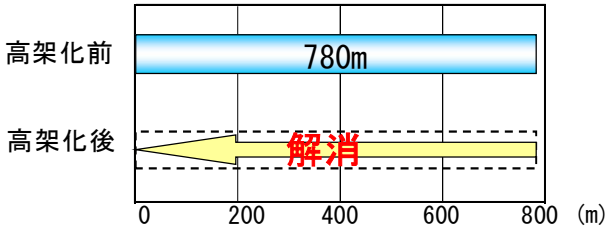
（１）現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）等の７路線９か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、都施行のＪＲ南武線（谷保駅～立川駅間）等の３路線３か所に加えて、市施行の京王京王線（仙川駅～国領駅付近）で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保し、確実に配分すること。
（２）連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保し、確実に配分すること。
（３）高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

参　　考



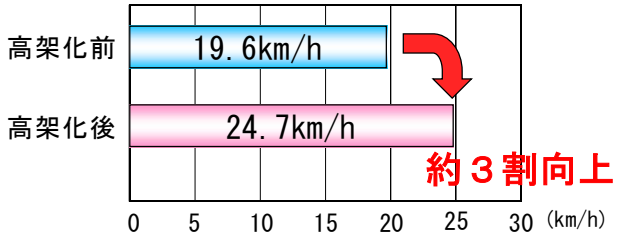
京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の平成 24 年 10 月全線高架化による効果

第一京浜の交通渋滞が解消



※　上り方面（川崎方面から品川方面まで）の最大渋滞長

第一京浜の自動車平均走行速度が向上



※　第一京浜の環７～環８間における朝・昼・夕の平均走行速度（平成24年11月調査）

※　国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、更に道路交通の円滑化が図られている。

6　鉄道駅におけるホームドアの整備促進

（提案要求先　国土交通省・観光庁）
（都所管局　都市整備局）

（１）ホームドアの整備を促進するため、技術的な課題解決やコスト縮減を図るための技術開発や基準改正等の支援を行うこと。

（２）鉄道事業者のホームドア整備に必要な財源を確保すること。

（３）視覚障害者等の転落事故防止のため、ホームドアが整備されるまでの間においても安全対策を促進すること。

＜現状・課題＞

高齢者や障害者等をはじめ、鉄道駅を利用する全ての人の円滑な移動環境を確保するため、鉄道駅のバリアフリー化の推進は重要である。とりわけ、ホームからの転落等による人身障害事故を防止し、利用者や鉄道輸送の安全性を確保するには、ホームドアの整備は不可欠である。

令和７年度末時点において、都内駅のホームドアについては、都営地下鉄がすでに全駅整備済み、東京メトロもほぼ 100％に達する一方、ＪＲ及び私鉄の約６割の駅は未設置であり、その加速は喫緊の課題である。

都は、令和元年に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を公表し、10 万人未満の駅も補助対象とするなど支援策を拡充するとともに、事業者と技術的な課題解決に向けた検討を行う等、鉄道事業者の取組を促してきた。

国は、令和３年に「バリアフリー料金制度」を創設し、この制度を活用して整備するバリアフリー施設は、国庫補助の対象としないこととしたが、都内においても、事業規模が小さい鉄道事業者などには、引き続き、補助による整備促進が必要である。

また、ホームドア整備には、扉位置の異なる列車への対応など技術的な課題があり、こうした課題の解決につながる技術開発や基準改正といった支援も重要である。

加えて、ホームドアが整備されるまでの期間にも、視覚障害者等の転落防止などの安全対策が必要である。

このため、都は、令和６年８月に鉄道事業者や関係行政機関からなる官民一体の協議会を設置し対応している。令和７年２月の協議会において、令和 10 年度までに約６割の駅に設置することを目標とし、加速に向けて取り組んでいくことを鉄道事業者と宣言した。

＜具体的要求内容＞

（１）都が設置した官民一体の協議会への参画等を通じ、技術的な課題解決やコスト縮減等につながる技術開発や基準改正等の支援を行うこと。

（２）特別支援学校の最寄り駅や転落の危険性の高いホーム形状の駅、重要な路線の駅などについて、「バリアフリー料金制度」に加え、必要な財源を確保すること。

（３）ホームドアが整備されるまでの間、ＡＩやセンシング技術の活用など、ホームからの転落防止対策を検討し、鉄道事業者の取組を促進すること。

7　都市鉄道ネットワーク等の強化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進するとともに、都市鉄道の整備に必要となる十分な財源を確保すること。

（２）事業着手した東京８号線の延伸、品川地下鉄及び多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）については、事業進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。

（３）令和７年 10 月に速達性向上計画の認定を受けた新空港線については、事業化に向けた財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。

（４）答申第 371 号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保に向けて、必要な措置を講じること。

（５）羽田空港アクセス線の西山手ルートについては、事業スキームの具体化や財源の確保など、検討の深度化に向けた必要な措置を講じること。

（６）中央線の複々線化（三鷹～立川間）については、都心部と多摩地域の連携強化に加え、強靭化の観点からも重要な路線であることから、新たな国の支援も含めた整備の仕組みづくりを検討するなど、事業化に向けて早期に必要な措置を講じること。

（７）オフピーク通勤の取組の促進に加え、鉄道の快適な利用に向けた施策の検討及び促進に対し支援及び協力を行うとともに、鉄道事業者による時間差料金制などの混雑緩和のための施策の導入が促進され、より広く活用されるよう、財源確保等支援の制度及び仕組みも含めた検討を引き続き行うこと。

＜現状・課題＞

東京圏には、2030 年時点において 3,500 万人を超える夜間人口が想定され、訪日外国人についても 6,000 万人を目指すなど、我が国の政治、行政、経済の中枢機能が集積している。このため、都市鉄道は大量輸送機関として豊かな国民生活の実現や、国際競争力の強化等の役割を担ってきた。

また、近い将来、高い確率で首都直下地震の発生も予測されている中、災害時にも機能を発揮できる都市鉄道が求められている。

さらに、令和８年７月に閣議決定された「日本成長戦略」においても、産業クラスター形成などのため、都市鉄道の整備・機能強化が位置付けられており、都市鉄道は成長投資を支える基盤として、その重要性が一層高まっている。

しかしながら、国の鉄道予算のうち、地域鉄道及び都市鉄道の予算については、都市鉄道のネットワーク強化に十分な財源が確保されているとは言い難い。

東京圏における今後の都市鉄道の在り方については、平成 28 年４月の交通政策審議会答申第 198 号において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設及び既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

こうした答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

そこで都は、答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等について、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者とともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施するとともに、平成 30 年４月に鉄道新線建設等準備基金を創設して、財源の確保に努めており、令和７年３月に策定した「2050 東京戦略」において、各路線の取組の方向性を改めて示したところである。

東京８号線の延伸及び品川地下鉄については、令和６年６月に都市計画決定し、その後、事業者が事業に着手した。引き続き、都は、2030 年代半ばの開業を目指し、鉄道事業者や地元区と連携して取り組んでいく。

多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）については、令和７年 11 月に都市計画事業の認可を取得し、事業に着手した。現在、用地取得を進めるとともに、地下埋設物の移設工事等を実施している。また、令和８年度内にモノレールの基礎や支柱を建設する工事等に着手する予定である。引き続き、2030 年代半ばの開業を目指し、地元の理解と協力を得ながら事業を推進していく。

新空港線については、令和７年 10 月に速達性向上計画が認定され、令和８年７月に都市計画及び環境影響評価手続に着手したところである。事業実施に当たっては、都市鉄道利便増進事業費補助を活用しており、今後、令和 20 年代前半の開業に向けて、同手続を着実に進めていく。

臨海地下鉄については、大規模で多様な開発計画が進展・計画されている臨海部において、世界から人、企業、投資を呼び込み、東京と日本の持続的成長をけん引する臨海部と区部中心部をつなぐ基幹的な交通基盤としての役割を担うことが期待されており、都は、2040 年までの実現を目指す取組としてまちづくり戦略に位置付けている。

また、令和４年に公表した事業計画案の更なる深度化に向け、鉄道運輸機構及

び東京臨海高速鉄道と連携し、国の参画も得た事業計画検討会において、羽田空港との接続等を見据えた駅部の構造や物価高騰などを考慮した事業性の検証等を実施している。

加えて、沿線区などで構成された「都心部・臨海地域地下鉄　駅とまちとの連携に関する検討の場」において、令和７年６月に国の「都市鉄道整備の開発利益の還元策等に関する検討会　とりまとめ」を踏まえた、基盤整備等に要する費用の確保策などの検討を実施している。

羽田空港アクセス線の西山手ルートについては、中央線や埼京線等と接続することで、多摩地域・山梨県方面や埼玉県方面など多方面からの広域的な空港アクセス利便性の向上が期待されている。都は、これまでのＪＲ東日本との連携に加え、令和６年度から、国の助言や協力を得ながら、事業スキーム等の具体化に必要な検討を実施している。

このような各路線の状況を踏まえ、整備促進に向けた措置が必要である。

中央線の複々線化（三鷹～立川間）については、混雑緩和に加え、都心と多摩地域、さらには山梨県や長野県方面など広域的な拠点連携強化への寄与が期待されている。昭和 45 年に複々線化が位置付けられ、平成６年に高架及び地下化の都市計画決定がなされ、平成 22 年に高架化が完了したものの、地下部分（複々線部分）については、未着手となっている。昭和の同時期に位置付けられた東北・常磐・総武・東海道方面（通勤五方面作戦）の各区間の複々線化は完了している一方、同区間のみ未着手である。しかしながら、これまで他の路線で活用されていた「特定都市鉄道整備事業」が本路線では活用できず、現状は事業者の自主事業で整備する以外、事業手法がなく、また、採算性も見込めない状況にある。

こうした中、国は、国や自治体の財政状況の厳しさ、鉄道事業者の経営・財務状況の悪化等を背景に、令和６年２月に、利用者ニーズに的確・迅速に応える都市鉄道（新線整備、輸送力増強、大規模な駅改良など）の着実な整備に向けて、「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行った。

令和６年３月に行われた第３回検討会において、都は、国による財源確保を含む整備促進策の措置を求めたところ、令和６年６月の第６回検討会では、都市鉄道整備に係る利用者負担制度の見直しの方向性が示されたが、引き続き、収支採算性の課題解決に向けて、検討を進める必要がある。

一方、こうした鉄道ネットワークの充実に加えて、平成 29 年度から都は、オフピーク通勤を促進する時差 Biz の取組を開始し、平成 31 年からは、時差 Biz やテレワーク、交通需要マネジメント（ＴＤＭ）を「スムーズビズ」として、一体的に推進してきた。これらを通して、企業や利用者の自発的な行動変容を促す周知啓発等に取り組み、働き方改革と連携したオフピーク通勤やテレワークの取組を推進している。

東京圏の平均混雑率が再び増加しつつある中、鉄道の快適な利用に向けては、オフピーク通勤やテレワーク等の取組の推進に加え、鉄道事業者による様々な対策を進めることも重要である。そこで、都は、鉄道事業者や有識者等とともに、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、輸送力の強化や利用者の更なる分散につながる対策等について検討を進めてきた。

また、令和６年 10 月に、学識経験者などから構成される「これからの混雑緩和方策についての鉄道事業者研究会」から、「東京の都市鉄道における混雑緩和方策に関する提言」において、全てのステークホルダーが混雑緩和の必要性を共有し、実行に移していくべきであることが示された。

こうした中、国は、令和８年１月に公表した第３次交通政策基本計画において、「社会情勢の変化や鉄道の利用実態を踏まえ、企業や利用者の理解の下、分散乗車・混雑緩和等の方策を促進する」との方向性を示した。

鉄道事業者においては、変動運賃制導入による効果検証を実施することや、利用者間で著しい不公平が生じないよう努めることが求められている。こうした検証結果などを踏まえ、制度がより効果的に活用されるよう、引き続き検討が必要である。

あわせて、各鉄道事業者の施策の促進に当たっては、システムや機器の改修等が必要となるほか、通勤者のオフピーク通勤が可能となる企業の勤務制度の対応が必要となる。混雑緩和は社会全体で協力して取り組む意義があることから、施策が促進されより広く活用されるよう、鉄道事業者の取組や企業による勤務制度見直しに係る取組について支援できる方法を検討する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線の整備促進

交通政策審議会答申第 198 号及び第 371 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線（羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京８号線（有楽町線）、品川地下鉄（南北線）、東京 12 号線（大江戸線）、多摩都市モノレール（箱根ケ崎方面・町田方面））等の整備に向けて、補助制度の積極的な活用や拡充、都市鉄道の整備に必要となる十分な財源の確保などの措置を講じること。特に、事業化に至っていない路線については、国で設置した「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」や「都市鉄道整備の開発利益の還元策等に関する検討会」の議論等も踏まえ、事業スキームの早期構築や、技術的な課題への対応など必要な措置を講じること。

（２）東京８号線の延伸、品川地下鉄及び多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）への確実な支援

事業着手した東京８号線の延伸、品川地下鉄及び多摩都市モノレールの延伸（箱根ケ崎方面）については、事業進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。

（３）新空港線への確実な支援

令和７年 10 月に速達性向上計画の認定を受けた新空港線については、事業化に向けた財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。

（４）臨海地下鉄への確実な支援

答申第 371 号に位置付けられた臨海地下鉄については、周辺開発等、まちづくりとの連携を図るため、早期事業化に向けた計画案の更なる深度化と事業スキームの検討への協力や財源の確保に向けて、必要な措置を講じること。

（５）羽田空港アクセス線の西山手ルートへの確実な支援

羽田空港アクセス線の西山手ルートについては、既存の整備スキームを含む事業スキームの具体化や財源の確保など、検討の深度化に向けた必要な措置を講じること。

（６）新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされた中央線の複々線化（三鷹～立川間）の路線について、新たな利用者負担制度の見直しの方向性を踏まえた検討の深度化を行うとともに、引き続き、国の支援も含めた新しい法律や制度、費用負担の考え方など整備に向けた仕組みづくりを検討するなど、必要な措置を講じること。

例えば、立川広域防災基地への近接性なども踏まえつつ、複々線化で生まれる地下空間を有効活用するなど新たな事業スキームの調査・検討を行うこと。

（７）オフピーク通勤の取組の促進、鉄道の快適な利用に向けた施策の検討及び促進に対する支援及び協力

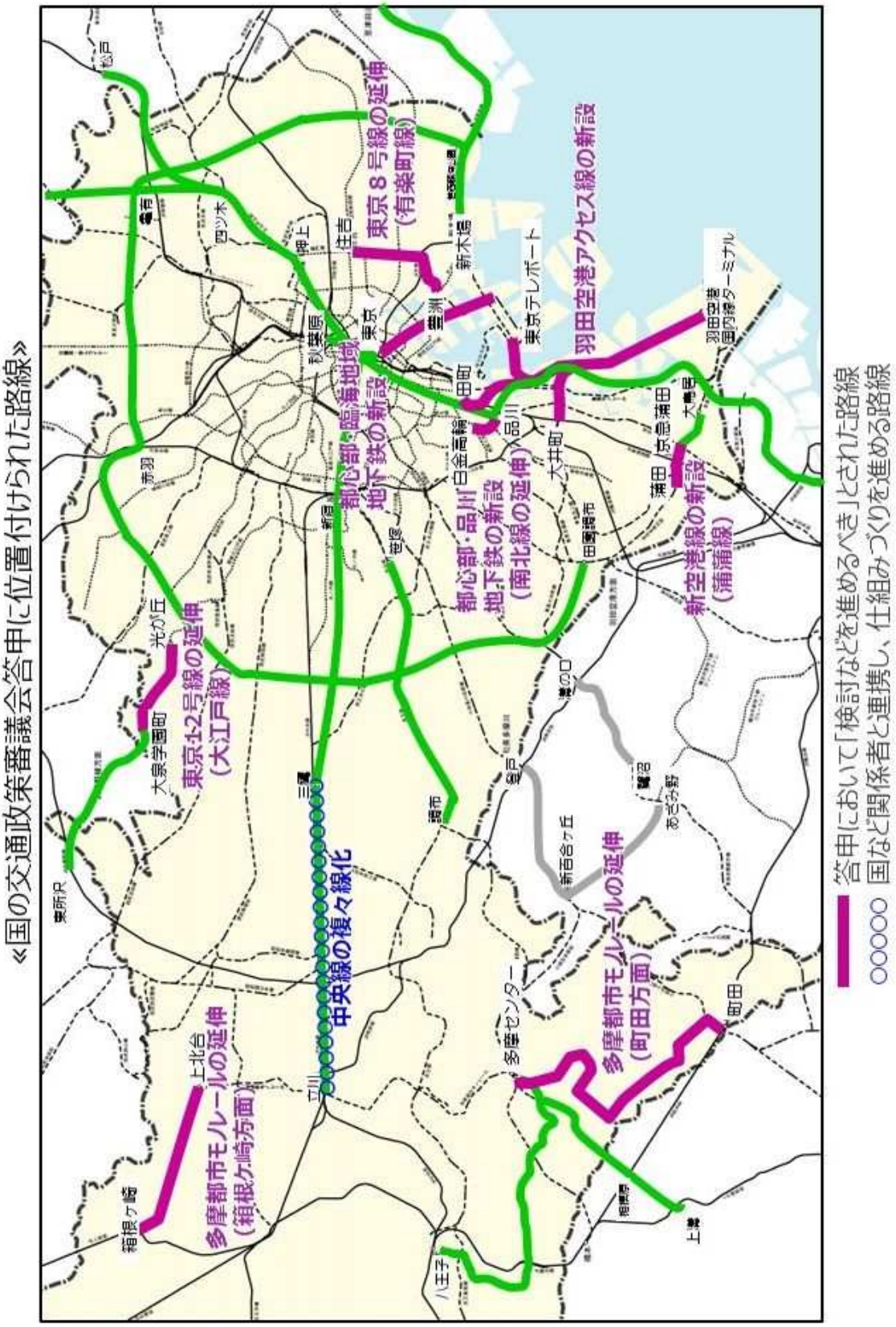
答申を踏まえ、鉄道利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブの付与等、鉄道事業者の積極的な取組を促すなど、オフピーク通勤の取組を促進すること。

また、鉄道の快適な利用に向けて、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、実現可能な新たな施策の検討及び促進に当たり、国において指導、助言及び規制緩和等の支援及び協力を行うこと。

さらに、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの施策について、鉄道事業者による施策が促進され、広く活用されるよう、財源確保等支援の制度及び仕組みも含めて引き続き検討を行うこと。

このほか、地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。

参　　考


«国の交通政策審議会答申に位置付けられた路線»
多摩都市モノレールの延伸
(箱根ケ崎方面)
東京12号線の延伸
(大江戸線)
中央線の複々線化
都心部・臨海地域
地下鉄の新設
東京8号線の延伸
(有楽町線)
都心部・品川
地下鉄の新設
(南北線の延伸)
羽田空港アクセス線の新設
新空港線の新設
(蒲蒲線)
多摩都市モノレールの延伸
(町田方面)
答申において「検討などを進めるべき」とされた路線
○○○○ 国など関係者と連携し、仕組みづくりを進める路線

８　羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

１　羽田空港の更なる機能強化と国際化

（提案要求先　法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）
（都所管局　都市整備局・港湾局）

（１）羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。
　また、新飛行経路の運用に当たり、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策の着実な実施に取り組むこと。

（２）利用者の利便性向上や空港施設の運用効率化を図り、拠点空港機能の強化を進めること。

（３）深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。

（４）ビジネスジェットに係る発着枠や駐機スポットの効率的な活用や、将来の需要増加に備えた駐機スポットの増設など、一層の受入体制強化を図ること。

（５）航空機等の事故防止に向けた更なる安全・安心対策、自然災害や不測の事態に対する対策の適切な実施により、空港の安全確保や航空機発着の定時性確保に万全を期すこと。

＜現状・課題＞

都は、羽田空港の再拡張及び国際化を国に働き掛け、国の新しい滑走路整備事業に無利子貸付けを行うなどの協力を行ってきた。平成 22（2010）年にＤ滑走路と国際線旅客ターミナルが供用開始され、同時に国際定期便が就航し、年間発着枠は平成 26（2014）年に約 45 万回まで拡大された。令和２（2020）年３月から、国は、新飛行経路の運用を開始し、現在、年間発着枠は約 50 万回となっている。

一方、世界の旺盛な航空需要に的確に応え、東京ひいては日本の国際競争力を向上させていくため、空港の容量拡大等による羽田空港の更なる機能強化は必要不可欠である。

新飛行経路について、国は、関係自治体等からの要望を踏まえ、令和２年６月に検討会を設立し、固定化回避に向けた検討を進めている。経路下の自治体からは、住民の負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を求める声があがっており、適切に検討を進めていくことが必要である。

また、国や関係事業者は空港機能の拡充に向け、ターミナルビルの拡張や、旧

整備地区の再編整備などを進めているが、旅客の移動距離増加や駐車場混雑などの課題も発生しており、既存施設の改善や増強が必要である。

ビジネスジェットは、平成 28 年４月に発着枠を拡大、令和３年７月に国際線ビジネスジェット専用ゲートを新設するなど、受入体制の強化が図られ、一定の改善は見られているが、利用者が希望する時間帯の発着枠を確保しにくい状況がある。東京ひいては我が国の国際競争力を強化するためには、ビジネスジェットの更なる受入体制の強化が必要であり、発着枠や駐機スポットの効率的な活用を図るとともに、将来の需要増加に備えて、発着枠の更なる拡大や駐機スポットの増設についても進めていく必要がある。

羽田空港は、東京の重要な交通基盤施設の一つである。令和６年１月に発生した航空機衝突事故などを踏まえ、日頃から空港の安全な運用に努め、航空機等の事故を防止することが必要である。また、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性と空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）－①　羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用、新滑走路の整備などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないよう、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

（１）－②　新飛行経路に関する情報提供については、様々な手段を通じて、地元への丁寧な情報提供と意見聴取に努めること。安全対策については、引き続き万全を尽くし、落下物対策の強化に向けて、落下物防止対策基準の充実や安全対策の取組に関する情報提供の充実に努めること。騒音対策については、低騒音機の導入促進を図るとともに、防音工事助成の円滑な実施に努めること。加えて、新飛行経路に関連し増設された騒音測定局による騒音影響の監視及び情報提供に取り組むこと。

さらに、国で進めている新飛行経路の固定化回避の検討についても、検討会の開催状況に応じて、関係区市等に対して丁寧な情報提供に努めること。

（１）－③　長期的な航空需要の増加に対応するため、更なる機能強化について検討を進めること。なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

（２）空港アクセスやターミナル、旧整備地区の再編整備等を計画的に進め、羽田空港の更なる利便性向上及び運用の効率化を図り、拠点空港機能の強化を進めること。

（３）24 時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。

（４）ビジネスジェットについて、予約制度の改善や、深夜早朝時間帯及び公用機等枠の活用等について、都と連携して検討を行い、発着枠を効率的に活用すること。また、駐機スポットの効率的な活用を進めるとともに、将来の需要増加に備え、駐機スポットの増設を行うなど、一層の受入体制強化を図ること。

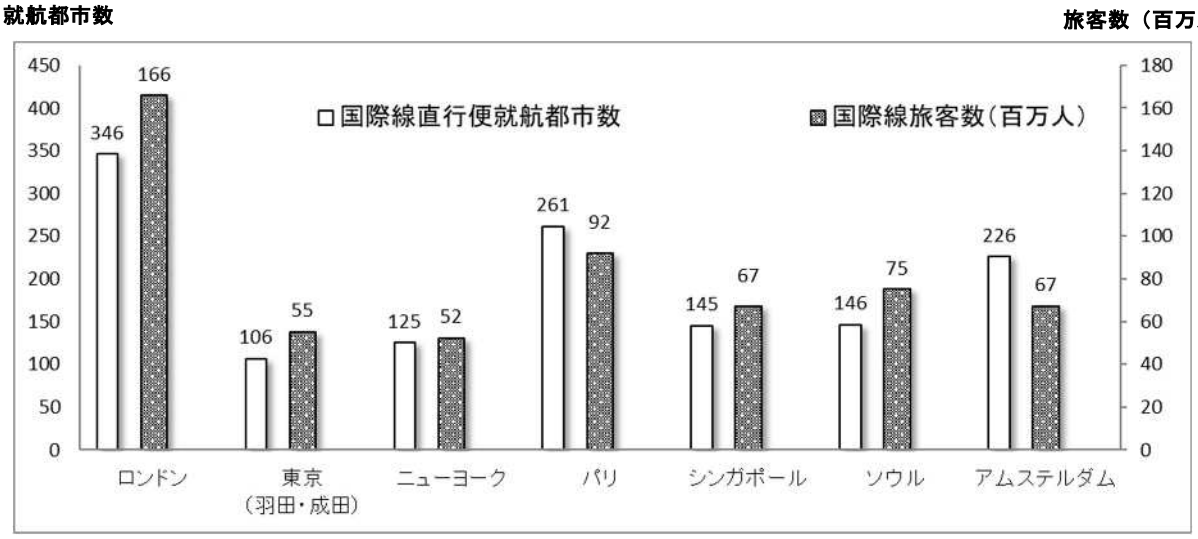
（５）－①　令和６年６月に公表された「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会中間取りまとめ」の内容を着実に実施するなど、航空の更なる安全・安心の確保に向けて取り組むこと。

（５）－②　高潮や、大雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

（５）－③　船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

参　　考

（１）諸外国の主要都市との比較



（旅客数：2025 年、就航都市数：2025 年 3 月時点）　出典：国交省資料から作成

（２）再拡張事業

・平成 19 年３月着工、平成 22 年 10 月 21 日供用開始

・事業費　総額約 7,300 億円（うち、都は総額約 1,085 億円の無利子貸付けを実施）

２　羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）都心に近く、24 時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
（２）今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。

＜現状・課題＞

羽田空港は、都心に近く、24 時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分に生かすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道 357 号多摩川トンネルについても平成 27 年度に事業着手した。令和元年８月には多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和３年３月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。

今後、国は、関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）都心に近く、24 時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道 357 号多摩川トンネルなどの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。また、世界と日本をつなぐ羽田空港のアクセス強化に資する外環（湾岸道路～東名高速）の計画を早期に具体化すること。
（２）今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第 198 号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。

３　羽田空港を生かす空港跡地のまちづくり推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めるとともに、多摩川の堤防整備を着実に進めること。
（２）跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成 22 年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第１ゾーン及び第２ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成 23 年には、第１ゾーンが国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成 26 年には国家戦略特区に指定された。

さらに、平成 28 年４月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第３回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第１ゾーンでは、土地区画整理事業の施行者である独立行政法人都市再生機構が基盤整備工事を進めており、令和２年７月には、駅前交通広場や一部道路の供用を開始した。

また、令和５年 11 月には、大田区が公民連携で進めている「羽田イノベーションシティ」が全面開業した。引き続き、区画整理完了後の都市計画公園の整備・運営や土地利用について、大田区が検討を進めている。

多摩川堤防については、国が第１ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策を実施しており、令和４年４月に、今後拡大工事を実施する部分を残し、暫定的に堤防の使用を開始した。

第２ゾーンでは、国が宿泊施設、イベントホール等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、令和５年１月に「羽田エアポートガーデン」として全面開業した。

また、令和６年４月には、大田区が堤防を活用した「ソラムナード羽田緑地」を供用開始した。

引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）「推進計画」に基づき、都市基盤の整備やライフライン管理施設の移設、多摩川堤防の整備等について、着実に進めること。

（２）跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

9　米軍基地対策の推進

（提案要求先　内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・防衛省）
（都所管局　都市整備局）

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

＜現状・課題＞

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成 28 年６月以降開かれていない。

国土交通省の審議会では、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われ、平成 26 年７月に発表された「中間取りまとめ」において、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネスジェットの受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

＜具体的要求内容＞

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネスジェットの受入れを含めて、その早期実現を図ること。

参　　考

○これまでの主な経緯

平成15年５月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意

12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置

平成17年９月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）

平成18年５月 ・在日米軍再編の最終取りまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）

・ＪＡＬとＡＮＡが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出

10月 第１回日米協議（スタディグループ）開催

平成19年５月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議

９月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請

11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言

平成20年３月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催

10月／11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議

平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議

平成22年８月／11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言

11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定

12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催

平成24年４月 ・石原知事がキャンベル米国務次官補に、共用化の早期実現を要請

・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請

７月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催

10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議

平成25年10月／11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議

平成26年７月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間取りまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論

10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議

平成27年２月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立

10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議

平成28年５月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議

平成29年８月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望

平成30年８月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望

平成31年１月 「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意

令和元年10月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和２年９月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和４年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和４年７月 「国と東京都の実務者協議会」において、横田基地の民間航空利用について協議することを合意

令和５年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和６年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和７年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

令和８年３月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

１０　港湾におけるＤＸの推進

１　最先端荷役機械の導入推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

外貿コンテナターミナルの国際競争力強化のため、最先端荷役機械を導入するターミナルの管理者や運営事業者に対する財政支援を強化すること。加えて、国産の最先端荷役機械について、導入コストの低減及び安定供給に向けた措置を講ずること。

＜現状・課題＞

国内では、本格的な人口減少に加え、労働者の高齢化が進行しており、港湾労働者不足が深刻化している。また、関係者の努力により港湾労働災害の件数は減っているが、人為的ミスによる事故のリスクは残っている。

一方、欧米やアジアなど世界の主要港においては、ＡＩやＩｏＴ技術など最先端技術を活用した荷役機械の導入が急速に進展している。

また、荷役機械のマーケットでは、海外企業が世界シェアを占める中、国産製品は、信頼性や耐震性といった日本の環境に合った強みを有している。

こうした中、東京港においては、港湾労働者の将来の担い手不足や労働者の安全確保に的確に対応するとともに、オペレーションの更なる効率化を図っていくため、我が国港湾に適した国産の最先端荷役機械の導入が喫緊の課題となっている。

＜具体的提案要求＞

ターミナルの管理者や運営事業者による最先端荷役機械の導入を促進するため、財政支援を強化すること。

加えて、国産の最先端荷役機械について、導入コストの低減及び安定供給に向けた措置を講ずること。

２　港湾物流手続のデジタル化の早期実現

（提案要求先　経済産業省・国土交通省）
（都所管局　港湾局）

（１）コンテナ物流全体の国際競争力強化のため、船社・荷主・倉庫業者・海貨事業者、ターミナルオペレーター等の民間事業者や税関等の関係行政機関など、港湾物流に関わる全ての関係者がシステム連携を通じて必要な情報を共有できるよう、一連の手続のデジタル化を推進することで、港湾物流手続の円滑化・迅速化を早期に実現すること。

（２）港湾物流手続のデジタル化を推進するため、関連するシステム間の円滑な接続に加え、港湾物流手続のプラットフォームであるサイバーポート（港湾物流）の入力項目の絞込みや統一化を図るなど、現場の声を踏まえた必要な改修を行い、早期に実証を実施すること。

（３）サイバーポート（港湾物流）の利用実態を踏まえ、当面の間、料金の減免措置を講じるなど、利用者負担の軽減を図ること。

（４）サイバーポート（港湾物流）と民間事業者のシステム連携を拡大するため、貿易プラットフォーム活用補助金について、複数年度の利用を可能とする等、ユーザー目線に立ったより使いやすい補助制度へと改善すること。

（５）コンテナターミナルの予約システムであるＣＯＮＰＡＳを活用したコンテナ搬出入予約制の早期の利用拡大を図るため、関連機器を十分に確保するなど、導入に向けた確実な支援を行うこと。

（６）ＣＯＮＰＡＳの有料化については、港湾管理者及び関係事業者の意見を踏まえ慎重な検討を行うこと。

（７）関係事業者が安心してシステム接続・運用できる環境を確保するため、港湾物流に係るシステム全体のサイバーセキュリティを確保するとともに、民間事業者のシステム改修等についても、技術面及び財政面からの支援を行うこと。

＜現状・課題＞

世界の主要港では、港湾物流のＤＸが急速に進展しているが、東京港をはじめとする国内港湾における、民間事業者間の港湾物流手続は、現状、紙、電話、メール等が混在しており、デジタル化が十分に進んでいない。こうした状況が、国際競争力の低下につながっている。

このため、国は、港湾物流の効率化・電子化の実現に向け、コンテナ搬出入予約システム「ＣＯＮＰＡＳ」を開発するとともに、データプラットフォーム「サイバーポート（港湾物流）」の運営を通じ、港湾物流の効率化を推進しているところである。

東京港においても、ＣＯＮＰＡＳを活用したコンテナ搬出入予約制の導入やサイバーポート（港湾物流）上に入力された搬入情報の事前照合を行う試験運用などを実施し、ゲート手続やターミナル内の荷役作業の効率化など、トラックの待機時間の短縮やコンテナターミナルの生産性向上に資する取組を進めている。

一方、港湾物流手続のデジタル化に当たっては、利用者の拡大やシステムの利便性向上、費用負担の在り方、関係事業者の理解促進、セキュリティ面の懸念など様々な課題を解決していかなければならない。

よって、港湾物流のデジタル化の加速に向けて、国に対し次の事項を実現するよう強く求める。

＜具体的提案要求＞

（１）国は、港湾物流の効率化・電子化を実現するため、サイバーポート（港湾物流）の利用促進を図っているところである。

一方、現状、港湾物流手続における情報伝達手段としては、紙やメール添付等が主流となっている。その結果、デジタル化によるメリットを業界全体で十分に享受できていない状況にある。デジタル化の効果を発揮するためには、大半の事業者が紙による手続から脱却し、サイバーポート（港湾物流）を中核とした手続のデジタル化へ移行するとともに、その定着を図ることが不可欠である。

コンテナ物流全体の国際競争力強化のため、船社・荷主・倉庫業者・海貨事業者、ターミナルオペレーター等の民間事業者や税関等の関係行政機関など、港湾物流に関わる全ての関係者がシステム連携を通じて必要な情報を共有できるよう、一連の手続のデジタル化を推進することで、港湾物流手続の円滑化・迅速化を早期に実現すること。

（２）東京港では、サイバーポート（港湾物流）上に入力された搬入情報の事前

照合を行う試験運用などを実施し、ゲート手続やターミナル内の荷役作業の効率化など、トラックの待機時間の短縮やコンテナターミナルの生産性向上に資する取組を進めている。サイバーポート（港湾物流）については、ターミナルオペレーションシステム間のデータ連携において、データの送受信に時間がかかっていることに加え、貨物受付時や入力エラー発生時の通知機能がないなど、利用者から改善を求める意見が寄せられている。

さらに、コンテナ貨物搬入票は、ターミナルや船社ごとに様式が異なり、東京港だけでも多数の様式が存在している。入力項目が統一されていないことにより、サイバーポート（港湾物流）において、電子搬入票を作成する際の作業量が膨大となり、利用拡大を阻害している。

港湾物流手続のデジタル化を推進するため、関連するシステム間の円滑な接続に加え、港湾物流手続のプラットフォームであるサイバーポート（港湾物流）の入力項目の絞込みや統一化を図るなど、現場の声を踏まえた必要な改修を行い、早期に実証を実施すること。

（３）港湾物流手続のデジタル化の中核を担うサイバーポート（港湾物流）の活用は、各事業者の判断に委ねられており、登録者数は拡大傾向にあるものの、さらに拡大を図っていく必要がある。今後、船社、荷主、倉庫業者、海貨事業者、陸運事業者、ターミナルオペレーター等の物流に関係する全ての事業者が利用することで、物流手続を一気通貫で行うことが可能となる。

一方で、サイバーポート（港湾物流）は、令和８年度から有料化が開始されたところである。現場の利用実態を踏まえると、操作性や機能面、他システムとの連携状況等については、なお改善の余地があり、全ての利用者にとって十分に使いやすいシステムとなっているとは言い難い。

こうした中、サイバーポート（港湾物流）の有料化は、利用者に負担感を生じさせ、結果としてサイバーポート（港湾物流）の利用拡大や定着を妨げる要因となりうる。

また、有料化に伴い「利用取引数が通算 100 件に到達するまでの間又は月間の利用取引数が 10 件以下の月を無料とする減免措置」が講じられているが、この減免措置は、利用件数が一定水準に達しない限り、料金負担が生じない仕組みとなっており、利用者にとって利用件数を増加させるインセンティブが働きにくく、利用の停滞に繋がるおそれもある。

このため、サイバーポート（港湾物流）の利用実態を踏まえ、当面の間、料金の減免措置を講じるなど、利用者負担の軽減を図ること。

（４）国は、貿易手続のデジタル化による貿易コストの削減及び貿易データの蓄積を通じたレジリエントで高効率なサプライチェーンの構築に向け、貿易プラットフォーム（以下「貿易ＰＦ」という。）の利用拡大を促進するため、令和５年度から民間企業等の社内システムと貿易ＰＦとの連携に必要な経費等の一部を補助する「貿易プラットフォーム活用補助金」を開始している。

一方、当該補助金は、単年度事業のみを対象としているため、補助金の募集期間等を考慮すると、利用者が実際にシステム連携の構築に充てることのできる期間が限られていることから、事業の実施条件の見直しを求める意見も寄せられている。

サイバーポート（港湾物流）と民間事業者のシステム連携を拡大するため、貿易プラットフォーム活用補助金について、複数年度の利用を可能とする等、ユーザー目線に立ったより使いやすい補助制度へと改善すること。

（５）東京港においては、今後もＣＯＮＰＡＳの導入ターミナルや通年実施ターミナルの拡大を進めていく予定である。

こうした中、現状では、各ターミナルに関連機器が十分に配備されていないことに加え、機器の老朽化による不具合により一時的に予約の受付が停止する状況なども生じている。京浜港においては、横浜港と同時並行で実施していることから、国においては、両港の予約制の運用に必要となる十分な数量、機能を有する機器の確保が不可欠である。

ＣＯＮＰＡＳを活用したコンテナ搬出入予約制の早期の利用拡大を図るため、関連機器を十分に確保するなど、導入に向けた確実な支援を行うこと。

（６）ＣＯＮＰＡＳを活用したコンテナ搬出入予約制の導入の過渡期である東京港においては、ＣＯＮＰＡＳの有料化は、今後の普及促進の妨げになる恐れがある。有料化については、全ての機能を実装し、それぞれのメリット・デメリットを適切に整理した上で、関係者に対し理解を求めていく必要がある。

ＣＯＮＰＡＳの有料化については、港湾管理者及び関係事業者の意見を踏まえ慎重な検討を行うこと。

（７）港湾分野では、システム連携の拡大等によりＤＸ化が進展する一方、システム間接続の高度化に伴い、サイバー攻撃リスクへの対応が重要な課題となっている。また、こうしたリスクへの懸念が、事業者にとってシステム間連携に取組む際の障壁となる場合もある。

関係事業者が安心してシステム接続・運用できる環境を確保するため、港湾物流に係るシステム全体のサイバーセキュリティを確保するとともに、民間事業者のシステム改修等についても、技術面及び財政面からの支援を行うこと。

１１　物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

１　物流機能の強化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

東京港の物流機能を強化するため、

（１）大井コンテナふ頭の令和 10 年度からの再編整備に確実に着手できるよう中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）の事業完了に必要な財源を措置し、また、整備の着実な推進を図ること。

（２）大井・青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。

（３）中央防波堤外側コンテナふ頭等におけるガントリークレーンへの「高さ制限」の特例を適用し、超大型コンテナ船の受入を可能とすること。

（４）東京港第９次改訂港湾計画に基づく将来の貨物需要の増大に対応した東京港の機能拡充について、重点投資を行うこと。

（５）港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、港湾整備予算全体の拡大に努めること。

＜現状・課題＞

東京港は、北米やアジアなど世界の主要港とコンテナ定期航路ネットワークで結ばれる国際貿易港であることや、背後に首都東京を核とする充実した道路ネットワークが形成されていることなどを背景に、国内最多のコンテナ貨物を取り扱う港湾となっており、貨物量が増加傾向にある。現在、施設能力を大幅に上回る貨物の取扱いにより、円滑な物流に支障が生じている状況である。このままでは、首都圏の生活と産業に多大な影響が生じるとともに、我が国の国際競争力の低下につながるおそれがあり、東京港の施設能力の向上が喫緊の課題となっている。

東京港の更なる機能強化を図るためには、「主力ふ頭の大井コンテナふ頭を世界最先端のコンテナターミナルへとバージョンアップすることで、コンテナターミナルのＤＸや脱炭素化を強力に推進すること」が不可欠であり、そのためには、

中央防波堤コンテナふ頭（Ｙ３バース）の事業完了が必要である。

あわせて、施設能力の向上に向けた大井コンテナふ頭や青海コンテナふ頭の再編整備を着実に進める必要がある。加えて、東京港の内貿ふ頭は、全国の長距離内航ＲＯＲＯ船航路が数多く就航する国内海上輸送拠点として重要な役割を担っており、物流の 2024 年問題やトラックドライバー不足に伴い、船舶の大型化とＲＯＲＯ船による貨物輸送需要が今後も増加すると考えられることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

また、近年、コンテナ取扱量の増加や輸送効率への高まりから、コンテナ船の大型化が急速に進み、世界の主要港では大型船への対応等が進展している。一方、東京港では、羽田空港の制限表面（円錐表面）による「高さ制限」により、ガントリークレーンの高さに制約があり、世界標準となりつつある大型のコンテナ船への十分な対応が困難な状況にある。日本のメインポート・東京港の機能強化は我が国の成長戦略に不可欠であることから、超大型コンテナ船への対応に必要なガントリークレーンの整備が制約されることのないよう、航空機の飛行の安全を特に害しない範囲において、中央防波堤外側コンテナふ頭等への「高さ制限」の特例適用が必要である。

さらに、将来の貨物需要の増大にも対応するため、新規ふ頭の整備等による東京港の機能拡充に向けた取組が不可欠である。

その上で、港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、国の港湾整備予算全体の拡大にも努める必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、大井コンテナふ頭の令和 10 年度からの再編整備に確実に着手できるよう中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）の事業完了に必要な財源を措置し、また、整備の着実な推進を図ること。

（２）必要な財源の確保

① 大井コンテナふ頭や青海コンテナふ頭の再編を着実に推進するため、埠頭整備資金貸付金等の財源を確保すること。

② 内貿ユニットロードふ頭等の整備を着実に推進するため、必要な財源を確保すること。

③ 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

（３）中防外地区等コンテナふ頭における航空法に基づく高さ制限の特例適用

中央防波堤外側コンテナふ頭等におけるガントリークレーンへの「高さ制限」の特例を適用し、超大型コンテナ船の受入を可能とすること。

（４）東京港の機能拡充への支援

船舶の大型化や将来の貨物需要の増大に対応するため、東京港第９次改訂港湾計画に基づく新海面処分場におけるコンテナふ頭や中央防波堤内側における内貿ユニットロードふ頭等の機能拡充について、重点投資を行うこと。

（５）港湾整備予算全体の拡大

港湾整備に必要な予算を確実に確保するため、港湾整備予算全体の拡大に努めること。

（６）直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者との調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

＜具体的要求内容＞

（６）港湾管理者の取組に対する支援

① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

２　震災にも強い東京港の機能強化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

（１）震災時における首都圏の物流機能や、緊急物資の輸送ルート等を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）や品川ふ頭（Ｓ３バース）等の耐震強化岸壁の整備が必要なことから、その整備に必要な財源を確保すること。

（２）東京港における国土強靭化の取組を継続的かつ着実に推進するため、第１次国土強靭化実施中期計画に基づき、必要な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

＜現状・課題＞

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、首都圏 4,000 万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭等のうち耐震強化岸壁は４バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、令和５年度に策定した東京港第９次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁についても、推進する必要がある。

なお、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策後においても、東京港における国土強靭化の取組を継続的かつ着実に推進するため、第１次国土強靭化実施中期計画に基づき､必要な財源を通常予算とは別枠で確保する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）震災時における首都圏の物流機能や、緊急物資の輸送ルート等を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Ｙ３バース）や品川ふ頭（Ｓ３バース）等の耐震強化岸壁の整備が必要なことから、その整備に必要な財源を確保すること。

（２）東京港における国土強靭化の取組を継続的かつ着実に推進するため、第１次国土強靭化実施中期計画に基づき、必要な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

１２　次世代モビリティの社会実装の推進

１　自動運転の社会実装に向けた取組の推進

（提案要求先　経済産業省・国土交通省）
（都所管局　都市整備局・交通局）

Ｌ４自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全かつ実用的な技術水準の向上を図るため、より一層の事業者向け技術支援、開発促進等の支援を進めるほか、事業化に向けた初期投資への支援、都民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備、国際的な議論・動向を踏まえたリスク低減が図れる運用方法の明示に努めること。

＜現状・課題＞

公共交通へのニーズが複雑化・多様化し、深刻化するドライバー不足の解消や高齢者の移動の確保という点においても、自動運転の早急な社会実装が求められている。

全国各地で自動運転のレベル４実装に向けた運行が開始する中、都においても、自動運転の「推進区域」を設定し、地元自治体、事業者と一体となってレベル４実装に向けた運行を開始するとともに、ガイドラインの公表や運行経費及び社会受容性向上の取組への補助など、多角的な支援を実施している。

一方で、事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、自動運転車両が自ら適切な判断を行い車両制御する状態に至っていない。

特に、地理的な条件や交通状況の変化などの自動運転制御に関わる地域的な対応については、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要しており、西新宿での自動運転をはじめ、現在ＡＩの活用を進めている。

国は、レベル２での走行を前提としたＡＩ活用の高度な安全運転支援システムを搭載した車両の開発に対して、新たに「性能認定制度」の創設や運用、性能認定を受けた車両の導入支援に取り組むとしているが、レベル４の認可を目指す車両についても、加速度的に進歩するＡＩの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど、効率的に安全性が確保されるよう施策を推進すべきである。

また、交通事業者は長きにわたり、信頼性の高いメンテナンス体制があり、バリアフリー対応などの利用者ニーズにきめ細かな配慮が行き届いた国内メーカー製の車両を供用してきた。

また、国内で自動運転の実証実験を多数行っているシステム会社は、国内の事情に合わせた知見を十分に有している。こうした状況を踏まえ、国内メーカー製の車両及びシステムによる無人自動運転移動サービスを導入することで、利用者の受容性の向上と自動運転の普及に資すると考えられる。

他方で、現状では、自動運転車両そのものが高価であることに加え、高出力充電設備といったインフラ整備が必要など、初期投資額が非常に大きい一方、バスやタクシー等を想定した場合、サービス対価が少額であり、初期投資の回収に相当の期間を要する。

そのため、事業化に当たって、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう支援を行うことが重要である。国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」では、今年度から公募要件が厳格化され、新規に導入意向のある自治体が自動運転車両の購入などの初期投資の補助を受けることが困難となっている。

加えて、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の社会受容性を高め、実装の担い手となっていただくことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

さらに、自動運転の社会実装を円滑に進めていく上では、空港、駅前広場など、自動運転サービスのニーズが高いことが見込まれる公共施設等において、デマンド型の自動運転車両の乗降場所の確保が必要である。

そのため、既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等に示すことが求められる。

また、更なる社会実装の加速のためには、地域の実情に応じた走行データの蓄積や学習が重要であり、事故発生時の調査や責任区分、地域住民の理解促進など、自治体や事業者等が継続して公道で実証できる環境整備が必要である。

都は、令和７年８月に発生した高尾地区における自動運転バスの事故を踏まえ、技術的な原因を特定し再発防止策を公表したが、車両システムに関する技術的な知識・ノウハウがない。そのため、保安基準等を定める国において、令和８年６月に国連自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ.29）で合意された国際基準等の議論・動向を踏まえて、車両調達及び公道等における実証走行時に、リスク低減を図る運用方法について国のガイドラインに反映することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）早期に安全かつ実用的な自動運転の社会実装に向けた技術水準の向上を図るため、レベル４の認可を目指す車両やシステム等についてＡＩの活用を促すための支援や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、技術支援に努めること。

（２）国内メーカー製の車両及びシステムによる無人自動運転移動サービスの早期実用化と普及拡大に向け、開発促進及び生産体制構築を支援すること。

（３）自動運転の事業化に当たり、国からの補助や市場からの資金調達が容易になるよう初期投資への支援を行うこと。また、支援に必要な予算を十分確保するとともに、事業者や地元自治体の取組状況や検討スケジュールに応じて柔軟に対応できる、より活用しやすい制度へと条件を緩和すること。

（４）都民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる分かりやすい情報を発信するほか、都民などが自動運転の効用を実感できる場づくりを行うこと。

（５）既存の街のインフラにおける自動運転車両の乗降場所の在り方など、国が率先してより具体的にガイドライン等に示すとともに、更なる社会実装の加速に向けて、公道実証における事故の責任の所在や地域住民の理解促進など、自治体や事業者による取組が継続しやすい環境整備に努めること。

（６）自治体等を含む関係機関と密な調整に努め、国際的な議論・動向を踏まえながら、早期に国のガイドライン等で自治体や事業者が車両調達から公道等の実証走行時まで、リスク低減が図れる運用方法を分かりやすく示すこと。

また、安全性の向上を含む技術開発促進のため、「審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための取組（2024 年６月）」に示される「事業概要や審査結果の公表」を早期に行うこと。

２　「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組の推進

（提案要求先　経済産業省・国土交通省）
（都所管局　政策企画局・都市整備局）

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、都市部における商用運航に加え、島しょ部アクセスや緊急時、災害時などの活用に必要な型式証明や交通管理、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めること。

また、社会受容性の向上に向けた取組や市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等への支援、将来の羽田空港アクセスの実現に向けた検討を推進すること。

加えて、将来の広域的な社会実装を見据え、広域連携の体制構築を図ること。

＜現状・課題＞

国においては、「空の移動革命に向けた官民協議会」（以下「官民協議会」という。）を設置し、令和５年 12 月に「バーティポート整備指針」を制定するなど、各種制度の検討を進めている。令和７年 12 月には、日本成長戦略の航空・宇宙分野に空飛ぶクルマを検討テーマとして位置付けるとともに、令和８年３月には、官民協議会において、ロードマップを改訂し、商用運航開始時期の明確化や制度整備・技術開発の道筋を描くなど、空飛ぶクルマの社会実装に向けた検討を着実に進めている。

都においても、社会実装の実現を加速させるため、機体メーカーや運航事業者等の民間事業者を含めた「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」を設立し、ユースケースや社会実装に向けた課題、課題解決に向けた取組などの議論を踏まえ、ロードマップを精緻化し、2030 年の社会実装を目指す実装プロジェクトを進めている。本プロジェクトでは、まず 2027 年度までの第Ⅰ期において臨海部や河川上エリアでの飛行実証を行うこととしており、併せて、島しょ部アクセスや災害時の活用など、その他のユースケースについても検討を進めることとしている。

こうした取組が進む中、「空飛ぶクルマ」の社会実装を地域が抱える社会課題の解決につなげていくためには、都市部における商用運航を前提とした交通管理やバーティポート整備等にとどまらず、島しょ部アクセスや救急医療、災害対応といった利用も視野に入れた制度設計等を早期に開始する必要がある。

また、将来の「空飛ぶクルマ」の普及と飛行の高密度化を見据えると、低高度空域における交通管理手法の整備が求められるほか、都内において活用ニーズが高い羽田空港へのアクセスについても検討が必要である。あわせて、現時点では

「空飛ぶクルマ」に関する認知度や安全性に対する理解が十分とはいえず、社会受容性の一層の向上に向けた取組が不可欠である。

さらに、「空飛ぶクルマ」は、将来的に、都市間移動や空港アクセス、観光、救急医療、災害等、多様なユースケースにおいて、都県をまたいだ広域的な活用も想定されており、都においてもプロジェクトの中で検討を進めている。都は既に山梨県や静岡県等と定期的な情報交換を行っているところであるが、実装プロジェクトの成果を近隣自治体に広く波及させ、都市間移動等のユースケースを実現するためには、関東周辺地域での広域的な連携体制を構築し、国や関係自治体で情報共有を図りながら、各種制度等の検討を進めていくことも必要である。

＜具体的要求内容＞

「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において型式証明や交通管理等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、都市内移動や空港アクセス等の商用運航のみならず、島しょ部アクセスや救急医療、災害対応など様々なユースケースでの飛行を見据え、進入表面の確保や、屋上ポートや浮体式ポートの技術基準、将来の普及と高密度化を見据えた交通管理手法などについて適切な方向性を示すとともに、環境アセスメントなど各種法制度の柔軟な取扱いについて検討を進めること。

なお、バーティポートの整備基準策定までの間においても、現行の「バーティポート整備指針」について適宜見直しを図ること。

また、社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援するとともに、市街地での社会実装に向けた都の実装プロジェクト等において、暫定的なポート及び機体格納施設の確保や羽田空港の活用など、必要な協力を行うとともに、将来の羽田空港アクセスの実現に向けて検討を進めること。

加えて、都の実装プロジェクトにおける都市間移動や救急医療、災害での活用等の実現に向け、国の制度設計の検討等に資するため、関係自治体における取組状況等の成果や課題等を共有し議論する場として、関東周辺地域における広域連携体制の構築を早期に図ること。

３　ドローン物流の社会実装に向けた取組の推進

（提案要求先　経済産業省・国土交通省）
（都所管局　デジタルサービス局・都市整備局）

ドローン物流の社会実装に向け、物流サービスに供する機体への開発支援や認証を推進すること。また、開発等の動向を踏まえて、都市部での活用促進のための飛行規制の見直しや高頻度運航を想定した空域整理や運航管理の方向性を示すこと。

＜現状・課題＞

国においては、平成 29 年度に空の産業革命に向けたロードマップを策定し、以降、状況に応じて改定を重ねてきた。令和６年 11 月に公表した最新のロードマップでは、多くの分野でドローンの利活用が進み、業務効率化・高度化をつうじた産業の変革を目指した環境整備に取り組むこととしている。

都においても、ドローンによる物流サービスを社会実装するため、令和２年からビジネスモデルの調査・検討を開始し、有人地帯の目視外飛行（レベル４飛行）が制度化された令和４年度から、社会実装に向けた飛行実証を実施してきた。これらの取組の結果、中山間地域における社会実装については、物資供給に関するルート整備の検討・調整が進むなど、一定の成果を得た。また、都市部でのドローン物流について、令和７年度に、ユースケースを含め、その実現可能性の調査を行っている。

ドローン物流は、災害時の支援物資輸送等において、既に多くの成果や可能性が示されてきているが、都市部も含めた都内全域での日常的なサービスとして定着するためには、安全性の確保を大前提として都市部でのレベル４飛行を可能とする機体の開発や認証の推進が必要である。

また、現行制度では、人口集中地区（ＤＩＤ）から工業専用地域が除外されたものの、人口集中地区（ＤＩＤ）の大部分は飛行禁止区域となっており、社会実装に向けた大きな障壁となっている。加えて、将来的なドローン運航の高頻度化に向け、ドローンの運航を適切に管理するための枠組みが必要となると考えられる。

＜具体的要求内容＞

（１）ドローン物流の社会実装に向け、物流サービスに供することが可能な、十分な機能･性能を有する安全性の高い機体の開発が進むよう支援を行うこと。
（２）機体の開発状況に応じて、レベル４飛行を可能とする第１種の機体認証の取得を推進すること。
（３）都市部でのドローン活用を推進するため、ＤＩＤ内の飛行規制について、第三者が立ち入る可能性が低い河川部等についても、工業専用地域と同様に飛行規制区域から除外するなど、実態に即した柔軟な規制となるよう適切な見直しを検討すること。

（４）都内上空におけるドローンの高頻度運航を見据え、安全性の確保と効率的な運用を両立するため、空域の整理や運航管理手法について適切な方向性を示すこと。

１３　物流対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

近年の物流業界を取り巻く環境の変化によって生じる課題の解決に向け、再配達の削減や共同輸配送、荷さばきスペースの確保など、物流効率化に向けた取組を推進すること。

＜現状・課題＞

これまでの人材不足に加え、トラックドライバーの時間外労働規制が適用され、何も対策を講じなければ輸送力が不足し、物流が停滞してしまう懸念が生じている。令和８年３月に国が公表した 2030 年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会提言では、何も対策を講じなければ、令和 12 年度には最大 25%程度の輸送力不足の可能性が示されている。

また、市街地各地区においては、配達時の駐車スペースの確保に時間がかかることや、無秩序な荷さばきや貨物車の路上駐車等による交通渋滞の発生、人と物の混在による交通安全の低下など、効率的な物流がなされていない状況にある。

これまで都は、市街地開発事業などまちづくり事業を通して、荷さばき駐車場の整備を進めるとともに、商店街や運送事業者、地元自治体などが連携して地区特性に応じた駐車施設の整備基準を設け、共同荷さばきスペースの確保を推進するなど、物流効率化に取り組んできている。

さらに、令和６年３月には「東京物流ビズ」を立ち上げ、物流の効率化に向けた社会的ムーブメントの醸成に向け、消費者や荷主も含め社会全体で物流の効率化に取り組んでいる。

国においても、令和８年３月に閣議決定された「総合物流施策大綱（2026 年度～2030 年度）」において、徹底的な物流効率化に関連する施策を強力に推進していくとしている。

物流は生活や経済、文化活動を支える重要な社会インフラであり、引き続き、更なる物流の効率化に向けて、国を挙げて取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）置き配の促進や宅配ボックスの設置、消費者に対する再配達削減の普及啓発、荷主企業に対する物流効率化への協力要請に関する広報展開など、荷主・消費者の行動変容を促す取組に対して、必要な支援を行うこと。

（２）物流標準化や物流ＤＸの推進、共同輸配送への支援等の物流を効率化する取組はもとより、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しなど、物流の革新に向けた取組を、国を挙げて積極的に推進すること。

（３）物流事業者等の荷さばきスペースとして国有地の有効活用を図るなど、地区における物流効率化に対する支援を強化すること。

１４　バス運転士不足の解消等

（提案要求先　警察庁・厚生労働省・国土交通省）
（都所管局　都市整備局・産業労働局・交通局）

バスの運転士不足など課題の解決に向け、バス事業者の主体的な経営努力を促すとともに、就業につながる環境整備や機運醸成、運転士の負担軽減、交通ネットワーク再構築、自動運転の実装などに向けた支援の充実を図ること。

＜現状・課題＞

ポストコロナを迎えて人々の暮らしや働き方が多様化し、地域公共交通へのニーズも複雑化する中において、路線バスの減便や廃止による「地域の足」不足が社会問題となっており、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

その主な要因はバス運転士不足であり、長時間労働・不規則勤務を要する労働環境など、新規人材の発掘・育成が進まない状況から、時間外労働の上限規制への対応が難しく、また、中高年の男性に偏在する就業構造となっている。さらに、バス運転士になるための必要資格である大型二種免許の保有者は、10 年前から約 20 万人減少するなど、減少傾向に歯止めがかかっていない。自動車教習所においては、教習指導員の不足等により、教習所側の受け入れに支障をきたす事例が発生しているが、大型二種免許教習指導員の資格取得には、大型自動車第一種免許の教習指導員資格が必要となるなど、段階を経て取得する制度となっている。各自治体においても、地域の実情に応じた支援策などを講じているが、十分なバス運転士の確保に至っておらず、対策が急務となっている。

このため、バス事業者の経営努力はもとより、大型二種免許の取得支援や取得にかかる年齢要件引下げ、教習指導員の充足などによる裾野の拡大、多様な人材・働き方に対応した職場環境の整備、就労意欲の向上につながる魅力発信、ＤＸ技術などを活用した労働環境の改善など、喫緊の対応が必要である。

加えて、中長期的には、交通ネットワークの再構築による運行の効率化や、自動運転の社会実装による人員不足の解消など、多角的な対策の推進が重要である。

これらの実現に向けては、バス事業の許認可権を有する国が、事業者等へ強く働きかけて主体的な取組を促すとともに、国・都道府県・基礎自治体・バス事業者などの関係者が連携して取組を進めていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国が、バス事業者の経営効率化や、事業の多角化による経営基盤の強化などの主体的な経営努力を促す環境を整備するとともに、バス運転士の安定的な雇用確保につながる取組を率先して牽引し、必要な支援を行うこと。その際、国や自治体をはじめ関係者の役割を明確にするとともに、社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

（２）バス運転士の労働力確保のため、必要な技能を有する人材の活用支援、バス運転士への訓練実施やバス運転士養成機関設立への支援、外国人受入れに向けた取組支援など、キャリア形成のための支援を充実させること。

　また、国と都が委託契約を結び、都が民間教育訓練機関等を活用して行う職業訓練に、大型自動車二種運転業務従事者育成コースを新設すること。その際、効果的な訓練の実現に向けた国からの委託単価を設定すること。

（３）バス運転士の拡大に向けて、高校卒業後速やかにバス運転士となれるよう、大型二種免許取得にかかる年齢要件を 19 歳からさらに引き下げることを検討すること。また、大型二種免許取得にあたり、普通免許取得後、一定の経験年数が必要なことを踏まえ、普通免許の取得年齢についても併せて見直しを検討すること。

（４）大型二種免許の教習指導員の充足に向けて、例えばバス運転経験者であれば大型二種免許の教習指導員審査を短期で受けられるなど、審査の見直しを図ること。

（５）女性や若者など、多様な人材に対するバス運転士への就労意欲の向上につながるＰＲの強化や魅力発信などのバス運転士確保に向けた機運醸成の取組を国が率先して行うとともに、バス事業者への支援を充実させること。

（６）バス運転士の負担軽減に向け、走行環境の改善、運転支援システムの技術開発促進や導入に係る財政支援、ＤＸ化への財政支援などを充実させること。

（７）幹線的なバス交通を基軸としつつ、それを補完する複数の交通モードとの連携を図るため、地域特性や環境変化に応じた交通ネットワーク再構築にあたり、基本的な方針の提示や知見の共有など、必要な支援を充実させること。

（８）路線バス自動運転化に向け、技術開発促進や走行環境の更なる整備、初期投資への支援などを充実させること。

16 スマート シティ 緑と水

1　緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

（提案要求先　総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・都市整備局）

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止、都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性国家戦略を改定し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（ＯＥＣＭ）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を進めている。加えて、令和６年５月に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の一部を改正し、特別緑地保全地区に関し自治体が行う土地買入れの円滑化や緑地機能の維持増進のための措置を講じたところであるが、自治体においては、その財政規模や国による予算配分の状況で取得できる緑地には限りがあり、更なる対策が求められる。

都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。

また、平成 27 年１月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

＜具体的要求内容＞

（１）市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。

（２）下記の緑地については、土地所有者の理解と協力とを得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の 1,500 万円（特別緑地保全地区は 2,000 万円）から引き上げること。

①　都立自然公園特別地域
②　都自然環境保全地域特別地区
③　都独自の保全緑地
④　特別緑地保全地区（都市緑地法）

（３）都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、以下の措置を講じること。

①　市民緑地契約制度については、契約期間 20 年未満であっても税の優遇措

置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。

② 市民緑地認定制度については、固定資産税・都市計画税に係る特例措置の適用期限を延長又は恒久化するとともに、特例措置に伴う十分な財政支援を行うこと。

③ 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の８割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。

（４）都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力とが不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。

（５）都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

① 都独自の保全緑地
② 区市町村独自の保全緑地
③ 都自然環境保全地域特別地区
④ 都立自然公園特別地域
⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
⑦ 区市町村指定の保存樹林

（６）市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

２　公園整備事業等の推進

１　公園整備事業等の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

＜現状・課題＞

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の増加を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保するとともに、活用しやすい制度設計とすること。

（２）公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を３分の１から２分の１に引き上げること。

（３）増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参　　考

（１）公園整備事業の推進

【都の公園整備の計画と実績】

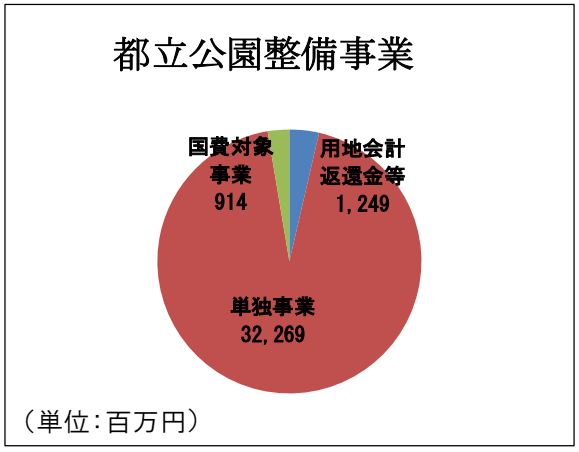
区　分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（令和７年４月現在）	公園整備済面積 （令和７年４月現在）
		規模 （ha）	規模 （ha）
都市公園	都立公園	3,969	2,079
	その他公園	7,510	4,045
都市公園以外の公園		－	2,135
計		11,479	8,259
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.9 ㎡／人		8.1（㎡／人）	5.8（㎡／人）

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和２年７月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和８年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース

都立公園整備事業
全体計　34,432 百万円



都立公園整備事業全体（34,432 百万円）に占める国費対象事業費の割合は**約 2.6%**（914 百万円）

○　このうち、**交付金は 323 百万円**

○　国費率は施設１／２、用地１／３

（２）特別緑地保全地区の指定状況

（令和７年４月１日現在）

区　域	箇　所　数	面　　積
	箇 所	ha
23 区	20	87.07
多摩・島しょ	35	235.36
東京都全体	55	322.43

（３） 用地取得費に対する現在の国費率

区　分		国費率	根拠法令
公園整備		１／３	都市公園法施行令第 31 条
参考	道路・街路整備	１／２	道路法第 56 条
	河川整備	１／２	河川法第 60 条第２項

※　１／２とすることを要求

２　防災公園の整備

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

＜現状・課題＞

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

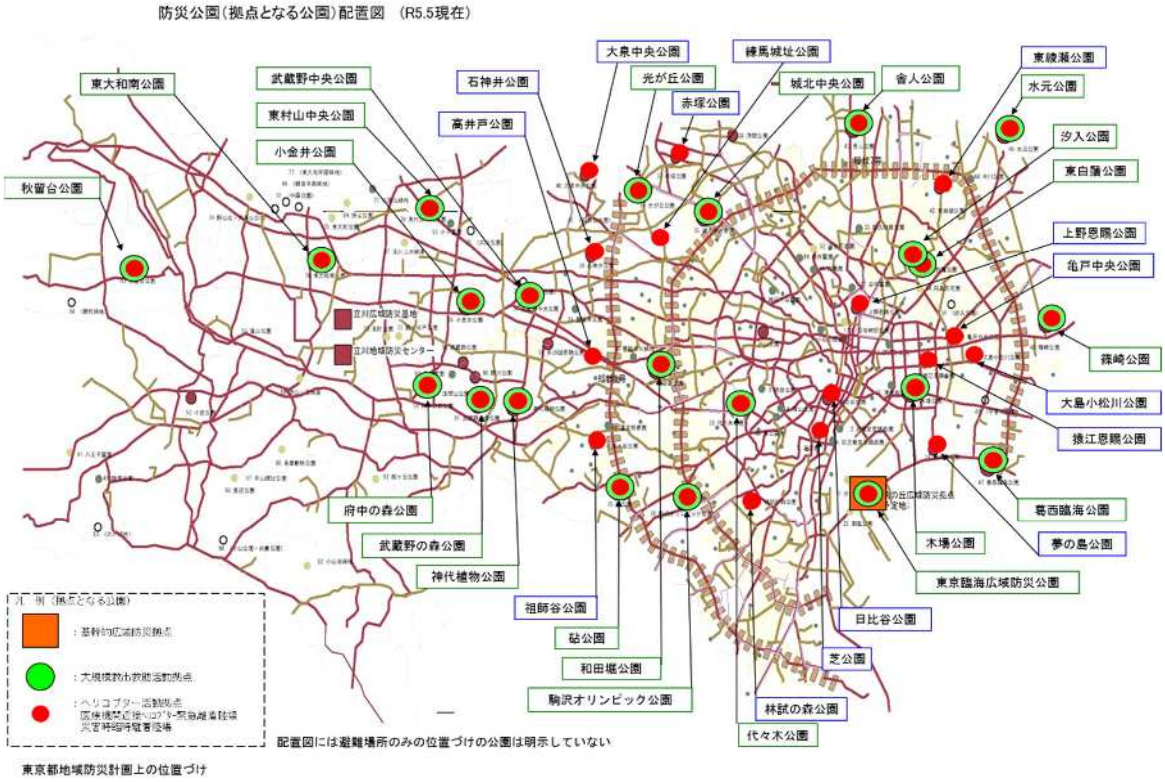
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約５割に過ぎず、2029 年度までに約 103ha で事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

＜具体的要求内容＞

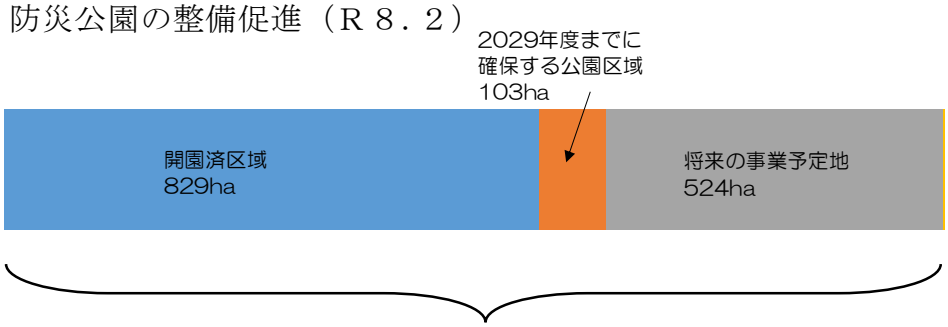
（１）公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
（２）「東京都地域防災計画」等で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
（３）公園整備の用地取得に係る国費率を３分の１から２分の１に引き上げること。

参　　考

（１）東京都の防災公園整備（Ｒ８．２）



（２）防災公園の整備促進（Ｒ８．２）



防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園　　1,456ha

（３）用地取得費に対する現在の国費率

区　分		国費率	根拠法令
公園整備		１／３	都市公園法施行令第 31 条
参考	道路・街路整備	１／２	道路法第 56 条
	河川整備	１／２	河川法第 60 条第２項

※　１／２とすることを要求

３　国立公園の活用

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
（２）国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

＜現状・課題＞

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約 2,693 千人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとはいえない。

国は国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「国立公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国８か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、８公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成 17 年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった上、事業の進捗も極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

また、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成 27 年度に自然環境整備交付金が、平成 29 年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものといえず、必ずしも継続的な支援がなされているとはいえない状況である。

ついては、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内へのアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が

行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際､国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

（２）国立公園の事業は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

４　クビアカツヤカミキリの防除の推進

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

クビアカツヤカミキリ被害の早期終息に向け、国が主導して効果的な防除技術の研究・開発・普及を加速すること。また、国において広域防除実施体制を構築し、自治体等が継続的かつ確実に防除できる支援を実施すること。

＜現状・課題＞

クビアカツヤカミキリ被害の拡大は速く、都内でも令和８年 10 月６日現在 26 自治体にクビアカツヤカミキリの被害が拡大しており、全国的にも被害が拡大してきている。抜本的かつ効果的な防除方法の研究・開発について、一層スピードを上げて進めることが必要である。

また、強い繁殖力や広範囲への飛散というクビアカツヤカミキリの特徴を踏まえると、都府県域を越えた防除を実施することが重要であり、国は、2030 年度を目途に被害地域の縮小への道筋をつけるとして、第２回クビアカツヤカミキリ対策本部（令和８年９月 11 日）において「クビアカツヤカミキリ防除戦略」（以下「防除戦略」という。）を決定した。都においては、国の防除戦略を踏まえ、年度内に防除計画の策定を予定しているが、防除戦略には、国と関係都府県との具体的な連携体制については言及がなく、国主導での一層の広域防除実施体制の構築が必要である。

さらに、都ではこれまでも防除の手引きの作成、自治体や施設管理者に対する早期の防除方法等の周知、防除に取り組む自治体への財政支援等、防除に向けた対策を講じているが、単独自治体での対策には限界がある。環境省令和９年度概算要求額は、被害発生地域の各都府県における対策予算の計上額を踏まえると不十分であり、クビアカツヤカミキリ対策に対象を絞った十分かつ継続的な予算を確保し、被害発生地域での対策に集中的かつ広域的に投下していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国において、普及性が高くより効果的な防除方法の研究・開発を更に加速し、その成果について速やかに普及させること。

（２）クビアカツヤカミキリは、繁殖力が強い上、広範囲に飛散し、都府県単位での対策には限界があることから、防除戦略の目標である 2030 年度を目途に被害地域の縮小へ道筋をつけるために、被害発生地域においては、国において調査及び防除を実施すること。

また、ＧＩＳデータの活用等による被害発生箇所や防除履歴の一覧化など、都域を越えた被害情報共有データベースの構築を実用化させるとともに、国から都府県及び区市町村への速やかな調査・防除状況の共有を含め、国が主

導的に早期発見・早期防除に向けた対策を講じ、都域を越えた広域防除実施体制を速やかに構築すること。

（３）クビアカツヤカミキリ対策に特化した予算を十分確保し、早期発見・早期防除に対し集中的かつ広域的な対策を進めること。また、防除を実施する地方公共団体等への財政支援策を拡充するとともに、計画的・継続的な防除を実施できるよう、クビアカツヤカミキリ被害が終息するまで支援を継続すること。

５　有機フッ素化合物対策の推進

（提案要求先　農林水産省・環境省・防衛省）
（都所管局　環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局）

（１）有機フッ素化合物（以下「ＰＦＯＳ等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。

（２）健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。

（３）「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き（令和８年６月更新）」について、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。

（４）土壌中のＰＦＯＳ等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。

（５）ＰＦＯＳ等の農畜産物等への影響を速やかに明らかにするとともに、必要な対応を行うこと。

（６）現在も使用されているＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。

　また、国の施設においてもＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の交換を速やかに進めること。

（７）横田基地内で発生したＰＦＯＳ等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

＜現状・課題＞

ＰＦＯＳ等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境中について指針値を設定し、指針値を超過した場合の対応を参考情報として「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き（令和８年６月更新）」（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はＰＦＯＳ等に関する専門家会議等を新たに設置する等、ＰＦＯＳ等に係る総合的な対応について検討を進め、令和５年７月に「ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関するＱ＆Ａ集（令和６年８月更新）」（以下「Ｑ＆Ａ集」という。）及び「ＰＦＡＳに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではＰＦＯＳ等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Ｑ＆Ａ集において、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが人の健康に及ぼす影響及び環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

令和６年６月に内閣府食品安全委員会から公表された「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の食品健康影響評価書」では、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの耐容一日摂取量（ＴＤＩ）を設定し、今回設定したＴＤＩを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされている。しかし、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の確かさは強いとされたものの、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としているほか、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

また、手引きにおいて、各地方公共団体が行う地域住民の健康状態の把握及び健康影響に関する調査・研究について言及されているが、評価の方法等が示されていないなど、対応可能な内容となっていない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容はいまだ示されていない。

一方、過去に土壌に浸透したＰＦＯＳ等に関しては、国が令和５年７月に土壌中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壌で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壌調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

なお、国は、令和７年８月に国内流通する農畜水産物 14 品目に含まれるＰＦＡＳの含有実態調査の結果を公表したが、実態把握は依然不十分である。

国は、今後も使用が継続される可能性があるＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤

について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、ＰＦＯＳ等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。

また、駐車場に設置した泡消火設備においては、ＰＦＡＳを含有する水成膜泡消火薬剤が広く用いられてきたが、令和８年３月に消防法令が改正され、大幅な改修を必要とせず、ＰＦＡＳ非含有の他の種別の泡消火薬剤への交換が可能となった。しかし、消防法令の改正や泡消火薬剤を転換する必要性等について、設置者の認識が十分に醸成されていないことなどから、交換が進展していない状況が続いている。

横田基地においては、平成 22 年から平成 24 年までの間に３件のＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の漏出があったほか、令和５年１月にはＰＦＯＳ等を含む水の漏出があったことが確認されている。また、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報もあったことなどから、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水等への影響等を評価・公表等することが求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）ＰＦＯＳ等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、ＰＦＯＳ等が人の健康に及ぼす影響及び土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。

（２）人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等も併せて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。

（３）手引きについては、都内のようにＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。

（４）土壌中のＰＦＯＳ等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。

（５）地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を速やかに明らかにするとともに、安全性に関する基準の早期策定や対策の提示等必要な対応を行うこと。

（６）今後も使用が継続される可能性があるＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。また、国の施設においてＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の保有状況を速やかに把握するとともに交換を進めること。交換が完了するまではＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤漏出防止のた

めの管理、点検等適切な対応を行うこと。さらに、消防法令の改正により、大幅な改修を必要とせず、ＰＦＡＳ非含有の泡消火薬剤へ交換できることを受けて、交換促進を広く周知するとともに、ＰＦＡＳ非含有泡消火薬剤が十分に供給され、迅速に交換が進むようメーカー等に働きかけること。

（７）国の責任において、横田基地内で発生したＰＦＯＳ等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。また、今後、ＰＦＯＳ等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

17 セーフシティ ゼロエミッション

１　再生可能エネルギーの本格的な普及拡大

（提案要求先　内閣官房・内閣府・総務省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・総務局・産業労働局）

（１）「2050 年ネット・ゼロ」を実現するため 2030 年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合 38%以上の実現を確実にするとともに、2040 年の再生可能エネルギー割合４～５割の水準を超える高みを目指し、取組を最大限加速させること。

（２）再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善･強化整備を図ること。

（３）再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実を図ること。

（４）島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。

（５）洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置を講じること。

（６）地熱発電の導入拡大に向け、未利用ポテンシャルの把握や次世代技術の活用に向けて必要な措置を講じること。

（７）再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の充実を図ること。

（８）使用済太陽光発電設備の高度循環利用の推進と、Ａｉｒソーラーなどの再資源化技術の開発・普及に向け必要な措置を講じること。

（９）安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向け、取組を更に推進すること。

＜現状・課題＞

再生可能エネルギーについて、令和５年５月のＧ７広島サミットにおいて、Ｇ７全体で 2030 年までに洋上風力 150ＧＷの増加、太陽光１ＴＷへの増加を含め、

導入拡大やコスト低減に貢献することが合意された。さらに、令和５年 11 月に開催されたＣＯＰ28 において、世界全体で再エネ設備容量を３倍、エネルギー効率改善率を２倍にする宣言に合意、令和６年 11 月開催のＣＯＰ29 では、再エネ３倍を実現するため、蓄電容量を６倍以上とするとともに、送電網の拡大について提案され、有志国が賛意を示し、国もこれに賛同している。

こうした中、国は、令和７年２月に国連に提出したＮＤＣ（国が決定する貢献）で掲げる温室効果ガス削減目標の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

また、大量導入やコスト低減が可能であって、その経済波及効果の大きさから再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電設備の導入拡大に向け、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）が令和元年４月に施行され、全国各地で案件形成が進んでいることに加え、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和７年法律第 59 号)により、排他的経済水域（以下「ＥＥＺ」という。）における案件形成の加速化が期待される。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光パネルは、余剰電力買取制度及びＦＩＴ制度の創設を契機として急速に設置が進展しており、これらの廃棄が 2030 年代半ば以降から本格化することが見込まれている。加えて、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池も今後廃棄台数が増加することが見込まれている。一部の太陽光パネルには、他の電子･電気機器と同様に鉛などの有害物質が含まれているものがあることや、蓄電池は可燃性の液体が含まれていること等から、蓄電池を含む太陽光発電設備は、環境汚染防止の観点で適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点でもリサイクルルートを確立する等、持続的に資源循環を図る必要がある。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。

さらに、ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）に向けた取組の進展や、生成ＡＩの普及拡大に伴うデータセンターの拡大などのＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展による電力需要増加の可能性が指摘されている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「つくる」そして「ためる」取組は不可欠である。国は、令和７年２月に閣議決定した第７次エネルギー基本計画において、2040 年に向け、まずは 2030 年度エネルギー需給見通しなどで示した具体的な施策を着実に実行した上で、2040 年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を４～５割程度の水準としているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）2030 年の再生可能エネルギー割合 38%以上の実現を確実にするとともに、2040 年の再生可能エネルギー割合４～５割の水準を超える高みを目指し、再

生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050 年ネット・ゼロ」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第６次エネルギー基本計画において、2030 年の再生可能エネルギーの割合を 36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には 38%以上の高みを目指すとしていることから、この実現を確実にするとともに、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、第７次エネルギー基本計画で示す 2040 年の再生可能エネルギーの割合４～５割の水準を超える高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、次世代太陽電池や浮体式洋上風力発電をはじめとする次世代再エネ技術の早急な社会実装に向けた支援強化を行うとともに、既存再エネ技術に対する補助制度の抜本的な拡充を実施すること。特に、Ａｉｒソーラー（ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池）については、実装のための設置・施工、安全性、性能評価に関する関係法令・基準・規格の速やかな整備、コスト低減・普及拡大に寄与する支援制度の強化、リサイクル体制の構築に向けた制度検討などを積極的に進めること。また、国の公共施設等における導入目標の達成に向けて、詳細なロードマップを明らかにするとともに、需要創出を促進するなど実効性のある取組を進めること。

また、プラグインソーラーについては、欧米諸国等でその導入が拡大しており、都としても安全な設置方法等の検証を行っている。国内での社会実装に向け、内線規程や電気設備技術基準といった安全基準・ガイドラインや適正な製品規格の整備等について、都の検証結果等も踏まえつつ、国が主導して検討、実施をすること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電池等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、ＡＩ・ＩｏＴ等のデジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素や系統用蓄電池等の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

また、ＮＤＣにおける削減目標の達成、2050 年ネット・ゼロを見据え、再生可能エネルギーの導入加速に向けたロードマップを明示すること。

（２）再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、再生可能エネルギー

導入の阻害要因となる系統制約が依然として発生している。

このため、これらを解消するため、以下の内容について更に取組・検討を深め、2030 年の再生可能エネルギー利用割合 38%以上の実現及び 2040 年の再生可能エネルギー割合４～５割の水準を超えた導入に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既存系統を最大限に活用することが重要である。

令和５年４月より、日本版コネクト&マネージにおける「ノンファーム型接続」が基幹系統より下位のローカル系統においても適用されたことから、再生可能エネルギーが優先的に送電線を利用できるよう整備されたが、引き続き発電された再生可能エネルギーを最大限活用するため、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電を一層推進するなど、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組の更なる強化を図ること。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入に向けた支援を抜本的に強化すること。

加えて、系統用蓄電池は、再エネの出力変動に対応できる調整力等の供出や再エネ余剰電力の吸収が可能なものであることから、導入拡大に向けて支援策を継続するとともに、蓄電池設置事業者の工事費負担金の軽減、蓄電池の安全性確保を目的とした規格や制度等の強化、充電制御方法や系統接続ルールの整備等を行うこと。

② 出力抑制の最小化

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無補償の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、全国各地で出力抑制が増加している。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融通を図るとともに、デジタル技術を活用した出力制御の高度化を最大限かつ着実に推進し、出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールの前倒しや海底直流送電の活用等を図るとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、将来的な系統の絵姿を示した「広域連系系統のマスタープラン」を踏まえ、全国規模での系統増強を早期かつ効率的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点を踏まえ、特定の者に過度に

負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

（３）再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、制度等の構築、その着実な運営に加え、時宜に即した見直しや将来を見据えた対応と強化を間断なく実施していく必要がある。ついては、以下の必要な措置を講じること。

①　ＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度の着実な運用と適切な見直し

令和４年４月から一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、ＦＩＰ制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、ＦＩＴ制度においては、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、ＦＩＴ制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにＶ２Ｈや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続については、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

また、ＦＩＴ制度による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、制度導入時と比べ、大きく上昇しており、電力消費者の負担感が増していることから、負担の増加を抑えることを検討するとともに、その仕組みを分かりやすく説明すること。

②　ＦＩＴ制度買取期間終了後の対応

令和元年 11 月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう引き続き適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知を引き続き行うこと。

③　壁面等への太陽光発電設備の導入拡大に向けた対応

近年、建物等の屋上に加えて、建材一体型（壁・窓等）や軽量型など、壁面等に設置が可能な太陽光パネルが開発され、導入が進み始めている。今後、Ａｉｒソーラーの開発・普及が進む中で、更なる再生可能エネルギー導入拡大に向けて、壁面等への太陽光発電設備の導入拡大の取組を後押ししていくことが重要である。

一方、建材一体型（壁・窓等）の太陽光パネルの設置、壁等への接着による設置、60 度を超える傾斜への設置等については、ＪＩＳ（Ｃ8955）の

適用除外とされ、耐震性能、防耐火性能、延焼防止、耐久性能、耐風圧性能、水密・気密性能等に関する評価基準が明確には定められていない。

そこで、施設管理者や設計・施工者等が、壁面等への太陽光発電設備の導入拡大に積極的に取り組めるよう、技術的な安全性評価の手法を整備すること。

④　小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法※における中間評価の公表を踏まえ、中間評価の達成事業者については、2030 年度の目標値を上回る取組を促すとともに、未達事業者においては、着実な目標達成に向け、適切な指導・助言を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢が確保されるよう、ＦＩＴ電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

※エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）

⑤　税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

⑥　太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

⑦　非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

⑧　Ｊ－クレジット制度における太陽光設置義務化地域の取扱改善

都の新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化（令和７年４月施行）に合わせて、義務履行のために導入される設備は追加性を有しない等の理由で、都内の中小建築物に設置される太陽光発電設備等を対象に一律でＪ－クレジットへ登録不可とする方向で整理された。

本来、義務基準を超過する分はＪ－クレジットの登録が可能であることから、義務対象や義務基準からの超過分等を適切に評価しＪ－クレジットへの登録を可能とするなど、住宅購入者や住宅供給事業者等の設置意欲をそぐことのない公平な制度設計とすること。

（４）島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。CO_2を排出しないゼロエミッションアイランドの実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、島しょ地域のレジリエンスを向上させるとともに、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。あわせて、島しょ地域に再生可能エネルギーを導入する際、資材の輸送費等のコストがかかることから費用が割高となり、本土と比較して事業性の確保が難しい現状を踏まえ、本土と電力系統がつながっていない電気事業法上の離島に当たる場合は、ＦＩＴ制度の買取価格を上乗せするなどの措置を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素や系統用蓄電池等の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

（５）洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置

ＥＵ各国などで作成されている海洋利用計画並びに中長期的な入札目標及びサイトの明示等、国際市場で競争力を発揮できるような戦略を策定するとともに、当該目標に合わせて、国が主体的に系統増強及び基地港湾の整備を計画的かつ早期に進めること。また、海洋利用計画については、広域で操業する漁業者との調整は、洋上風力を導入予定の他海域とも関係する等、単独自治体での調整には限界があることから、国において漁業操業エリアと洋上風力導入エリアのゾーニングを示すものとして、早期に策定すること。

洋上風力発電設備はサプライチェーン全体で多くの関連部品があり、国内には潜在力のあるサプライヤーが存在することから、今後の市場獲得に向けた次世代技術の開発を戦略的に進めていくこと。また、洋上風力の早期稼働に向けて、都道府県からの情報提供の受付及び促進区域の指定等について、通年で実施するなど柔軟に対応を行うこと。あわせて、国が保有する漁業、ケーブル、船舶航行等の情報について積極的に自治体と共有するとともに、地域及び利害関係者との合意形成を国が主体的に進めるなど必要な措置を講じること。

さらに、波力発電など新たな海洋エネルギーの開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

加えて、ＥＥＺまで洋上風力事業を展開することを考慮すると、発電事業者に過度な負担を強いることのないよう、系統に接続するための海底送電ケーブル敷設などのインフラ整備を主導するとともに、浮体式洋上風力に関する浮体の据付等に関するガイドライン、国内認証基準、基地港湾の基準等を策定すること。

近年の物価高騰並びに厳しさを増す船舶及びケーブルの調達状況等を考慮するとともに、事業撤退が生じたことも鑑み、柔軟に対応ができるような制度を構築すること。あわせて今後の商用化が期待される浮体式洋上風力につ

いては、まだ技術が確立されていないことを踏まえ、グリーンイノベーション基金事業などの技術開発・実証を通して、低コストに量産するための技術やサプライチェーンの確立を進めることで、早期の事業化に向けた道筋を示すこと。

（６）地熱発電の導入拡大に向けた取組

地熱発電は、天候に左右されず安定的に発電可能な国産のベースロード電源であり、地政学的リスクを踏まえたエネルギー安全保障の観点からも導入拡大を進めることが重要である。未利用ポテンシャルの早期把握・活用に向け、国が行う調査の対象拡大・充実を図ること。加えて、次世代型地熱発電技術は、従来型に比べ開発エリアの拡大や大規模化、開発スピードの向上等が期待されることから、導入促進に必要な制度の整備等の措置を講じること。

（７）再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の充実

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する支援制度の充実を図ること。

（８）使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

令和８年６月に、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和８年法律第 33 号）が公布された。その中では、多量の事業用パネルの排出者等に判断基準に基づくリサイクルの取組を義務付けることとし、規制を段階的に強化した上で、幅広い排出者等へのリサイクル義務化を目指すとしている。今後、大量廃棄を迎えるに当たり、排出量の多寡や売電の有無等用途を問わず全ての太陽光パネルを対象として、確実な再資源化を義務付ける制度を速やかに構築すること。さらに、太陽光パネルのリユース・リサイクルが円滑に進むよう、高度なリサイクル施設の導入や効率的な回収のための一時保管施設の整備に加え、中間処理後のガラスの有効活用を促進するなど、高度循環利用に向けたより実効性の高い仕組みを構築すること。

また、Ａｉｒソーラーなどについては、製造側に開発時にはリサイクル方法についても確立しておくことを求め、販売開始時には廃棄後のリサイクル手法や回収ルートについても確立すること。

さらに、太陽光発電設備用として設置されている蓄電池についても、今後廃棄台数が増加することが見込まれるため、安全かつ効率的な回収方法や、リサイクル等が進む仕組み等を構築すること。

（９）安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取組の更なる促進

国においては、2030 年までに新築戸建住宅の６割に太陽光発電設備を設置するという目標を掲げている。他方、都においても新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化等を 2025 年４月から開始した。

これらの取組を着実に推進していくためには、再生可能エネルギーに係る持続可能なサプライチェーンの構築が肝となる。

国際エネルギー機関は、クリーンエネルギーの普及に必要な原材料や製品のサプライチェーン上のリスクの一つとして、サプライチェーンが特定の地域や企業に過度に集中していることを挙げており、各国政府に対し、国内産

業の競争優位性を育む産業戦略を立てることなど、生産拠点の分散化等を提言している。こうした提言も踏まえ、国においては原料調達チャネルを確立するなど生産地の多様化を進め、安定的なサプライチェーンの構築に向けた取組を推進すること。

また、信頼性の高いサプライチェーンの構築に向けて、人権尊重などグローバルなサプライチェーン上の課題を常に認識し、国際スタンダードを踏まえた企業の適正な取組を継続的に促していく必要がある。ＥＵにおける「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」施行など、一定の条件を満たす企業に対し、法制化により人権デュー・ディリジェンスを義務付ける動きが更に進展している。こうした動きも踏まえ、日本においては、国が令和４年９月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、企業による人権尊重の取組を促進しているが、国際的な要請に応え、企業の予見可能性及び公平な競争環境を確保する観点からも、速やかに人権デュー・ディリジェンスに関する法制化を進めること。さらに、日本国内の企業が人権デュー・ディリジェンスに取り組めるよう、令和５年４月に公表された実務参照資料のカバー範囲以外の取組についても、速やかに手引書を作成すること。

２　エネルギー需給の安定化に向けた対応

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）
（都所管局　産業労働局・総務局・環境局）

（１）エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から進めるため、省エネ対策や再エネの導入、水素の需要創出や供給拡大、ＧＸ技術の社会実装などの取組を早期に具体化し、必要な支援を実施すること。
（２）今後の大幅な電力需要の増加を見据え、需給構造の変化に対して、速やかに対策を講じること。
（３）送電網を国の重要インフラとして位置づけ、エネルギー等の安定供給の確保に向けた対策を講じること。
（４）デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援を行うこと。
（５）電気・エネルギー価格の高騰抑制対策を行うこと。
（６）需給状況に関する情報を公開し、電力需給ひっ迫時や計画停電を行う際には、確実かつ速やかに情報を提供すること。
（７）国民に対して、省エネ・節電の必要性を周知し、特に電力需給ひっ迫時には、節電行動を具体的に周知・徹底すること。
（８）都が推進しているＨＴＴの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化等に伴い、国際的なエネルギー安全保障をめぐる情勢は刻々と変化している。世界の主要国は、エネルギーの安定供給を図りつつ、深刻な気候変動への対策を迫られており、各国の実情に応じて中長期的な視野に立ったエネルギー安定供給確保策を講じるとともに、エネルギーの脱炭素化を図る取組を進めている。

我が国においても、原油価格の高騰等により電力をはじめとする各種エネルギー価格が高騰するなど、経済への影響やエネルギー安定供給を取り巻く課題が表面化している。エネルギー自給率が低く、エネルギー資源の大部分を輸入に頼っている我が国にとって、この状況は一過性の問題ではなく、構造的な危機である。加えて、近時は半導体工場やデータセンターの新増設等による電力需要増加の可

能性も指摘されており、電力の安定供給や安定性確保に向けた取組の重要性が増している。さらに、令和８年３月には、東京電力管内で初となる再エネ出力制御指示が行われるなど、再生可能エネルギーの普及拡大の阻害要因となる系統制約が全国的に顕在化している。

こうした国難ともいうべき状況を打破していくためには、令和７年２月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画のもと、エネルギーの安定確保と脱炭素に向けた取組を更に加速させなければならない。

エネルギーの安定供給を確保するには、需給構造の変化に対応した取組やデマンドレスポンスの普及拡大による調整力の確保などを進めていくことが必要であり、そのためには、国による一歩踏み込んだ支援などの後押しが不可欠である。

また、再び電力需給ひっ迫を発生させないための対策や、経済の減速要因となるエネルギー価格の高騰への対応のほか、こうした事態が発生する構造的な問題への解決策として、中長期的な視点を含めた取組を進めていくことも必要である。

あわせて、都は、ＨＴＴ（電力をへらす、つくる、ためる）の観点から、都民、事業者等に対し、省エネや節電に関する普及啓発や財政支援などの取組を継続していく。

＜具体的要求内容＞

（１）エネルギー基本計画改定後の取組

将来にわたりエネルギーの安定供給を実現するためには、エネルギー危機に耐え得る強靭なエネルギー需給構造へと転換していく必要があるが、あわせて、差し迫る気候危機を念頭に脱炭素化も同時に実現しなければならない。

令和７年２月に第７次エネルギー基本計画が閣議決定され、2040 年に向けた政策の方向性が示された。投資等に関する事業者の予見可能性を担保するとともに、エネルギーの安定確保と脱炭素の取組を両面から最大限加速させるため、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大などについて、取組を早期に具体化し、必要な支援を実施すること。

また、同計画では、エネルギー政策は産業構造、産業立地に関する政策と一体で展開する必要性が示されており、東京には高度人材や大学・研究機関が集積し、共同研究や人材交流が進みやすく、需要と実証の場が近いため、研究成果の早期社会実装が期待できる。

そこで、そうした環境を最大限に活用し、最先端ＧＸ技術について都市を舞台に社会実装をリードすることで競争力強化に繋げるため、国は、ＧＸ戦略地域制度に、高付加価値を生む研究開発拠点等を呼び込むための「需要地近接型」メニューを新たに創設すること。

また、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号））を都市型産業でも活用できるよう見直しも図ること。

（２）需給構造の変化に対応した速やかな対策

東京は人口や産業が集積する電力の大消費地であるとともに、今後もデータセンターの建設等が続き、大幅な電力需要の増加が見込まれている。東京が

需給安定化に貢献していくため、需要対策の効果が大きいことが期待できる東京の特性に着目した対策に取り組むこと。

ＥＶは大容量の蓄電池を備えており電力の需給調整に活用することが可能である。ＥＶ保有台数の多い東京においては、それらを新たな都市型の分散型エネルギーリソースと位置付ける仕組みを整えて、充電時間をシフトすることで、供給過剰となった再生可能エネルギーを吸収する取組を進めること。こうした取組においては、卸電力市場価格及び小売電気市場料金の低下を通じ、市場メカニズムを介した需要シフトへの誘導が効果的となる。

国は、卸電力市場価格等に連動した電気料金を設定し（ダイナミックプライシング）、ＥＶユーザーの充電ピークシフトを誘導する実証事業などを進めているが、こうしたビジネスモデルが早期に社会に普及するよう支援を進めるとともに、プラグインビークル等における充放電時の託送料金の減免などにより、ＥＶ等の分散型エネルギーリソースの市場参加を促進し、需給調整市場の活性化を図ること。

また、将来的にはＶ２Ｇの実装化に向け、技術支援や法整備を進めること。

さらに、今後も建設が見込まれるデータセンターなどの電力多消費産業に対応した需給構造の変化に対して、省エネ化やエネルギー効率を改善させる新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じること。

（３）エネルギー等の安定供給の実現に向けた対策

エネルギーの安定供給を図るため、原油等の調達を多様化するなどの取組を実施するとともに、国家・民間・産油国共同備蓄を適切な量及びタイミングで迅速に市場に開放すること。さらに、石油関連製品等の供給不足を回避するためのサプライチェーン維持に向けた必要な対策を行うこと。

また、エネルギーの脱炭素化を支える需給の安定化は、極めて重要である。今後は、供給力を確保するため、火力発電の安定稼働に必要な燃料確保を確実に行うこと。さらに、今後は、脱炭素化への過渡期となることから、新たなエネルギーミックスの実現による安定供給の確保を前提に、円滑なエネルギートランジションを併せて進めるための取組に努めること。特に、電力需給ひっ迫注意報の発令要件となる広域予備率が５％を下回ることがないよう、電力系統の強靭化に向け、必要な対策を早急に講ずること。

さらに、再エネ導入拡大に伴い需給バランス制約による出力制御が実施され全国的な課題となっているため、抜本的な対策として、広域連系系統のマスタープランに基づき、地域間連系線などの基幹系統の増強及び更新並びに海底直流送電の活用を図ること。

加えて、送電網を国の重要インフラとして位置づけ、各電力会社が担っている送電部門の運用の一元化により全国的な電力融通を進め、エリア間の需給偏在の解消を図ること。

また、系統整備に当たり、公的資金が投入可能な仕組みを導入し、電気料金に依存しない前倒し投資を可能とすることで、全国規模での系統増強を早期に進めること。

（４）デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援

デマンドレスポンスは、省エネルギーの推進、需要シフトによる再生可能エネルギーの調整力としての利用など、需要対策の面から多様な活用方法があり、今後一層の普及が求められる有用な取組である。

再生可能エネルギーの導入拡大やＡＩの活用・データセンターの大量導入等に伴い、電力需給バランスを調整する調整力の確保は、今後一層重要となる。国際エネルギー機関（ＩＥＡ）等の分析においても、再生可能エネルギー比率の上昇を前提とした電力システムでは、デマンドレスポンスをはじめとする需要側の柔軟性が、需給調整を担う中核的なリソースとして不可欠であると位置付けられている。

国は、デマンドレスポンスが再生可能エネルギーの出力制御の抑制に加えて調整力の確保に貢献する観点も踏まえ、小売電気事業者等による節電要請に基づくデマンドレスポンスに加え、上げＤＲや需要家の行動変容を促す取組、アグリゲーションビジネス等のエネルギー需給最適化に資する取組についても今後一層普及拡大するよう環境を整備するとともに、更なる支援策等を講じること。

（５）電気・エネルギー価格の高騰抑制対策

電気・ガス・ガソリン等のエネルギー価格を取り巻く国際情勢はいまだ不安定であり、高騰リスクへの備えが必要である。

国による措置は断続的に行われ、令和７年 11 月の閣議決定に基づく令和８年１月から３月までの使用分への支援に加え、中東情勢への対応として、令和８年７月から９月までの使用分についても、低圧・高圧電力及び都市ガスの料金支援が実施されている。

また、イラン情勢悪化によるガソリン価格高騰対策として、令和８年３月からガソリン補助金が再開されている。今後も燃料価格の推移を踏まえ、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めること。

（６）需給状況の情報公開及び電力需給ひっ迫時・計画停電実施時の情報提供

電力需要が高まる夏季・冬季の需給ひっ迫の回避に向けて、電力の供給量及び需要量の見通しについて、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

電力需給ひっ迫に陥るおそれが生じ、電力需給ひっ迫警報及び注意報並びに準備情報の発令及び発信を行うに際しては、あらゆる手段を講じて迅速、確実かつ広範な周知を行い、電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

また、計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、国として速やかに情報提供すること。

（７）国民に対する省エネ及び節電の周知・徹底

電力需給ひっ迫を回避するため、省エネ・節電の必要性について、速やかかつ効果的に周知すること。

特に、電力需給ひっ迫に伴う節電要請に当たっては、ひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果を示し、節電行動を具体的に周知すること。

また、主体ごとの省エネ・節電効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

（８）都が推進しているＨＴＴの取組に対する具体的な支援

電力危機の回避のみならず、エネルギー安定供給の確保や「脱炭素社会」の実現に向けては、国民一人一人の行動変容や企業の意識改革が重要となる。都が推進しているＨＴＴは、都民・事業者と総力戦で取り組むものであり、こうした課題の解決に資するものである。

そこで、「デコ活」とも連携しながら、ＨＴＴと同様の取組を全国に広げていくため、都の取組に対し、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

３　データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進

（提案要求先　内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　産業労働局・政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局・環境局）

（１）データセンターが導入すべき省エネ・高効率化技術の水準の更なる引上げを検討すること。

　また、エネルギー効率を改善させる新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じること。

（２）データセンター業のエネルギー使用の更なる合理化に向けた規制において、エネルギー使用の多くを占める情報処理設備の効率を評価できる新たな指標を設定するとともに、再生可能エネルギーの活用に関する情報の報告を求めること。

　また、同報告で得られた情報を自治体にも広く提供すること。

（３）データの安全性・信頼性を担保するため、データセンターが国内に立地していることのみならず、運営主体、適用法令、保守運用、サプライチェーン等を含めたデータ主権に対する考え方を明確に示すこと。

（４）データセンター事業者の情報セキュリティに関する現況を早期に把握するとともに、産業競争力の確保のため、事業者の自由な経済活動を著しく阻害しないよう留意しつつ、遵守すべき最低限のデータセキュリティに係る基準等について国の方針を示すこと。

（５）デジタル時代の社会・経済活動を支えるインフラであるデータセンターについて、分散立地の視点のみならず、大規模・電力多消費型、都市の需要に近接した低遅延処理型のような、機能別の最適配置の方針を国において示すこと。

（６）データセンターの立地に当たっては、地域資源の一方的な消

費を行うものではなく、持続可能な形で地域社会との共生を図るべきである。そこで、データセンター事業者が自ら地域貢献や地域との交流を進めることで社会受容性を高めることができるよう必要な支援を講じること。

また、地域との共生実現や円滑な対話に向けた環境づくりに取り組む自治体への必要な支援を講じるとともに、必要な法令上の対応等を行うこと。

＜現状・課題＞

「データは 21 世紀の石油」といわれ、データ拠点を国内に置くことは金融・物流拠点と並んで国の競争力に直結する。

生成ＡＩ等の普及に伴い、日本各地でデータセンターの新設等が順次計画されており、都内においても新たなデータセンターの開設が続く見込みであるが、デジタル技術の発展や社会実装のチャンスを逃さないためには、需要に応じたデータセンターの整備を迅速かつ効果的に進め、日本がデータにおけるアジアのハブとなることが重要である。

こうした中、不透明な貿易政策により世界経済が混沌とする中、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクの高まりを受け、エネルギー安全保障を巡る状況は目まぐるしく変化している。

世界の主要国は、パリ協定に基づき、各国の実情に応じて中長期的な視点に立ってエネルギー安定供給と脱炭素化の両立を図る取組を進めており、日本においても、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素の動きが加速する中、エネルギー安定供給を確保しつつ、省エネ・再エネの取組を強化していくことが重要である。

また、デジタル化の進展や生成ＡＩ等の技術革新に伴い、個人や企業のあらゆる情報がデジタル化され活用されている中、安全保障上重要なデータ等のセキュリティを確保する重要性が高まっている。仮にデータセンターが国内にあっても運営母体が外国企業である場合、その企業の本国法令の適用や、国際情勢の変化によるサービス提供停止などのリスクがありうることから、データセンターが国内に立地しているだけでなく、国外法やサプライチェーンリスクも踏まえ、データ主権を確保する必要がある。

とりわけ、行政情報、重要インフラ関連情報、都市機能の継続に直結する情報等については、平時のみならず、有事・緊急時における継続利用可能性、代替可能性及び復旧可能性を重視し、国内で自律的に維持できる基盤の確保が重要である。

欧州をはじめとする諸外国においては、機微な個人データや、大量のデータ処理・保存を行うデータセンター及びクラウドサービスを防護するためのセキュリティ制度の検討がなされており、我が国では、民間企業等によるデータ利用の基

準や経済活動を必要以上に制限しないような対応も留意しつつ、産業競争力を向上させる観点から、国産事業者の競争力強化・育成と併せて、外部からの影響力行使等の防止や基幹インフラ役務の安定的な確保といった経済安全保障上の必要な措置を講じていく必要がある。

一方、新たなデータセンターの整備によって、将来的に電力需要の一層の増加が見込まれる中、電力系統と通信基盤の一体的な整備（ワット・ビット連携）により、低遅延性への要求が低い大規模・電力多消費型のデータセンターを電力インフラの活用ポテンシャルが高い地方へ分散させることは、電力需給の関係からも必要であるが、膨大なデジタルサービス需要を抱える都市圏において、都市に住まう住民や産業に近接した、低遅延処理に必要な小規模（エッジ）データセンターは不可欠である。

都では、令和８年３月に「まちと調和したデータセンター実現のためのガイドライン」を策定し、データセンターの整備に際し、地域における円滑な理解と調整が図られるための環境づくりを進めていくこととしている。

今後、地方自治体が、ガイドラインを活用して地域と共生したデータセンターの整備を誘導していくためには、その前提となる法令上の取扱が、施設・設備の特性や利用実態を踏まえつつ明確化されるとともに、法令に基づく届出の中で、建設計画の早期かつ的確な把握が可能となることが必要である。

これらを踏まえ、データセンターの設置に当たっては、電力需要、脱炭素、まちづくりなどとの整合を図りながら、整備を後押ししていくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）昨今のデータセンターの拡大状況を踏まえ、導入すべき省エネ・高効率化技術の水準の更なる引き上げを検討するとともに、エネルギー効率を改善させる新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じること。

（２）国はデータセンター業のエネルギー使用の更なる合理化に向けた規制を開始したが、エネルギー効率の基準を設定する際は、データセンター内の建物・付帯設備の効率を評価する指標であるＰＵＥに加え、エネルギー使用の多くを占める情報処理設備の効率を評価できる新たな指標を設定すること。

また、上記の規制において、既設・新設問わず一定規模以上のデータセンターについて、エネルギー効率化等に関する追加の中長期計画及び定期報告の提出を求めるとともに、任意で事業者自らの開示を求めることとしているが、データセンターの脱炭素化に向けて、報告内容には再生可能エネルギー活用に関する情報を求めること。

加えて、地方自治体が、電力の需給構造の変化に対する各地域の実情に合わせた施策の検討や、効果的な温室効果ガス削減対策を行えるよう、得られた情報を自治体にも広く提供することで、電力需要や脱炭素に配慮したデータセンターの整備を後押しすること。

（３）データの安全性・信頼性を確保するため、データセンターが国内に立地しているのみならず、運営主体、適用法令、保守運用、サプライチェーン等を含めたデータ主権に対する考え方を明確に示すこと。

（４）データセンター事業者の情報セキュリティに関する現況を早期に把握するとともに、産業競争力の確保のため、事業者の自由な経済活動を著しく阻害しないよう留意しつつ、遵守すべき最低限のデータセキュリティに係る基準等について国の方針を示すこと。

（５）デジタル時代の社会・経済活動を支えるインフラであるデータセンターについて、低遅延サービス提供に必要な都市型データセンターについての整備の必要性を明示したうえで、分散立地の視点のみならず、大規模・電力多消費型、都市の需要に近接した低遅延処理型のような、機能別の最適配置の方針を国において示すこと。

（６）データセンターの立地にあたっては、地域資源の一方的な消費を行うものではなく、持続可能な形で地域社会との共生を図るべきである。そこでデータセンター事業者が自ら地域貢献や地域との交流を進めることで社会受容性を高めることができるよう必要な支援を講じること。

また、地域との共生実現や円滑な対話に向けた環境づくりに取り組む自治体への必要な支援を講じるとともに、都が策定した「まちと調和したデータセンター実現のためのガイドライン」の実効性を高めるため、必要な法令上の対応等を講じること。

①　国土利用法関連

国土利用計画法の届出様式・記載要領等において、「データセンター」、「大規模サーバー施設」等を利用目的の具体例として明示し、事業者による適切な記載を促すこと。また、国土利用計画法届出により把握した情報について、都市計画、建築、環境、エネルギー、防災など自治体の関係部局間で情報共有する際の範囲や目的について、明確化すること。

②　建築基準法関連

建築基準法令において、データセンターの用に供する建築物に関する用途の区分の設定や、当該建築物の耐火性能などについて、市街地の安全の確保に必要な法令上の対応について検証すること。また、データセンターの施設計画や設置する設備等に応じた建築基準法上の取扱いについて、技術的助言等により早急に明確化すること。

４　自動車等のゼロエミッション化の推進

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　産業労働局・環境局・交通局）

（１）非ガソリン車、特にＺＥＶ（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすとともに、ニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助を拡充することに加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

（２）非ガソリン車、特にＺＥＶに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に推し進めること。

（３）ＺＥＶのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に充電設備の設置を進めるための必要な措置や電力会社からの 400Ｖ供給を可能とする措置の検討、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。

（４）二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、具体的な導入目標を設定するとともに、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーステーションの導入及び利用拡大に向けた実効性のある支援策を行うことや、バッテリー規格の統一化による相互利用を促進すること。

（５）使用済みの電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。

（６）非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

＜現状・課題＞

自動車交通に起因するCO_2排出量は、我が国の総排出量の約16%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ＺＥＶをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和３年１月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和２年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2024年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で65.1%（軽自動車を含めて61.7%）、うち走行中にCO_2を排出しないＺＥＶについては登録車で6.9%（軽自動車を含めて6.8%）と、普及の加速期に入ってきているものの、政策目標には届いていない。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では2035年までにＥＶバス1,300台、ＥＶトラック７万台の導入を目標としたが、2024年度末時点では、都内のＥＶバス導入台数は105台、ＥＶトラックは4,049台となっている。

（１）非ガソリン車、特にＺＥＶの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助や需要のある車種にＺＥＶを用意していくことに加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与及び利用に当たっての不安解消のための取組など、ＺＥＶの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、ＥＶ等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

（２）ＺＥＶを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。

また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、本格普及に向けて国産メーカーによる市場導入が図られつつあるものの、更なる性能向上への技術開発の進展や車両価格の低減を図る必要がある。

加えて、営業車、バス及び貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にＥＶバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とす

る技術開発や環境整備が求められる。

さらに、ＥＶバスへの補助について、車両の受注状況等によっては契約から納車まで６か月以上を要し、実績報告の期限までに納車ができない場合があることから、現行制度では補助を十分に活用することができない。

（３）令和４年 10 月に東京都が実施した「自動車利用と環境に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が 40％で最多であり、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとはいえない。このため、電気自動車等の普及に向けては、充電設備の整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払拭することが重要である。

① インフラ不足の不安解消に向けては、基礎充電と経路充電及び目的地充電といった公共用充電を組み合わせた重層的な充電インフラ整備を進めることが重要であるが、自宅への充電設備の設置は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の適用対象となっていないことから、一層の促進を図るためには、税制面でのインセンティブも不可欠である。

② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。

③ また、一般用電気工作物の超急速充電器の最大出力の上限は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「電気設備の技術基準の解釈」によって制約を受けていて、一般用電気工作物の一定出力以上の蓄電池付き超急速充電器の製造・開発が進みにくい状況となっている。

④ また、特に都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。加えて、都市部の集合住宅に多く設置されている機械式駐車場に対して、充電設備の普及を進める必要がある。

⑤ 令和５年５月に国交省より電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドラインが公表されたものの、標準的な設置場所として時間制限駐車区間等についての記載がなされていない。公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、電気自動車ユーザーの利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めることも有効である。

また、設置スペースの限られる道路上において、高圧受電する際に受変電設備が必要となることは、充電器普及の阻害要因となっている。

さらに、高速道路における充電設備の積極的な整備が課題である。

⑥ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和３年３月、都有施設に公共用充電設備を 300 基以上設置する目標を設定している。

⑦ また、バス営業所等に設置するＥＶバス用の急速充電器は、補助金採択の優先順位が低く、予算が不足した場合は、採択が厳しくなるため、計画的な整備を進める上での課題となっている。

（４）二輪車においては、具体的な導入目標が設定されていないことに加え、非

ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離が短いことや、車両価格が高価であることなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が重要である。

（５）電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々であることもあり、ユーザーごとに蓄電池の性能保証を行うことが一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行うことが一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

（６）都は 2030 年までに 2000 年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、走行中の車両からのCO_2排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）非ガソリン車、特にＺＥＶへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすとともに、消費者のニーズに応える車種の販売を促す仕組みの導入など、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じ、十分な予算規模を確保すること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ＺＥＶの取得時における割引ポイント付与、料金減免によるインセンティブ付与及び高速道路の路外に整備された充電器を利用する際の料金制度の配慮など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

（２）革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ＺＥＶを含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。

特に、大型のゼロエミッショントラックや、販売台数が限られ市場原理だけでは開発が進みにくい特殊な作業用車両等の早期普及が進むよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講じること。

加えて、ＥＶバスについて、購入時の補助の予算規模を十分確保し、ＥＶバス車両について、事業者が年間を通して導入できるよう複数年度にまたがる事業期間を含めた補助制度にするとともに、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

（３）電気自動車等エネルギー供給インフラの整備を図ること。

① 充電設備の設置を一層促進するため、個人が、自己の居住の用に供する家屋に充電設備を設置する場合は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の対象とし、設置者の負担を軽減すること。

② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講ずることや、充電設備に特化した電気基本料金制度の見直し等、維持管理に係る負担を軽減すること。

③ 急速充電器の CHAdeMO 方式の最新規格では、直流 1500Ｖを採用しているものの、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」により、一般用電気工作物の最大電圧が直流 450Ｖに規定されており、一般的な超急速充電器と比較して、電力系統に低負荷で運用することが可能な蓄電池付き超急速充電器の高出力化が進まないことから、該当制度の規定を緩和すること。

④ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働き掛け、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成 29 年６月改訂）」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。

また、円滑な合意形成のため建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）における共用部分の変更決議の要件緩和を図ること。

さらに、機械式駐車場への充電設備設置に対しては、実態を踏まえて補助を拡充し、導入に当たっての費用負担軽減を図ること。

⑤ 公共用充電設備の整備促進に向け、大都市の電気自動車ユーザーにとって必要性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めるため、具体的な設置方法、設置基準等を明確にすること。

また、高圧受電のための受変電設備を不要とすべく、電力会社からの 400Ｖ供給を行うことが可能となるための措置を検討すること。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などＺＥＶが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。

⑥ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備を重点的に設置すること。

⑦　ＥＶバスの導入に必要となる急速充電器をバス営業所等に整備する場合には、補助金採択の優先順位を高く設定すること。

（４）電動バイクにおいても、二輪車新車販売で電動（非ガソリン）車 100％を実現する具体的な導入目標を設定し、達成に必要な取組及びその効果を示すこと。

また、2025 年 11 月に施行された排出ガス規制により、総排気量 0.050L 以下の原動機付自転車について実質的に生産、販売が終了したことを踏まえ、国内市場への一層の車種展開の拡大など技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。電動バイクの普及に向け、車両補助額や補助対象車種の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用したビジネスが普及拡大していることも踏まえ、交換式バッテリーステーション設備の一層の導入及び利用拡大に向け、メーカーとも連携しながら国として実効性のある支援策を行うとともに、バッテリーの規格の統一化などによる相互利用を促進すること。

（５）使用済みの電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者に過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。

（６）走行中の車両からのCO_2排出量削減に向け、国は、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援及びエコドライブによるCO_2排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

５　次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進

（提案要求先　経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省）
（都所管局　産業労働局）

（１）バイオ燃料の普及拡大に向け、製造や調達に係るコストへの支援等を一層行うこと。

（２）航空分野において、持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）の利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とＳＡＦとの価格差に係る財政補塡を早期に行うこと。

　また、非化石燃料の扱いに関する国際ルールづくりを主導し制度化を図ること。

（３）合成燃料（e-fuel）の製造及び早期の商用化に向け、技術開発や設備投資に対する支援をより一層行うこと。

（４）次世代燃料の利用によって発生する環境価値の取扱いに関するルールを明確にし、これを広く関係事業者等に周知すること。

＜現状・課題＞

2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、我が国におけるCO_2総排出量の 19.3%を占める運輸部門の脱炭素化は必要不可欠であり、官民挙げて可及的速やかに取組を進めていかなければならない。

特に航空分野においては、国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）が、航空会社に対し 2024 年以降、2019 年比で二酸化炭素排出量を 85%以下へ抑制することを義務化するなど、脱炭素化の取組は急務となっている。国は、2026 年１月に「更なるＳＡＦ導入促進に向けた基本方針」を公表するなど、官民一体での検討を進めているが、ＳＡＦの利用促進に向けては、早期に実効性のある支援を行う必要がある。

バイオ燃料は、既存の燃料と比較して二酸化炭素排出量の削減に大きく寄与するとともに、液体燃料であることからエネルギー密度が高く、可搬性や貯蔵性にも優れており、運輸分野の脱炭素化にとって非常に大きな役割を担っている。

しかしながら、現在、バイオ燃料は供給量の不足や販売価格が高いことが課題となっているため、国内での導入は限定的であり、国はバイオ燃料の導入拡大に向けて、より一層支援を強化する必要がある。

また、バイオ燃料は食料との競合や原材料となる資源に限りがある中、二酸化炭素と水素から製造され、バイオ燃料と同様に液体として使用できる合成燃料(e-fuel）も既存のインフラが活用でき、運輸部門のカーボンニュートラル化には重要であるため、商用化の加速に向けた確実な支援が求められている。

さらに、次世代燃料の普及促進に当たっては、次世代燃料の利用によって生じる環境価値が可視化されるとともに、利用者がこれを適切に享受し、対外的に広く主張できることが重要である。特に、貨物輸送においては、輸送事業者のみならず、輸送利用者である荷主や貨物代理店等を含めたサプライチェーン全体において、Scope３の環境価値が正しく配分され、削減効果を社会に広く主張できる必要がある。

国は、今後、次世代燃料の環境価値の認証などについて検討を進めていくこととしている。こうした中、中東情勢の影響により、エネルギー安全保障の観点から、次世代燃料の普及促進が重要となっている。そのため、実現に向けた実効性のある取組を加速することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）バイオエタノールやバイオディーゼル等のバイオ燃料の更なる普及拡大に向けて、製造や調達に係るコストへの支援と、供給に伴う新たな設備への支援を行うこと。

（２）羽田空港をはじめとした国内の空港において、ＳＡＦの利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料とＳＡＦとの価格差に係る財政補塡を早期に行うこと。

また、海運事業者の脱炭素投資が進むよう、国がＩＭＯ（国際海事機関）での非化石燃料の扱いに関する国際ルールづくりを主導し制度化を図ること。

（３）合成燃料の製造及び早期の商用化が確実に行われるよう、技術開発支援や生産設備に対する支援をより一層充実させるとともに、既存燃料と合成燃料の価格差に係る財政補塡を行うことで、製造及び販売コストの低減を図ること。

（４）次世代燃料の普及を加速させるため、規格や関係法令等の整備に加え、対応可能な設備やメーカー保証製品の開発支援等も同時に行い、次世代燃料の利用によって発生する環境価値の可視化や、関係事業者に対する適切な配分に関するルールを明確にし、これを広く周知すること。

また、次世代燃料の環境価値を適切に評価し、需要家や利用者が環境価値による削減効果を対外的に広く主張できるよう普及啓発を行うこと。

6　水素社会の実現に向けた取組の加速

（提案要求先　総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　産業労働局・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・交通局）

（１）「水素基本戦略」及び「水素社会推進法」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

　また、「グリーンイノベーション基金」やＧＸ関連投資を活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援を進めるなど、脱炭素社会の実現に向け、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。

（２）国が定める「低炭素水素」について、温室効果ガス排出量だけでなく、製造方法、電力要件等の複合的基準に対応する要件の枠組みを設けるなど、国際的な制度との整合を図ること。

　また、低炭素水素の供給・利用を証明する手段について、国が主導し統一的な認証・証書制度を構築すること。加えて、認証・証書の取得を根拠として、低炭素水素の利用を温対法のＳＨＫ制度やＧＸ－ＥＴＳを含む他の環境制度において評価し、インセンティブを付与する仕組みを整備することで、水素の経済合理性を高め、多様な分野で水素が利用者から選択される環境を早期に整備すること。

（３）大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。

　国が関与する企業体の設置やファンドの組成により、需給両面から、水素の調達・インフラ整備・商用モビリティ普及など、主体的に進めていく体制を構築すること。

　将来的な川崎臨海部での水素の受入れの可能性を視野にパイ

プラインを含めた水素供給ネットワーク構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。

また、水素供給に関わる技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関し、法令等を整備すること。

高圧ガス保安法についても、スペースの制約の多い都市部においても高圧水素供給設備の導入が進むよう、保安距離や用途地域別の最大貯蔵量制限、車両への固定又は積載時間等の見直しを検討すること。

また、現在発生している東京及び近郊の地域における水素供給量の低下や将来の水素需要量の増加に対する供給量の不足に対応するため、水素供給の確保を図るとともに、水素調達の支援を充実させること。

（４）脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素の普及に向けて、法令等の規制緩和、技術開発の推進、継続的な財政支援及び他団体との連携促進等に取り組み、グリーン水素供給体制の確立に向け国として先導的な役割を果たすこと。

（５）海外の都市とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

（６）都がグリーン水素価格の低減や取引量の拡大に向け検討を進める水素取引所やグリーン水素トライアル取引において、「水素社会推進法」の支援対象者が製造する水素を取り扱えるようにすること。

（７）水素製造、運搬、貯蔵設備や定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池車両、水素ステーション、その他小型水素モビリティ等の導入について、メーカーや機器及び車両の導入事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政

支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に手厚い支援を行うこと。

また、税制の優遇措置による実装化に向けた支援策を強化すること。加えて、技術開発の動向等に即した安全性評価の仕組みの整備を支援すること。

（８）家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、積極的な普及を図るための財政支援を行うこと。

（９）非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むＺＥＶへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

また、燃料電池自動車（乗用車）の業務用車両としての活用を促進すること。

(10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バスや燃料電池タクシー、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック、燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」（以下「重点地域」という。）の申請時に、令和 12 年度（2030 年度）における燃料電池商用車の導入目標の設定が必須事項となっていることから、自動車ＯＥＭに対して、燃料電池トラックの車両導入計画策定を促すこと。

燃料電池バスや燃料電池トラックの導入については導入後に負担増となる燃料費等について、支援を継続的に行うこと。また、燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めるとともに財政支援を行うこと。

(11) 水素ステーションの整備・運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

ア　整備に関すること。

燃料電池商用車の更なる普及を図るため、供給能力増強に伴う工事費補助の拡充等、十分な財政支援を行うこと。土地の造成や障壁の設置等水素ステーションの整備に必要な経費に対する支援を充実するとともに、フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外への充填を実施する水素ステーションにも支援を拡大すること。

また、新規事業者の参入が進むよう、補助事業の審査の効率化・平準化を図ること。

イ　運営に関すること。

10 年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、土地賃借料、供給能力増強に伴う休業損失、経年による機器交換費等への支援の実施・拡充など、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。水素ステーションの経営自立化の促進に当たっては、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には手厚い支援を行うこと。

保安監督者や従業者の育成及び確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

(12) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、更なる規制の合理化・適正化を進めること。

整備・運営に係るコスト低減に向け、関連業界等への働き掛けを実施するとともに、技術開発を支援すること。

また、コスト低減を効果的に実施する仕組みと人材育成への支援を検討すること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法及び高圧ガス保安法における技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの容器再試験について、走行等による充填圧力の低下により容器再試験に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、試験基準を緩和するなど方法を見直すこと。

(13) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村跡地の再開発地区における水素利活用のための施設運営に対する補助制度を拡充すること。

(14) 東京港における水素を燃料とする荷役機械や車両等について、導入費用等に対する十分な財政支援を行うこと。

また、特にＦＣ型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、ガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

(15) 都は、水素を燃料とする小型船の建造を進めており、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」に基づき設計を行っている。同ガイドラインは、大型ＬＮＧ燃料船を対象とした国際基準をベースに作成されているため、小型の船舶への適用が困難な場合がある。水素を燃料とする船舶の普及拡大に向け、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

(16) 鉄道分野においても水素の利活用を推進するために、早期に関連法令の一元化を進めること。

(17) 火災予防条例（例）第３条第 18 項について、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列挙することにより気体燃料として明示すること。又は、個別の通知や通達、助言等によりその旨周知すること。

(18) 水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、更なる普及啓発を図ること。

＜現状・課題＞

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるＣＯ$_2$フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国では、令和７年２月に「第７次エネルギー基本計画」と、「ＧＸ推進戦略」を改訂した「ＧＸ2040 ビジョン」が策定され、前年に成立した「水素社会推進法」に基づき、低炭素水素等の大規模サプライチェーンの構築に向けた強力な支援を進めるとしている。

現在、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。

しかし、水素エネルギーの普及・拡大に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

＜具体的要求内容＞

（１）令和６年５月に成立した「水素社会推進法」は、鉄鋼業・化学産業といった代替技術が少なく転換が困難な分野の水素へのエネルギー転換を図るパイロットプロジェクトの立ち上げを支援するため、国が事業計画を認定し、関連法における許認可の取得や拠点整備を支援することで、事業計画を迅速に実現することを目指すこととしている。

都内での安定的・長期的なグリーン水素の調達と福島県の復興の加速を目指し、福島県産グリーン水素の本法の価格差支援の申請に向け、大消費地である都が都内需要家の取りまとめなどの支援を実施しているが、水素の国内輸送部分については補助対象外であるため、支援の拡充を図ること。

「水素基本戦略」及び「水素社会推進法」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等について、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。

ロードマップを踏まえ、日本の水素技術を世界に展開するための後押しとなる産業戦略を迅速かつ着実に実施すること。

「水素保安戦略」による安全の確保を前提とした水素利用に関する規制の合理化・適正化、水素利用を促す環境整備などについても、実現への筋道を明確化した上で具体的な対応内容を公表すること。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組、技術開発支援など、社会実装化に向けた取組を加速すること。

（２）国は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素などの供給および利用の促進に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第 69 号）において、「低炭素水素」の要件を定めているが、ＥＵ、米国、インドなどでは、温室効果ガス排出量に加え、製造方法（例：水電解・バイオマス変換）、電力３要件（追加性・地理的連関性・時間的連関性）などを含む複合的基準を設けている。

また、ＩＳＯ19870 として、水素製造・輸送過程の排出量算定方法論についてグローバルで統一的に国際基準化が検討されており、このうち気体水素の製造過程に関するＩＳＯ19870-1 は令和８年内に国際基準化が完了する見込みである。

将来的に国際的な水素調達や取引が実現する段階においては、低炭素水素がこれらの国際的な基準に整合していることが重要となる。

そのため、国は、低炭素水素について、温室効果ガス排出量だけでなく、製造方法、電力要件、システムバウンダリ、段階的排出閾値設定などの複合的な基準に対応する枠組みを設けるなど、国際的な動向に対応した要件の拡張を図ること。

また、それらの要件に準拠した低炭素水素の供給・利用を証明する手段について、国が主導し統一的な認証・証書制度を構築すること。

加えて、環境価値が高い低炭素水素の利用に対するインセンティブを付与する法制度が未整備であることが、利用促進の障壁となる点が懸念される。

海外では、ＥＵのＣＳＲＤやＣＤＰといった国際的開示制度、ＥＵ-ＥＴＳなどの排出量取引制度において、水素が炭素集約度に応じて評価されている。一方、日本では、高度化法や省エネ法で水素が非化石燃料として評価されているものの、低炭素水素を他の水素と区別して評価する仕組みはなく、温対法のＳＨＫ制度やＧＸ-ＥＴＳを含む他の環境制度においても同様に低炭素水素を評価する仕組みは未整備であり、法制度上のインセンティブが存在しない状況にある。

そのため、国は、高度化法・省エネ法への低炭素水素の評価項目追加や、ＧＸ-ＥＴＳと対象を共有するＳＨＫ制度への水素製造活動の追加など、環境関連の主要制度における低炭素水素の区別・評価の仕組みづくりを進め、水素の経済合理性を高めること。

（３）水素利活用の拡大に向けては、水素の需要と供給の同期化が必要であり、エリア単位で需要を創出しながら供給体制の構築を進めることが重要であるため、大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けたインフラ整備等の取組や技術開発への支援を継続的に進めること。

国が関与する企業体の設置やファンドの組成により、需給両面から、水素の調達・インフラ整備・商用モビリティ普及など、主体的に進めていく体制を構築すること。

加えて、将来的な川崎臨海部での海外水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワークの具体的な構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。

また、水素独自の特性（例：燃焼速度、水素脆化、低熱量）やプロセス変更等の技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関し、法令等を整備すること。

高圧ガス保安法関連の規制についても、都市部においては、使用環境やスペース等に制約が多く、高圧水素供給設備の導入が難しい状況にあり、安全性を確保しつつ、障壁を少なくする観点から、一般高圧ガス保安規則第６条に規定する保安距離並びに建築基準法第 48 条及び同法施行令第 116 条に規定する用途地域別の最大貯蔵量制限について、見直しを行うこと。

また、貯蔵所の許可や届出を行っていない場合には、車両に固定し、又は積載した容器によって高圧ガスを貯蔵することは、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 18 条第２号ホにより、原則として認められていない。現行の運用においては、車両に固定又は積載した状態が長時間継続する場合（運用上、概ね２時間程度を超える場合）、当該行為は「運搬」ではなく「貯蔵」に該当し得るものとして整理されており、結果として供給現場や今後の社会実装において柔軟な運用が困難となる場合がある。水素は、可燃性ガスとしての特性を有しつつも、軽量で拡散性が高い等の物性を有するとともに、我が国の脱炭素社会の実現に向け、その利活用拡大が強く求められているエネルギーである。技術的検証により安全性が確認された条件の下で、国が定め又は指定する安全性の高い容器を用いる場合等に限り、水素については、車両への固定又は積載を長時間（運用上の目安を超える場合）継続することを可能とする方向で、一般高圧ガス保安規則第 18 条第２号ホの運用の明確化又は規制の合理化（緩和）を検討すること。

また、現在、東京及び近郊の地域において水素供給量が低下していることに加え、国や都の支援策を通じてモビリティ分野を中心に水素需要が大幅に進展した場合、水素供給に不足が生じることも想定されることから、水素供給の確保を図るとともに、水素調達の支援を充実させること。

（４）脱炭素社会の実現にはグリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、法令による規制や技術開発、コスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。これらを解決するために、グリーン水素供給体制の確立に向けた支援策や制度構築を推進すること。このため、次の事項に関し対応を図ること。

ア　法令等の規制緩和

市街地での水素貯蔵可能量に関する法令の規制緩和の実施

水素の利用拡大に向けた関係法令の規制緩和の実施

イ　技術開発の推進

グリーン水素の製造から利用に係る、より高効率な設備等の技術開発

グリーン水素を合成燃料に活用することにより、熱や運輸のカーボンニュートラルにも貢献できることから、これに係る技術開発

ウ　継続的な財政支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備導入への支援

グリーン水素の製造から利用に係る設備等運営に要するコストへの支援

グリーン水素と化石燃料由来水素との価格差への支援

エ　他団体との連携促進

福島県・山梨県をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

グリーン水素の国際サプライチェーンの構築を進めるとともに、海外都市等との連携に取り組む自治体を国の関連団体による支援も含めて後押しすることにより、着実な確保を目指すこと。

オ　その他

国におけるグリーン水素の環境価値評価を確立し、認証やクレジット化を促進すること。

需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みの検討を実施すること。

（５）海外の都市等とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組を後押しするとともに、その成果も生かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

また､国における国際的な取組の進捗状況を都に情報提供するなどにより、効果的な事業の推進を図ること。

（６）都がグリーン水素価格の低減や取引量の拡大に向け検討を進める水素取引所やグリーン水素トライアル取引において「水素社会推進法」の支援対象者が製造する水素を取り扱えるようにすること。この水素取引所やグリーン水素トライアル取引は、自治体独自で価格差支援を行う取組であり本法の方向性と軌を一にするものであることから、取引に紐づく水素輸送費用等を含め後押しを行うなど、国として財政面から支援を行うこと。

（７）水電解装置等のグリーン水素製造、運搬、貯蔵に係る設備や定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフト、水素ステーション、その他燃料電池ドローンなどの新たな小型水素モビリティ等の導入について、メーカーや機器及び車両の導入事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業には手厚い支援を行うこと。

また、水素エネルギーの実装化のため、水素製造設備や付帯設備の投資を促進する税制を実施するとともに、広く優遇措置を行うこと。

加えて、水素を利用する新製品の開発や導入の促進に向けて、技術開発の動向等に即した製品の安全性等を評価する仕組みの整備を支援すること。

（８）省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、幅広く財政支援を行うこと。

また、家庭用燃料電池におけるドレン排水に対する取扱いを業務・産業用燃料電池等にも適用するなど、機器を設置しやすい環境についても整備すること。

（９）非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むＺＥＶへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ＺＥＶの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を

行うこと。加えて、燃料電池自動車の特性を踏まえ、レンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

(10) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池タクシー・ハイヤー、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック、燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

また、重点地域の自治体は令和 12 年度（2030 年度）燃料電池商用車の導入台数目標を設定しているが、燃料電池小型・大型トラックの将来的な量産化計画が示されていない。このため、自動車ＯＥＭに対して、自治体が目標を達成できるよう、その前提となる燃料電池トラックの量産化計画の策定を促すこと。

加えて、燃料電池バスや燃料電池トラックに対しては、負担増となる燃料費に対しても財政支援を継続的に行うこと。

観光バスや中型トラック、ごみ収集車をはじめとする各種作業用車両、水素運搬時の脱炭素化に資する水素運搬トレーラー等、燃料電池車両の研究開発、走行実証、導入に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

(11) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

ア　整備に関すること。

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置及び燃料電池商用車の更なる普及に向けて、水素充填量の多い大型車両対応のための能力増強工事など、整備に必要な経費にも拡大し、十分な補助を実施すること。

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外へ充塡を実施する水素ステーションや水素充塡圧力 35ＭＰａの水素ステーション、事業所専用の水素ステーションについても支援対象とし、補助制度の拡充を図ること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供し、活用に向けたあっせんを行うなどの支援を行うこと。

水素ステーション事業者が「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」を申請する際に、新規参入事業者にとっては高度に複雑な手続が多く、水素ステーション整備に着手する際に多大な時間等を要しており、水素ステーション整備の加速化や水素ステーション整備への新規事業者参入の課題となっている。

このため、補助執行機関との調整に要する時間の短縮化、申請マニュアルの充実、相談体制の強化等を図ること。

イ　運営に関すること。

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とすること。水素ステーションを継続的に運営するためには、経常的な経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強工事等による休業時の損失も発生することから、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池商用車対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10 年間程度を明示した継続的な運営費支援策など、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、継続的に実施すること。

加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の３年間から事業運営期間中全体に延長すること。

また、令和５年度から低減された中規模水素ステーションについて、軽減割合を３分の１以上に引き上げること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に 10 か月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能やサービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

運営経費の補助金については、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を踏まえ、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には手厚い支援を行うこと。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習修了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

(12)「規制改革実施計画（令和６年６月 21 日）」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置するとともに、更なる規制の合理化・適正化を進めること。

現状では保安検査に最大２週間程度を要し、その間の営業ができない上、高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、コスト低減に向け、関連業界への働き掛けを実施するとともに、技術開発の支援を行うなど更なる取組を進めること。

また、コスト低減を効果的に実施する仕組みとともに、実施を担う人材育成への支援を検討すること。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地が限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。

また、上部に建築物を有する水素ステーションの整備が可能となるように、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）において、技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの水素タンクは、自動車の継続検査等の際容器再試験が必要であり、試験項目の一部である漏えい試験については、容器最高充填圧力の５分の３以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから試験場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の低下により、試験に必要な圧力を確保できず試験が実施できない場合がある。このため、試験における充填圧力基準を緩和するなど、容器再試験の方法を見直すこと。

(13) 晴海の再開発地区（選手村跡地）における水素導入は、一般住宅地における水素利用のモデルの構築により、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・ＰＲし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、本地区における水素ステーションの運営や定置用燃料電池の維持管理等に対する補助制度を拡充すること。

また、実用段階では日本初となるパイプラインによる水素の街区供給事業を継続させるため、運営費支援などを導入するとともに、水素のパイプライン供給の社会実装化を推進すること。

(14) 都は、令和８年３月に「東京港カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成計画 2.0」を公表し、東京港における脱炭素化に向けた取組を推進しているところであるが、CO_2排出量の多くを占めるふ頭内の荷役機械や車両等のゼロエミッション化が重要な課題となっている。

大型荷役機械であるタイヤ式門型クレーンについては、近年ＦＣ換装型の機種が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素を燃料とするこれらの荷役機械や車両等の導入に当たっては、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが、普及推進を妨げる要因となっている。加えて、港内でCO_2フリーな電力を確保するためのＦＣ型発電システム等、新たな水素需要も想定されているが、従前の化石燃料と比較した調達価格の差が大きいままでは、利用促進が困難である。

東京港におけるカーボンニュートラルポートの早期形成に向け、荷役機械等の導入費用及び運用費用について、十分な財政支援を行うこと。

また、24 時間 365 日稼働する港湾のターミナルにおいて、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給することを念頭に、特にＦＣ型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、水素供給設備について、定置式及び移動式の両方式における安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

(15) 庁有船に関しても、現在、更新期を迎えた指揮艇（注１）や防災船（注２）等は水素を燃料として活用する船舶に置き換える予定である。

現在、これらの設計・建造を行っているところであるが、10 万ｔを超えるような大型ＬＮＧ燃料船を対象とした国際基準をベースに作成した「水素燃料電池船の安全ガイドライン」を適用すると、小型の船舶の実情に合わない項目がある。同ガイドラインにより、水素漏えいが想定される危険場所を設定するため、小型船では船内出入口の設置場所や船室面積に制限を受け、船舶機能が大幅に制限される。

これまでも小型船（20ｔ未満）の実情に合わせ同ガイドラインは一部見直されたが、水素を燃料とする船舶の更なる普及に向け、平水区域で多く運航

されている旅客船（100ｔ程度）まで見直し適用範囲を拡大するなど、引き続き同ガイドラインの見直しを進めること。

（注１）職員輸送や港湾施設、河川施設巡回等に使用する 20ｔ未満の小型船

（注２）河川等水上ルートを活用した災害対応力を強化するとともに、平常時は、防災や水辺環境等に対する理解と関心を深める機会を人々に提供する 100ｔ程度の小型の船舶

(16) 燃料電池を用いた鉄道車両については、鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されている。このことにより、鉄道事業者は個別に手続を行う必要があるため、開発や走行試験、導入の妨げになるおそれがある。

そのため、燃料電池自動車等の規制一元化と同じく、燃料電池を用いた鉄道車両についても、早期に法令の一元化を進めること。

(17) 水素コンロや水素グリル等、水素を直接燃焼させるバーナーが近年登場しており、民間企業や東京都が開催したイベントでも実際に安全に利用された実績がある。

一方、水素を利用する際、消防庁が定める火災予防条例（例）において第３条第 18 項中に気体燃料として水素ガスが例示列挙されていないため、消防署により統一的な取扱いがなされていない実態があり、とりわけ屋内利用での判断に苦慮するケースがみられる。

そのため、同条同項について、プロパンガス、石炭ガスと同様に、水素ガスを例示列挙することにより、気体燃料として明示すること。例示列挙が難しい場合は、個別の通知や通達、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言等として発出し、その旨周知すること。

(18) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性、リスクコミュニケーション等に関して、製品や技術開発の動向を踏まえつつ更なる普及啓発を図ること。

7　気候変動対策の推進

1　実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

（提案要求先　金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・産業労働局）

（１）2050 年ネット・ゼロの実現に向けては、「2030 年までの取組」が極めて重要との認識の下、地球温暖化対策計画等で掲げた取組を加速すること。さらに、新たに設定した 2035 年及び 2040 年の温室効果ガス排出量削減目標の実現に向けた、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大などに関する実効性のある具体的な施策を早期に示すこと。

（２）ＧＸ－ＥＴＳの運用に当たっては、排出総量削減につながる実効性の高い制度とするとともに、先行して高い削減効果を上げている東京都のキャップ＆トレード制度など地方自治体の制度による削減効果・実績を損なわない制度にすること。

＜現状・課題＞

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応とともに、世界全体で「1.5℃追求：2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた具体的な取組が求められている。

国は、令和７年２月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「2050 年ネット・ゼロ」の実現に向けた 2035 年及び 2040 年の温室効果ガス削減目標等を設定した。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を加速させていく必要がある。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を進めていくこと、カーボンプライシングの実効性の確保、カーボンリサイクルなどにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、2030 年及び 2040

年の電力の再生可能エネルギーの割合に係る目標及び電気のCO_2排出係数の実現を確実なものとすべく、取組内容の具体化を急ぐべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた取組内容の具体化等も必須である。さらに、産業活動から排出されるCO_2を可能な限り低減したうえで、なお排出される残余CO_2を適切にマネジメントするためには、CO_2を資源として捉えるカーボンリサイクルが不可欠であり、社会実装を進めていくための取組が必要である。

加えて、国は令和５（2023）年 11 月に「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するＧＸ製品市場に関する研究会」を設置し、政策誘導によるＧＸ市場創出の検討を進めている。令和７（2025）年２月に策定された「ＧＸ２０４０ビジョン」において、ＧＸ価値の見える化やＧＸ製品・サービスの積極調達を進めることとし、令和７（2025）年５月に「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」を設置した。脱炭素に資する製品及びサービスを市場に供給するためにはコストがかかるが、脱炭素社会の実現のためには、こうした製品、サービスが適切に評価され、選択される環境を早期に整備することが重要である。

＜具体的要求内容＞

ア　2030 年までの取組を加速すること

ＩＰＣＣの最新の科学的知見による第６次評価報告書及びＣＯＰ28 におけるグローバルストックテイクの合意内容を踏まえて、2030 年までの温室効果ガス削減に向け地球温暖化対策計画等で掲げた取組を更に加速すること。

イ　2035 年及び 2040 年までの具体的な施策を明らかとすること

令和７（2025）年２月に決定した地球温暖化対策計画及び第７次エネルギー基本計画で明確に示されていない省エネや再生可能エネルギーの利用拡大等に係る各施策の取組目標や内容等について速やかに具体化を図ること。

その際には、企業の投資の予見可能性や地方自治体を含む各主体による脱炭素化の取組推進の視点から、各種目標や実効性のある制度の導入、既存技術で対応が可能な分野において直ちに進めるべき取組等を、2040 年だけでなく 2035 年に向けた目安も含めて明示し、確実に実行していくこと。

また、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、グリーン水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱の活用に係る見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

ウ　脱炭素社会実現のための実効性あるＧＸ－ＥＴＳ

都では、2010 年度から「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を開始し、経済成長と省エネルギーの両立を実現している。ＧＸ－ＥＴＳの運用に当たっては、以下の点を考慮すること。

①　政府指針に基づき対象事業者の排出枠の割当を行う際には、対象事業者が、国の削減目標の確実な達成に貢献する、その排出規模に即した責務を果たす水準とし、排出総量削減につながる実効性の高い制度とすること。また、

排出枠の割当総量と削減目標の整合性を明らかにすること。

② 発電部門のベンチマークについて、燃料種別のみのベンチマークでは、化石燃料利用の総量抑制につながらず、エネルギー基本計画が示す 2030 年の電源構成による全電源平均排出係数の達成が不明確になるため、早期に全電源を対象としたベンチマークを設定すること。

③ 2033 年度から開始される発電部門に対する排出枠有償割当の導入にあたっては、国が想定する 2040 年時点での電気のCO_2排出係数を確実に実現する実効性の高い仕組みとすること。

④ 東京都のキャップ＆トレード制度や地方自治体が実施している報告書制度など先行する制度による削減効果・実績を損なわない制度とすること。

⑤ 排出実績の第三者検証については、算定結果の正確性・信頼性を確保するため、早期に合理的保証水準を確保すること。また、登録確認機関の体制構築や育成に努めること。

エ 家庭部門等の強化

① エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO_2 排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO_2 排出量を表示するなど、CO_2 の可視化の取組を促進すること。

② トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的かつ持続的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、集合住宅や狭小住宅が多い大都市特有の地域特性も踏まえて、財政的措置のより一層の拡充を図るとともに、省スペース製品の開発に向けた支援を実施すること。

また、ヒートポンプ給湯器等により昼間に沸き上げを行うことで、太陽光発電の余剰電力を活用することなどの再エネ電力利用促進につながる仕組みを構築すること。

③ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。

④ 市民生活の基礎となる住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するために、高断熱住宅の重要性を広く周知し、断熱・省エネ改修等への財政的支援を拡充するなど施策を強化すること。

オ オフィスや事業所等における取組

① 一般社団法人日本建築学会等の規準も踏まえ、エネルギー利用の効率化と屋内光環境の最適化との両立に資するＪＩＳ規格の商業施設等への拡充や事業者の取組を促進する施策を強化すること。

② エネルギー利用の効率化と感染症の感染拡大防止との両立の観点から、屋内空気環境の最適化に向けて、事業者が適切な換気量や効率的な換気方法等に関する分かりやすい情報を整備し、それらが入手しやすくなるよう施策を強化すること。

③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。

④　省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

⑤　燃料・製品のＣＩ値について、東京都と連携し全国共通の算定・表示ルールを整備すること。

また、ＣＩ値を公共調達の基準に位置付け、CO_2低排出製品の需要拡大を図ること。

カ　脱炭素社会の実現に向けた普及啓発活動の強化

脱炭素社会の実現には、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を推進するに当たり、深刻化する気候危機の状況を適時に分かりやすく情報発信するとともに、サステナブルな消費行動の促進に向けた商品・サービスのカーボンフットプリント情報の見える化など、行動変容につながる具体的な情報を整備し、普及啓発活動を強化すること。また、個別の支援策や施策が必要な主体に確実に届くよう情報発信を強化すること。

さらに、暑熱対応型の勤務制度など、暑さに適応するための新たなライフスタイルへの転換を推進すること。時期や服装にとどまらず、賢い省エネと快適な暮らしを両立した働き方や暮らし方の新しい標準となる「クールビズ」を全国に展開すること。

キ　地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量、発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。また、地域の住民や事業者等が使用した再生可能エネルギー由来の電力量及び証書を温室効果ガス排出量の削減に反映させるため、それらを把握する仕組みを構築すること。

ク　カーボンリサイクルの社会実装に向けた取組

社会実装に向けた産業間連携を促進するため、排出者にCO_2回収利活用に係る設備の設置を義務付ける制度の構築やカーボンリサイクル製品の需要創出に向けた施策を実施するとともに、カーボンリサイクルにおける環境価値の取扱いについて早期に方針を示すこと。

ケ　ＧＸ製品市場の創出に向けた取組

「産業競争力の強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するＧＸ製品市場に関する研究会」中間整理や、「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」中間とりまとめを踏まえて、製品のＧＸ価値に関する指標や表示スキームの整理、グリーン調達に関するガイドラインの整備や、事業者・消費者等への需要喚起を行うとともに、ＧＸ製品の生産、調達等に取り組む事業者への支援及び国によるＧＸ製品等の積極的な調達の推進も検討すること。

２　建築物の脱炭素化の促進

（提案要求先　国税庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・産業労働局）

（１）エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

（２）住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。

（３）新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化を図ること。

（４）建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と新築建築物への導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

（５）建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

（６）建築におけるライフサイクルCO_2排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた制度を確立すること。

（７）既存建築物の脱炭素化を推進すること。

（８）国等が所管する医療施設の脱炭素化を推進すること。

（９）ＬＥＤ照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

＜現状・課題＞

国は、令和２年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、また令和７年２月に地球温暖化対策計画を改定し「2050 年ネット・ゼ

ロ」の実現に向けた2035年及び2040年の温室効果ガス削減目標等を設定した。新たに建てられる建築物はその多くが 2050 年以降も存在することになるため、建物稼働後にネット・ゼロを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢は、エネルギーの安全保障のぜい弱性という課題を改めて顕在化させた。加えて、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー危機等への対応が求められる中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「へらす」「つくる」「ためる」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「へらす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来にわたり使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

都は、脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、令和４年12月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）を改正し、住宅等の一定の中小新築建物を対象とする制度を創設するとともに、大規模な新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度の強化・拡充を図り、新築時の省エネルギー性能基準の強化や、再生可能エネルギー利用設備及び電気自動車充電設備の設置の義務付け等を行った。

国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和４年６月 17 日に公布され、令和７年４月から原則全ての新築建築物に省エネ基準適合が義務付けられた。しかしながら、改正法においても非住宅の外皮性能については、基準適合が義務付けられていない（新築建築物のエネルギー消費性能は､建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受けるため、都条例においては、外皮性能についても建築主に対し、適合を義務付け）。また、ＥＵでは既に、エネルギーの性能表示について、多くの国が制度義務化しており、都も環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている｡国においても、建築物の販売・賃貸を行う事業者に対して、省エネ性能の表示を努力義務としているが、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の更なる実効性の担保が必要である。

また、令和 12 年度までにＺＥＢやＺＥＨを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要側）での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。令和３年８月のあり方検討会取りまとめにおいて、「2050 年において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し､また、これに至る 2030 年において新築戸建て住宅の６割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されている。こうした状況を踏まえ、住宅トップランナー基準において、太陽光発電設備の設置目標（設置率：建売戸建 37.5%、注文戸建住宅 87.5%）が、令和９年度を目標年度として新たに設定されたが、その目標の達成は不透明である。

さらに、集合住宅においては、太陽光発電設備により発電した電気を建物共用部で使用しているが、パネルの大容量化により余剰電力が多く発生している。現在、管理組合による余剰電力売電についても収益事業として扱われ法人税が課税されており、太陽光発電の設置に大きな障害となっている。

加えて、2050 年ネット・ゼロの実現に向けては、使用時の省エネルギー・創エネルギーだけでなく、製造・建設段階、使用段階、解体・リサイクル段階といった建築物のライフサイクル全体を通じたCO_2等排出量（＝ライフサイクルカーボン（$LCCO_2$））の削減に向けた取組が必要である。

ＬＥＤ照明等の高効率照明については、国は、2030 年までにストックで 100％普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球をＬＥＤ電球に置き換えると、約 85％の消費電力削減が可能である。照明のＬＥＤ化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

改正法により、令和７年４月からは原則全ての新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、省エネルギー性能基準において、住宅以外の新築建物には、外皮基準は適用されず、一次エネルギー消費量基準のみとなっている。建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。その際、現行の外皮性能に関する指標は屋内周囲空間の年間熱負荷を示す値であり、外皮性能そのものを評価するものではないため、建築主が外皮性能の向上について効果的に取り組めるような評価指標及びその算定方法の開発等を進めていくこと。

（２）住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にネット・ゼロを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとすること。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギ

一性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、建築物省エネ法では、地方自治体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性から、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができるとしている。地方自治体が独自に基準強化を行った場合にも、当該所管行政庁や建築主等が国の算定プログラムを活用して基準適合を把握することができるよう、算定プログラムを構築すること。

また、建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

なお、ネット・ゼロの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される省エネ性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データのデータベース化とその共有化を可能とする基盤システムを構築すること。

（３）新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化

新築住宅については、改正法により 2025 年度から適合義務化となり、また、令和３年８月のあり方検討会取りまとめにおいては、2030 年度以降に新築される住宅については、ＺＥＨ水準の省エネ性能に適合することを目指すと示されている。

住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にネット・ゼロを可能とする水準へ速やかに強化すること。

新築住宅の省エネルギー性能を一層向上させるためには、住宅設備の更なる高効率化とその普及が不可欠であり、空調設備や給湯設備における空気熱の利用や設備間での熱の有効活用など、各メーカーが新たな省エネルギー機器の開発、普及促進を図っている。これらの新機種の省エネルギー効果を住宅の省エネ性能の計算において反映、評価できるよう、日本産業規格に定める機器効率の算定方法の見直しを適切に行うこと。

また、そのような環境性能を確保した住宅の取得を後押しするため、不動産取得税について、環境性能に応じた税率の設定や課税標準の特例措置に係

る控除額の設定を行うとともに、新築住宅に対する固定資産税の減額措置について、環境性能の観点も盛り込むこと。

住宅は一部の供給事業者が多数を供給しており、エネルギー消費性能の向上に大きな役割を担っていることから、住宅トップランナー制度対象事業者に建築物省エネ法におけるトップランナー基準への適合を義務化するとともに、その適合状況を公表する仕組みに見直すこと。

（４）建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と新築建築物への導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、太陽光発電設備を設置することの効果や、適切な設置（反射光等の周辺環境への影響への配慮に関する内容を含む。）・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつ分かりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の手続を不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。加えて、太陽光発電設備の設置や廃棄時の取外しの施工能力を有する技術者を育成・確保することや、建築工事を担う事業者と太陽光発電設備設置工事を担う事業者の双方にとって工程管理が円滑となるよう、標準的な工程表を示し周知する等、効率的な施工に向けた支援に取り組むこと。

これらに取り組みながら、地方自治体が先行して取り組んでいる太陽光発電設備の設置義務化等の施策を踏まえ、2030 年において新築戸建住宅の６割に太陽光発電設備が設置されることを目指す国においても、その実現を着実なものとするため、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

また、集合住宅における管理組合の太陽光発電設備による余剰電力の売却については収益事業から除外すること。又は少なくとも売電収入が、一定額以下の場合には、売電収入に係る法人税の確定申告を不要とすること。

（５）建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国の新築建築物の省エネルギー性能表示制度は努力義務化され、一定の進捗がみられるが、第三者認証は任意の表示となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠であり、建築物省エネ法の中で表示を義務付けること。

また、高い環境性能を持つ住宅等の普及には、住まい手等が自ら住まう建物の性能について、正しく理解し、購入等の判断を行うことが必要であるため、断熱・省エネ、再エネとともにＺＥＶ（ゼロエミッションビークル）充電設備の整備状況など、地方自治体の脱炭素社会実現に向けた取組を追加的に情報提供できることをガイドラインに定めること。

（６）建築におけるライフサイクルCO_2排出量把握評価の手法を整備し、その普及拡大に向けた制度を確立すること。

ライフサイクルカーボンの削減には建築物の資材製造・施工段階から使用段階、解体段階に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO_2等排出量を見える化し、建材サプライチェーンを含めた建設時における排出量の把握と削減の取組を推進することが重要である。国は、令和８年７月に建築物省エネ法の一部を改正して、建築物のライフサイクルカーボンの削減に向け、2028年度に制度を開始するとしている。ロードマップでは、制度開始までに建築物の$LCCO_2$の算定ルール、評価基準、表示ルールの作成・公表等を行うとしている。

新たな制度を円滑に開始するために、建築主や建物所有者等に対し建築物の$LCCO_2$削減の必要性を周知すること。また、算定・評価基準等の十分な説明や、制度に関する問合せ窓口の開設、効果的な削減方法の提示などにより、設計者、施工者等の専門家への支援体制を構築すること。

建築物の$LCCO_2$の更なる削減を図るために、多くの建物のデータを分析し、制度対象の拡充や削減策の強化を速やかに図っていくこと。

（７）既存建築物の脱炭素化の推進

ア　既存大規模事業所における脱炭素化の推進

ＧＸ－ＥＴＳの運用に当たっては、排出総量削減につながる実効性の高い制度とすることで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物の脱炭素化を図ること。

イ　中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直し及び国土交通省の建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の検討に当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価され、かつ分かりやすい指標となるよう検討すること。

ウ　既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的にＥＳＧ投資の動きがあるなか、引き続き、既存建築物の脱炭素化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとのCO_2排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じた脱炭素化を促進すること。

また、環境価値評価であるＣＡＳＢＥＥ、ＢＥＬＳなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用に努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ　グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平

成28年２月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知し、グリーンリースの普及拡大を図ること。

オ　既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における対象工事限度額及び控除率並びに固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税の控除期間及び固定資産税の減額期間についても大幅な延長を行うこと。

（８）国等が所管する医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修や再生可能エネルギーの導入が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して医療施設の脱炭素化を図ること。

（９）ＬＥＤ等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

地球温暖化対策計画（令和７年２月）で掲げるＬＥＤ照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、ＬＥＤ照明化は、省エネ効果の高い対策であるため、更なる買替促進に向けて、必要な財政支援を実施すること。

３　東京港における脱炭素化の推進

（提案要求先　経済産業省・国土交通省・環境省）
（都所管局　港湾局）

（１）停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。

（２）ＦＣ型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

（３）ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

＜現状・課題＞

現在、東京港に入港する船舶の多くは、停泊中の電力を船舶に搭載するディーゼル発電機等から確保しており、令和２年時点において、停泊中の船舶から排出される二酸化炭素は、年間で約 76,000t-CO_2と推計されている。

船舶の排出源対策として、陸上電力供給設備を導入し、系統電源や自立分散型発電設備等からカーボンニュートラルな電力を船舶へ供給することが排出量削減に有効であるが、その整備コストはもとより、電気料金等のランニングコストが大きな負担となることが普及推進を妨げる要因となっている。

また、ふ頭内で荷役に使用されている荷役機械の多くは軽油を燃料としており、ふ頭における大きな排出源となっている。近年、タイヤ式門型クレーンについてはＦＣ換装型の荷役機械が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが課題となっている。

加えて、24 時間 365 日稼働する港湾のターミナルにおいて、ＦＣ型荷役機械を安全かつ円滑に導入し、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給するためには、関係事業者に対して安全対策や管理体制、作業手順等が示され、それらが遵守されることが不可欠である。

一方、多くの普通倉庫、冷凍冷蔵倉庫、工場等が立地する、いわゆるふ頭背後地から排出される二酸化炭素は、東京港全体の過半を占めることから、関係事業者の脱炭素化に向けた取組を促進する必要がある。

建物内で省エネ型の設備や機器（フォークリフト、搬送車等）を導入することが、脱炭素化に有効な取組であるが、こうした取組は高額な初期投資が必要である。更なる普及を促すためには、事業者の実態に即した取組の具体例などを示すとともに、財政支援の拡充を行うことが求められる。

都は、令和５年３月に策定した「東京港カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成計画」をアップデートし、令和８年３月、「東京港ＣＮＰ形成計画 2.0」を公表した。本計画において、都は、移動式水素ステーションを活用し、荷役機械に水素を供給するなど、カーボンニュートラルポートの早期形成に向け、新たな取組を実施することとしている。

＜具体的要求内容＞

（１）停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電力供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。

（２）ＦＣ型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うとともに、水素供給設備について、定置式及び移動式の両方式において、安全対策や管理体制、作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

（３）ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

８　道路における環境対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

二酸化炭素排出量の削減に寄与する低炭素アスファルトの普及促進を図るとともに、幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策などに関する必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

低炭素アスファルトについて、都はその使用を原則とするなど普及促進を図っている。一方、国は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の一部改正を行うことにより、道路分野の脱炭素化を図ろうとしているが、更なる二酸化炭素排出量の削減を実現するためには、多くの自治体で低炭素アスファルトを積極的に活用することが不可欠である。

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）脱炭素社会の実現に向け、国が使用する低炭素アスファルトについてアスファルト混合物審査委員会の事前認定を取得するなど自治体の利用促進に向けた環境の整備を図ること。
（２）騒音対策としての低騒音舗装や緩衝建築物一部負担、ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（３）騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
（４）自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参　　考

1　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち補助事業費（国費）
沿道環境改善事業	19,014	1,882（944）
低騒音舗装	14,322	1,587（797）
遮熱性舗装・保水性舗装	4,544	150　（75）
防音工事助成	3	0　（0）
緩衝建築物一部負担	145	145　（72）

区　　分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	29	4

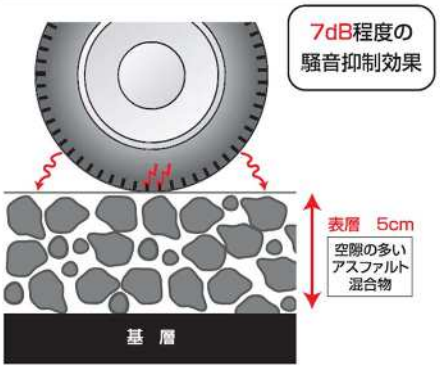
都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
沿道環境改善事業（国費）	144（72）	60（30）

低騒音舗装



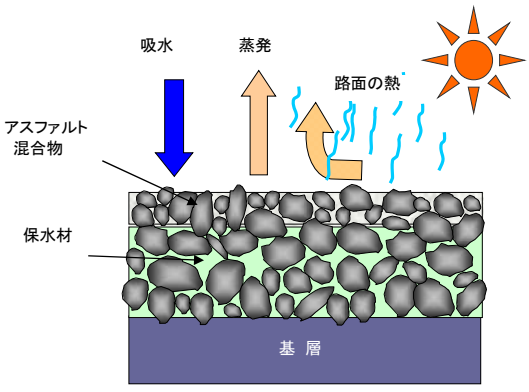
- 隙間の多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- 通常の舗装と比べ路面の騒音を７dB程度抑制する。

遮熱性舗装



- 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。

保水性舗装



- 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

９　脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化

（提案要求先　金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省）
（都所管局　産業労働局）

（１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
（２）中小企業の脱炭素の取組の促進に向け、Ｊ－クレジットの創出に向けた支援や、海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

＜現状・課題＞
エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。
こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。
脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的に成長し、発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。
国では、令和７年度補正予算の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」において工場・事業場で実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新や新設を支援するなどしている。
カーボンニュートラルの実現に向けては、企業活動においても、製造工程等から自社製品の輸送等のサプライチェーン（Scope３）までを含めた温室効果ガスの削減が重要であり、取引先からカーボンニュートラルへの協力を要請される中小企業も増加している。そのため、国は、中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発、排出量算定等に取り組むことができるように後押しする必要がある。
また、企業が脱炭素化の取組を進めるに当たり、自らの省エネや再エネ活用等の取組に加え、自社では削減が困難な排出量についてオフセットが可能なカーボンクレジットの活用も有効である。
国は、Ｊ－クレジット制度を運営し、事業者等の省エネ・再エネ設備導入等を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しているが、制度創設以降、単年度当たりのＪ－クレジットの認証量や償却量は増加していない。
さらに、令和８年度から本格稼働を開始した排出量取引制度（ＧＸ－ＥＴＳ）では、Ｊ－クレジット及びＪＣＭの活用のみが認められており、カーボンクレジットの質・活用の両面で国際的なルールメイキングが進む海外ボランタリークレジットは対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発、円滑な排出量算定等の更なる支援強化を図ること。

（２）中小企業の更なる脱炭素化の取組を後押しするため、プログラム型プロジェクトなどのＪ－クレジットの創出に向けた支援をより一層進めるとともに、カーボンクレジットを活用してブランディングを行う取組に対する支援を行うなど、良質で信頼性の高い海外クレジットを含むカーボンクレジットの取引活性化に向けた取組を推進すること。

１０　資源循環施策の強化

（提案要求先　経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

（１）一般廃棄物処理計画の策定等に際し、ごみの減量化や再資源化などを着実に進めるため、都道府県が区市町村に対してより積極的な役割を果たせるよう、必要な措置を講じること。

（２）小型家電リサイクルの取組の定着に向け、あらゆる小型電子機器等の回収のための支援策を講じること。

（３）希少資源の循環促進や有効活用に向けた取組を強化すること。

＜現状・課題＞

（１）区市町村が策定する一般廃棄物処理計画については、都道府県による特段の関与規定がない。また、廃棄物処理施設整備を対象とする循環型社会形成推進交付金の申請時に区市町村が作成する循環型社会形成推進地域計画において、都道府県の関与は「確認」に留まる。

今後、人口減少等に伴うごみ量の減少が見込まれる中、廃棄物処理の効率低下や整備費・処理費の高騰、人材不足や技術継承といった課題への対応が迫られており、都道府県と区市町村の一層の連携が求められる。

（２）平成 25 年４月に施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）では、区市町村が分別収集する責務を負うが、その際、収集・処理コストが増大することのないようにする必要がある。一方で、制度創設時には採算性が確保されることを前提としていたが、近年は資源価格の変動や処理コストの上昇等により、認定事業者への引渡しが逆有償となるケースが拡大している。区市町村においては回収量の増加に伴い財政負担も増加する構造となっており、小型家電の回収拡大が進みにくい状況にある。

小型家電リサイクル法において、製造事業者は、解体容易性の向上や原材料に配慮しリサイクル費用の低減に努めることとなっているが、それらの情報は、収集処理責務がある区市町村において必要である。

（３）小型家電リサイクル法により、希少金属の再資源化に向けた使用済小型家電のリサイクルの仕組みが構築された。都内でも多くの区市町村が小型家電リサイクルに取り組むようになったが、国が掲げる回収量の目標達成には遠く、国民に小型家電リサイクルが浸透しているとは言い難い状況にある。

昨今の国際情勢の変化等を背景に、重要資源の安定確保が喫緊の課題となっていることから、東京都では、都内の使用済小型家電等に含まれる希少金属等を「東京鉱山」として有効活用する取組を推進し、資源の回収・再資源化の促進を図っている。

希少金属を比較的多く含有するパソコンをはじめとした小型家電のリサイクルを一層普及・定着させることは、経済安全保障や資源の有効活用の観点から重要であり、これまで以上に積極的な後押しが必要となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）地域の実情に即した廃棄物の減量及び再資源化を進めるとともに、持続可能な区市町村の廃棄物処理体制の再構築に向け、区市町村の一般廃棄物処理計画策定の際は、都道府県の意見を聴くことや、都道府県の計画（処理の広域化・施設の集約化、ごみの減量化、プラスチック分別収集等を含む）との整合性に留意するなどの規定を追加すること。また、循環型社会形成推進地域計画の承認に際しては、都道府県の意見を求めることとする規定を追加すること。

（２）小型家電リサイクルに当たっては、区市町村の回収量拡大を促進するため、必要な財政措置を講じること。

加えて、違法な回収事業者への対策を区市町村が定める処理計画に位置付けるとともに対策への支援策を講じること。

（３）国民に対する小型家電リサイクル制度の更なる普及啓発を図るとともに、重要資源の安定確保及び資源循環の推進に向け、国内における小型家電のリサイクル率向上に向けた支援策の拡大や、国民が身近に利用可能な民間事業者が設置する小型家電の回収拠点を大幅に増大させるなど、使用済小型家電等の回収及び再資源化の促進に向けた取組を強化すること。

１１　散乱ごみ対策の強化

（提案要求先　国土交通省・観光庁・環境省）
（都所管局　環境局・産業労働局）

（１）散乱ごみ対策の強化に向けて、地域美化を担う区市町村への支援を拡充するほか、旅行者向けに、ごみのポイ捨て禁止等のマナー啓発を強化すること。

（２）人が多く訪れる場所へのリサイクルステーションの整備や効率的で持続可能な管理運営を促進するため、必要な支援を拡充すること。

（３）各地の実態に即した適切な対策の実施につながるよう、国において散乱ごみの調査方法や評価手法、適切な指標の設定方法等を確立すること。

（４）区市町村が各地域の条例等に基づいて実効性のある対策を取ることができるよう、違反者の特定や指導、関係機関や地元との連携等に必要な支援を行うこと。

（５）散乱ごみ対策をサプライチェーン全体で推進する仕組みづくりや支援充実等を進めること。

＜現状・課題＞

近年、コロナ禍を契機とする行動様式の変化などにより、公共空地や路上でのごみの散乱が一部地域で社会問題化している。

また、2025 年の訪都外国人旅行者は３年連続で過去最多を更新し、経済的な効果をもたらす一方で、一部の地域では、ごみや混雑等への影響も生じており、特に散乱ごみの増加が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、都は清潔で魅力ある都市環境の維持を図るため、区市町村や事業者、団体等の多様な主体との連携のもと、東京の環境美化を向上する「ＴＯＫＹＯクリーンアップアクション」を令和８年度から開始している。

具体的には、地域と連携した清掃美化活動やポイ捨て対策に係る予防・監視の取組を推進する区市町村を支援するほか、スマートごみ箱などリサイクルステーションの整備・管理運営等を行う区市町村・公共交通事業者等をサポートしている。加えて、「ＫＥＥＰ　ＴＯＫＹＯ　ＣＬＥＡＮ（東京をきれいに）」を合言葉に、「ポイ捨てしない」「ごみは持ち帰る」等のルールやマナーの啓発など、オ

ール東京で街を綺麗にする呼びかけを行っている。さらに、同年８月には、東京都廃棄物審議会に「散乱ごみ対策の強化」を諮問し、条例化を含めた実効性ある施策の検討を進めているところである。

散乱ごみ対策の推進に当たっては、地域美化を担う区市町村の取組が重要であり、国も事例集の作成や補助制度等を通じ区市町村の支援を行っているところであるが、地域の実情を踏まえた更なる支援の拡充が必要である。

散乱ごみを抑制するためには、旅行者向けマナー周知の取組も欠かせない。国も訪日外国人旅行者向けの啓発動画の作成を行っているが、一層強化していく必要がある。また、人が多く訪れる場所へのリサイクルステーションの整備が有効であるが、設置や維持管理、回収・処理の負担が重いことなどから、整備が進んでいない。

散乱ごみは、多数の排出者から少量のごみが排出されることや、ごみの種類や発生場所が多岐にわたることなどから、種類や量などの実態を正確に把握することが難しく、各地域で行われる対策への適切な評価を行うことが困難である。

また、都内の８割以上、全国でも約６割の区市町村で散乱ごみ対策に関する条例を制定し、各地域の状況に応じた取組を進めているが、環境省の「『ポイ捨て』に関する調査報告書（令和５年度）」によると、違反者の特定のほか、違反者への指導方法、罰則等の適用方法などが条例等を施行したことによって生じた課題として挙げられており、各自治体における条例の実効性の担保が課題となっている。

さらに、散乱ごみ対策には、ごみの持ち帰りを広く消費者・来街者に訴求することに加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく土地・建物所有者による清潔の保持の徹底、製造・流通・販売の各過程と連携した散乱ごみの発生抑制や循環利用促進など、サプライチェーン全体での取組強化が必要であり、こうした取組を仕組み・支援両面から国が主導して推し進める必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）散乱ごみ対策の強化に向けて、国内外の来街者が多く訪れる繁華街や観光地などを中心に、地域美化を担う区市町村への支援を拡充するほか、旅行者向けに、ごみのポイ捨て禁止等のマナー啓発を強化すること。

（２）人が多く訪れる場所へのリサイクルステーションの整備や効率的で持続可能な管理運営を促進するため、必要な支援を拡充すること。

（３）各地の実態に即した適切な対策の実施につながるよう、国において全国の散乱ごみの調査方法や評価手法、適切な指標の設定方法等を確立すること。

（４）区市町村が各地域の条例等に基づいて実効性のある対策を取ることができるよう、違反者の特定や指導、関係機関や地元との連携等に必要な支援を行うこと。

（５）散乱ごみの原因となる製品の製造・販売事業者等に対して、散乱ごみの発生抑制や、再生材の活用、再資源化しやすい原材料の活用等の取組を促すことを含め、散乱ごみ対策をサプライチェーン全体で推進する仕組みづくりを行うとともに、必要な支援の充実や国が管理する土地・建物における率先行動の徹底、広報啓発活動の強化を進めること。

１２　食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進

（提案要求先　消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

食品ロス削減に向け、発生量の多い家庭や外食産業での対策として、新たな技術やサービスの活用を促進すること。また、食品ロス削減を進めてもなお排出される食品廃棄物のリサイクル促進に向け、自治体や民間事業者等の取組を支援すること。

＜現状・課題＞

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和６年度実績で 461 万ｔと推計されており、これは国連世界食糧計画（ＷＦＰ）による食糧援助量（約 480 万ｔ）に相当する膨大な量である。

① 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）に基づき、令和７年３月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が変更された。都においても東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画等に基づき、2035 年 65%減（2000 年度比）、2050 年食品ロス実質ゼロに向けて多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。

② 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の３分の１に上る。農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において、加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめや、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。また、新型コロナウイルス感染症５類移行後の外食産業からの食品ロスについては、需要回復やインバウンドの拡大等により増加したことから、更なる削減の取組が不可欠である。さらに、事業者による食品寄附に当たっては、一部の損金算入が可能となっているが、より強いコストメリットが求められている。

③ 国内の食品ロスのうち、約５割は家庭から発生しており、事業系と比べて削減幅が少ないことから、家庭系での対策を強化する必要がある。買い物前のストックチェックや、消費時期を踏まえ、商品棚の手前等にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」等、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。

④ 令和６年度から計 35 の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。

発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組

むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。

また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の４業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。

⑤　飲食店等や家庭から排出される食品廃棄物は、多くが可燃ごみとして清掃工場で焼却されている。食品ロス削減を進めてもなお排出される食品廃棄物については、脱炭素化や飼料化肥料化などのバイオマス資源としての活用を促進するためにも資源化処理が必要である。今後、家庭と飲食店等の外食産業から排出される食品廃棄物の処理先を確保するためにも、飼料・肥料として循環利用できることに加え、メタン発酵による再生可能エネルギーを創出するなどの食品リサイクル施設の整備を促進することが重要である。

施設整備に係る経費への支援としては、市町村による生ごみ等の有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設・増設に要する費用が「循環型社会形成推進交付金制度」の対象とされている一方、民間事業者による整備に対しては、家庭系・事業系どちらの食品廃棄物を対象とした施設であっても、補助制度が存在しない。

また、令和７年３月の「一般廃棄物処理システム指針」の改訂を踏まえ、市区町村が実施する生ごみ等の分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費について、特別交付税措置が講じられることとなったが、地方交付税不交付団体である特別区は措置を受けることができない。

＜具体的要求内容＞

物価高騰、物流のドライバー不足といった社会情勢の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強靭化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

①　フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう更なる施策を講じること。

②　ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、ＡＩ、ＩＣＴ等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、社会実装に向けた取組を加速すること。

さらに、外食産業において、需要予測や急速冷凍などの新たな技術の活用を促進するとともに、インバウンド向けに分かりやすいメニュー表示や食べきりを促す取組等を強化すること。

ニーズの高い温度管理が必要な食品寄附をしやすくするため、地域循環型のスキームを構築し、フードバンク等と連携して、発生した食品ロスの寄附を促進すること。あわせて、小売・外食などの少量寄附者であっても損金算

入制度を利用しやすくなるような仕組みへの改善を含め、更なるコストメリット等を得られる支援策を講じること。

③　消費者の食品ロスに関する実態把握や理解が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。また、家庭でのロス対策に有効な新たな技術やサービスの活用を推進すること。

④　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。

　また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。

⑤　食品リサイクル施設の整備を促進するため、循環型社会形成推進交付金にとどまらず、自治体による施設の新設・増設や処理能力の増強に対する財政的な支援を更に拡充するとともに、民間事業者の施設整備に対する補助制度を創設すること。また、区市町村による生ごみの再資源化に当たり、過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な負担軽減策を講じること。

１３　プラスチック対策の推進

（提案要求先　経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

（１）プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なリデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。

（２）リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

＜現状・課題＞

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、大量生産・消費・廃棄の一方通行型経済から、資源を再利用し、新たな投入量を減らすサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和４年４月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（１）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（２）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（３）製造事業者等による自主回収の促進、（４）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組を行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。特に、プラスチック使用製品の使用後の段階において排出の抑制や再資源化を行うに当たっては、リデュース・リユース及び水平リサイクルが可能であることが必要であるが、プラスチック使用製品の環境配慮設計が不十分であるため、その多くが熱回収処理されているという現状がある。

第５回国連環境総会で検討された法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定については、現時点で合意には至っていないものの、引き続き協議が進められている。また、ＥＵにおいては、2026 年８月に再生材使用率義務化を含む包装・包装廃棄物規則が適用開始された。

プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。

また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法を含めた施策を検討することが重要になっている。

これらに加え、プラスチック製品の製造・販売事業者による自主回収・リサイクルについても、その手続が煩雑である等の課題がある。そのため、自主回収やリサイクルをスムーズに行えるような仕組みの構築が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）第７条の４）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第７条の６）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等に十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

（２）プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第６条第１項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費が全て区市町村の負担となっている。この経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、結果として特別区は措置を受けられていない。区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な負担軽減策を講じること。

また、特別交付税措置を考慮してもなお、依然として、分別収集量が増えるにつれて、区市町村の再商品化に要する経費が増加する構造的な課題があることから、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策や取組を積極的に誘導するような施策を講じること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第７章）の拡大に応じて、中間処理施設やリサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

（３）リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂と化石由来樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は欧米諸国の一部が導入している使い捨てプラスチック製品への課税のように、化石由来樹脂課税により使い捨てプラスチック製品や化石由来樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイ

クル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

（4）事業者による自主回収・リサイクルの拡大

プラスチック製品について、製造・販売事業者による自主回収・リサイクルを推進するため、プラスチック資源循環法に基づく大臣認定制度を事業者へ周知し、活用を働き掛けるとともに、手続の簡素化等に積極的に取り組むこと。

（5）プラスチック使用製品の環境配慮設計の実効性を高める方策の検討

プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の水平リサイクルを一層推進するため、プラスチック使用製品設計指針に伴う認定制度において、より多くの製品分野ごとの設計認定基準を定めるとともに、設計認定を受けた製品の普及を促進するための強力なインセンティブを講ずること。また、認定を受けた製品の優遇措置だけでなく、設計認定基準を満たしていない製品の流通を低減させる措置など、制度の実効性を高める方策を検討すること。

１４　リチウムイオン電池の適正管理

（提案要求先　経済産業省・環境省）
（都所管局　環境局）

リチウムイオン電池の適正管理を確保する方策を確立すること。

＜現状・課題＞

スマートフォンやモバイルバッテリー、電子たばこ等に使用されているリチウムイオン電池は、力を加えられたり、損傷を受けたりすると発火しやすく、様々なごみと混ざって廃棄されたリチウムイオン電池が収集車両や処理施設で破損し、発火事故を招くケースが頻発している。

この要因として、リチウムイオン電池内蔵製品の多様化や電池使用の表示がないことから、内蔵されたリチウムイオン電池が住民に認識されていないことや、リチウムイオン電池の発火危険性や有害ごみ等の分別ルールが住民等に浸透していないことから、適切に排出されないことなどが考えられる。

また、（一社）ＪＢＲＣは協力店などで小型充電式電池等を回収しているが、回収拠点数が少ないこと、会員の製品以外は回収しないこと、会員の製品であっても破損や膨張した電池は回収しないことや電池内蔵製品は回収していないことなどの課題がある。経済産業省では、令和８年度から資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）において、小型二次電池製造事業者、小型二次電池を使用する製品の製造事業者及びそれらの輸入販売事業者（以下「製造事業者等」という。）に自主回収・再資源化の責務を課す「指定再資源化製品」に、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスが追加されたが、他の多くの内蔵製品は依然として回収義務の対象外となっている。

令和７年４月には、環境省から、家庭から排出される全てのリチウムイオン電池とその内蔵製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）の安全な処理体制の構築を市町村に求める通知が発出されたが、回収時の安全を確保するには財政面等の負担があることや適正処理・再資源化事業者が限られていること、火災防止対策を行う際の循環型社会形成推進交付金の対象を自治体が一般廃棄物処理施設を整備する場合に限っていること等の課題がある。

また、通知では、廃棄物処理施設を含む公共施設に係る火災事故からの復旧について、火災復旧事業債及び特別交付税による地方財政措置が講じられるとしている。一方、自治体や排出事業者が委託する収集運搬業務のほか、産業廃棄物の中間処理業務において火災事故が発生した場合の車両や設備の復旧にかかる措置については対応が示されていない。火災の原因となったリチウムイオン電池の排出者の特定は極めて困難である中、復旧にかかる費用について、現状では事業者の負担となっている。

リチウムイオン電池等に含まれるリチウム、コバルト、ニッケル等の重要鉱物については、海外依存度が高く、将来的な需給の逼迫や価格変動のリスクが指摘されているにもかかわらず、国内ではリチウムイオン電池等からブラックマスま

での再資源化は可能であるものの、国内における処理・精製コストの高さや安定的な需要の確保等に課題があるため、国内で資源循環がなされず、ブラックマスが国外に流出している。

また、安全性が高く、資源制約の少ないナトリウムイオン電池をはじめとした次世代蓄電池の研究開発及び社会実装を国が主導して推進し、官民が連携して普及促進を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

区市町村及び製造事業者等がリチウムイオン電池等の安全かつ安定的な管理を行うために、国の責務として以下の対策を講じること。

① リチウムイオン電池等の誤った廃棄による発火の危険性、廃棄の際の注意点等を広く国内消費者及び国外からの旅行者等に浸透させ、確実な行動変容につなげる実効性ある取組を実施すること。

② 小型電子機器等にリチウムイオン電池等が使用されていることが分かるよう、当該製品の製造事業者等に対して、製品本体への電池の種類等の分かりやすい表示など、資源有効利用促進法に基づく製品への適切な表示を徹底させること。あわせて、表示に関する消費者の認知を高めるよう、広く周知を行うこと。

③ リチウムイオン電池に関する更なる安全技術の向上や、製造事業者等による安全に配慮した設計の促進など、海外からの輸入製品も含めた製品の安全確保に向けた適切な措置を講じること。

また、資源有効利用促進法及びプラスチック使用製品設計指針に基づき、製造事業者に対し、使用の安全上、問題のない製品については、製品に内蔵されるリチウムイオン電池を簡単に取り外せる設計とするよう働きかけを徹底すること。

④ 資源有効利用促進法により義務付けられている製造事業者等による自主回収と再資源化に関しては、量販店だけでなく住民に身近な販売店等の回収拠点を拡大させるとともに、既存拠点を含めて適切な周知を徹底させること。

特に、新たに回収義務の対象となった３品目については、製造事業者等に回収方法や回収拠点などについて分かりやすく明示させること。

また、事業者団体の会員以外の製品や破損・膨張した電池も含めた回収等、すでに流通している製品も含め製造事業者等に対して回収の実効性を高める措置を講じるとともに、資源有効利用促進法における回収義務の対象となる内蔵製品を更に追加するなど、製造事業者等による自主回収・再資源化ルートを拡大すること。

なお、資源の有効利用を目的とした法律に基づく取組を徹底しても、リチウムイオン電池等の安全かつ安定的な管理が困難な場合には、リチウムイオン電池等の安全確保から回収及び資源化までの取組を総合的に推進することが可能な法体系の検討を行うこと。

⑤ 廃棄物として排出される破損・膨張した、又は製造事業者等が不明のリチウムイオン電池等も含め、自治体が回収し、適正処理・再資源化するにあた

り、安全で実効性の高い方法を確立するとともに、安全対策等に必要な財政支援を行うこと。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬車両や処理施設において、意図しないリチウムイオン電池の混入を原因として火災が発生した場合には、事業者が車両や施設を迅速に復旧し、安定して事業を継続できるよう必要な措置を講じること。

⑥　回収したリチウムイオン電池等に含まれるリチウム、コバルト、ニッケル等の重要鉱物を再資源化し、国内で再び電池原料等として活用する循環ルートの構築を推進すること。あわせて、安全な処理等を前提として、排出量に見合った適正処理・再資源化事業者の確保を行うこと。

⑦　分別の徹底のため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）にリチウムイオン電池等の危険物が入っていないことを確認した旨のチェック項目を設けること。

⑧　リチウムイオン電池等に代わる、安全性が高く、原材料の安定的な確保が可能なナトリウムイオン電池などの次世代蓄電池について、研究開発及び社会実装を官民一体で推進し、その普及促進に必要な施策を講じること。

１５　持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用

（提案要求先　資源エネルギー庁・環境省）
（都所管局　環境局）

（１）ＳＡＦの原料としてポテンシャルの高い廃棄物及び廃食用油をどの程度活用していくのか、方向性を明確に示すこと。
（２）家庭からの廃食用油の回収促進を図る施策を推進すること。
（３）廃棄物及び廃食用油をＳＡＦ原料として活用することに取り組む自治体や民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

＜現状・課題＞

都は、国際空港を有することから国内外の航空機の往来が活発であり、離島との空路も不可欠であるため、航空機から排出される二酸化炭素排出量の低減に向けた取組が重要となっている。

国の資料では、廃棄物はＳＡＦ製造のポテンシャルが高いことが示されており、都においてもＦＳ調査を実施しているが、国内における廃棄物からの商用生産には技術面や資金面での課題がある。

また、廃食用油は、業界団体の資料によると、事業用はほとんどが回収され再生利用されているのに対して、家庭用はわずか４％程度の回収にとどまっていることから、家庭からの廃食用油の回収を拡大し、ＳＡＦ等の原料として活用することが求められる。

国は、早急に、廃棄物及び廃食用油を原料とするＳＡＦの製造に係る方向性を示すとともに、自治体の実情を踏まえた国の積極的な支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）ＳＡＦの原料として、廃棄物及び廃食用油をどのように活用していくのか、目標や取組の方向性を明確に示すこと。
（２）家庭からの廃食用油は多くが廃棄されていることから、住民にＳＡＦの原料として有用な資源であることを周知の上、回収促進につながる施策を推進すること。
（３）廃棄物及び廃食用油をＳＡＦ原料として活用するために必要な技術的課題の解決並びに安定的なサプライチェーンの構築等に取り組む自治体や民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

１６　実効性の高い暑さ対策の推進

（提案要求先　内閣官房・国土交通省・環境省）
（都所管局　環境局・政策企画局・総務局・都市整備局・保健医療局・建設局）

（１）熱中症の危険性に関する普及啓発活動を大幅に強化し、継続して広報を展開するとともに、効果的な暑さ対策を実施すること。また、暑さへの適応に向けた国民・事業者の行動変容の促進をすること。

（２）まちなかの緑陰や日よけの充実、路面温度の低減など、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成に向けた整備を強化すること。

（３）熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮すること。

（４）熱中症特別警戒情報の伝達経路は、デジタル技術を活用して都道府県・区市町村などの関係機関や住民に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。また、関係省庁からの伝達経路を明示すること。

（５）熱中症特別警戒情報の伝達方法及びクーリングシェルターの指定、管理や開放に関して、各自治体から寄せられた意見・質問等や運用面で想定される課題等について、ＱＡ形式等により速やかに見解を公表すること。

（６）クーリングシェルターの指定や開放に必要な支援策を講じること。また、国の施設においても、区市町村が早期にクーリングシェルターとして指定できるよう、施設名等を早期に公表すること。

＜現状・課題＞
近年の暑さはもはや従来の延長線上にあるものではなく、命を脅かす災害級の

暑さが常態化しつつある中、国民の命と健康を守る暑さ対策には一刻の猶予も許されない。国民が安全・快適に暮らせる社会の実現に向け、一層の取組強化が必要である。

（効果的な暑さ対策及び普及啓発について）

熱中症による死亡者数は、自然災害よりも多い状況である中、熱中症のリスクやその軽減のための基本的な知識の普及のほか、時期に応じた効果的な暑さ対策の実践の促進や、新技術の開発・実装化及び普及を進めていかなければならない。

また、都では、賢い省エネと快適な暮らしを両立する新しいライフスタイルの新常識として「東京クールビズ」を年間を通じて推進しており、早朝勤務やテレワーク、暑さマップの活用など、エネルギー情勢も踏まえつつ暑さに適応した新しいライフスタイルへの転換が必要である。

（ヒートアイランド対策について）

暑さ対策を推進する上では、猛暑の中でも安全・快適に生活できるよう、まちづくりの観点からの取組を強化していくことが求められる。

都においては、緑の分布などの被覆状態や排熱量が地域によって異なることから、都内全域で画一的な対策を講じていくのではなく、地域・地点特性に応じた施策展開や都市環境の整備を進めていくことが重要である。

（熱中症特別警戒情報等について）

現行の熱中症警戒アラートにおいては、国から都を経由して区市町村へ伝達しているが、熱中症特別警戒情報について、環境省からのメールによる通知など、情報の伝達がシステムではなく、人の手を介して行われるため、迅速・正確に行われないおそれがある。また、発表されない日でも、運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。環境省以外の伝達経路は、令和６年２月 27 日に公表された熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針において、具体的な手段が明示されておらず、警報伝達の即応性、実効性の確保の点で懸念がある。特に、気象庁からの伝達方法については、「気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。」といった例示にとどまり、具体的にどのような形式でどのような内容の情報となるのか示されていない。

熱中症特別警戒情報の発表基準においては、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（ＷＢＧＴ）が 35（予測値）に達する場合」となっているが、建物が密集し人工被覆が多い都心部と、山間部や島しょ部では、気象条件の差異が非常に大きく、地域の暑さの実態に応じた発表とならない可能性が高い。

（クーリングシェルターについて）

区市町村が指定することができるクーリングシェルターの施設条件については、改正気候変動適応法及び省令では、適当な冷房設備を有すること、必要かつ適切な空間を確保することなどが示されているが、受け入れることが可能であると見込まれる人数の算出基準が示されておらず、また、協定締結者となる施設の管理者に関する定義が不明確である。これらの内容は、都内区市町村等からも複数質問が寄せられており、法施行後の運用面での懸念がある。クーリングシェル

ターの利用促進に向けた認知度向上も重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）これまで、省庁横断的に熱中症予防キャンペーンが実施されてきたが、熱中症による死亡者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、きめ細かく分かりやすいキャンペーンなど効果的な普及啓発活動に継続して取り組むこと。

　また、暑熱順化への取組や暑さチェッカー（暑さ指数計測器や温湿度計）の活用など、時期に応じた効果的な暑さ対策の実践を促進するとともに、高齢者や子供等の熱中症リスクの高い方への対策を強化すること。

　あわせて、熱中症を防ぎ快適な生活を実現するために、スタートアップ等による新技術の開発・実装化及び普及を促進すること。

　さらに、暑熱対応型の勤務制度など、暑さに適応するための新たなライフスタイルへの転換を推進すること。時期や服装にとどまらず、賢い省エネと快適な暮らしを両立した新しいライフスタイルの新常識となる「クールビズ」を年間を通じて全国に展開すること。

（２）まちなかの緑陰や日よけの充実、路面温度の低減など、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成に向け、国での取組を強化するとともに、民間事業者や自治体に対する十分な財政支援や情報発信等を実施すること。

（３）熱中症特別警戒情報の発表基準について、都道府県単位での発表が基本とされているが、同一都道府県内であっても地域ごとに気象条件が大きく異なることから、都道府県単位よりも細かい単位を設定するなど、地域性を考慮した基準とすること。

（４）熱中症特別警戒情報については、国がデジタル技術を使って一斉に情報発信することにより、法定化された重要な情報を住民や関係機関に迅速かつ正確に伝達するとともに、都道府県・区市町村職員の作業負担を軽減すること。

　また、関係省庁から都や関係区市町村へ遅滞なく情報が伝達されるようなサブルートを明示するとともに、原則報道機関の協力を得て積極的に国民へ周知するという考えに基づく対応をすること。

（５）クーリングシェルターの指定や管理、開放について、事例で示すだけではなく、各自治体から寄せられた意見や要望等を踏まえ、運用面で想定される課題（受入可能人数の算定方法や協定締結者の考え方）等をＱ＆Ａ形式などにより整理し、「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」等に記載し、早期に公表すること。

（６）区市町村での指定や施設管理者の開放に多大な負担が生じることのないよう、必要十分な支援策を講じること。

　また、区市町村の施設だけでなく、国や都道府県、民間施設の幅広い活用が行われるよう、利用者への認知度向上や利用を促すための普及啓発を強化すること。特に、国の施設は早期に公表し、速やかに区市町村がクーリングシェルターとして指定できるようにすること。

１７　学校施設の空調設備整備に対する支援

（提案要求先　文部科学省）
（都所管局　教育庁）

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

さらに、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

＜現状・課題＞

（１）区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は、平成 22 年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安全・安心な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成 25 年度末に完了し、平成 26 年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成 30 年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設した。国はリース方式の空調設備整備について国庫補助対象としていないが、都は、令和元年度からリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。また、普通教室の空調の多くが更新時期を迎えるため、令和８年度から、リース方式を含め、普通教室の空調更新の支援を開始した。

国の空調設備整備事業において、学校体育館等は断熱性の確保を条件として採択されているが、そのほとんどが補正予算によるものである。

（２）都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、トイレの洋式化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴う暑さ対策として、学校体育館等や特別教室への空調設備の整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）猛暑日等の日数は増加傾向にある。小・中学校は、児童・生徒が１日の多くの時間を過ごす場所であり、また、学校体育館は、災害時には避難所となる。そのため、空調設備の更新や特別教室及び学校体育館等への新設を早期に計画的に実施する必要があることから、区市町村立学校の空調設備整備について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、採択を保留することなく当初予算により採択すること。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

（２）都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

18 セーフシティ 都市の強靭化

１　ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　政策企画局・都市整備局・建設局）

「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設、人材の確保に向けた取組を進めること。

＜現状・課題＞

気候変動の影響で激甚化する風水害や、いつ起きてもおかしくない首都直下地震・火山噴火などの危機に直面する中にあっても、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、令和４年 12 月に「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」を始動した。令和５年 12 月には、危機への備えを更にレベルアップした「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」を公表した。

また、「2050 東京戦略」（令和７年３月策定）に掲げた都市の強靭化等の戦略を推進・加速するため、自然災害に加え、厳しさを増す暑さやサイバー攻撃など、都を取り巻くリスクの深刻化・多様化を踏まえ、プロジェクトを強化・アップグレードしていくこととしている。

本プロジェクトでは、100 年先も安心できる東京を目指し、風水害や地震など東京が直面する危機に対して、ハード・ソフト両面から実効性の高い施策を展開するという方針の下、都が取り組むべき事業を取りまとめている。

本プロジェクトの事業規模は、2040 年代までの総額で 17 兆円、当初 10 年間で７兆円を見込んでいる。首都である東京が災害に対して強靭化を図ることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

国は、令和７年 11 月に公表した「「強い経済」を実現する総合経済対策」において 17 の戦略分野で大規模な危機管理投資・成長投資を進めることとしている。その一つに「防災・国土強靭化」を位置付け、「現在と未来の生命」を守る令和の国土強靭化を推進するための防災・減災・国土強靭化投資について、先行的かつ集中的に取組を強化するとともに、成長戦略の肝となる「危機管理投資」として強い経済を下支えしていくため、その実効性を確保する取組を推進することとしている。

国と都は、これまでも共通の課題に対して協議を重ねてきたところであるが、今後は、新たに設置された「国と東京都の協議会」も活用し、東京と日本の成長に向け、都市の強靭化等の施策を一層の連携を図りながら進めていかなければならない。

都は、激甚化する風水害や首都直下地震などへの備えを強化し、不断の取組を進めてきた結果、防災対策は着実に進捗し、減災に寄与している。東京への集中投資は、減災効果が極めて高く、確かな成果に結びつき、国力にも直結するものである。都市機能が集積する首都東京の更なる強靭化のためには、都はもとより、国においても積極的な投資を行うことが重要である。このため、長期にわたる本

プロジェクトの着実な推進に向け、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に配分するとともに、制度の拡充などを図る必要がある。

また、大規模なインフラ整備等の実施に当たっては、受注者側である建設業の人材確保が重要である。「国土交通省インフラ分野のＡＩ実装に向けた取組方針」によると、インフラ分野では、将来的な技術者・技能者の担い手不足への対応が深刻度を増しており、ＡＩをはじめとする先端技術の積極的な活用による生産性の向上や技術・技能の継承が求められている。これは、公共事業や民間の発注を含め、東京はもとより日本全体にとっても重要な課題である。

今後、都民の安全・安心を確保できる、強靭で持続可能な都市を実現するため、こうした課題に的確に対応しながら、本プロジェクトに位置付けた様々な事業を着実に実施していかなければならない。

＜具体的要求内容＞

（１）「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、各種事業の柔軟な運用や必要な制度の拡充・創設などを行うこと。

（２）「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に位置付けた事業の着実な実施に向け、建設業におけるＡＸ・ＤＸの推進による生産性の向上など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

参　　考

【ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクトの事業規模】

（１）総事業規模（概算）

総事業規模（概算）	
	うち当初10年間
17 兆円	7 兆円

※本プロジェクトの推進に必要な、2040 年代までの事業規模を示している。
※一部の事業は完了が 2040 年代を越えるものがある。
※「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」公表時点での事業規模であり、今後変更が生じる可能性がある。

（２）事業規模（概算）の内訳

区　分	事業規模（概算）の内訳	
		うち当初 10 年間
激甚化する風水害から都民を守る	7.1 兆円	2.0 兆円
大地震があっても「倒れない・燃えない・助かる」まちをつくる	9.6 兆円	3.8 兆円
噴火が起きても都市活動を維持する	2.1 兆円	0.6 兆円
災害時の電力・通信・データ不安を解消する	1.4 兆円	1.3 兆円
感染症にも強いまちをつくる	0.7 兆円	0.4 兆円

※複数の危機に対する事業があるため、合計は総事業規模と一致しない。

２　総合的な治水対策の推進

１　生命や財産を守る治水事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。

（２）災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。

（３）第１次国土強靭化実施中期計画については、令和７年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、『「強く豊かな日本」投資枠』の活用を含め、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参　　考

【国土交通省令和８年度予算の動向（予算概要（令和８年２月）より）】

○令和８年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項　　目	令和８年度	令和７年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	52,950	52,753	1.00

※このほかに、東日本大震災からの復興・再生に係る予算が、復興庁予算に計上されている。

※実施中期計画１年目は、令和７年度の補正予算で１兆2,585億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項　　目	令和８年度	令和７年度	対前年度比
水管理・国土保全局 関係予算（国費）	11,040	10,702	1.03

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

※実施中期計画１年目は、令和７年度の補正予算で3,683億円が措置

【東京都における治水事業の動向】

○「2050東京戦略～東京　もっとよくなる～」（令和７年３月）では、「災害の脅威から都民を守る世界で最も強靭な都市」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していくとしている。

○「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」（令和４年12月）においても、都民の安全・安心を確保できる、強靭で持続可能な都市の実現に向けて、東京が直面する５つの危機の一つとして、激甚化する風水害に対する取組を推進していくとしている。令和５年 12 月に策定した「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」においても、気候変動を踏まえ豪雨対策を一層強化するなど、強靭かつ、サステナブルな都市を目指して、取組を加速している。

【東京都における治水対策の必要性】



２　都市型水害対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・下水道局）

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

都は、時間 50 ㎜降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、時間 50 ㎜を超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中枢であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため現在、年超過確率 20 分の 1 規模の降雨に対応するため、河川整備に当たっては、時間 50 ㎜までの降雨は護岸整備で対応し、それを超える降雨には調節池等で対応することを基本としている。優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模施設の整備を実施している。

また、気候変動の影響を踏まえ、「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」において令和 17 年度までに総容量約 250 万㎥の調節池等の新規事業化を目標として掲げており、神田川など 10 河川において新たな調節池等の事業化に向けた取組を行っている。

今後は、令和５年 12 月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を踏まえ、気候変動に対応するための取組を推進していく。

河川整備は、浸水被害の軽減及び気候変動等の課題への対応として必要な事業を行っていくものであり、事業評価においては、都心部における地下空間の高度利用や社会経済上重要な施設などの被害軽減効果の評価や、事業の投資効率性、波及的影響、実施環境といった多角的な観点から総合的に行う必要がある。

下水道施設整備に当たっては、令和５年 12 月に定めた東京都豪雨対策基本方針に基づき、内水氾濫による浸水被害を軽減する取組を推進していく。区部では、早期に被害を軽減するため、浸水リスクが高い 67 地区を重点化し、下水道幹線やポンプ所等の基幹施設を整備する。

多摩地域では、公共下水道の整備や各種排水施設の活用・改修、流域対策など多様な対策手法を組み合わせて内水氾濫による被害の防止を図る。市単独による雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

令和元年東日本台風など近年全国各地で発生している甚大な水害への対応に加え、将来の気候変動による影響を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）護岸整備に加え、調節池の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
・ 善福寺川上流地下調節池
・ 城北中央公園調節池（石神井川）
・ 石神井川上流地下調節池
・ 境川木曽西調節池

（３）下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

・目黒区上目黒、世田谷区弦巻
・目黒区八雲、世田谷区深沢
・大田区上池台
・世田谷区野毛
・港区白金、品川区上大崎
・品川区戸越、西品川
・中野区東中野、杉並区阿佐谷
・目黒区下目黒
・世田谷区代沢
・杉並区久我山
・豊島区池袋本町
・葛飾区金町
・江戸川区中央　　など計 67 地区

【流域下水道雨水幹線の整備】

・空堀川上流域南部地域

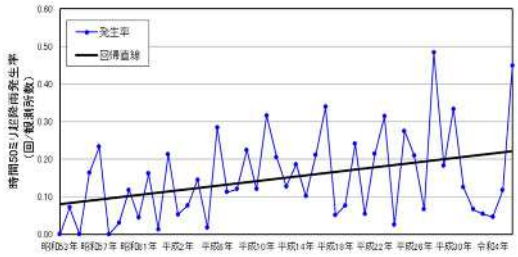
（４）都が実施する気候変動を踏まえた取組を進めるに当たり、必要な助言等を行うこと。

（５）治水経済調査マニュアル（案）における貨幣価値化が困難な項目においても評価手法を示すなど、様々な事業効果を適切に評価できる手法を確立すること。

参　　考

［治水事業］

【近年多発する集中豪雨】



時間 50 ㎜以上の降雨発生率の経年変化



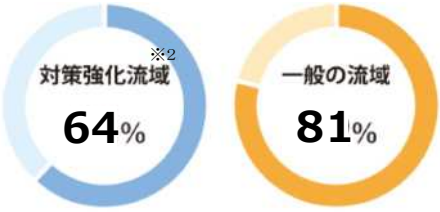
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112㎜)

豪雨による河川の変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率※1（R8年3月末時点）

※1：河川の目標整備水準に対応する対策（調節池や護岸整備、河床掘削など）の達成度を表す指標

※2：年超過確率20分の1規模の降雨に対応する神田川や野川などの10流域



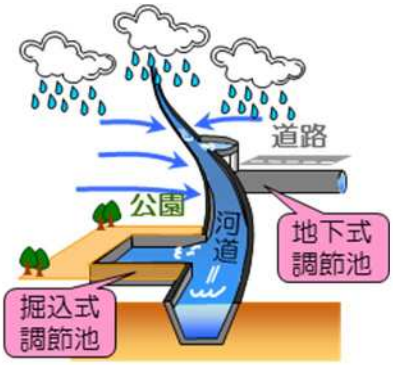
整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】



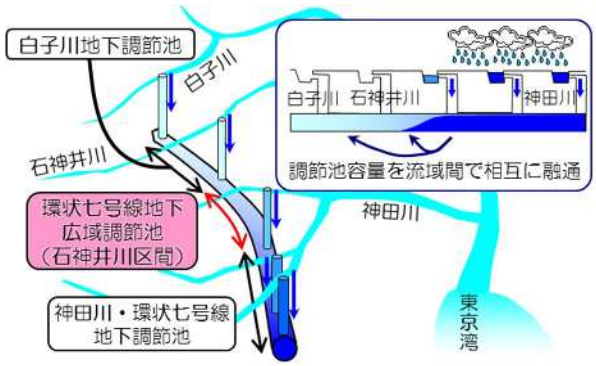
調節池による対応イメージ



城北中央公園調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池イメージ

［下水道浸水対策事業］

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備
《呑川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備
《勝どきポンプ所》



流域下水道雨水幹線の整備
《空堀川上流雨水幹線》



雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》

３　地震・津波・高潮対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月策定）に基づき、堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。

さらに、令和４年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和３年12月策定）に基づき、堤防約57㎞、水門等９施設において対策を進めており、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）地震・津波対策について、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。

（３）背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

参　　考

【東部低地帯の河川施設整備計画】

想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。



４　ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

＜現状・課題＞

都内には土砂災害警戒区域が約 16,000 か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成 25 年伊豆大島では、24 時間雨量 824 ㎜に達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

また、令和元年東日本台風では、多摩地域を中心に日雨量 600 ㎜を超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの保全対象の重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要となる土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を充実させていくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査（１巡目）による区域指定が、令和元年９月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね５年ごとに基礎調査を行うことを規定しており、都は、前回調査から５年経過した箇所において、２巡目以降の基礎調査を計画的に進めている。開発需要の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも２巡目以降の基礎調査の重要度は高い。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、地方交付税交付金により手当されているが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは、区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税収減に対する財政上の支援措置や、避難所等の移転、区域指定解除や安全対策のための防災工事、既存建築物の補強に関する支援措置の創設・充実、地方単独事業による防災インフラの整備を対象としている緊急自然災害防止対策事業債の恒久化を求める要望がある。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、渓流周辺の平地に集中している人家等が被害を受ける危険性がある

ため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）土砂災害防止法に基づく基礎調査を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。

（３）土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置を講じること。

（４）土砂災害警戒区域等の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政上の支援措置の一層の充実を図ること。

（５）土砂災害警戒区域内における区域指定解除や安全対策のための防災工事に対し、区市町村が助成や直接工事などを行う際の財政上の支援措置の創設・充実を図ること。

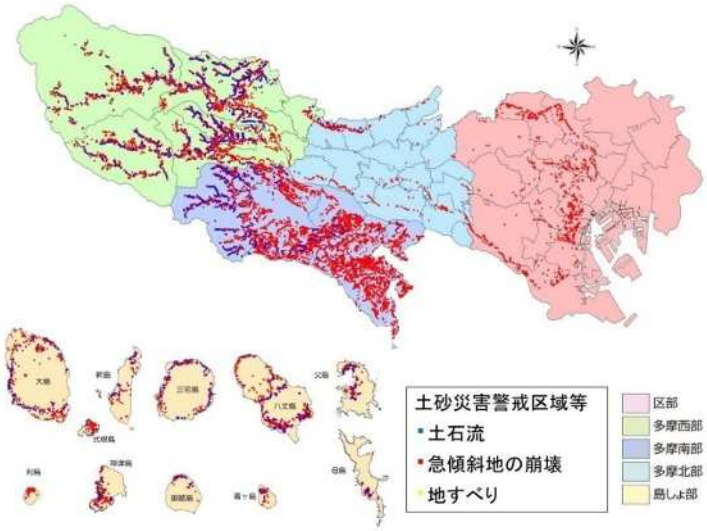
　また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。

（６）地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている緊急自然災害防止対策事業債について、恒久化を検討すること。

参　　考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約 16,000 か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

＜令和８年８月末時点＞

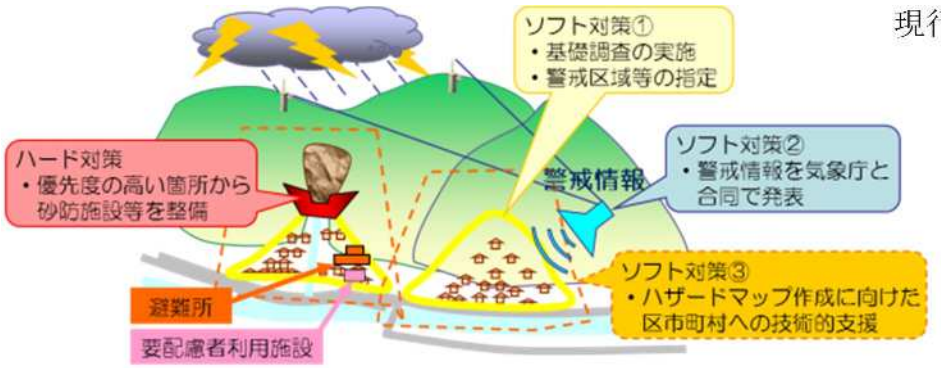
指定済み箇所数
土砂災害警戒区域 15,745 か所
土砂災害特別警戒区域 13,766 か所

【整備状況】

＜令和８年８月末時点＞

区　　分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	192渓流	130渓流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	62地区
地すべり対策事業	14地区	13地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】



【基礎調査の国費率】

現行　１／３

５　水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

＜現状・課題＞

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、隅田川のテラス整備や緑化の推進など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川下流域の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めるとともに、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。

一方、国においても、平成 23 年４月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、営業活動を行う事業者等による占用が可能となったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

さらに、令和５年６月には、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した。

このあり方を踏まえ、今後は、水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐため、水辺の動線強化の更なる推進やウォーカブルな水辺空間の創出、オープンテラス等の恒常的な利活用の促進など、隅田川下流域の取組を拡充するとともに、上流域等の新たなエリアへ展開していく。

また、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

＜具体的要求内容＞

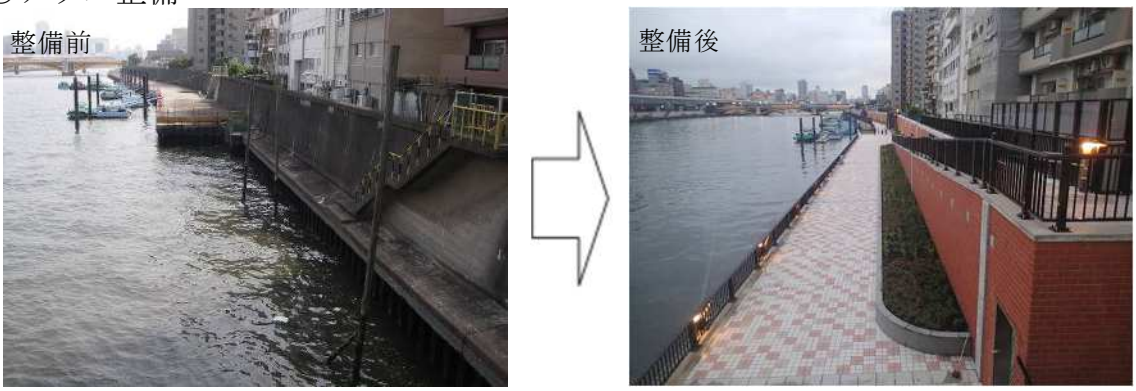
（１）水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参　　考

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラス整備



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○両国リバーセンター



【河川緑化の取組事例】

○大栗川の護岸緑化



６　水質浄化の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

都はこれまでに、環境基本法（平成５年法律第 91 号）に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

７　流域貯留浸透事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

流域における雨水の流出を抑制するため、グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

＜現状・課題＞

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和３年度より、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は、個別補助事業として補助率が２分の１へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は３分の１となっている。

また、令和６年度より交付金事業である流域貯留浸透事業の採択要件が、これまでの 300 ㎥以上から、複数で 500 ㎥以上の貯留浸透機能を持つ施設とされた。一方、特定都市河川流域で実施する個別補助事業は、これまでどおり 300 ㎥以上となっている。

雨水流出抑制をより一層進めるために、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの導入を推進する取組の加速が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
（２）あらゆる河川において１施設 300 ㎥未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、特定都市河川流域以外を含む個別補助事業の採択要件を緩和すること。
（３）レインガーデンなど雨水流出抑制に資するグリーンインフラの整備について補助の対象とすること。

参　　考

【整備状況】

＜令和８年３月末時点＞

区　　分	整備状況
流域貯留浸透施設（Ｓ58～）	114か所

８　海岸保全事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

＜現状・課題＞

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成 26 年６月の海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和４年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

さらに、国は、令和２年に気候変動による影響を踏まえて海岸保全基本方針を変更しており、都においても、令和７年３月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を改定した。今後は、改定した海岸保全基本計画に基づき、海岸保全事業を検討及び実施していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

＜具体的要求内容＞

（１）海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

（２）計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
（３）伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

参　　考

【海岸施設の状況】



波浪による侵食（新島）



老朽化による施設の破損状況（三宅島）

3　東京港の高潮・地震・津波対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約 300 万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。

また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、海岸の保全や防潮堤・水門等の海岸保全施設の整備に関する事項を定めた法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」に基づき、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に推進する予定である。

＜具体的要求内容＞

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、新砂水門などの耐震性強化や気候変動の影響を考慮した京浜運河沿いの防潮堤の嵩(かさ)上げなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

４　大規模水害対策の推進

１　大規模水害対策の推進

（提案要求先　防災庁・国土交通省）
（都所管局　総務局・建設局）

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川が氾濫し、大規模水害が発生した場合には、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

＜現状・課題＞

平成 27 年の関東・東北豪雨、平成 30 年７月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和２年７月豪雨や令和８年８月千葉豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいっ水し、浸水被害が発生するなど大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成 28 年６月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成 30 年３月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討するため、同年６月、内閣府と都が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和３年６月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」を取りまとめ、広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせて、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要とし、さらに、安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨するとした。そして、令和４年３月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和４年６月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、令和５年３月には、広域避難先の開設運営方法等の具体化や、適切な避難行動につながる情報発信・伝達の在り方に関する検討成果を報告書として取りまとめた。令和６年３月には、避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたる広

域避難の特殊性を踏まえ、全ての機関が共通認識の下、各々が実施する対応、行動についてタイミング、内容を共有するためのタイムラインを取りまとめた。令和７年３月には、行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を取りまとめた。

令和７年７月、同モデルを踏まえ、都及び都内自治体等が予定する東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難に係る計画や、要領等の策定又は改定に資する検討などを行うことを目的に、都は、都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」を設置し、東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難を中心とする住民避難に係る検討や課題整理等を行ってきた。

令和８年９月には、同検討会の成果として、発災前の段階からの広域避難を中心とした住民避難に関し、都・関係自治体間で共有すべき基本的な考え方、役割分担及び情報共有のタイミング等を報告書に取りまとめた。

都は、本報告書を踏まえ、広域自治体としての具体的な取組や関係区との連携手順等を定めた広域避難に係る対処要領を策定することとしている。

一方、東部低地帯において大規模水害が発生した場合、住民の孤立が同時多発的に生じ、迅速な救出・救助が困難となることで住民の生命に関わる深刻な被害が発生する懸念がある。

また、大規模水害においては、大規模地震における具体的な応急対策活動に関する計画のような、発災初動期における全国からの広域応援部隊の派遣方針と具体的な手順等を定めた計画が策定されていない。

人的被害の最小化を図るためには、発災前の広域避難を中心とした避難対策のみならず、発災後の救出・救助活動等についても、国をはじめ関係機関による検討が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。

（２）大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。

　また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。

（３）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。

（４）荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁（りょう）架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾

濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。

（５）荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

（６）荒川等において洪水が発生した場合の住民の救出・救助活動等について、国は、中央防災会議などで必要な議論を行うことや、救出・救助を含む応急対策活動の具体的な方針や手順等を定めた計画を策定するなど、具体的な方策を検討すること。

２　荒川第二・第三調節池の整備推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

＜現状・課題＞

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和 22 年９月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量 11,900 ㎥／s（岩淵地点）に対し、洪水調節施設により 5,700 ㎥／s を調節することとしているが、現在完成した４施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和３年 12 月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。

また、令和 12 年度の完成に向けて工事を進める中で、段階的な効果発現を図るため、既存の横堤等を活用し、約 1,200 万㎥の洪水調節容量を確保している。

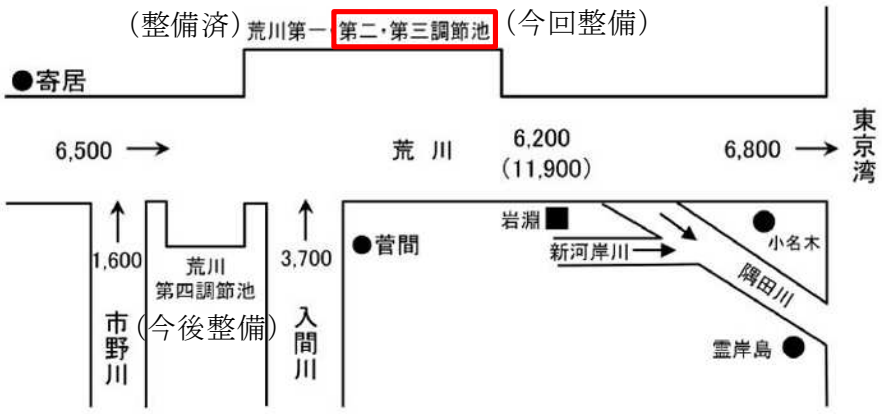
令和８年度は囲ぎょう堤の築堤工事等を施工しており、引き続き、流域の安全性の早期向上に向け、取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
（２）事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

参　　考

【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和２年９月）



（m³/s）

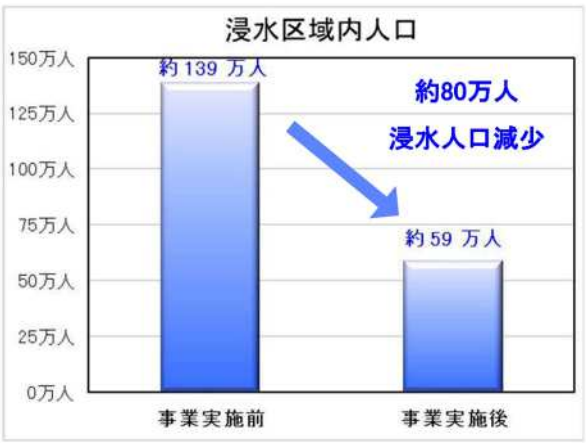
※（　）は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

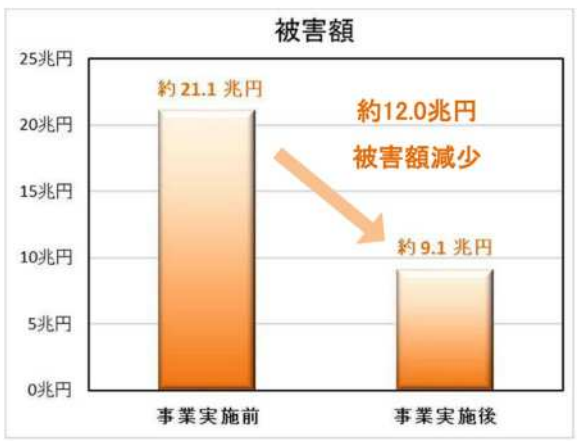
【整備効果（整備計画規模１／１００）】

荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞

事業再評価時　説明資料







３　京成本線荒川橋梁架替事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局）

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁架替事業を積極的に推進すること。

＜現状・課題＞

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋梁周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約 250 万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、ひとたび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

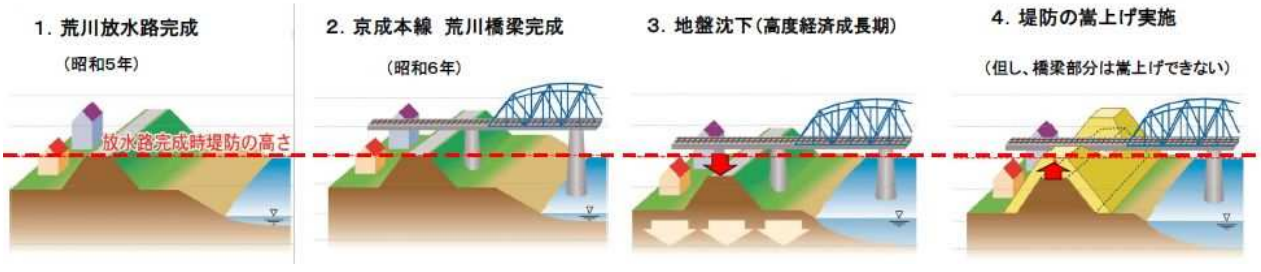
令和３年 10 月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備され、令和５年２月に橋梁基礎工などの架替工事に本格的に着手されたところである。首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが急務であることから、引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく必要がある。

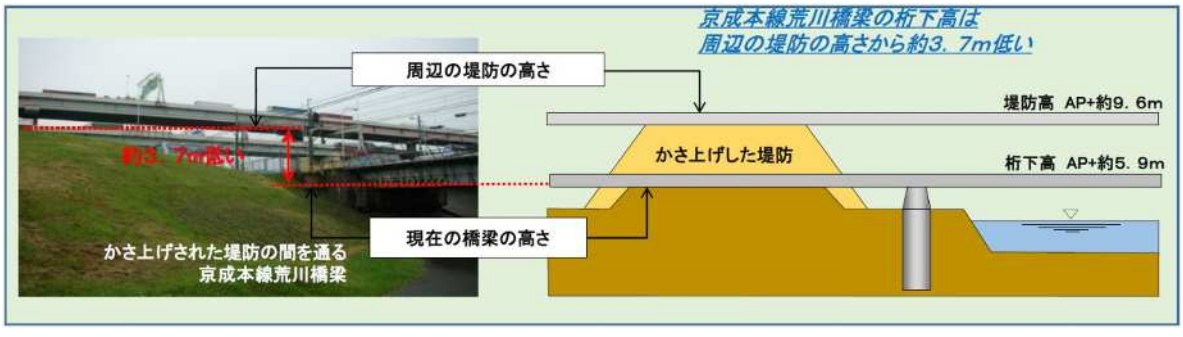
＜具体的要求内容＞

（１）京成本線荒川橋梁架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
（２）事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

参　　考

【荒川下流特定構造物改築事業　事業再評価資料（令和３年 12 月１日）】
（上：変遷、下：橋梁周辺の状況）





４　高規格堤防事業の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・都市整備局）

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防事業を着実に推進すること。

＜現状・課題＞

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）において事業が進められているが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

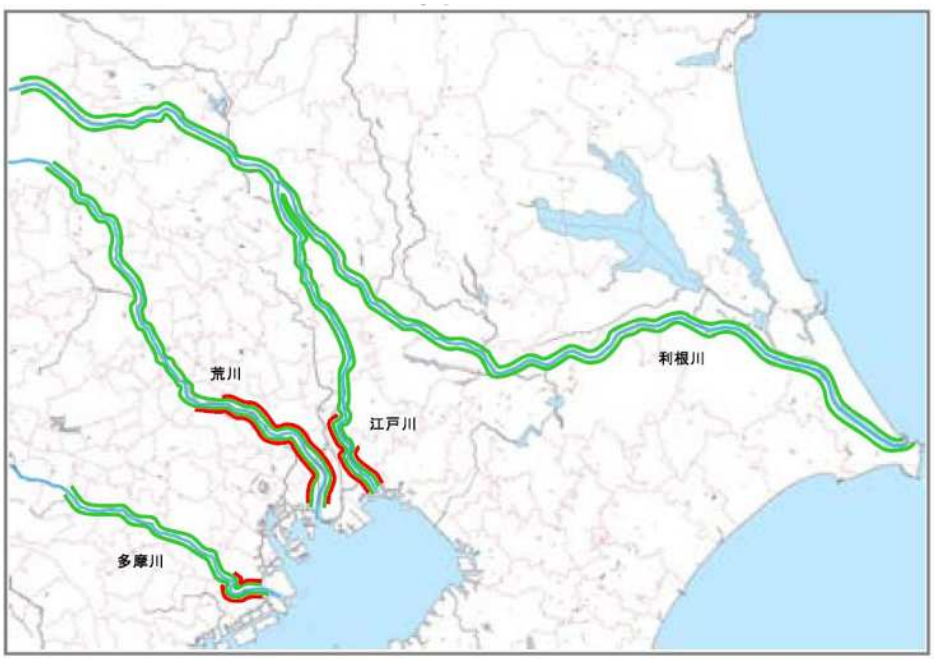
また、現行の直轄事業負担金の負担割合は３分の１と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は４分の１となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
（２）高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に実施するとともに共同事業者に十分な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
（３）高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参　　考

【高規格堤防事業対象河川図（首都圏）】



※出典：平成２４年度予算決定概要

【高規格堤防断面図（イメージ）】



【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 （高規格堤防事業含む）	２／３	１／３
	大規模改良事業	７／10	３／10
道路事業	高速自動車国道 （新直轄方式）	３／４	１／４
	一般国道（直轄国道）	２／３	１／３

５　災害対策としての高台まちづくりの促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和２年１月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置した。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進め、同年 12 月に取りまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年３月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、連絡会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。令和８年３月の第６回「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」において、７カ所の新規モデル地区追加、段階的整備目標設定や新規補助の創設を盛り込んだ「災害に強い首都「東京」形成ビジョン（改定版）」を令和８年６月に公表した。

都においては、令和５年末「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト *upgrade* Ⅰ」を公表し、荒川・江戸川・多摩川の破堤を想定した備えとして、短期から長期までを見据えて高台まちづくりを推進していくこととした。また、国においては令和５年７月に「国土強靭化基本計画」が改定され、首都圏等の日本経済を支える大都市を壊滅的な水害から守るため、ゼロメートル地帯等における高規格堤防の整備推進などが位置付けられた。

高台まちづくりの手法の一つである高規格堤防整備の推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。このため、先行する篠崎地区をモデルに事業スキームを構築することで、他のモデル地区における取組も推進していく。

また、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成については、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として、令和３年度に「都市安全確保拠点整備事業」が創設された。

さらに、浸水切迫時の垂直避難先となる建物内避難者受入れスペースの整備に対する既存の補助制度である「一時避難場所整備緊急促進事業」を含む形で、避難経路となるデッキの整備、被害軽減のための浸水対策改修など、住宅市街地における水害対策を総合的に支援する「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」

が令和８年度に新たに創設された。
その大半が浸水区域となる東部低地帯等の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。
引き続き、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、国や地元自治体と連携してモデル地区等での具体的な取組の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。
加えて、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるよう、都、高速道路会社及び地元区と協定を締結し、本取組の実行性を確認し、取組の熟度を高めている。

＜具体的要求内容＞

（１）土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、以下の措置を講じること。特に、先行する江戸川区篠崎地区においては事業化に向けた具体的な取組を進めること。
① 地元自治体の意向や高台の不足状況を踏まえ、高規格堤防を都市計画に位置付ける等、河川事業が先導して高台まちづくりが進められる実効力のある仕組みを活用し、モデル地区等での事業化に向けて連携すること。
② 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
③ 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
④ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
⑤ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する不動産取得税及び固定資産税（家屋）の減税措置については、引き続き期間延長及び恒久化について検討すること。
（２）「都市安全確保拠点整備事業」及び「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」については、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの具体的な取組の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。
（３）大規模水害時において、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるようになったが、引き続き、都、高速道路会社及び地元区等と連携すること。

６　大規模水害時における排水対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　建設局・港湾局・下水道局）

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。

＜現状・課題＞

東京の東部低地帯では、地盤面が海面又は河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、高潮浸水想定区域図に基づく「東京都における排水作業準備計画」を令和４年８月に公表した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するなど、浸水期間の短縮に向けた取組を進めている。

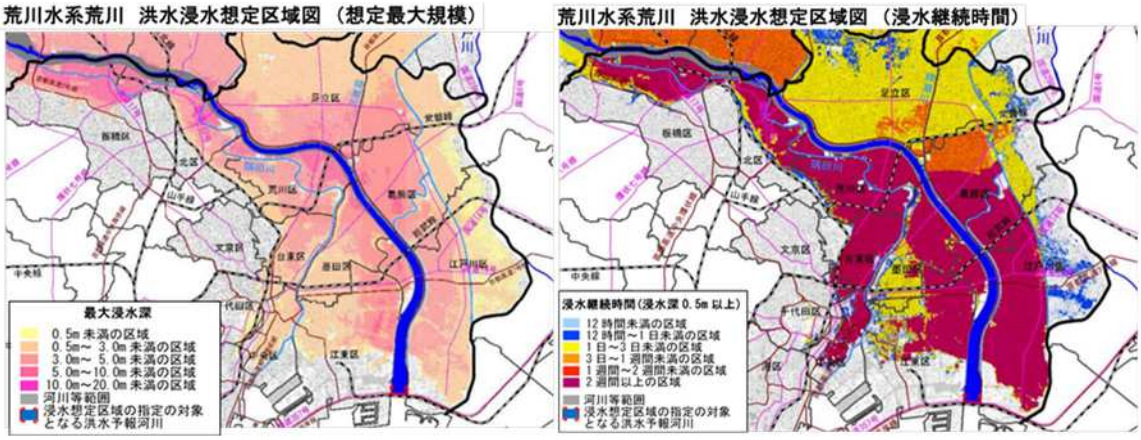
大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

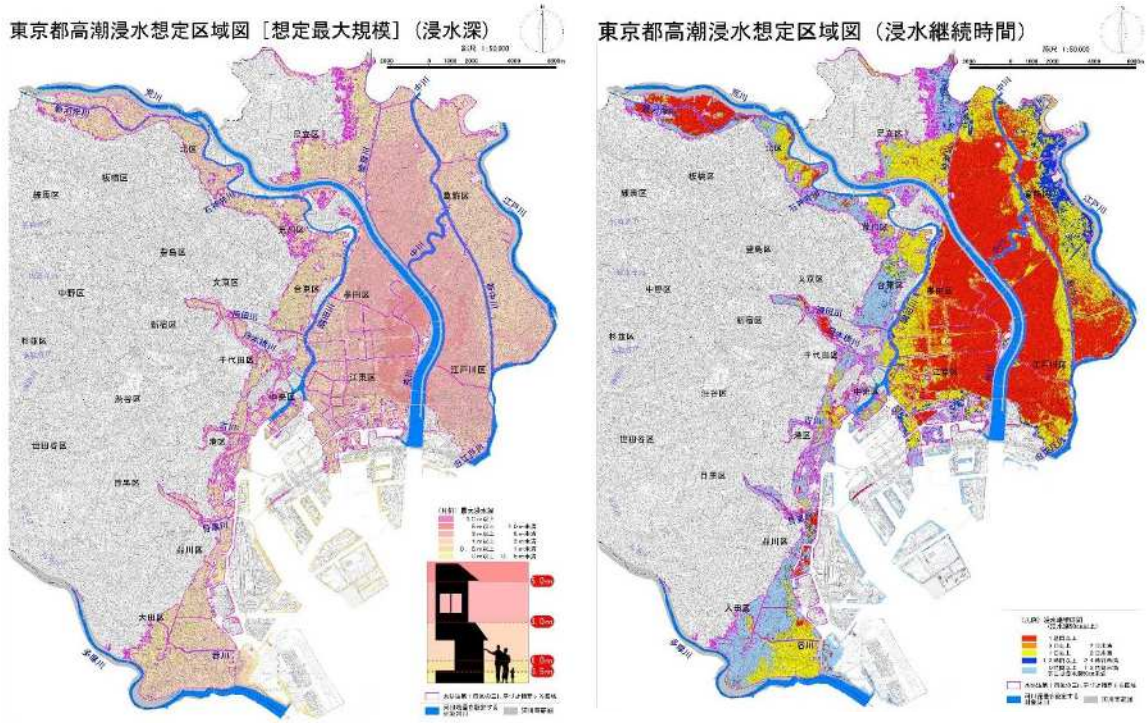
（１）大規模水害時においては、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
（２）大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
（３）浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参　　考

【荒川洪水浸水想定区域図（平成 28 年５月）】
災害に強い首都「東京」形成ビジョン　参考資料（令和２年 12 月）より



【東京都高潮浸水想定区域図（令和６年 12 月）】



５　下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進

１　下水道施設における老朽化対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

（１）下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に関する対応や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）「重要下水道管路更新事業」について、告示に規定される補助対象範囲及び緊急度によらず、全ての重要下水道管路を対象とする恒久的な制度へ拡充すること。

＜現状・課題＞

東京都では、日頃の巡視と下水道管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る再構築を推進している。加えて、水位が高い幹線では、再構築に先行して、下水の流れを切り替え、水位を下げる代替幹線の整備も推進している。

東京都区部では、延長約 16,000 ㎞にも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数 50 年を超えた下水道管の延長が既に全体の約 26％に達し、再構築を行わない場合、今後 20 年間で約 69％まで急増する。また、約８割が合流式下水道であるため、下水道管の老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず､雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、98 施設のうち約５割が稼働から 50 年を経過している。

多摩の流域下水道でも、事業開始から 50 年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、水再生センター・ポンプ所に加え、流域下水道幹線の老朽化対策などにより一層取り組む必要がある。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため､財源の中長期的な確保が不可欠である。このような中、下水道施設の老朽化対策は、令和７年６月６日に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」において、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられた。

この計画では、令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて実施している全国特別重点調査の対象となる下水道管の健全性確保などが

盛り込まれているが、全国の調査対象延長約 5,000 ㎞に対して東京都区部・流域は約 530 ㎞であり、約１割を占める膨大な延長の下水道管が対象とされている。令和７年６月に閣議決定された第１次国土強靱化実施中期計画においても、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられており、都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、より一層の財源確保が必要となる。

さらに、多摩地域における流域下水道幹線の多くは分流式下水道であり、常に管内水位が高く、再構築や維持管理を着実に進めるためには、下水の流れを切り替える代替幹線の整備が必要である。こうした流域下水道幹線における老朽化対策を推進する上で、財源となる国費が配分されない場合、都のみならず市町村にとって大きな負担となる。市町村の理解を得て計画的に再構築事業を推進するためには、国費が必要不可欠である。

下水道管の改築に対する国費は、都市の規模別に口径や下水排除面積等が交付対象要件として定められており、人口が多い都市ほど老朽化対策を計画的に推進するための財源確保が難しい状況となっている。

令和８年度より、重要下水道管路の改築更新を支援する補助事業として「重要下水道管路更新事業」が創設された。本事業においては、全国特別重点調査により「緊急度Ⅰ」と判定された管路について、告示に規定される補助対象範囲に関わらず、全て補助対象範囲となるが、「緊急度Ⅰ以外」と判定された管路については、告示に規定される補助対象範囲が適用される。計画的に下水道管の再構築事業を推進するためにも、告示に規定される補助対象範囲および緊急度に関わらず、全ての重要下水道管路を対象とする恒久的な制度へ拡充することが求められている。

＜具体的要求内容＞

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

（１）今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に関する対応や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。流域下水道においては、費用負担を行う市町村の理解を得る上でも代替幹線の整備などの老朽化対策にかかる財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）令和８年度に創設された「重要下水道管路更新事業」の要件として、告示に規定される補助対象範囲及び緊急度に関わらず、全ての重要下水道管路を対象とする恒久的な制度へ拡充すること。

参　　考

○関係法令

１　水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

（国及び地方公共団体の責務）

第 14 条の５

３　国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進す

るために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

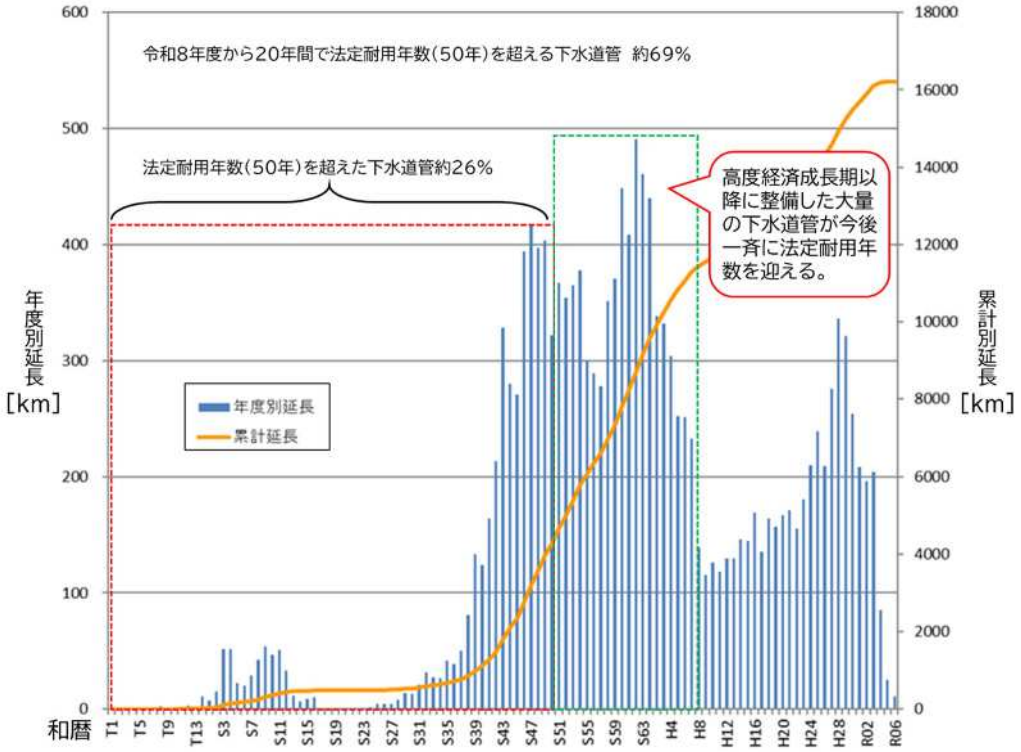
2　下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）
第 34 条
国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

3　地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）
（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）
第 10 条の２
地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。
３　重要な都市計画事業に要する経費
※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

4　下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）
（国庫補助）
第 24 条の２
２　前項第１号に規定する主要な管渠の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

5　下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示第 1705 号（最終改正令和３年告示第 289 号））
第６項
令第 24 条の２第２項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、（中略）別表に定める基準による。

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管（年代別建設状況）】



【老朽化した下水道管の再構築、水再生センター】



老朽化した下水道管の再構築



老朽化した水再生センター

【管内水位が高い流域下水道幹線】



２　下水道施設における震災対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

（１）下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
（２）今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

＜現状・課題＞

首都直下地震などの大規模地震の発生時に備え、震災対策を推進することで、下水道機能を確保するとともに緊急輸送道路などの交通機能を確保する必要がある。

現在、都では、想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょ、放流きょ、吐口及び汚泥処理関連施設を対象に対策を進めている。また、停電時にも下水道施設を安定的に運転するため、必要な電力を発電できる非常用発電設備を全ての施設で整備するとともに、電源や燃料の多様化を図っている。

さらに区部では、一時滞在施設、災害拠点連携病院及びホテル・旅館等の宿泊施設などの排水を受け入れる下水道機能や緊急輸送道路、無電柱化道路及び震災時に消防車両が通行可能な道路などの交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化、液状化によるマンホールの浮上抑制対策及び液状化による土砂流入防止対策を推進している。

令和７年度末で、避難所や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化等を実施した施設は、「東京都下水道事業 経営計画 2026」で定めた到達目標の対象施設 7,530 か所に対し、約７割に当たる累計 5,547 か所で対策を完了している。

このような中、下水道施設の耐震化は、令和７年６月６日に閣議決定された「第１次国土強靭化実施中期計画」において、ライフラインの強靭化に関する施策として位置付けられた。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震は、能登地方の広い範囲で震度６弱から震度７までの揺れを観測し、下水道施設にも被害をもたらした。国の上下水道地震対策検討委員会の報告では、震災対策が講じられている施設では、致命的な被害がないことが確認され、対策が効果的であったことが示されており、都としては、引き続き現在行っている震災対策を加速する必要がある。加えて、能登半島地震など大規模震災が発生するたびに、避難所などの生活環境が問題とされ、都では、この状況を変えるべく、東京トイレ防災マスタープランを策定した。このプランを踏まえて、区が災害用トイレ空白エリアの解消に向けたトイレ確保・

管理計画を策定した場合には、計画の着実な推進のため、区の要望に基づき必要な下水道管の耐震化を拡大していく必要がある。今後も、下水道施設の震災対策を推進し、首都機能を維持していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供するためには、より一層の財源確保が不可欠である。

一方、下水道総合地震対策事業の交付対象及び令和７年度に新たに創設された下水道基幹施設耐震化事業の補助対象は、下水道システムの「急所」となる施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道管路・ポンプ施設の一体的な耐震化とされている。このため、区の要望に基づき、トイレ確保・管理計画に位置付けられた施設において、災害用トイレの配備箇所が路上等になる場合は、重要施設への位置付け及び上下水道管路の一体的な耐震化が困難となることから、下水道管の耐震化が交付対象に該当しないこととなる。

引き続き下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、各事業の制度拡充が必要である。

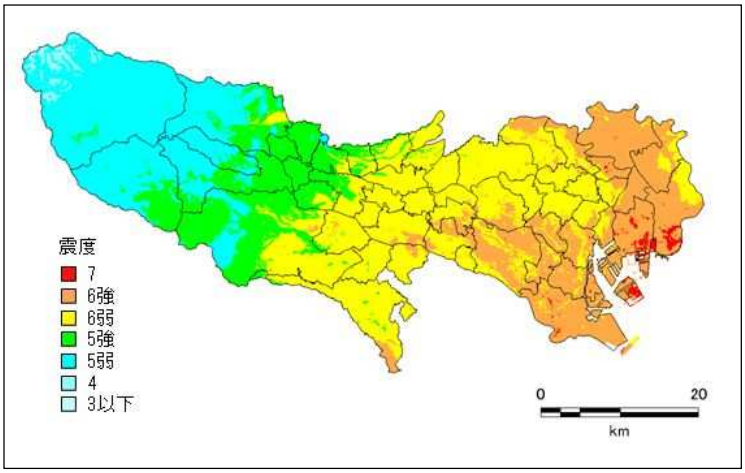
＜具体的要求内容＞

（１）下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

（２）今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

参　　考

【首都直下地震の想定される震度分布】



東京湾北部地震【Ｍ７．３】

【被害発生状況（東日本大震災）】

接続部の破損（新木場）



液状化による浮上（新木場）



【被害発生状況（能登半島地震）】

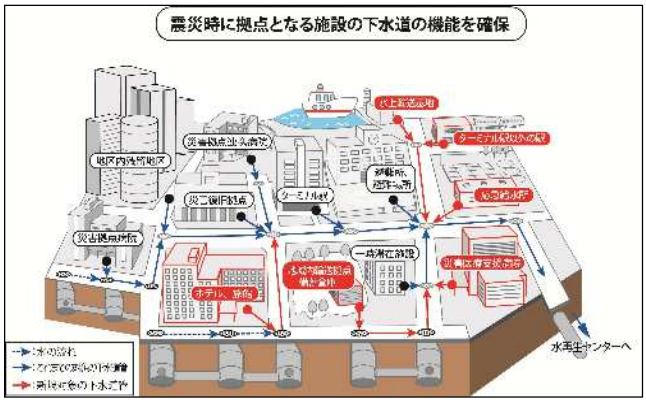


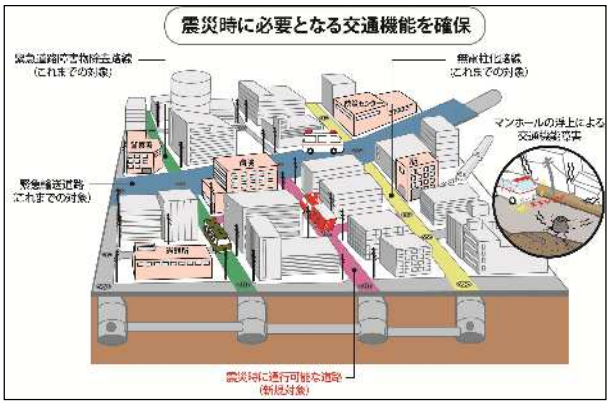
液状化による人孔浮上



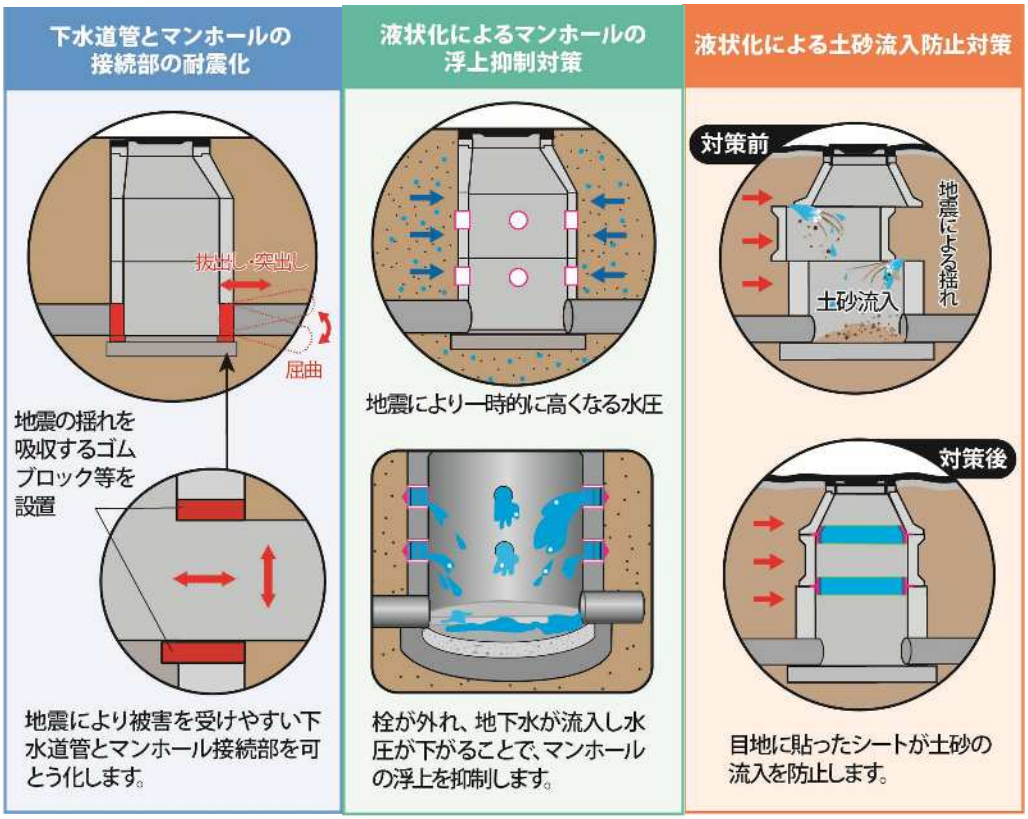
人孔内の土砂閉塞（羽咋市）

【耐震化の対象施設のイメージ】

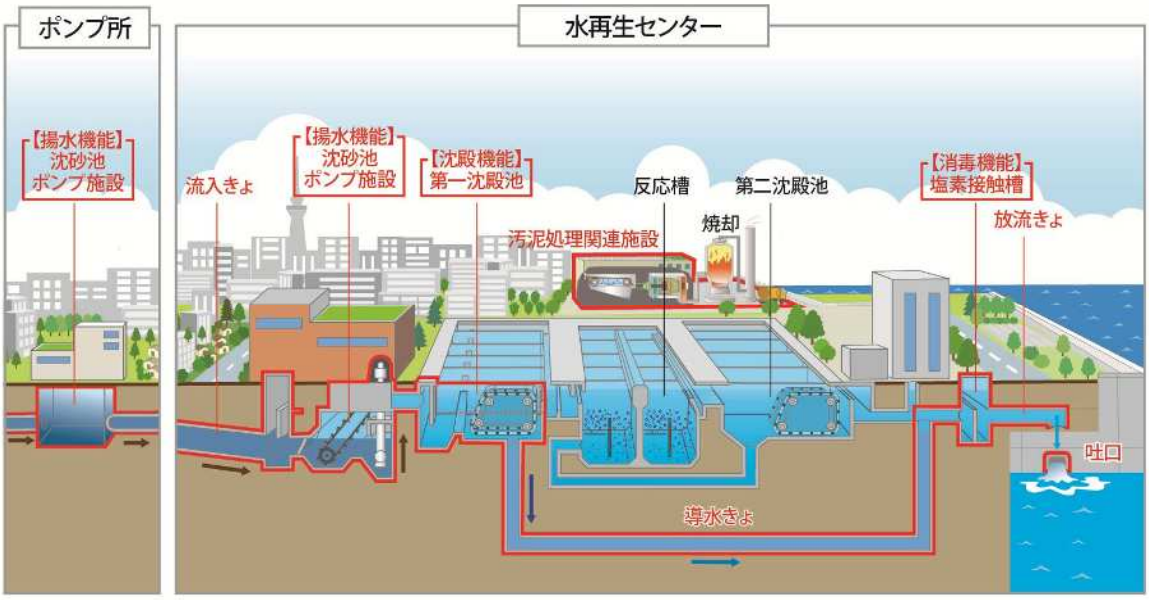




【震災時に下水道・交通機能を確保するための三つの対策】



【水再生センター及びポンプ所の耐震化対象施設】



【非常用発電設備の例】



【燃料及び電源の多様化】



燃料油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を水再生センターへ導入



水再生センター等の施設上部や用地を活用して太陽光発電設備を導入

３　下水道管の維持管理に係る開発技術の現場実装促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

下水道管の維持管理技術の開発や実証・導入の取組に対し、新たな支援制度を構築すること。

＜現状・課題＞

令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を契機として、下水道管の老朽化対策に向けた調査・補修技術の高度化と、迅速な現場実装の必要性が一層高まっている。下水道の維持管理を取り巻く課題は、地域ごとに管路条件や施工環境、制約が大きく異なり、画一的な対応には限界がある。このため、現場の実態に即した技術開発を進めるには、下水道管理者が主体となり、課題解決に取り組むことが求められている。

また、下水道の維持管理の現場は、高流速・高水位や硫化水素の発生など、極めて厳しい作業環境に置かれている。今後、人口減少や作業員の高齢化が更に進むことが見込まれる中、下水道事業を持続的に運営していくためには、作業の安全性向上や省力化に資する新技術の開発・導入が不可欠な状況となっている。

具体的な取組として、管路内清掃作業において、硫化水素濃度が高い区間などでは人力作業は危険な作業となるため、こうした環境下での作業を回避し、安全性の向上や無人化による担い手不足の解消に資する新たな清掃技術の開発を進めた。しかし、開発途上にある新技術を現場に実装する段階においては、従来技術との間にコスト差が生じており、導入の障壁となっている。

下水道管の維持管理は、高流速・高水位、硫化水素の発生といった厳しい施工環境下で実施されるため、安全性および品質の確保が強く求められる分野である。こうした条件に対応可能な技術が開発されているものの、技術選定の場面では従来技術とのコスト差が重視される傾向があり、結果として従来技術が選定される状況が見受けられる。「第１次国土強靭化実施中期計画」の目標達成に向けても、厳しい施工環境下において有効性を発揮する開発技術を、全国の自治体に着実に普及させていくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

以上を踏まえ、下水道管の調査・補修等について、新技術の普及拡大を図るため、施工環境や安全性等を踏まえた適切な技術選定が進むよう、「第１次国土強靭化実施中期計画」の期間において、従来技術と開発技術とのコスト差に対する必要な財政支援を行うこと。

４　低炭素型高機能コンクリートの導入による首都インフラ強靭化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　下水道局）

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保する上で不可欠となる、腐食に強く長寿命で環境負荷の少ない建設材料の全国的な普及を加速化するため、通常のコンクリートとの価格差に対する財政支援の制度を構築すること。

＜現状・課題＞

東京都では、日頃の巡視と下水道管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る再構築を推進している。加えて、水位が高い幹線では、再構築に先行して、下水の流れを切り替え、水位を下げる代替幹線の整備も推進している。

令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」より報告された「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会報告書」において、今回の道路陥没は硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると言及されており、化学的腐食に対する補修・補強の必要性について提言されている。

このような中で、都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、腐食に強く長寿命で低炭素な新コンクリート（e-CON）を下水道管、シールドセグメント、マンホール等に導入することが必須である。しかしながら、現時点では通常のコンクリートとのコスト差に課題があることから、標準的に普及・定着するまでの間、導入促進に向けた国の財政的支援が必要である。

＜具体的要求内容＞

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保する上で不可欠となる、腐食に強く長寿命で環境負荷の少ない建設材料の全国的な普及を加速化するため、通常のコンクリートとの価格差に対する財政支援の制度を構築すること。

５　下水汚泥資源の利用拡大に向けたりん回収・肥料化の推進

（提案要求先　国土交通省・農林水産省）
（都所管局　下水道局）

国が自ら掲げる国内資源の利用割合の目標達成に向けて、下水汚泥資源の肥料利用の取組が継続的に実施されるよう、関係省庁と連携して、生産コストと同等の価格による全量買取貯蔵制度を創設するなどの措置を講じること。

＜現状・課題＞

我が国では、肥料や工業用資材の原料であるりんを海外からの輸入に依存しており、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている。国は、令和４年 12 月 27 日に決定した「食料安全保障強化政策大綱」において、2030 年までに、堆肥・下水汚泥資源の肥料使用量を倍増し、肥料の使用量（りんベース）に占める国内資源の利用割合を 40%（2021 年：25%）まで拡大する目標を示した。

これを受け、都は、下水汚泥の肥料利用に向けて、国土交通省の下水道革新的技術実証事業（Ｂ－ＤＡＳＨプロジェクト）を活用し、技術開発を推進してきた。令和６年１月には、りん回収施設が砂町水再生センター（東部スラッジプラント）内に完成し、運転を開始した。この施設では、脱水分離液からりんを回収する新たな技術について、りんの回収率や肥料の品質等の実証を行ってきた。

さらに、令和５年 12 月 15 日には、全国農業協同組合連合会（ＪＡ全農）と、「東京都産下水再生りんの広域での肥料利用に向けた連携協定」を締結した。都は全国の下水処理量の約１割を占め、りんを含有する多量の下水汚泥が発生しており、ＪＡ全農は肥料製品の広域的な流通を担っている。両者が連携し、肥料の国産化と農業者への安定的な供給に貢献するため、全国展開を視野に入れた広域的な下水再生りんの利用に向けて取り組んでいる。

都のりん回収施設で生産する下水再生りんは、りんを選択的に吸着していることから、有害物質の含有量が少ない等のメリットがある。一方で、既存肥料と比較して生産コストが高いことから､買取価格との大きな乖離が課題となっている。

食料安全保障の観点から、肥料の国産化・安定供給に向けて、枯渇しない国内資源である下水再生りんを一層活用するためには、自治体への財政支援を充実させるとともに、都道府県を超えて広域的に調整する仕組みを構築するなど、国が積極的な取組を行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

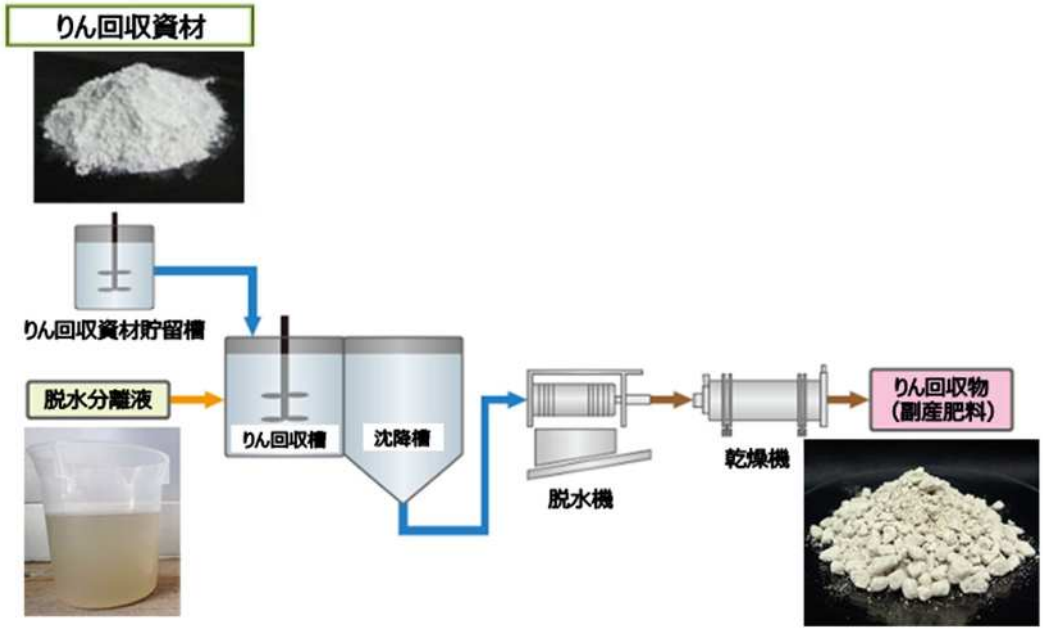
食料安全保障に資する取組として、枯渇しない国内資源である下水から回収したりんの全量を国が生産コストと同等の価格で買い取り、貯蔵する制度を創設するなど、積極的な措置を講じること。

参　　考

【りん回収施設】



【新たなりん回収システムの概要】



６　首都直下地震等への備え

１　首都直下地震対策の具体的な推進

（提案要求先　内閣官房・防災庁・国土交通省）
（都所管局　総務局・政策企画局）

首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。

首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

＜現状・課題＞

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

また、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害 19 万棟以上、死者６千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和５年５月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030 年までに、首都直下地震等による人的･物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

これに加え、都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等も実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、今後 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国においては、平成 25 年 12 月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号。以下「法」という。）が施行された。平成 27 年３月には法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、首都

中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後 10 年間で達成すべき減災目標とともに、当該目標を達成するための施策に係る具体目標と所管省庁等が定められた。令和８年６月に、11 年ぶりに基本計画が変更され、減災目標が引き上げられるとともに、具体目標の数が大幅に増加された。しかし依然として、当該目標の達成に向けて国として責任を持って取り組む具体的な施策が明確になっていない。

さらに法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画（以下「地方計画等」という。）を作成することができるとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

また、変更後の基本計画では、令和７年 12 月に公表された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」報告書の内容を踏まえ、東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定した一時的な代替拠点の確保についてあらかじめ検討することとされた。

これまで都は、首都直下地震等に備え、都市の強靭化に向けて不断の取組を進めてきた。住宅の耐震化や出火防止の取組などが着実に進展し、人的・物的被害の軽減につながっている。また、国や関係機関の施設が集積し、大規模災害時に政府のバックアップ機能を担う立川広域防災基地に所在する都の防災センターについて、代替施設となる新たな防災拠点の整備を進めることとしている。

首都中枢機能の継続に当たっては、平時から代替機能を確保し、これらを発災時に活用することによって行われるべきであるが、その際、発災時に可能な限り迅速かつ確実に機能する体制を構築するためには、物理的・時間的にも近接している首都圏内の拠点を活用すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）首都直下地震をはじめとする災害から首都圏 3,500 万人の住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中枢機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中枢機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。

（２）地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。

（３）首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

２　国土強靭化の推進

（提案要求先　内閣官房）
（都所管局　総務局）

国土強靭化地域計画に位置付けられた強靭化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

平成 25 年 12 月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強靭化地域計画」を平成 28 年１月に策定した。

東京は我が国の人口の約１割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓である。また、都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

これに加え、災害時には、応急対策から復旧・復興までの間においても首都中枢機能を担わなければならない。このため都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等を実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、今後 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国は、これまで地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行ってきた。加えて、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強靭化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

＜具体的要求内容＞

地域計画に位置付けられた国土強靭化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

7　首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進

（提案要求先　内閣官房・防災庁・経済産業省）
（都所管局　総務局・政策企画局）

首都直下地震における被害想定の分析を踏まえ、国は、以下の対策を推進すること。

（１）火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。

（２）災害関連死について、都市構造や医療資源などの地域性等を踏まえ、国において適切に被害想定を算定すること。

（３）国の被害想定について、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。

（４）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、国においても、強靭な首都中枢機能を確保するための集中投資の観点から、都の取組に積極的な財政支援を講じること。

＜現状・課題＞

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

また、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、

最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害 19 万棟以上、死者６千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和５年５月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030 年までに、首都直下地震等による人的･物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

これに加え、都は、「ＴＯＫＹＯ強靭化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等も実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、当初 10 年間の事業費は約７兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国は、令和５年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和７年 12 月に報告書及び被害想定が公表されたところである。

しかし、国の被害想定では、電力需要と電力供給の差から停電率を算定するに当たって、真夏ピーク時の電力需要を前提としているため、発災時の社会経済活動の低下を踏まえられていない。また、電力供給についても、復旧期間の目安は約 10 年前と変わっておらず、震度６弱・６強で火力発電所機能の約 90％が停止し、１か月後まで復旧しない想定としており、これまでの事業者等の対策が踏まえられていない。

災害関連死についても、首都直下地震とは特性の異なる震災被害（東日本大震災・能登半島地震）の実績を横引いて算定しているが、災害関連死者数は、都市構造や医療資源などの地域性等によって大きく変動するため、今回の国の算定は、首都直下地震時の数としては根拠に乏しい。

国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料となることから、首都直下地震発生時の実態に即した科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて策定し、自治体等の対策に繋がるものとすべきである。

都は、令和４年５月に策定した被害想定以降、建物の耐震化や不燃化等の取組を進めており、その結果、全壊建物数が大幅に減少するなど、確実に減災に寄与している。このように、都市の強靭化に向けた投資が確かな成果に結びついていることを踏まえ、都は引き続き対策を進め、東京の防災力を高めていく。国においても、強靭な首都中枢機能を確保するため、積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じるべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。

（２）国は、災害関連死について、首都直下地震とは特性の異なる震災被害（東日本大震災・能登半島地震）の実績を横引いて算定しているが、災害関連死者数は、都市構造や医療資源などの地域性等によって大きく変動するため、適切な算定手法を早期に示すこと。

（３）国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料と

して策定されるものであり、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて可能な限り定量的に示し、自治体等の対策につながるものとすべきである。そのため、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。

（４）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、強靭な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じること。

８　建築物の耐震化の推進

１　緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の適用期限を一定期間延長すること。

（２）住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の補助率を引き上げるなど拡充を図ること。とりわけ、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、補助対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、２回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充すること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充すること。

（３）耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大すること。

＜現状・課題＞

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京において、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）都は、令和８年３月に東京都耐震改修促進計画を改定し、特定緊急輸送道路沿道建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第７条第１項第２号に規定する要安全確認計画記載建築物）について、最小限の改修棟数で特定緊急輸送道路全体の通行機能の強化に資する区間を「重点区間」として新たに指定するなど、

耐震化の取組を強化している。

また、令和17年度末までに総合到達率100％を達成することを目標に掲げ、重点区間における個別訪問やアドバイザー派遣等による集中的な支援を実施するなど、緊急輸送道路の通行機能の早期確保に取り組んでいる。

以上から、国においては、耐震改修等の適用期限を令和12年度まで延長したところであるが、それ以降についても一定期間延長すること。

（２）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断及び耐震改修等の費用助成について、近年の資材価格や労務費等の高騰を踏まえ、必要な財源を確保するとともに、国の補助率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大９割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、国の令和６年度補正予算成立に伴い約10％引き上げられたところであるが、実態を十分把握した上で適切な限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に２回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs値を0.3以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。

また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充すること。

（３）平成26年度の税制改正において、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成28年度末までに改修工事を実施した場合、翌年度から２年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の２分の１に相当する金額（改修工事費の2.5％を限度とする。）の減額措置が講じられた。

当該措置は、令和８年度の税制改正において３年間延長され、令和10年度末までとされたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、それ以降についても一定期間延長すること。

また、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、当該措置の対象を拡大すること。

参　　考

○事業概要

・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用
・平成 19 年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和 12 年度末までに総合到達率(*1)99%、かつ、区間到達率(*2)95%未満の解消、令和 17 年度末までに総合到達率 100%の達成が目標

(*1)都県境入口からある区間※に到達できる確率
(*2)区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○住宅・建築物防災力緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

＊令和 12 年度末までに着手したものが対象。

	耐震改修・建替え・除却	耐震診断
建築物	57,000 円／㎡	1,570～4,580 円／㎡
マンション	51,700 円／㎡	1,570～4,580 円／㎡

○耐震改修等の費用に係る助成制度の拡充イメージ

■　現行（東京都の場合）

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担
２／５	（都１／３及び区市町村１／６）	１／10

■　提案

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担

○特に倒壊の危険性の高い緊急輸送道路沿道建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例

	国	都
建築物	62,700 円／㎡	85,500 円／㎡
マンション	56,900 円／㎡	77,550 円／㎡

○段階的改修の助成拡充

・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
・令和 12 年度までの完了や、所有者による２回目の工事計画立案が困難な場合が多く、２回目工事の担保は実務上困難な状況
・一方で、特に倒壊の危険性が高い Is 値 0.3 未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
・このため、２回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の Is 値 0.3 以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

２　住宅の耐震化の促進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率や交付対象限度額を引き上げること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充すること。

（２）耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大すること。

＜現状・課題＞

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難及び救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。耐震性が不十分な住宅を解消し、都民の生命及び財産の保護並びに地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を重点的に促進する必要がある。令和７年度に都が実施したアンケート調査では、耐震改修を実施しない主な理由として、改修等に伴う負担の大きさが挙げられているが、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在 11.5％であり十分ではない。

＜具体的要求内容＞

（１）住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について、近年の資材価格や労務費等の高騰を踏まえ、必要な財源を確保するとともに、国の耐震改修等の交付率を引き上げること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても、令和６年度補正予算成立に伴い、交付対象限度額が 100 万円から 115 万円に引き上げられたところであるが、さらに実態に合った限度額に割り増すことで、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更に拡充すること。

（２）平成 18 年度の税制改正において、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、昭和 57 年１月１日以前から所在する、旧耐震基準により建築された住宅に耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が講じられた。

当該減額措置は、令和８年度の税制改正において５年間延長され、令和 12 年度末までとされたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、それ以降についても一定期間延長すること。

また、令和４年５月、10年ぶりに改定された都の新たな被害想定において、新耐震基準の住宅の耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減されることが示されたことから、新耐震基準により建築された住宅についても耐震化を進めることが重要である。このため、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象外となっている平成 13 年１月１日以前から所在する住宅についても、減額措置の対象に含めるよう、制度を拡充すること。

参　　考

○住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

	制度概要（主な要件等）
耐震診断	補 助 率：地方公共団体が実施する場合　国１／２ 地方公共団体以外が実施する場合 国１／３＋地方公共団体１／３ 交付対象限度額：詳細診断 204,000 円／戸（一戸建て住宅の場合） 簡易診断 47,200 円／戸（一戸建て住宅の場合）
耐震改修等	補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。） 補 助 率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない）。 ①耐震改修工事費 ×23.0%（国 11.5%＋地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0%について、国費で１／２（交付限度額 48.93 万円／戸）を補助 ②耐震改修工事費 100 万円未満の場合　20.4 万円 100 万円以上 200 万円未満の場合　30.6 万円 200 万円以上 300 万円未満の場合　50.9 万円 300 万円以上　　の場合　71.3 万円 各金額について、国費で１／２を補助
	住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】 対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度ＰＤＣＡサイクルを実施する区市町村 交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額 交付対象限度額：115 万円 （ただし改修工事費の８割を限度とする。） 交付率：１／２ 対象建築物：マンションを除く住宅 ※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、地階を除く階数が原則として３階以上のもの

○住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見

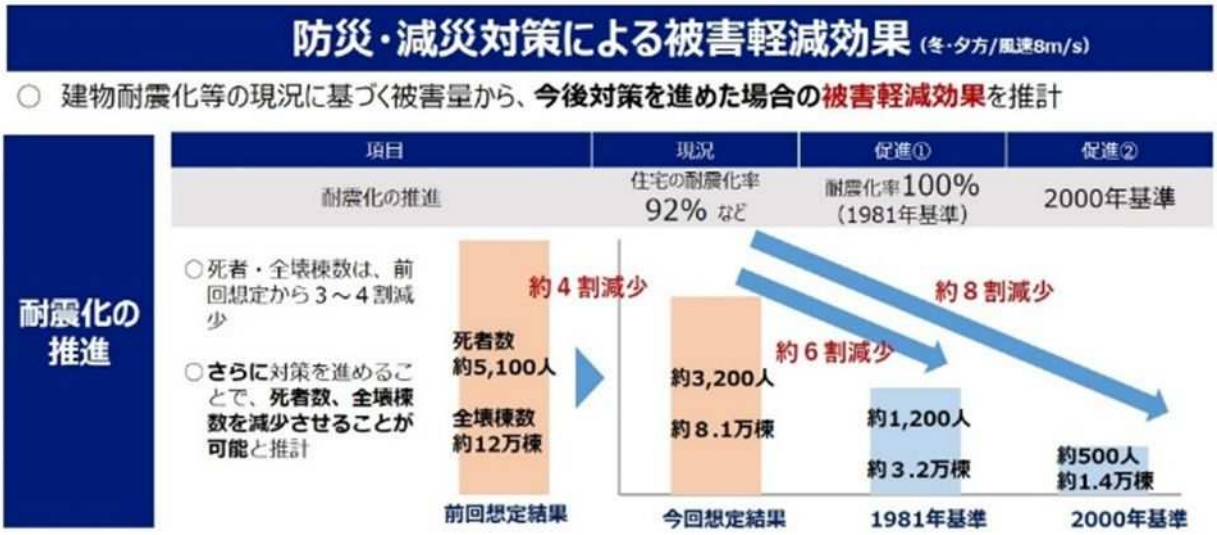
・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。

・除却に使用できるようにしてもらいたい。

・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

○2000 年基準の耐震化の推進による被害軽減効果

「令和４年５月　首都直下地震等による東京の被害想定」



９　ライフライン施設の耐震化などの推進

（提案要求先　防災庁・総務省・経済産業省・国土交通省）
（都所管局　総務局・建設局）

首都直下地震等への必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

＜現状・課題＞

平成 25 年 11 月に制定された首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づき、国が平成 26 年３月に策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」を掲げ、平成 27 年３月の改定では、減災目標を達成するための具体的な目標等を設定した。こうした動きを踏まえ、国においては、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めている。

また、都においても、首都直下地震発生に備え、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めてきた。

しかし、平成 30 年９月６日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。また、令和６年１月１日には、能登半島地震が発生し、電線の断線等による停電、安否確認や情報収集に欠かせない通信の途絶や水道管の破損による長期にわたる断水等が認められた。

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、時間の経過とともに変化する被害の様相として、ライフラインの寸断が被災者の身の回りの生活環境に大きな支障を生じさせ、生活再建や復旧・復興へ甚大な影響を及ぼすとした。キャッシュレス決済やオンラインショッピングが普及する中、大規模停電や通信の途絶は社会経済への影響も大きく、ライフライン施設の耐震化の一層の推進や災害時にもつながる通信基盤の確保の重要性が更に増している。

国は、令和５年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和７年 12 月に報告書を公表した。国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料となることから、首都直下地震発生時の実態に即した科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて策定し、自治体等の対策に繋がるものとすべきである。

都は、令和４年５月に策定した被害想定以降、建物の耐震化や不燃化等の取組を進めており、その結果、全壊建物数が大幅に減少するなど、確実に減災に寄与している。このように、都市の強靭化に向けた投資が確かな成果に結びついていることを踏まえ、都は引き続き対策を進め、東京の防災力を高めていくとともに、これまでの取組を踏まえ、今後、被害想定の見直しを図っていく。国においても、強靭な首都中枢機能を確保するため、積極的な防災対策や都の取組への財政支援

を講じるべきである。
　また、地震だけでなく、大規模風水害や火山噴火などの複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。都としては、上下水道の管路や施設の耐震化などの取組を進めているが、電気、ガス、通信など、広域にわたり民間事業者が有するライフラインについては、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

＜具体的要求内容＞
（１）首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。
（２）光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
（３）緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。
（４）火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。
（５）国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料として策定されるものであり、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて可能な限り定量的に示し、自治体等の対策につながるものとすべきである。そのため、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。
（６）都によるこれまでの都市の強靭化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、強靭な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じること。

１０　液状化対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）宅地液状化防止事業の費用助成について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象の拡大を図ること。

（２）宅地液状化防止事業の費用助成について、面積要件や対象家屋数の制限を見直すなど、要件の緩和を図ること。

＜現状・課題＞

平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生じた。

令和６年能登半島地震をはじめ、令和８年熊本地震においても、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲に液状化被害が発生している。

都内においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、また、令和７年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）改正により「宅地の耐震化」として液状化対策の一層の推進が盛り込まれたことも踏まえ、建物被害の対策や面的な液状化対策を更に加速させていくことが重要である。

都においては、令和６年度に東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度、令和７年度に面的液状化対策パイロット事業を開始する等、液状化対策に取り組んでいる。

しかし、宅地液状化防止事業による費用助成については、要件が厳しいことから、個々の宅地や土地区画整理事業で適用できないなどの課題がある。

＜具体的要求内容＞

（１）宅地における液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象を拡大すること。

（２）公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、以下の措置を講じること。

①　被災後だけでなく事前対策として適用できる地区を増やすため、3,000㎡以上の区域、かつ、区域内の家屋が 10 戸以上の要件を緩和すること。

②　土地区画整理事業などの更地化を前提とした地区においても適用できるよう、対象を拡大すること。

③　平成 28 年熊本地震後に液状化対策を実施した地区について、令和８年熊本地震における被災状況を調査し、対策効果の検証及び結果の公表について検討すること。

１１　木造住宅密集地域の改善

１　災害に強い都市構造の確保

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局・建設局）

（１）延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
（２）避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

＜現状・課題＞

令和６年１月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊又は焼失は約 19 万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約 7,100 ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約 6,000 ha指定している。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約 70%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域（整備地域）の不燃領域率は約 65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成 23 年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

また、令和７年度末の防災都市づくり推進計画の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木造住宅密集地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約 1,300 ha指定し、防災機能を備えた公園整備などの支援を実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、

① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。

② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。

③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進に関し、補助採択要件は、概ね 10 年以内に不燃化率 70%以上の場合と同程度の安全性の確保が確実であることが求められているが、事業の着手を更に促進するため、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準※を参照）にすること。

（例）

・幅員 20ｍの場合、不燃化率 60%で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（２）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を３分の１から２分の１に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参　　考

１　延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助 26 号線、補助 29 号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅　員	沿道の不燃化率
27m以上	―
24m以上 27m未満	40%
16m以上 24m未満	60%
11m以上 16m未満	80%

２　公園の整備

【現行国費率】用地取得１／３、整備１／２

２　地域の防災性の向上

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　都市整備局）

（１）木造住宅密集地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。

　特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備及びその沿道の不燃化並びに無電柱化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。

（２）防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。

（３）防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。

（４）新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。

（５）不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。

＜現状・課題＞

令和６年１月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約 7,100 ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約 6,000 ha指定している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが､木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域）の不燃領域率は約 65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。また、令和７年度末の防災都市づくり推進計画の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木造住宅密集地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約 1,300 ha指定し、防災上重

要な生活道路の整備の促進などを図っている。
都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成 23 年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。
また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成 28 年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員６ｍ以上の道路や、避難に有効な４ｍ以上の道路（以下これらを「防災生活道路」という。）の拡幅整備を計画的に進めるとともに、沿道の建替え工事費の一部を助成し、更なる不燃化を進めている。
あわせて、これらの地域で電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路や私道の機能に支障が生じないよう、無電柱化を促進している。
こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。
また、私道の無電柱化においては、私道所有者が無電柱化に係る設備を維持管理（調査・点検・補修）する必要があり、特に費用面での負担が大きい補修費について支援を行う必要がある。
さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物への建て替えを促進し、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。
加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、高齢者などが安心して住める移転先を確保する取組を推進する必要がある。
なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和２年１月に「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置した。同年 12 月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」を取りまとめ、令和８年６月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン（改定版）」を公表した。引き続き、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

＜具体的要求内容＞
（１）木造住宅密集地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。
①　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保すること。さらに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えに関しては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。
②　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業によ

る戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。

③　都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員４ｍ未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。

④　一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。

・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和

・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和

・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設

⑤　狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。

⑥　私道における無電柱化を促進するため、整備費に対する財源の確保や補修費に対する助成制度を創設すること。

（２）都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多く、防災街区整備地区計画において定められた敷地面積の最低限度は 100 ㎡未満がほとんどである。このため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100 ㎡）を地域の実情に合わせて設定できるよう緩和すること。

（３）主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。

（４）耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税に対する特例の創設や工事費相当額の一部を所得税から控除するなどの税制上の優遇措置を講じること。

（５）木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。

参　　考

１　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率

地区公共施設等整備（道路、公園等）　　１／２

（重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）

市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用）　１／３

2　防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定

・防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は 100 ㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定

・延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100 ㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。

・個別利用区の設定は、できるだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

3　新たな防火規制

（平成 15 年３月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	・原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

4　独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満 60 歳以上）
融資限度額	「保証ありコースの場合」 3,000 万円又は一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額 「保証なしコースの場合」 5,000 万円又は機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額
融資金利	「保証ありコースの場合」年 3.73% 「保証なしコースの場合」年 5.98% ※いずれも全期間固定金利で、令和 8 年 10 月 1 日から適用
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・土地を処分」することにより返済

１２　無電柱化事業の推進

１　無電柱化事業の推進

（提案要求先　総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁）
（都所管局　建設局・都市整備局）

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分するとともに、規制緩和等の改善を行うこと。

＜現状・課題＞

無電柱化事業は、東京の防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図る上で重要な事業である。

都は、昭和 61 年度から８期にわたる無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成 29 年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例（平成 29 年東京都条例第 58 号）を制定し、無電柱化を計画的に推進している。

また、令和８年６月に「首都防衛」に向けて無電柱化を強力に推進するため、今後５か年で新たに約 320km に着手する「東京都無電柱化計画」を策定し、無電柱化を着実に進めている。

区市町村道においては、都の財政支援を拡充するとともに、市街地整備事業や木造住宅密集地域などにおける主要な生活道路の整備など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において無電柱化を促進している。

さらに、無電柱化の企業向けイベント等の機会を捉えて、都の計画やコスト縮減に向けた取組を積極的にＰＲすることで、民間の技術開発の競争を促し、多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進している。

こうした取組により、都道の地中化率は約 49％に達しているが、切迫する首都直下地震や激甚化する台風などの自然災害に備えるためには、更なる都道における無電柱化の推進に加えて、区市町村道なども含めた都内全域の無電柱化をより一層推進する必要がある。

無電柱化事業では、占用企業者の支障移設工事や電線共同溝本体工事、電力・通信の引込連系管工事など、抜柱に至るまで複数の事業者が段階的に工事を実施するため、調整に時間を要している。

また、狭あいな道路では、電線類の収容や地上機器の設置が困難となるなど、技術的な課題がある。

さらに、島しょ地域の道路では、歩道がないコンクリート舗装の箇所が多いことや、硬質な岩盤の掘削が必要となるなど、島しょ地域特有の課題があることから、簡易な整備手法によりスピードアップを図る必要がある。

こうした課題を解決しながら、国や区市町村、電線管理者などと連携し、無電柱化の取組を更に加速させていくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）東京の防災力を高め、「セーフ シティ」の実現に向けて、都道の事業推進に必要な財源を確保するとともに、区市町村道の無電柱化をより一層促進するため、特に財政負担の大きい区市町村に対しては、確実に配分すること。
　加えて、配分された補助金を柔軟に運用できるよう、手続きの簡素化を図ること。

（２）国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。

（３）区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を推進させるため、特殊部や地上機器の更なるコンパクト化を図るなど、無電柱化技術の開発等を促進すること。

（４）業務の効率化のため、三次元モデルの工事契約図書への適用などに向けて、基準類の策定や環境整備を行うこと。

（５）島しょ地域など歩行者や自動車の交通量が少ない道路について、路肩を活用した地上配管が可能となるよう基準を改定すること。なお、構造の検討に当たっては、できる限り簡易な構造となるよう技術基準を見直すこと。

（６）緊急輸送道路は、災害時の救急活動や物資輸送等を円滑に行うため都県境を越えた広域でネットワークが確保される必要があることから、都道と接続する県道等の無電柱化を国主導で促進すること。

（７）区市町村道における新設電柱の占用禁止または制限について、幅員が狭い道路や通学路等の交通安全上重要な道路等にも拡大するよう、国主導で促進すること。

（８）電線管理者が行う単独地中化の整備が防災上重要な道路等で推進されるよう、電線管理者への支援について、制度の拡充を図ること。

（９）第１次国土強靭化実施中期計画については、令和７年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参　　考

1　都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】　（令和８年４月１日現在）

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区　部	1,288 km	896 km	70%
多　摩	1,040 km	250 km	24%
計 （東京都無電柱化計画）	2,328 km	1,146 km	49%
島しょ （東京都島しょ地域 無電柱化整備計画）	166 km	6 km	４%

2　令和８年度　都の予算（当初）

（単位：百万円）

区　　分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
無電柱化整備事業	46,666	11,579（5,894）

※ 事業費は、既設道路における整備に係るもの。

3　都への当初内示額

（単位：百万円）

区　　分	令和７年度	令和８年度
無電柱化整備事業 （国費）	4,396（2,215） ※令和６年度補正予算含む	3,837（1,929） ※令和７年度補正予算含む

【整備事例】足立区加平（環七通り）

（整備前）



（整備後）



２　臨港道路等の無電柱化

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局）

臨港道路等における無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

＜現状・課題＞

道路の上空を輻輳（ふくそう）する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。さらに、緊急物資の積替作業に必要なふ頭敷地や、物流拠点として重要な役割を担う倉庫や物流センターに接続されるなど緊急輸送道路以外の臨港道路や埋立道路の無電柱化も、緊急輸送道路と同様に重要となっている。

こうした状況を踏まえ、令和８年６月に「東京港無電柱化整備計画」（令和８年度～令和 12 年度）を改定し、緊急輸送道路に加え、その他の臨港道路や埋立道路、ふ頭敷地等についても、無電柱化の整備対象となる路線・施設及び整備時期を具体的に位置づけ、2040 年度の無電柱化完了を目指している。

＜具体的要求内容＞

（１）臨港道路等における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
（２）埋立道路やふ頭敷地等現在交付金の交付対象となっていない施設においても無電柱化が計画的に推進できるよう、制度設計を行うこと。
（３）無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

１３　大規模噴火時の降灰対策の推進

（提案要求先　防災庁・文部科学省・国土地理院・気象庁）
（都所管局　総務局）

富士山の大規模噴火による大量の降灰に備え、首都圏における広域的な降灰状況の観測体制の強化を図るとともに、火山灰の最終処分の法的整備を進めること。また、避難のタイミング等について明確な指針を示すこと。さらに、降灰による都市基盤への影響について、国において的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うこと。

＜現状・課題＞

富士山の大規模な噴火が発生した場合、その影響は火山周辺地域のみならず、広範な地域に及ぶとされている。火山から一定程度離れた東京都においても降灰等をもたらし、交通や電気、水道等の都市基盤に大きな影響を与えるとともに、膨大な量の火山灰処理が必要となる。都は、富士山噴火を想定した大規模な噴火時の降灰対策について検討を行い、令和５年度に「大規模噴火降灰対応指針」を策定し、同指針を踏まえ、令和７年５月に「東京都地域防災計画火山編」を修正したところである。

国は、令和７年３月に、広域降灰対策の基本方針や具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意点を取りまとめた「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を公表した。しかし、降灰の観測体制や大規模噴火時の広域的な対応策をはじめ、特に膨大な量となる火山灰の除去・処分については、処分用地の確保や降灰除去機材の確保などを含め、自治体単独では対応が困難であることが想定されるが、火山灰の最終処分を行うための法的な整理や具体的な手順などは示されていない。

また、大規模な降灰が大都市にもたらす影響については、調査研究が十分になされておらず、火山灰による広域的な被害について、自治体単独では対応が困難である。国は、令和７年４月に公表した「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」の報告書により、防災対応のトリガーとなる警報等の発信や情報提供に関する方向性を示したところであるが、今後、的確な調査研究及び被害予測を行い、具体的な対策について検討を進めていくことが求められる。

さらに、令和８年３月に、国と都は、共同で新たに「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」を設置し、協議会の下に「生活継続ＷＧ」、「住民行動・普及・情報発信ＷＧ」及び「火山灰の処理ＷＧ」の３つのワーキンググループを設置した。都は、「東京都地域防災計画 火山編」に基づき、ワーキンググループの議論と並行して、「交通インフラ対策（道路啓開）」や「火山灰の処理」などの対策を具体化していくこととしている。

＜具体的要求内容＞

（１）首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。

　また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応する注意報、警報を早期に導入・運用すること。

（２）降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。

　また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。

（３）降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、ライフライン事業者等が行うべき降灰対策について、推奨される資機材の仕様等を具体的に提示すること。

（４）大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと。

　また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。

（５）避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。

（６）大規模降灰時の国による広域的な物資供給のオペレーションを提示すること。

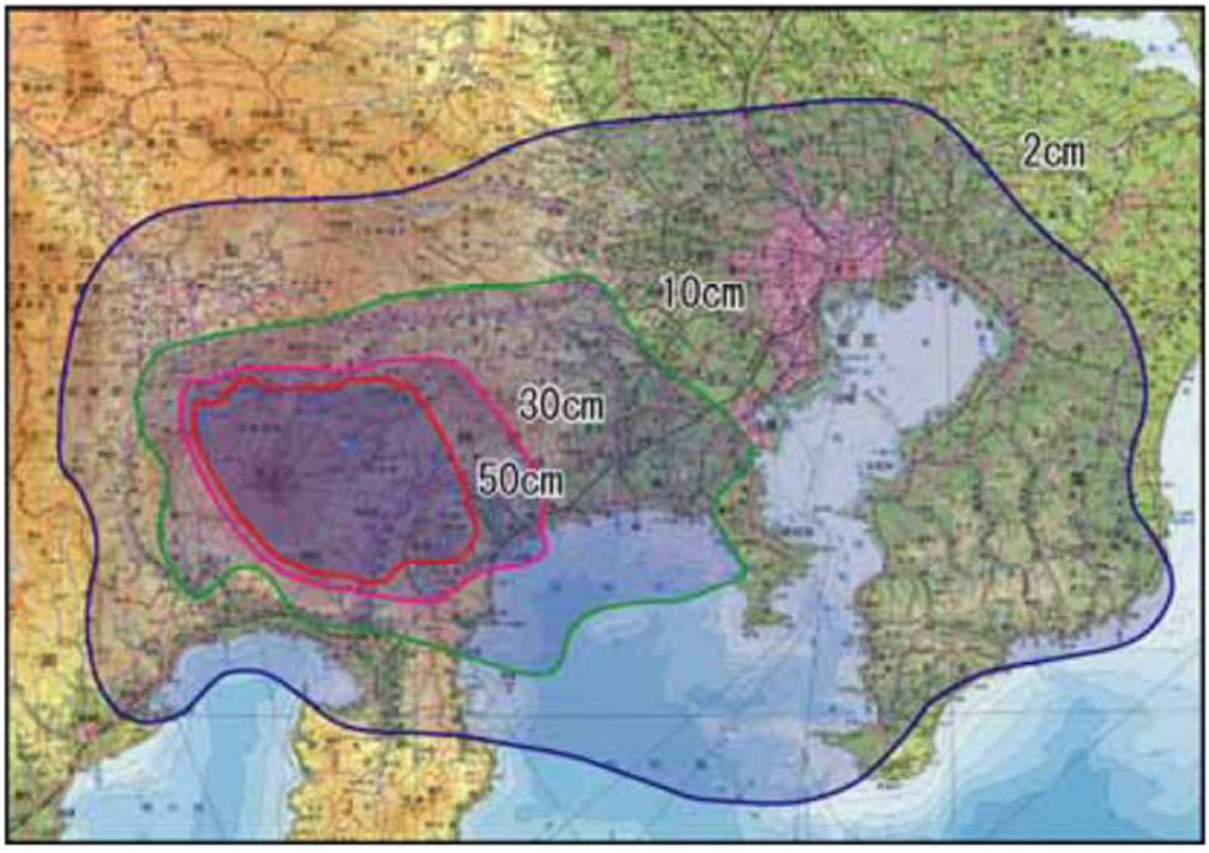
（７）大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響の調査研究及び周知を行うこと。

参　　考

○ 富士山噴火による被害想定（地域防災計画火山編より抜粋）

	内　　容	
噴火の規模等	規　　模	宝永噴火と同程度
	継　続　期　間	16 日間
	時　　期	①梅雨期　　②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部　　10cm 程度 その他の地域　　２～10cm 程度 （具体的範囲は別図のとおり。）	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

○ 富士山噴火による降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典　富士山火山広域防災対策基本方針より

１４　ミサイル攻撃に関する対策の推進

（提案要求先　内閣官房・消防庁・外務省・防衛省）
（都所管局　総務局）

（１）ＮＢＣ弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の方針や避難施設の整備に向けた考え方、エリアごとのリスク評価を示すこと。

（２）ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

＜現状・課題＞

令和４年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

また、ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。

こうした状況の中、国は令和６年３月に公表した「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）において、政治経済の中枢を含む都市部などにおける緊急一時避難施設の指定促進、地域の実情に応じた緊急一時避難施設の充実を含むその在り方の検討、避難の困難性など一定の要件を満たす地域における特定臨時避難施設の整備の３点を示した。さらに、令和８年３月には、その具体的な取組方針として「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を公表した。基本方針では、基本的考え方で示された３点に加え、「自然災害時との避難施設のデュアルユースと平時活用、官民連携の推進」及び「最善の避難行動の普及促進」についても取組の方向性が示された。

しかしながら、基本方針では、想定する脅威が通常弾に限定されているとともに、財政支援の対象が先島諸島を対象とした特定臨時避難施設の整備のみであるなど、その他の脅威やエリアを踏まえたリスク評価、避難施設の在り方が十分示されているとは言い難い。

また、緊急一時避難施設の更なる指定促進に向けた取組や、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保とともに、その充実に向けた具体的な取組が重要である。

国は、基本方針において、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し必要な施策の検討を進めるとしており、緊急一時避難施設の具体的な運用面の課題の検討・整理を行う官民連携の検討会を設置したところであるが、検討に当たっては、上記の現状と課題を踏まえる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）ミサイル攻撃に対する国の方針及びリスク評価

ア　基本方針において、通常弾に限らず、ＮＢＣ弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の方針や避難施設の整備に向けた考え方などを示すこと。

イ　人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

（２）ミサイル攻撃に対する実効性のある取組

ア　内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ　先島諸島以外の地域であってもミサイル攻撃に対応可能な避難施設を新設又は既存施設の改修により整備する場合や、物資の備蓄等にあっては、国が必要な財政措置を講じること。また、公的機関や民間事業者が建造物の整備・改築等を行う場合に当該施設の設置義務を法制化するなど、幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ　有事の際は、国民保護法第 148 条に基づく指定に関わらず、民間施設を含め、全ての堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める方策を検討すること。

エ　民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本方針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

オ　武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

カ　避難施設の確保や整備、有事の際の最善の避難行動の普及促進に当たっては、地方公共団体や民間事業者等と連携し、実効性のある方策を検討すること。

19 セーフシティ 防災

1　マンション防災の推進

（提案要求先　防災庁・国土交通省）
（都所管局　住宅政策本部・総務局・生活文化局）

マンションにおける防災力向上のため、日頃の備えや地域との連携等の重要性について普及啓発を強化すること。また、在宅避難等に必要な設備の設置を促す補助制度を検討し、財政支援などを行うこと。

＜現状・課題＞

東京都においては、約 900 万人の都民がマンション等の共同住宅に居住しており、マンションが主要な居住形態として広く普及している。そのため、マンション等の防災力の向上は喫緊の課題であり、東京都地域防災計画震災編（令和５年５月修正）において新たにマンションの防災力向上を明記した。

一般的にマンションは、災害に対して強靭な構造物であるが、東日本大震災の際には、建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続不能となる事態が発生した。

また、高層階ほど家具の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。都の被害想定（令和４年）では、首都直下地震時にマンションや事業系のビルなど都内のエレベーターの約 13%(約２万２千台)が閉じ込めにつながる可能性もある。令和７年 12 月に公表された「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」（内閣府）では、マンションにおける在宅避難生活に向けた環境整備として、非常用電源の確保、仮設トイレ等の防災備蓄資機材の確保、防災訓練を促進する必要があるとされた。加えて、令和８年６月に公表された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（内閣府）では、防災備蓄資機材の確保を行っているマンションの割合を令和 15 年までに 70%、年１回以上防災訓練を実施しているマンションの割合を令和 15 年までに 100%、地震時管制運転装置の設置率を令和 17 年までに 70%とする具体目標が設定された。

マンション防災に関連する制度としては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）の改正により創設され、令和４年４月に開始された管理計画認定制度（以下「認定制度」という。）や、東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度などの自治体独自の制度がある。

また、一部の自治体では、避難所として協定を締結したマンションによる設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

令和５年８月に公表された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」（国土交通省）や、令和６年６月に公表された「標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループとりまとめ」（国土交通省）において、将来的に管理計画認定基準に防災対策を位置づけることを検討するとされた。

こうした状況を踏まえ、令和７年 10 月にマンション標準管理規約が改正され、管理組合において取り組むべき防災関係業務の内容がコメントに追加されるとともに、令和８年７月に管理計画認定基準が見直され、防災に関する基準が盛り込まれるなどソフト面での取組については大きな進展があった。一方、エレベーターのリスタート運転機能等のハード面での取組については、都も支援制度を設けて、普及に取り組んでいるが、管理組合の費用負担の問題から、導入が進んでいない状況がある。

発災時に適切な防災行動を取り得るマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、ハード・ソフトの両面から早急に防災上の備えを推進する必要があり、併せて、積極的に防災対策に取り組むマンションがより評価される市場環境の整備にも取り組んでいく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するため、防災訓練の実施や地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。

（２）停電時にエレベーターや給水ポンプを長時間稼働できる非常用電源、エレベーターのリスタート運転機能や自動診断・仮復旧運転機能等のマンションの在宅避難等に必要な設備の設置を促す補助制度を検討し、財政的な支援を行うこと。

　また、こうした防災対策に積極的に取り組むマンションがより評価される市場の形成に取り組むこと。

（３）エレベーター等の迅速な点検、復旧のため、業界団体と連携した技術者確保や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。

（４）災害時の共助を促進するため、マンション内及び地域コミュニティとのつながりの形成に資する支援を強化すること。

２　「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置促進

（提案要求先　内閣官房・防災庁・消防庁・経済産業省・国土交通省）
（都所管局　総務局）

国においてもグラぴたスイッチ（感震ブレーカー）の認知度向上を図り、設置の気運を高めるため、全国的な広報・啓発活動を実施すること。

あわせて、自治体による普及促進の取組を後押しするための十分な財政措置を講じること。

さらに、住家に対するグラぴたスイッチの設置を義務化するなど、効率的・効果的に普及できる制度を検討すること。

＜現状・課題＞

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、出火防止対策により火災の発生を未然に防ぐことが重要である。

「首都直下地震の被害想定と対策について（令和７年 12 月 19 日中央防災会議）」では、感震ブレーカーの設置促進が必要であり、戦略的に取組を進めるべきとされている。

また、感震ブレーカーを現状から設置率 100％まで向上させた場合、焼失棟数を 72％減少させることができるとの試算が示されており、その必要性や効果の観点からも、首都圏域における事前防災の取組として、感震ブレーカー設置は欠かせない。

都は、令和５年度、令和６年度に、感震ブレーカーが電気火災防止に有効であることなどの普及啓発を行うとともに、木造住宅密集地域の木造住宅を対象に、希望する世帯全てに感震ブレーカーを配布した。令和７年度からは、区市町村に対し、地域の実情に応じ、感震ブレーカーの設置を進められるよう、補助を行うとともに、住宅事業者に対しても補助を行っている。さらに、令和８年度からは、区市町村や事業者の意見も踏まえ、区市町村への補助は、設置費も対象としている。あわせて、事業者への補助については、建売の木造住宅に加え、注文住宅や非木造等、全ての新築住宅を対象とするとともに、リフォーム工事を行う事業者にも補助を行う制度としている。

また、感震ブレーカーの役割や重要性を、幅広い世代に理解してもらうために、よりわかりやすく親しみやすいネーミングを決める投票を行い、「グラぴたスイッチ」に決定の上、令和８年５月に公表したところである。

しかし都内では、グラぴたスイッチの設置率が全世帯において 13％にとどまっており、全国的にも６％と低迷している。

グラぴたスイッチの設置を加速させ、地震火災による被害を抑制するためには、こうした都による補助制度の推進といった自治体独自の取組のみならず、国主導による具体的な対策を講じる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国においてもグラぴたスイッチの認知度向上を図り、設置の気運を高めるため、全国的な広報・啓発活動を実施すること。

（２）自治体による普及促進の取組を後押しするための十分な財政措置を講じること。

（３）住家に対するグラぴたスイッチの設置を義務化するなど、効率的・効果的に普及できる制度を検討すること。

３　災害時における避難者生活支援の推進

１　災害時における避難者生活支援の推進

（提案要求先　防災庁）
（都所管局　総務局）

災害時に避難者全員が安全・安心な避難生活を送れるよう、総合的な避難者対策を推進すること。

＜現状・課題＞

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、首都直下地震が起こった場合、都内の避難者数は約 300 万人に上ると推計されている。

災害時には、著しく多くの避難者が見込まれる一方、在宅避難が可能なマンションが多数存在している。こうした東京の特性を踏まえ、都はこれまでの避難所改革の取組に加え、在宅避難や被災地外への避難を新たな柱として位置付けた「東京都避難者生活支援指針」を令和８年３月に策定した。本指針では、避難者がどのような場所で避難生活を送る場合であっても必要な支援を適切に受けられるよう、避難所避難者や在宅避難者等への支援策の充実・強化に取り組むこととしている。

在宅避難が可能なマンションで避難生活を送るに当たっては、建物の安全性が確保されていることが前提であるが、国の「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」によれば、平時において建築の専門家とあらかじめカルテ等を作成することが必要とされ、膨大な時間と労力を要する。このため、在宅避難が可能かどうかの判断が早期に実施できる環境を整備する必要がある。

近年、激甚化・頻発化している自然災害への対応状況を踏まえ、国は避難所避難や在宅避難等も含めた避難者全員が安全・安心な避難生活を送れるよう、総合的な避難者対策を推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）避難所環境・運営の向上や在宅避難者等の支援、トイレ環境の確保に資する取組に対し、「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を継続・拡充するなど、一層の財政支援を行うこと。

（２）建築に関する専門知識を有さない者が、災害時における建築物（高層建築物を含む）の安全確認を早期かつ簡便に行えるよう「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」の見直しを図るなど、在宅避難を選択する際の判断基準を明確に示すこと。

２　災害対応車両登録制度の登録促進及び運用改善

（提案要求先　防災庁）
（都所管局　総務局）

災害対応車両登録制度（Ｄ－ＴＲＡＣＥ）へのトイレカー、トイレトレーラー等の登録を促すため、国においても積極的な広報・啓発活動等に取り組むこと。

また、制度の運用に当たっては、被災自治体の実情に即した応援調整の仕組みを構築・実施すること。

＜現状・課題＞

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、首都直下地震が起こった場合、都内における避難所避難者数は約 200 万人に上ると見込んでいる。都は、こうした避難者に対して不足するトイレの数を最大 14 万基以上になると推計しており、「東京トイレ防災マスタープラン」（令和７年３月策定）に基づき、災害用トイレの確保に取り組んでいる。

災害用トイレのうち、トイレカー、トイレトレーラー等の車両型トイレは、発災時に非被災地から被災地へ速やかに移動することが可能という特長がある。国は、「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」等を踏まえ、各自治体や民間団体等が保有する車両型トイレを含む災害対応車両等を平時から登録、データベース化し、発災時には被災自治体のニーズに応じて迅速に提供する仕組みとして、災害対応車両登録制度「Ｄ－ＴＲＡＣＥ」（以下「本制度」という。）の運用を令和７年６月から開始している。

本制度を発災時において効果的に運用するためには、可能な限り多くの車両型トイレが登録されている必要がある。しかし、令和８年９月１日現在、トイレカー、トイレトレーラー等の登録台数は 167 台にとどまっている。登録数を増やすため、都では、トイレカー、トイレトレーラーを整備する区市町村に対し、本制度への登録などを条件とした補助事業を実施している。国においても、より多くの台数が登録されるよう、防災イベント等の機会を捉えた周知、普及啓発など、積極的に施策を展開していくべきである。

また、発災時には、被災自治体自らが車両型トイレの所有者と応援調整することが原則とされているが、様々な災害対応が生じる中で調整を行うことは困難であることが見込まれ、首都直下地震では広域的な調整を要することから、国による積極的な応援調整が不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）災害対応車両登録制度について、防災イベント等の機会を捉えて積極的な周知を行い、車両型トイレを所有する自治体や民間団体等による登録を促進し、登録台数の増加を図ること。

（２）発災時における災害対応車両の応援調整については、被災自治体の負担増とならないよう、国において応援調整の仕組みを構築・実施すること。

４　帰宅困難者対策の推進

（提案要求先　防災庁・総務省・財務省・国土交通省）
（都所管局　総務局）

大震災時等に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

＜現状・課題＞

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、帰宅困難者は約 453 万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約 352 万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

また、近年、気候変動の影響等により、全国各地でこれまでに経験したことのないような豪雨が発生している。令和８年８月千葉豪雨では、記録的な大雨により交通機関が相次いで運休し、多くの帰宅困難者が発生するなど、その対策は喫緊の課題となっている。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、地震発生時の帰宅困難者対策について、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成 24 年９月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成 25 年４月に東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）を施行している。また、都は、新たな被害想定に基づき、令和５年５月に東京都地域防災計画震災編及び東京都帰宅困難者対策実施計画を改定したところである。この中でも引き続き帰宅困難者対策の諸課題に対応していくこととしている。

内閣府は、令和４年８月に公表した「帰宅困難者対策に関する今後の対応方針」に沿って、帰宅困難者対策の一層の実効性向上を図り、迅速かつ円滑な応急活動を確保するための対応方策の検討結果として、令和６年７月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」を一部改正し、「帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方」と「一斉帰宅抑制後の帰宅場面 における再度の混乱発生の防止」の二つの観点を加えたところである。特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含

めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。
　また、豪雨災害時における帰宅困難者対策について、都は、九都県市首脳会議に検討会を設置し、一時滞在施設の情報共有など帰宅困難者対策の連携推進や九都県市で連携した平時の取組に関して、検討を進めることとしている。

＜具体的要求内容＞
（１）「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な３日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働き掛けを強化すること。
（２）「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。
　さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働き掛けること。
（３）「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。
①　自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
②　国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
③　今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の３日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減すること。
④　一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
（４）「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。
（５）「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参　　考

○ 一時滞在施設確保状況（令和８年１月現在）
【施 設 数】1,310 か所
（国等 32、都立 223、区市町村 316、民間 739）
【受入人数】約 53.36 万人※
（国等 約 1.61 万人、都立約 9.02 万人、区市町村 約 14.23 万人、民間 約 28.5 万人）
※66 万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者。本数値は令和４年５月に試算。）に対し、約 81％

５　被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置

１　災害に係る住家の被害認定に関する措置

（提案要求先　防災庁）
（都所管局　総務局）

現在の住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化するとともに、判定基準を抜本的に見直すこと。

＜現状・課題＞

令和６年能登半島地震や令和８年熊本地震においては、建物の倒壊等、甚大な住家被害が生じている。こうした大規模な災害が発生した際には、被災者の１日でも早い生活再建につなげるため、住家被害認定調査を速やかに実施し、各種支援の基となる罹災証明書を円滑に交付することが極めて重要である。

被害認定に当たっては、家屋の外観、傾き、屋根・外壁等の部位ごとに損傷程度と損害割合を算定の上、家屋全体の被害程度を判定しているが、国の示す方法は複雑であり、認定までに時間を要する。

国は、令和７年７月に被害認定基準運用指針の改定を行い、市町村の判断により、一次調査（住宅外観の被害で判定）を省略できることや一次調査の終了を待たずに二次調査を前倒しで開始できることを明確化する等の簡略化を図っているが、依然として判定方法が複雑であることから、認定業務の更なる見直しを行い、罹災証明書の交付を加速させる必要がある。さらに、認定する職員の知識・経験の差により判定結果にばらつきが生じ、調整に時間を要しており、こうした調査業務に最新技術などを活用する必要がある。

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内における建物被害が 19 万棟以上になるなど、住家被害は甚大になることが見込まれている。被災者の円滑な生活再建のためには、判定方法の簡略化に加え、全壊から一部損壊までの六つに細かく区分された現在の被害認定基準について、被災者の視点に立って抜本的に見直すことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化すること。加えて、衛星画像やドローン、デジタルツイン等の最新技術の活用を国が主導し、認定業務を速やかに実施できるようにすること。

（２）住家被害認定の判定基準について、建て替えの要否を判定基準にする等、抜本的に見直すこと。

２　災害時の応急措置に伴う倒壊家屋等の除去等の推進

（提案要求先　防災庁）
（都所管局　総務局）

救出救助活動の妨げとなる倒壊家屋等の除去等に当たり、その判断基準や範囲を明確に示すこと。

＜現状・課題＞

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 64 条第２項では、市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件の除去その他必要な措置を講ずることができる旨を規定している。

しかし、必要な措置を講ずるための条件が不明確であり、建物所有者との訴訟リスクなどが存在することから、市町村長が除去等を判断することが困難となっている。

令和６年能登半島地震及び令和８年熊本地震では、多くの家屋が倒壊する被害が発生したが、令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大建物被害は約 19.4 万棟にも及ぶと見込まれており、倒壊した家屋等を適時に除去できない場合、救出救助活動の大きな妨げとなり、被害が拡大するおそれがある。

＜具体的要求内容＞

災害対策基本法第 64 条第２項に基づく倒壊家屋等の除去等に当たり、具体的な判断基準や除去等の範囲を明確に示すこと。

３　倒壊家屋等公費解体・撤去の推進

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、所有者の申請によらず公費解体・撤去ができるよう、制度の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

公費解体制度は、災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧・復興を図るための措置として、区市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものである。

しかし、公費解体は、所有者からの申請に基づく制度となっていることから、能登半島地震における所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることや、申請が行われないことが、解体・撤去の妨げとなっていた。

環境省において、公費解体・撤去の円滑化に向けた検討を進め、建物性がなく市町村が客観的に倒壊家屋等を廃棄物と判断できる場合においては、公費解体・撤去に係る申請がなくとも、廃棄物として解体・撤去を可能とする「公費解体・撤去マニュアル」の改定を令和８年３月に実施したが、これまでの災害対応を念頭に置いた運用整理にとどまっており、大規模災害における対応については引き続き検討を行うこととしている。

首都直下地震等では、多くの建物が倒壊し、所有者が不明又は所在不明のケースも相当多く見込まれることから、首都機能の迅速な復旧や復興に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

＜具体的要求内容＞

所有者が不明又は所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、区市町村が所有者の申請によらず解体・撤去ができるよう、公費解体制度の見直しを引き続き行うこと。その上で、具体的な判断基準、解体・撤去の範囲や手続を明確に示すこと。

４　一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化

（提案要求先　防災庁）
（都所管局　総務局）

国主導により、国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与する情報共有の円滑化に向けた取組を早急に行うこと。

＜現状・課題＞

国は、令和６年４月より、データ流通機能を強化した「新総合防災情報システム（以下「新システム」という。）」を稼働させた。新システムは、「災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰（ふかん）的に捉え、被害の全体像の把握を支援すること」を目的としている。従来のシステムより操作性の向上、取り扱うデータ量の大幅な強化が期待できるほか、各自治体、関係機関のシステムとデータ連携を行うことにより、国、地方公共団体間でリアルタイムに被害情報を共有し、他道府県・都外市町村にまたがる住民避難や物資輸送等を迅速かつ緊密に調整できるようになることが期待される。

しかし、データ連携の観点においては、現状、国から新システムによって各自治体、関係機関に提供されている情報、データの種類が、当初の予定の半数程度となっており、各自治体、関係機関にとって使いやすいものとなっていない。また、国が新システムにおいて保有しているデータの多くは、国のみがライセンスを有しているものであり、ライセンスを有していない自治体や関係機関は情報提供を受けられない状況となっている。さらに、国の新システムと各自治体、関係機関の防災情報システムとのデータ連携に必要なデータのフォーマットが示されていないなど、技術的仕様が明確化されていないため、各自治体、関係機関側のシステムの設計等に支障が生じている。

熊本地震等、大規模な災害が頻発する状況下で可及的速やかに国、自治体、関係機関による一体的な防災対策を実現するためには、多くの自治体、関係機関が新システムに参加することが必要であることから、国は参加自治体、関係機関の増加に向けて、取組を充実させる必要がある。

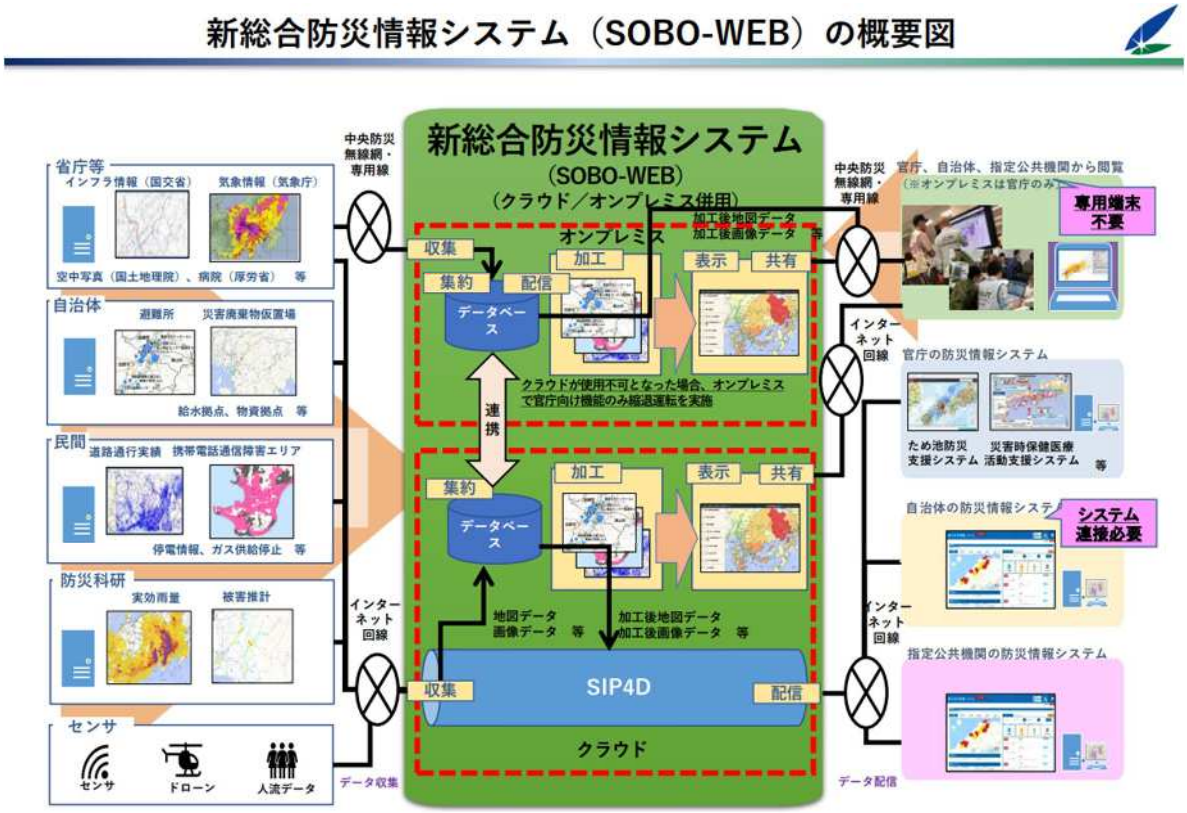
＜具体的要求内容＞

（１）新システムから自治体等に提供する情報、データの種類を増やすことに加え、新システムと自治体等の防災情報システムとをシームレスに接続するためのデータフォーマットを明確化するなど、データ連携に必要な技術的環境の整備を行うこと。

（２）新総合防災情報システムへの参加促進に当たっては、導入や運用に関する各自治体向けのガイドラインの策定や、その周知等に取り組むなど、必要な支援を行うこと。

参　　考

【新総合防災情報システムについて】



出典　内閣府防災ホームページより

５　災害時における情報伝達手段の多様化・立体化

（提案要求先　総務省）
（都所管局　総務局）

国主導による非地上系ネットワークの構築を推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化のための取組を早急に行うこと。

＜現状・課題＞

都では、多重系、単一系等の様々な方法で防災行政無線網を構成し、災害時の連絡手段を確保するとともに、能登半島地震において通信途絶が多発したことを踏まえた取組として、災害時の連絡・通信手段を確保・強化するため、都内全区市町村にモバイル衛星通信機器を配備している。しかし、現行の都と区市町村を結ぶ防災無線は、主として地上系の通信設備により構成されており、地上で発生する災害により、通信速度及び通信の確実な確保に影響があると見込まれる。

災害時においても迅速かつ的確な情報伝達を図るため、近年のデジタルサービスの普及・多様化を踏まえ、上空や宇宙空間に配置された設備を活用する、非地上系の通信による通信手段の拡充による通信速度の高速化及び通信のより確実な確保が求められている。

衛星コンステレーション、ＨＡＰＳ（高高度プラットフォーム）等で構成される非地上系ネットワーク（ＮＴＮ：Non-Terrestrial Network）は、地上の停電や災害の影響を受けにくく、安定的に陸海空での高速大容量通信を可能とするものであり、災害により地上の通信網が被害を受けた場合の通信基盤として有用である。また、ＮＴＮのカメラやセンサーから送られるデータやそのＡＩ分析は防災対策での有効活用が期待できる。

しかし、衛星コンステレーションは、海外の民間サービスが先行し、提供事業者との契約方法に制約があるほか、サービス継続も事業者判断に委ねられるなど、継続的かつ安定的に利用するには課題がある。また、ＨＡＰＳについては、実用化に向けた研究開発の段階にあり、主に成層圏における通信サービス提供となるため、国内の法整備等が必要となってくる。

こうしたＮＴＮの技術導入については、日本国内の各事業者が個別に行っているため、事業者間の相互利用や連携が図られず、異なるサービス間の通信ができない可能性がある。

今年７月に発生した熊本地震など、今後もいつ起こるとも限らない災害に対し、ＮＴＮの構築や事業者間の連携を国主導で推進し、災害時における情報伝達手段の多様化・立体化を早急に行うことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）日本独自の衛星コンステレーションの構築に向け、調査・検討を進めること。
（２）ＨＡＰＳについては、国や民間による研究開発を引き続き推進するとともに、実用化に向けた制度整備等を着実に行うこと。

（３）災害時におけるＮＴＮの効果的な運用を見据え、全国共通のサービスなど各自治体で共同利用可能な体制を構築すること。

参　　考

ＮＴＮと衛星コンステレーション、ＨＡＰＳ等のイメージ



出典：NTT Group

○非地上系ネットワーク（ＮＴＮ：Non-Terrestrial Network）

上空に飛ばした人工衛星や無人航空機などの非地上系媒体を利用して、地上の基地局ではカバーできない場所でも通信可能とするほか、通信エリアが地上に限定されず、空・海・宇宙などのあらゆる場所に通信エリアが拡張されたネットワークシステムのこと。

○衛星コンステレーション

数十機～数万機にも及ぶ多数の衛星を軌道上に打ち上げて、一体的に機能させるシステムのこと。

○高高度プラットフォーム（ＨＡＰＳ：High Altitude Platform Station）（読み方：ハップス）

太陽光発電の電力により動作する無人の航空機や飛行船などを利用して、成層圏での運用が想定されている空中の基地局のこと。

６　エレベーターの地震対策の推進

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　総務局・都市整備局）

首都直下地震等の地震発生時に、エレベーターの閉じ込め被害を防止し、閉じ込め時の迅速な救助活動を行うため、建物所有者等による閉じ込め防止機能の設置促進や、建物の安全性に関する情報を集約できる仕組みの構築など、エレベーターの地震対策を推進すること。

＜現状・課題＞

令和４年５月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、発災時に約２万２千台のエレベーターで閉じ込めが起こり得ると想定している。

国は、建築基準法施行令を改正し、平成 21 年９月以降に新設するエレベーターへの地震時管制運転装置の設置を義務化しており、都内でも約８割のエレベーターで同装置が設置済みであると推定される。しかしながら、地震時管制運転装置のみでは、管制運転を開始してから最寄り階にかごを着床し、戸を開く前に、緊急停止にいたる規模の主要動が到達する可能性がある。その結果、安全装置が作動し、エレベーター内に閉じ込めが生じるリスクが存在する。

このため、緊急停止後に安全装置が正常に復帰したことを自動で確認し、最寄り階まで管制運転を再開することが可能となるリスタート運転機能の普及が望まれる。もっとも、地震時管制運転装置やリスタート運転機能によって閉じ込め自体は回避できるものの、エレベーターの本格復旧には、保守員が出動し、現地に到着するまで長時間を要する場合がある。

そのため、運転休止したエレベーターについて、異常の有無を自動診断し、安全が確認できれば自動で仮復旧させる自動診断・仮復旧運転機能についても併せて普及を図る必要がある。

都はこれまで、東京とどまるマンションにおけるエレベーターの閉じ込め防止や早期復旧のための機能を設置するための費用を助成するとともに、セミナーやイベント等を通じた普及啓発を行うなど、地震発生時のエレベーターの安全確保に向けた取組を進めてきた。国においても、補助事業や普及啓発に取り組んでいるが、より一層取り組んでいくことが必要である。

また、都内にある約 16 万６千台に上るエレベーターについて、地震時管制運転装置やリスタート運転機能、自動診断・仮復旧運転機能が備わっているかどうかの現状把握が難しく、都は現在、都内にあるエレベーターの閉じ込め防止機能の設置状況を把握するため、保守事業者団体等に対し協力を求めているが、個人情報等の理由により、情報の提供に慎重となっている事業者等が多い状況にある。

さらに、エレベーターに安全装置が設置されていることを利用者が容易に把握できるよう、装置が設置済みであることを示す安全マークを表示する制度がある

が、戸開走行保護装置と地震時管制運転装置に限られており、表示も任意のため、利用者にとってもエレベーターの安全性を判別できない状況にある。

＜具体的要求内容＞

（１）既に設置が義務化されている地震時管制運転装置に加え、エレベーターの更新等に合わせたリスタート運転機能、自動診断・仮復旧運転機能の設置を促進するとともに、設置に必要な財政措置を拡充すること。

　また、自動診断・仮復旧運転機能の性能向上や機能拡充等の技術開発を支援すること。

（２）発災時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合に、救出救助等に活用するため、保守事業者団体等からの情報提供を義務化するなど、都や区市町村等が各建物におけるエレベーターの安全性に関する情報を集約できる仕組みを構築すること。

（３）閉じ込め防止機能を設置しているなど、安全対策が講じられたエレベーターを可視化し、安全なエレベーターの普及が進むよう、ステッカー等による安全性の表示を義務付ける制度を導入すること。

20 セーフシティ まちの安全・安心

１　首都東京を守るテロ等対応力の強化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）テロ対策資機材の充実及び高度化を図ること。

（２）爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。

（３）テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。

（４）諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

＜現状・課題＞

近年、我が国において、インターネットを通じて銃砲や爆発物の製造方法等に関する情報が容易に入手可能となる中、社会に対する不満を抱く個人が、特定のテロ組織等と関わりを持たずにインターネット上の様々な言説等に触発されて違法行為を引き起こすおそれがある。

実際に、特定のテロ組織等と関わりのない過激化した個人、いわゆるローン・オフェンダーが、手製の銃砲や爆発物を使用して政府要人等に危害を加えた事案のほか、身近で入手可能な凶器を使用した事案等が発生しており、こうした事案は、事前の予測が困難であることから、犯行の未然防止対策に掛かる負担が増大している。

また、世界各地においても、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、ＩＳＩＬ等のイスラム過激派組織はインターネットを通じてテロの呼び掛けを継続しており、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が欧米諸国で発生しているほか、ウクライナやイスラエル等をめぐる国際情勢も厳しさを増し、大使館を狙ったと思われる事案も発生している。

令和７年 12 月には、豪州シドニー近郊のボンダイビーチにおいて 50 人以上が死傷する銃乱射事件が発生し､犯人らが使用した車両内から多数の爆発物のほか、ＩＳＩＬの旗が発見されている。

そしてＩＳＩＬは、テロの標的として日本政府を名指しするとともに、今後も邦人をテロの標的とすることを示唆するなど、ＩＳＩＬ等の過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、国際情勢が急速に厳しさを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっていることから、産学官連携による技術情報等の流出防止対策の推進及び流出事案に対する取締りの強化がこれまで以上に求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設、高度な技術情報等を保有する企業・研究機関等が多数所在する首都東京において、ドローン等の先端技術も活用しつつ、テロ対策及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

＜具体的要求内容＞

（１）テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、テロ対策資機材の充実及び高度化を図ること。

（２）国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、広報啓発動画の制作や街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信等により、官民が連携したテロ対策を強化すること。

（３）ＣＢＲＮＥ鑑識を実現する最新の検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（８Ｋ、５Ｇ、ＡＩ等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

（４）技術情報等の流出防止に向けて、従業員の危機意識を醸成するための企業・研究機関等への情報提供活動を推進するほか、流出事案の実態解明・取締りに向けた資機材（ビジネスデータベース、教養資料等）の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

２　重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
（２）サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
（３）情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
（４）サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
（５）サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

＜現状・課題＞

近年、国内外において政府機関や重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、社会経済活動だけでなく、国の治安や安全保障にも重大な支障を来すおそれがある。

令和７年中は、政府機関、金融機関といった重要インフラ事業者等に対するＤＤｏＳ攻撃とみられる被害や国家の関与が疑われるサイバー攻撃事案等が相次いで発生するなど、サイバー攻撃の脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

また、「MirrorFace（ミラーフェイス）」と呼ばれるサイバー攻撃グループが、日本国内の組織、事業者及び個人に対するサイバー攻撃を行っており、警察庁等ではこれらの攻撃を、我が国の安全保障や先端技術に係る情報窃取を目的とした、中国の関与が疑われる組織的なサイバー攻撃であると評価し、令和７年１月、注意喚起を実施した。

このような情勢の中、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を国と都が緊密に連携して強化することは、喫緊の課題である。

＜具体的要求内容＞

（１）重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
（２）サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練として、実機を用いた事案対処訓練等を実施（外部委託）し、緊急対処能力を高めること。
（３）情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。

（４）サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対し研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
（５）サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

３　総合的な治安対策の充実・強化

１　治安対策の充実・強化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）首都警察特別補助金を増額すること。

（２）デジタル技術の活用を推進し警察情報システム基盤の充実を図ること。

（３）国際海空港等における水際対策の推進を図ること。

＜現状・課題＞

令和７年中の都内における刑法犯認知件数は、９万9,349件と前年比で約5,000件増加し、令和４年以降の増加傾向に歯止めがかからず、特に特殊詐欺については、被害額約281億5,269万円と前年比で128億3,863万円増加し、過去最悪を記録した。

このような状況の下、令和８年１月に発表された「都民生活に関する世論調査」では、「都政への要望」として「治安対策」が前年比で10ポイント増加し、全体の46.8％を占め、前年の３位から１位に上昇しており、その原因としては、匿名・流動型犯罪グループが様々な犯罪に関与し、特殊詐欺等の被害が著しく拡大していることが、都民の体感治安に深刻な影響を及ぼしていると考えられる。

警視庁では、匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向けた対策の司令塔として「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」を新設し、治安対策上の重大な脅威に対処しているほか、サイバー空間の脅威に対する諸対策の推進など、複雑化する新たな治安課題に総合的に対応しており、その負担は増加する一方である。

その上、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持、首相をはじめとする要人の警護を担う首都警察としての特殊性を有しており、近年ではこれらに対するテロを惹起（じゃっき）するローン・オフェンダー等の新たな脅威への対応など、潜在的に他の道府県とは比較にならない膨大な警察事象を抱えている。加えて、近年、激甚化する自然災害では、警視庁管内・管外を問わず警察官を被災地に派遣し、救助活動や後方治安維持活動に従事するなど、日本警察の中核としての責務を担っている。

（１）現行の警察法施行令（昭和29年政令第151号）第３条第４項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を勘案し、国が所要額の一部を補助することとなっており、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により、首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要に見合った適正な負担の在り方を確保することが必要である。

（２）各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づいて行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・ＡＩなどのデジタル技術を活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、デジタル技術の活用をより一層推進するとともに、警察情報システム基盤の充実を図ることが必要である。

（３）近年、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化し、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

また、覚醒剤等の違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行客を装った携行・携帯・嚥下（えんげ）型など隠匿手口が巧妙化しており、密輸入事犯も増加傾向にある。

加えて、国内においてもコカイン等の麻薬事犯の増加により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯や違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）現行の 15 億円から 25 億円に増額すること。

（２）デジタル技術の活用を安定的に推進する取組の一環として、

○　サーバ等リソースの増強

○　データ利活用に精通した人材育成

等の充実強化を図ること。

（３）違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、

○　携帯型薬物特定システム

○　薬物予試験試薬

等の装備資機材の充実強化を図ること。

２　暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

＜現状・課題＞

六代目山口組と神戸山口組等の対立抗争については、令和６年９月に、宮崎県で宅配便の配達員を装った被疑者が池田組傘下組織会長を拳銃で殺害する事件が発生し、六代目山口組傘下組織組員の男を逮捕しているほか、令和７年１月には、兵庫県で神戸山口組組長の居宅に対する放火事件が発生し、現場臨場した警察官が拳銃を所持した被疑者を公務執行妨害罪で逮捕するなど、予断を許さない状況が続いている中、令和７年４月、六代目山口組が兵庫県警察本部に対し、抗争の終結を内容とする「誓約書」を提出したが、対立組織と協議等することなく、一方的に提出された可能性が否めず、対立組織や末端組員らの反発などが懸念される。

これらの対立抗争に関しては、六代目山口組と神戸山口組を９府県の公安委員会が、いまだ対立抗争状態にあるとして「特定抗争指定暴力団等」に指定している。

今後、対立抗争の都内波及やトラブル事案の激化により、都内に所在する暴力団事務所等がターゲットとなり、銃器を使用した事件が発生することも予想されることから、当庁では、各団体の事務所や関連箇所に対する視察、警戒を強化し動向を注視しているところである。

また、都内で最大規模の指定暴力団である住吉会の中枢組織「幸平一家」は、その構成員等が匿名・流動型犯罪グループを利用して、治安上の課題となっている各種事犯に関与し、違法なビジネスモデルを構築するなど、社会に対する脅威となっていることから、令和８年１月に「住吉会幸平一家特別対策本部」を立ち上げ、さらに、同年４月から副総監指揮に体制を強化し、警視庁を挙げて取組を強力に推進しているところである。

これらを踏まえ、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等を図り、都民・国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

＜具体的要求内容＞

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、対銃器装備資機材の充実強化を図ること。

３　大規模災害対策の推進

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）災害対策資機材の充実及び高度化を図ること。

（２）回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。

（３）オフロードバイクの配備について検討すること。

（４）大規模災害等発生時における緊急通報（１１０番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

＜現状・課題＞

（１）警視庁では、突発的に発生する災害に迅速かつ的確な対応を図るため、機動隊を中心に、高度な特殊技能を有する部隊を編成し、有事即応体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災、令和６年能登半島地震、トルコ・シリア地震など、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動等を行っている。

以上のとおり、大規模災害が発生すれば迅速かつ的確な対応が求められているほか、首都直下地震の発生が懸念される状況であることから、ドローン等の先端技術も活用しつつ、災害対策資機材の充実及び高度化を図るなど、災害対応能力を強化する必要がある。

（２）全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなったところ、東日本大震災や令和６年能登半島地震などの震災発生時には、現地の被災状況を迅速に把握する手段として回転翼航空機が極めて有用であることが改めて認識された。

しかし、回転翼航空機は現有機体と異なる型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

回転翼航空機の迅速かつ的確な運用を確保するため、現有機体と同型式で操縦可能な機体の配備等柔軟な調達が必要である。

（３）近年、いつ発生してもおかしくないと指摘されている首都直下地震等の自然災害発生時において、緊急自動車専用路及び緊急交通路の早期確保に向けた道路状況等を確認する際、道路崩壊や土砂崩れによる不整地路面において優れた走行性能を発揮するオフロードバイクが必要不可欠である。

また、令和６年能登半島地震において広域緊急援助隊を派遣した際、石川県警の部隊員とともに、オフロードバイクを使用して被災した道路の被害状況や渋滞状況を確認し､その状況を現地の交通指揮本部に映像伝送するなど、被災地の各種交通対策に大いに貢献したことから、今後の大規模災害等に万

全の備えをするため、オフロードバイクの配備を充実させる必要がある。

（４）警視庁における１１０番通報の受理は、23 区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎４階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎４階、立川市緑町）の２か所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊するなどして機能不全となった場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの１１０番通報の受理と無線指令を行うこととしているところ、通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）首都直下地震、富士山噴火に伴う首都圏広域降灰、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、災害対策資機材の充実及び高度化を図ること。

（２）回転翼航空機の迅速かつ的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。

（３）道路崩壊や土砂崩れ等による不整地路面での走行が可能なオフロードバイクの配備について検討すること。

（４）平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、１１０番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実に行える態勢の確保を求めること。

４　薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。

（２）薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

＜現状・課題＞

都内における薬物事犯の検挙人員は、平成 17 年をピークに漸減傾向にあったものの、平成 26 年から増加に転じた。令和７年中は、2,910 人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

大麻事犯をめぐっては、検挙人員が増加傾向にあることに加え、30 歳未満の若年層が７割以上占めているなど、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止の周知・広報を目的とする視聴覚ＤＶＤを作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube 警視庁公式チャンネル内で公開している。

昨今の大麻に関する誤った情報が流通している状況を踏まえ、大麻に特化した啓発資料「No More 大麻」を警視庁ホームページやＳＮＳ等に掲載するほか、学校や企業を対象として、リモートを併用した薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進している。

さらに、令和６年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約７割が再犯者であるという現状を踏まえ、捜査が終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）及び「再犯防止推進計画（平成 29 年閣議決定)」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、令和６年３月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、国、都及び区市町村並びに相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策の推進を図る必要がある。

また、関係機関と連携した研修会を積極的に推進していくとともに、若年層を対象とした広報啓発活動及び関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）インターネットやＳＮＳ等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。

（２）あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

５　子供・女性等の被害防止及び少年の非行・被害防止に向けた対策の強化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。
（２）少年の非行・被害防止対策を強化するため、各種広報啓発活動を推進すること。

＜現状・課題＞

都内におけるストーカー・ＤＶ等の人身安全関連事案に係る相談等の受理件数は、増加傾向にあるほか、昨年は、元交際相手とのトラブルを相談中の女性が殺害される事件が発生しており、依然として厳しい情勢が続いている。

また、少年を取り巻く情勢は、刑法犯少年の検挙・補導人員が令和４年から４年連続で増加していることに加え、少年が匿名・流動型犯罪グループの人的供給源となり犯罪に加担する事案が発生しているほか、「トー横」等繁華街にい集する少年が売春等によって金員を得るなど、少年の規範意識の低下が懸念されており、憂慮すべき情勢にある。

近年、女性がホストクラブの売掛けを背景に性風俗店等での稼働を強いられる事案や児童虐待など、子供や女性の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす事案が発生しているほか、繁華街において、少年への有害なサービスの提供や過量服薬、いわゆる「オーバードーズ」等が社会問題化している。

（１）警視庁では、ストーカー・ＤＶ等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対し、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、「登下校防犯プラン」に基づいた通学路等における子供の安全確保のための対策や令和６年４月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）」に基づく支援などの各種対策を推進している。

これらの問題に対しては、社会の変化を見極めながら、子供や女性をはじめとする都民・国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、積極的に対策を講じるとともに、警察のみならず行政機関、民間団体及び業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

（２）警視庁では、少年の福祉を害する犯罪その他少年に有害な環境に係る犯罪の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の把握をはじめとする、少年を取り巻く有害環境対策を推進している。特に児童売春、児童ポルノの製造等の子供の性被害に係る対策については、令和４年５月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、関係機関・団

体等と連携した諸対策を推進している。

少年の非行・被害防止対策については、少年を取り巻く環境の変容を鋭敏に察知し、警察のみならず行政機関、民間団体及び業界団体等と連携し、少年とその保護者に対し効果的かつ時宜を得た広報啓発活動を総合的に展開する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）ストーカー・ＤＶ、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、ホストクラブ等の売掛金等に起因する違法行為等の被害防止対策、通学路等における子供の安全確保対策など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。

（２）インターネット・ＳＮＳ等を中心としたメディアを活用し、少年を犯罪に加担させないための各種広報啓発活動を行政機関、民間団体及び業界団体等と連携して推進すること。

６　特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

（１）犯行に利用される電話番号のツールを奪う対策及び各種事業者に対する指導監督を更に強化すること。

（２）金融機関及び暗号資産交換業者との被害拡大防止に資する連携並びに指導監督を強化すること。

（３）ＳＮＳ事業者と連携した被害防止対策及び学校や企業、関係事業者と協力した戦略的な広報啓発活動を充実強化すること。

＜現状・課題＞

○　特殊詐欺を敢行する犯行グループは、金融・通信に関するサービス・インフラを悪用するなどして、手口を一層複雑化・巧妙化させており、被害者は高齢者にとどまらず若年層を含む現役世代にも拡大し、都民・国民の体感治安に大きな影響を及ぼしている。

○　犯行ツール（電話番号）対策として、特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している悪質な電話転送サービス事業者の保有する在庫番号を一括利用停止する取組が進められており、さらには、電話事業者認証機構（ＥＴＯＣ）とも連携し、悪質な電気通信事業者の新規参入防止や排除のための取組を推進していることで、固定電話番号の犯行利用は減少傾向にあるといえる。しかし、携帯電話番号や 050ＩＰ電話番号は、いまだに犯行に多く使われている現状があることから、本人確認の厳格化や実利用者の登録義務化、さらには、犯行利用が疑われる電話番号の検知による早期利用停止等、通信事業者等と連携を強化していく必要がある。また、国際電話番号については、詐欺電話をブロックする特殊詐欺対策アプリの普及促進や国際電話不取扱受付センターへの加入促進を推進することが有効な手段である。

○　インターネットバンキング等を悪用し、限度額を解除させた上、他人と接触することなく繰り返し送金させるなど、被害が高額化する傾向にあることから、金融機関等に対してモニタリングの更なる強化や利用限度額の見直しについて働き掛ける必要がある。さらには、暗号資産を利用した送金も増加していることから、暗号資産交換業者の能動的なモニタリングによる被害者の早期検知や取引停止措置等、関係機関と緊密に連携した対策を講じなければならない。

○　急速に普及・進展するＳＮＳを悪用した手口が急拡大しており、被害を抑止するには、ＳＮＳ事業者によるアカウント作成時の本人確認及び違法有害情報や犯行利用アカウントの削除措置の強化並びにＳＮＳ利用者に対する注意喚起が必要不可欠である。

○　最新の手口や手段などを都民・国民に対して広く周知するため、影響力の大きい全国放送テレビ局、ラジオ等の主要メディア及びＳＮＳ等を活用した大規模な広報啓発活動の継続が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）令和７年５月、改正電気通信事業法が公布され、「卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること」や「一定以上の番号数を提供する場合には、卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認すること」が卸元電気通信事業者に義務付けられたことから、施行後は、厳格な審査の実施や必要に応じた更なる基準の設定により、悪質な電話転送サービス事業者を早期に発見・排除する仕組みを構築すること。

　また、携帯電話番号、050ＩＰ電話番号については、契約者とは異なる者が犯行に利用していることから、本人確認を厳格化するとともに、実利用者を登録して利用者を制限するほか、犯行利用電話番号の早期停止措置や特殊詐欺に使用していると疑われる電話番号の検知による利用停止といったスキームを構築できないか検討すること。

（２）関連省庁が連携し、金融機関や暗号資産交換業者による取引のモニタリング強化並びにＡＴＭやインターネットバンキングにおける振込制限等の基準の見直し及び暗号資産の出庫限度額の適切な設定のほか、暗号資産交換業者や証券業協会等から利用者に対する特殊詐欺の注意喚起を働き掛けるなど、指導監督の強化を図ること。

（３）ＳＮＳ事業者によるアカウント作成時の本人確認及び違法有害情報や犯行利用アカウントの削除措置の強化並びにＳＮＳ利用者に対する注意喚起等の対策を講じること。また、幅広い世代に対して、マスメディアはもとより、インターネット上のポップアップ広告やＳＮＳ等を活用し、特殊詐欺の最新の手口について迅速かつ的確な広報啓発を行うこと。あわせて、特殊詐欺を敢行する匿名･流動型犯罪グループの悪質性及び違法性について広く周知し、社会全体で排除する気運の醸成を図るための広報啓発活動を推進することにより、特殊詐欺に対するリテラシーの向上を図ること。

参　　考

【令和７年中の特殊詐欺被害状況】（ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害を除く）

都内	認知件数	4,350 件（前年比 +856 件、+24.5％）
	被害額	約 281.5 億円（前年比 +約 128.4 億円、+83.8％）
全国	認知件数	27,758 件（前年比 +6,715 件、+31.9％）
	被害額	約 1,414.2 億円（前年比 +約 695.4 億円、+96.7％）

７　サイバーセキュリティ対策の充実・強化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加する重要な社会経済活動の基盤となる公共空間として、その重要性を一層増している。

こうした中、警察庁公表の「令和７年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（令和８年３月 12 日警察庁広報資料）によれば、

○　令和７年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が前年より増加
○　警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられる不審なアクセス件数が高水準で推移
○　感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭又は暗号資産）を要求するランサムウェア被害の報告件数が高水準で推移

等の状況がみられ、さらに、実在のサービス等をかたって個人情報を詐取するフィッシングについても､フィッシング対策協議会が受けた令和７年の報告件数が、過去最多であるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、発生件数及び被害額が前年より増加した。

特に、被害額については過去最多となり、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

こうした情勢の中、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発活動や、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づく中小企業支援等、サイバー犯罪被害の防止を目的とした広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上には、都民のみならず、国民全体への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

○　グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
○　サイバー犯罪の手口や基本的対策等を分かりやすく解説した啓発用映像の制作及び当該映像を広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するほか、各種広報媒体を活用した大規模な広報啓発イベン

トを開催

○　中小企業のシステム担当者等を対象としたサイバーセキュリティセミナーや経営者層に自発的な対策の実施を促すことを目的としたＷｅｂセミナーの実施

○　脆弱(ぜい)性のある機器を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備

等のサイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

８　先端技術を活用した警察活動の高度化及び業務の合理化

（提案要求先　警察庁）
（都所管局　警視庁）

ＡＩ等の先端技術を導入し、警察活動の高度化を図るとともに、業務の合理化により職員の業務負担を軽減すること。

＜現状・課題＞

近年、治安課題が著しく専門化、高度化、広域化、国際化する一方で、少子高齢化・人口減少等の進行により、社会構造が変化し、警察官の採用情勢も厳しさを増すなどしている状況である。

こうした中、警視庁では、要保護者の体調確認を補完するため、警察署の保護室にリモートセンサーを設置し、身体異常を検知して確実な生命身体の保護を図る取組を実施している。

また、ＡＩによる解析システムを導入した災害現場での迅速な救助活動の支援をはじめ、各種警察活動にＡＩの導入を試みているところであるが、直面する各種重要課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、ＡＩ等の先端技術を積極的に導入し、警察活動のみならず、警察事務にも展開するなど、業務の更なる効率化・合理化を推進していく必要がある。

今後もＡＩなどの技術革新の動向を捉えつつ、先端技術の利活用を促進し将来を見据えた首都東京の治安を維持していくことが必要不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）ＡＩ利活用基盤を構築するための性能の高いサーバーを整備するなど、先端技術を導入するために必要な財源を確保すること。

（２）上記のほか、犯罪の検挙、防犯、警戒警備等に資するデジタルツールの充実強化を図ること。

４　国民保護事案に関する普及・支援の推進

（提案要求先　内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省）
（都所管局　総務局）

（１）国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。

（２）テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

＜現状・課題＞

ミサイル攻撃に加えて、ＣＢＲＮＥ兵器の使用や武力行使に至らない不法活動など、様々な脅威が存在する。ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、中東情勢の緊迫を受けてＣＢＲＮＥ兵器の拡散が懸念されるほか、欧米各国においては、イスラエルや米国の関連施設に対して爆発物等を用いたテロと見られる事件が相次いで発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）平素の取組

ア　武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ　武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性のある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、事態認定前を含め、地方公共団体に対して必要な情報提供や調整を行うこと。

ウ　国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための国の関係省庁と自治体が参加する訓練を企画すること。

（２）テロや不法活動等に対する取組

ア　テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携

内容を明確化すること。

イ　国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。また、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

21 セーフシティ 医療

１　保健医療施策の推進

１　地域医療確保のための診療報酬等の見直し

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

物価高騰や大都市の地域特性により医療機関が受けている影響を十分に考慮し、必要に応じて診療報酬の更なる引き上げを行うとともに、物価や賃金の上昇を速やかに診療報酬に反映させる仕組みを導入すること。また、地域医療の確保のため、診療報酬改定のタイミングを待たず機動的な財政支援を行うこと。

＜現状・課題＞

近年の急激な物価や人件費、光熱費の上昇は、診療報酬という公定価格を主たる収入源とする医療機関の経営を直撃しており、経営環境はかつてない厳しさに直面している。都が令和７年度に実施した地域医療に関する調査においても、都内病院の約７割が赤字となるなど、急激な物価高騰などが病院運営を圧迫していることが改めて浮き彫りとなった。

特に、都は他地域と比較して地価や人件費が極めて高く、医療機関の運営コストは全国平均を大きく上回っている。現行の診療報酬制度においては入院基本料等に地域加算が設けられているが、都の実情を十分に反映した水準とはなっておらず、この構造的な格差が経営悪化を深刻化させている。こうした状況を放置すれば、病院の縮小・撤退や一層の人材不足につながり、結果として都民が安心して医療を受けられる体制が損なわれるおそれがある。都市部の医療機関が持続的に医療提供を継続できるよう、診療報酬制度を通じた安定的な財政基盤の確立が急務である。

こうした中、国は、令和７年度補正予算における「医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業」のほか、令和８年度診療報酬改定において診療報酬本体を3.09％引き上げ、物価対応料を新設するなど、一定の措置を講じてきた。今後、これらが医療機関の経営に与える影響を詳細に把握し、必要に応じて支援を拡充することが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）物価高騰等による影響を踏まえ、医療機関等が安定的・継続的に事業運営を行えるよう、医療機関の経営実態を把握し、必要に応じて診療報酬本体の更なる引き上げを行うこと。

（２）患者サービスを向上させるとともに、医療機関の経営を安定化させるため、人件費、物件費等、大都市特性を十分に考慮した診療報酬体系への見直しを行うこと。

（３）物価や賃金の上昇を速やかに診療報酬に反映させる仕組みを導入するとともに、地域医療を確保するため機動的な財政支援を行うこと。

２　出産費用の無償化に係る適切な制度設計等

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局・福祉局）

出産費用に係る制度の具体化に当たっては、地域の周産期医療提供体制の確保という観点も十分踏まえて、国の責任と財源において、制度設計を行うこと。

また、医療保険者である地方自治体に対し、制度内容等について早期に丁寧な説明を行うとともに、新たに必要となる費用については、国において財政措置を確実に講じること。

＜現状・課題＞

国は、現在、出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産に係る給付体系の見直し等を行うこととしている。

これに伴い、保険診療以外の分娩の基本単価を国が設定することが決定された。国の調査によれば、出産費用は全国平均519,805円であるが、都道府県別では最も高いのは東京都で648,309円、最も低いのは熊本県で404,411円であり、地域によって大きな差がある。こうした地域の実態を踏まえ、具体的な制度設計に当たっては、妊婦の経済的負担の軽減はもとより、地域の周産期医療提供体制に影響が出ないよう配慮する必要がある。

また、新たな給付体系への移行時期について、当分の間、現行の出産育児一時金の仕組みも併存し、可能な医療機関から新制度に移行していくとしている。

＜具体的要求内容＞

（１）出産費用に係る制度の具体化に当たっては、妊婦の経済的負担の軽減はもとより、地域の周産期医療提供体制の確保という観点も十分踏まえて、国の責任と財源において、制度設計を行うこと。

（２）新たな保険給付制度について、医療保険者である地方自治体に混乱が生じないよう、制度の具体的な内容や運用方法等について早期に丁寧な説明を行うこと。

また、地方自治体に過度な負担が生じないよう、施行までの準備期間を十分確保するとともに、新たにシステム改修など業務に必要となる費用については、国において必要な財政措置を確実に講じること。

あわせて、被保険者が十分に理解できるよう、国の責任において分かりやすく丁寧な広報を行うこと。

２　患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　保健医療局）

（１）医療機関における電子カルテシステムの導入やデジタル環境の整備が図れるよう、医療情報化支援基金や診療報酬制度を活用した支援策を早急に構築するとともに十分な財源を確保すること。また、標準型電子カルテについて、医療機関が導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し、運用開始を図ること。

（２）全国医療情報プラットフォームの構築に当たっては、地域における医療連携ネットワークや医療・介護関係者による情報共有の取組とも十分連携するなど、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとなるよう具体化を早急に進めること。また、医療機関等が参画しやすいよう財政的な支援策を講じるとともに、将来像や享受できるメリット等を発信し、患者を含む関係者全体の理解促進を図ること。

（３）オンライン診療を希望する患者及び実施医療機関が安心して利用できる環境を整備するとともに、オンライン診療に係る現行の診療報酬の評価・検証と改善を図ること。

（４）医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について、国の責任において、財政支援を含めた対策を講じること。

（５）電子処方箋の普及を図るため、医療機関が安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じるなど必要な対策を行うこと。

（６）医療情報等のデータを新薬や治療法の開発に活用し、より良い医療の提供につなげるため、大学や製薬企業の研究者等がデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を早期に整備すること。また、次世代医療基盤法に基づき医療情報を提供する医療機関へのインセンティブの検討を早期に進めること。

＜現状・課題＞

質の高い医療を効率的に提供していくためには、特に都内医療機関の多くを占める、電子カルテや地域医療連携システムの導入率が低い中小病院や診療所において、医療機関相互の円滑な連携の推進に向けてデジタル環境の整備を更に促進していく必要がある。

国は、標準規格準拠の電子カルテについて医療情報化支援基金で導入費等の補助を検討するとしているが、いまだ具体策を示しておらず、令和８年度診療報酬改定で新設された電子的診療情報連携体制整備加算は、電子カルテの運用コストに十分対応できる内容になっていない。電子カルテ導入を促進するため、医療機関への財政的な支援策を早急に構築する必要がある。

また、国は、遅くとも令和12年（2030年）にはおおむね全ての医療機関で電子カルテの導入を目指すとしており、小規模医療機関向けの標準型電子カルテを現在開発しているが、医療機関にとって導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し、運用開始を図る必要がある。

現在、国は全国医療情報プラットフォームの構築を進めているが、電子カルテ情報共有サービスの稼働について当初の計画に遅れが生じており、いまだ３文書６情報の共有に限定したシステム等を検証するモデル事業の開始にとどまっている。そのため、地域医療連携ネットワークや地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者による情報共有の取組とも十分連携しながら、取組の具体化を早急に進め、医療・介護現場において患者の過去の医療情報等が適切に確認でき、より質の高い医療・介護サービスの提供が可能となるよう、実効性の高いものとする必要がある。

さらに、こうした取組の着実な推進に向け、医療機関等が参画しやすいよう財政的な支援策を講じるとともに、患者も含めた関係者全体の理解が十分得られるよう、医療機関及び地方自治体の状況や意見を聴取しながら、構築による将来像や受けられるメリットの発信等を行う必要がある。

オンライン診療については、希望する患者と実施医療機関が安心して活用できるよう、安全性・信頼性に関し、引き続きオンライン診療に係る指針の遵守状況等について十分な評価、検証を行い、適切なオンライン診療の普及を推進する必要がある。

また、オンライン診療の診療報酬はいまだ十分ではなく、対面診療に比べて追加の事務負担等により診察効率が落ちるため、診療報酬が実態に見合っていないこと等が、オンライン診療の普及を阻害する要因の一つとなっている。

医療機関に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、医療機関は、対策の重要性を理解しつつも、経営状況や予算の制約から実施できていない実態がある。サイバーセキュリティ対策についても、デジタル技術の利活用を推進してきた国の責任において、財政支援を含めて対策を講じていく必要がある。

電子処方箋について、医療機関の導入率はいまだ低い水準にある。

国は、電子カルテを整備するすべての医療機関に電子処方箋の導入を目指すとしており、電子処方箋と電子カルテ／共有サービスの一体的な導入を進めることとしているが、電子処方箋システムでは、薬局側で医師の処方と異なる医薬品名が表示された事例等により、電子処方箋の発行を停止する事案も発生している。医療機関への普及を図るためには､医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じる必要がある。

医療情報等の利活用による創薬、医療機器等の研究開発の進展に向け、医療機関は、次世代医療基盤法等による医療情報等のデータ基盤の構築及び利活用への貢献が期待されているが、全国的に医療情報を提供する協力医療機関の拡大が進んでいない。また、様々なデータベースが分散して存在していることから、大学や製薬企業の研究者などがデータを利用する際にはそれぞれに申請をする必要がある。データ利活用やその成果が循環するサイクルを確立するためには、国の責任において対策を講じていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）質の高い医療の効率的な提供に向け、電子カルテシステムの導入や医療機関のデジタル環境の整備が図れるよう、医療情報化支援基金や診療報酬制度を活用した支援策を早急に構築するとともに十分な財源を確保すること。

　また、現在開発している標準型電子カルテについて、医療機関が導入しやすく利便性の高いシステムを早期に構築し運用開始を図ること。

（２)保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの構築に当たっては、地域医療連携ネットワークや地域におけるデジタル技術を活用した医療・介護関係者による情報共有の取組とも十分連携するなど、医療機関等が利用しやすく実効性の高いものとなるよう具体化を早急に進めること。

　また、医療機関等が参画しやすく、かつ地域における取組が促進されるよう財政的な支援策を講じるとともに、将来像や享受できるメリット等を発信し、患者を含む関係者全体の理解促進を図ること。

（３）オンライン診療の普及に当たっては､改定された指針の遵守状況を踏まえ、引き続き、安全性・信頼性について十分な評価検証を行い、オンライン診療を希望する患者及び医療機関が安心して利用できる環境整備を図ること。また、オンライン診療の普及に向け、引き続き現行の診療報酬の評価・検証を行うとともに改善を図ること。

（４）医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について、デジタル技術の利活用を推進してきた国の責任において､財政支援を含めた対策を講じること。

（５）電子処方箋の普及を図るため、医療機関が安全に運用できる仕組み・環境を整備するとともに、医療機関の実情を踏まえた更なる財政措置を講じるな

ど必要な対策を行うこと。

（６）医療情報等のデータを新薬や治療法の開発に活用し、より良い医療の提供につなげるため、大学や製薬企業の研究者等がデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を早期に整備すること。また、次世代医療基盤法に基づき医療情報を提供する医療機関へのインセンティブの検討を早期に進めること。

3　医療保険制度の拡充

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

子供の医療費について、少子化対策の観点から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を現行の２割から更に軽減するとともに、対象年齢を 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者まで拡大すること。

また、国の責任において子供の医療費に関わる助成制度を創設すること。

＜現状・課題＞

平成 20 年４月から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を２割に軽減する措置が、未就学児まで拡大されている。

また、国の調査（令和７年４月１日時点）によると、乳幼児に対し全ての自治体が医療費助成を行っており、中学生までの子供に対しては約 99%、更に 18 歳年度末までに対しても９割を超える自治体が医療費助成を行い、その後も増加傾向にある。

都においても、子育て支援の充実のため、義務教育就学期にある子供の医療費助成について市町村への補助に加え、令和５年４月から、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等の医療費の一部を助成する区市町村への補助を開始した。

こうした現状を踏まえると、少子化対策の観点からも、医療保険制度における乳幼児医療費の患者負担の軽減や対象年齢の拡大に加え、国の責任において新たな医療費助成制度を創設すべきである。

＜具体的要求内容＞

子供の医療費について、少子化対策の観点から、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を現行の２割から更に軽減するとともに、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者まで拡大すること。

また、国の責任において、医療保険制度に加え、子育て支援策としての子供の医療費に関わる助成制度を創設すること。

4　民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与

（提案要求先　厚生労働省・経済産業省）
（都所管局　保健医療局）

地域の火葬需要への対応又は住民生活に支障が生ずることのないよう、民間火葬場の重要な経営方針の変更等に関する監督官庁の事前関与の在り方について、所要の制度整備を行うこと。

＜現状・課題＞

火葬場は、地域住民にとって必要不可欠な公共インフラであり、その安定的かつ継続的な運営の確保は､公衆衛生及び公共の福祉の観点から極めて重要である。東京都においては、将来的な死亡者数の増加を見据えると、更に火葬待ち日数が延長することが見込まれることから、将来にわたって安定的な火葬体制の確保に向けて取り組む必要がある。

火葬場の経営主体について、国は、昭和46年５月14日付環衛第78号「墓地等の経営について」において、火葬場の経営の許可は「原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが、今後ともこれにより厳しく処理されるよう」通知している。現在、火葬場を経営している民間事業者は、法施行前から火葬場経営を担ってきた歴史的経緯があり、法施行時に附則第26条の規定により火葬場の経営の許可をうけたものとみなされたことから、法施行後も特別に許可を与えられているものである。

火葬場は、公共的施設であり、安定的かつ継続的な運営がなされるために原則として市町村等の地方公共団体でなければならないという国の考え方に則れば、現行法下において、特別に許可を与えているに過ぎない民間火葬場の経営管理に対して、監督官庁である特別区等が、実質的な関与ができない現状は、法制度面で大きな課題があると言わざるを得ない。

例えば、現行制度は、主として施設の設置・変更・廃止の際や、事後的な監督を想定した枠組みとなっており、既に許可を受けた民間火葬場について、事業者の判断で火葬能力、運営体制、受入方針、料金改定を前提とする事業計画等、重要な経営方針が変更される場合、その内容を監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与する仕組みは、設けられていない。

また、民間火葬場は、買収等により実質的な経営主体が変更されることが考えられる。その場合、火葬場を経営する事業者が変更されたものと同視できるにもかかわらず、現行法では許可を要しないことから、公共インフラの経営者として相応しいかなどを監督官庁が事前に確認できる仕組みとなっていない。

火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際して、監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与できる仕組みが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）支配株主の変更等により、実質的に民間火葬場の経営権に変更が生じる場合、あらかじめ監督官庁の許可又は承認を要する仕組みについて、昭和 46 年通知の趣旨を踏まえ、法上明確に規定すること。

（２）民間火葬場において、火葬能力、設備投資、運営体制、受入方針その他火葬場の運営に関する重要な影響を及ぼす経営方針の変更により、地域の火葬需要又は住民の利用に影響を生ずるおそれがある場合、監督官庁への事前協議の上届出を要する旨を、法上明確に規定すること。

（３）前項の事前協議があった場合、当該変更が火葬場の公共性、安定的かつ継続的な運営の確保又は地域住民の利益に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるときは、監督官庁が、必要な助言、指導、報告徴収又は計画の見直しの求めを行うことができる制度を整備すること。

（４）前３項の制度運用に当たっては、国において、ガイドライン等を策定すること。

分野横断的な政策

22 多摩・島しょ

1　小笠原航空路の整備促進

（提案要求先　国土交通省・環境省・防衛省）
（都所管局　総務局・環境局・港湾局）

（１）都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。

（２）航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

（３）航空路開設までの間、地元自治体が要請を行った場合について、自衛隊機による村民の輸送支援に関する特段の配慮を講じること。

＜現状・課題＞

小笠原諸島は、本土から南に約 1,000 ㎞離れた太平洋上に位置し、約 2,500 人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約３割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土と小笠原諸島を結ぶ交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が 24 時間を要する船舶航路に限られている。小笠原諸島の航空路開設は、村民生活の安定と国境離島である小笠原諸島の自立的発展を図る上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現には至っていない。現在、小笠原村は様々な国事業への協力を行っており、こうした点も踏まえれば、輸送手段の充実を図り、安定した村民生活を確保していくことが重要である。

都はこれまでも、航空路開設に向けた検討を重ねてきた。平成 20 年２月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、同年 10 月には、同協議会が行うＰＩ活動に対して、評価・助言を行う第三者機関である小笠原航空路ＰＩ評価委員会を設置して、自然環境と調和した実現可能な航空路案について協議を進めてきた。あわせて、航空機の検討も重要であることから、1,000m以下の滑走路で運用可能な機材について、引き続き情報収集を行っている。今後とも、航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上し、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

実現可能な航空路案の取りまとめに向けては、引き続き、各省庁から技術的・専門的な助言を得ながら調査・検討を進めるとともに、今後、整備に向けた具体的な調整を進める段階では、財政措置に向けた協議についても推進していく必要がある。また、候補となり得る機材が開発され、型式証明の申請が行われた場合には、国による速やかな審査が求められる。

さらに、航空路開設まで一定の期間を要する中、小笠原諸島の特殊事情に鑑みれ

ば、それまでの間についても輸送手段の充実を図り、安定した村民生活を確保していくことが必要である。このため、現在対象とされていない急患搬送以外の緊急事態における村民輸送の実施のほか、自衛隊による訓練や硫黄島基地への定期便の余席の活用を検討していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の３点について要望を行う。

（１）都が進める調査・検討に対し、適切な指導・助言等の支援・協力を行うこと。

（２）航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

（３）航空路開設までの間、地元自治体が要請を行った場合について、自衛隊機による村民の輸送支援に関する特段の配慮を講じること。

・急患搬送以外の緊急事態においても村民輸送を実施すること

・自衛隊の訓練や硫黄島基地への自衛隊機の定期便の余席を利用した村民輸送を実施すること

参　考

小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

○　経　緯

・平成　３年 11 月	国の「第６次空港整備五箇年計画」において予定事業として採択
・平成　６年　３月	平成６年第１回都議会定例会において、「小笠原空港の早期建設促進に関する決議」
・平成　７年　２月	空港の位置を兄島に決定
・平成　８年 12 月	国の「第７次空港整備五箇年計画」において継続事業として採択
・平成 10 年　５月	空港の位置を時雨山周辺域に決定
・平成 13 年 11 月	時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決定
・平成 17 年 12 月	平成 17 年第４回都議会定例会において、「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期実現に関する決議」
・平成 18 年 11 月	振興開発計画に、「航空路について将来の開設を目指し検討」と明記
・平成 20 年　２月	都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
・平成 20 年 10 月	小笠原航空路協議会が「小笠原航空路ＰＩ評価委員会」を設置
・平成 21 年　６月	小笠原航空路ＰＩ実施計画書を策定
・平成 31 年　３月	小笠原航空路協議会に、国（国土交通省国土政策局長）が参加

２　離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保

（提案要求先　国土交通省）
（都所管局　港湾局・総務局・都市整備局）

（１）離島航空路線維持存続のための補助制度について、実態に即した算定方法に見直し、補助対象額を拡大するとともに、事業者の責めに帰さない収支悪化に対し、緊急的な補助金の増額を実施すること。
（２）東京都内の離島航空路線の羽田空港発着枠を、配分発着枠とは別枠で確保すること。
（３）離島航空路線に就航する航空会社が、安定運航に必要な操縦士や整備士等を確保できるよう、支援策の更なる充実を図ること。
（４）航空会社の機材更新に向けて、必要な財源を確保していくこと。

＜現状・課題＞
離島航空路線は、離島住民にとって、住民生活の安定や暮らしを支える産業の発展のために不可欠なものである。しかし、すう勢的な島の人口や来島者数の減少、気象条件等による就航率の低迷等により、ほとんどの路線が不採算路線となっている。
加えて、かつてない円安や原油価格高騰などの影響により、海外製の機体に係る整備費用や燃油費が増大したことで、損失額が大幅に拡大するなど各航空会社は非常に厳しい経営を迫られている。このため、急激な整備費高騰等の影響により増大した航空会社の路線損失に対し、国と都で追加的に補助を実施して対応してきたが、これらの収益悪化の外的要因が現在も解消されない中、令和６年度及び令和７年度は国からの追加補助がなく、経営状況はより厳しいものとなっている。また、国が算定する標準損失額は、実績損失見込額と大きく乖離し、航空会社の実態を反映していない。
航空路線が撤退した場合、生活路線として利用している島民の暮らしに甚大な影響を及ぼすだけでなく、来島客の利便性も低下し島しょ産業の維持・発展に大きな打撃を与えることとなる。このため、引き続き国と都で協調して路線を維持していくことが求められる。

また、東京都内の離島と東京都心部とを直接航空路線で結ぶためには、羽田空港の発着枠の確保が必要不可欠である。

さらに、全国的に操縦士や整備士等が不足する状態が続いており、離島航空路線に就航する航空会社が、安定運航に必要な人員を確保することが難しくなっている。加えて、航空会社の保有機材が更新時期を迎えており、航空路の安定運航のため、計画的な機材更新が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）離島住民の生活に必要な旅客輸送路線を確実に維持存続させるため、以下の各補助制度の見直し・創設を行うこと。

○　地域公共交通確保維持改善事業補助制度の見直し

運航費補助については、国が算定する標準損失額を実態に即した算定方法に見直し、補助対象額を拡大することで支援強化を図るとともに、補助対象路線を拡大すること（都のヘリコミューター全路線への適用）。運航費補助及び離島住民運賃割引補助については、国の補助率の引上げや必要な財源を確保すること。

また、航空部品価格や原油価格の高騰など、航空会社の責めに帰さない収支悪化について、緊急的に補助金の増額を実施すること。

○　保安検査費補助制度の創設

国の指導により、航空会社はテロ対策やハイジャック防止等の保安検査を強化している。これに必要な金属探知器・Ｘ線検査装置等の購入及び同検査業務については、空港設置管理者である東京都が航空会社への一部補助を実施しているが、厳しい経営環境の中、航空会社の大きな負担となっている。航空会社が安定して離島航空路線を維持できるよう、国は、航空会社が負担しているこれら検査機器の購入及び検査費用について、補助を実施すること。

○　小離島航空路に就航する回転翼航空機の機体購入費補助制度の創設

飛行場の建設が困難である小離島においては、海象条件が悪化し定期航路が欠航した場合、離島間を結ぶヘリコミューター（回転翼航空機）が、唯一の交通手段となっているので、法令改正により機体購入費補助の対象枠を拡大して、回転翼航空機についても補助を実施すること。

（２）東京都内の離島航空路線の特殊性に鑑み、離島住民の日常生活を支える重要な生活路線である離島航空路線を確実に確保するとともに、東京都内の離島航空路線の羽田空港発着枠を、配分発着枠とは別枠で確保すること。

（３）人材不足が深刻な操縦士、整備士等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、離島航空路に就航する航空会社が、安定運航に必要な人材を確保できるよう、普及啓発や処遇改善など、支援策の更なる充実を図ること。

（４）航空会社の機材更新に向けて、必要な財源を確保していくこと。

３　島しょ港湾等の防災対策の推進

（提案要求先　水産庁・国土交通省）
（都所管局　港湾局）

地震、津波、火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

＜現状・課題＞

南海トラフ等による巨大地震発生時には、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、気候変動の影響を考慮し、東京都は、令和７年３月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を改定した。これに基づき、台風等の異常気象時における高波などから背後の集落や施設を防護するため、海岸保全施設の整備及び維持保全を進めていかなければならない。

また、停電・通信障害が発生しない島しょ地域を実現させるため、島の玄関口として定期船が発着する港等の無電柱化を進めていくこととしている。

このため、これまでにも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
（２）火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤等の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
（３）台風の襲来や低気圧の通過に伴う高波などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備及び維持保全に必要な財源を確保すること。
（４）無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

４　ツキノワグマ対策の推進

（提案要求先　環境省）
（都所管局　環境局）

（１）ツキノワグマの行動圏は広域に及び、都県単独での管理には限界があることから、広域的な保護管理を推進するため、国が主体となって関係都県及び研究機関等による広域協議会を設置・運営し、都県間の連携・調整を一元的に担う体制を構築すること。

（２）科学的知見に基づく管理を推進するため、国が実施する全国統一的な生息状況調査を継続するとともに、保護管理ユニット単位での広域モニタリング体制を構築すること。

（３）クマ等の野生鳥獣対策の中核を担う専門人材の確保を図るため、常勤職員を含む継続的な雇用を支援対象とし、人材育成から雇用、配置及び定着までを一体的に支援できるよう制度の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

（１）クマは広域的に移動する野生動物であり、適切な個体群管理を行うためには、都県単位ではなく保護管理ユニット単位での広域的な管理が不可欠である。令和８年度から関東環境局にクマ対策専門官が配置され体制が強化されたが、現状では保護管理ユニット内における取組を主導し、関係都県間の調整や方針決定を担う主体が明確ではない。そのため、広域的な保護管理を着実に推進するためには、国が主体となって関係都県や研究機関等を含めた広域管理体制を構築し、広域保護管理方針の策定や調整機能を担うことが必要である。

（２）国のクマ保護・管理ガイドラインでは、科学的知見に基づく管理の重要性が示されているが、各都道府県が実施する生息数推定には依然として不確実性が大きく、より精度の高い調査手法及び評価手法の確立が課題となっている。国のロードマップでは、令和８年度に東北地方で個体数調査・推定を実施し、その後全国展開するとされているが、クマの適切な保護管理及び被害対策を推進するため、国が主体となって全国統一的な手法による個体数・生息状況調査を継続的に実施するとともに、保護管理ユニット単位での広域的なモニタリング体制を早期に構築することが必要である。また、クマの生態の解明に取り組み、研究を継続し全国展開していくためには、国による研究の推進が必要である。

（３）専門的な知識と技術を有する捕獲人材は全国的に不足しており、継続的に確保するためには、育成のみならず人材確保から定着までを一体的に支援する仕組みが必要である。各都道府県において地域に専門人材を定着させるに至っていないため、仕組みの構築が求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）関東山地全域でのクマの対策について、国が主体となって関係都県と調整し、広域協議会を組織して保護管理計画を策定すること。

（２）関東山地での広域的なモニタリング体制を早期に構築するとともに、国が主体となって生息状況調査を継続して実施すること。

（３）専門人材の確保のために、人材の育成に加え、専門職を各都道府県が必要な人数規模で雇用し、人材を配置し、定着させる一連の仕組みを早急に具体化すること。また、専門人材の確保が困難な自治体において、行政職員が鳥獣管理を学べる体系的な研修プログラムを提供するなど人材育成の支援を行うこと。

分野横断的な政策

23 構造改革

１　真の分権型社会の実現

１　東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の不合理な措置の阻止及び地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局・政策企画局・主税局）

（１）東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しを行わないこと。

（２）日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けて取り組むこと。

＜現状・課題＞

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で６対４であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は４対６と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転しており、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充が必要である。

これまで国は、こうした根本的な状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

そうした中、令和８年度与党税制改正大綱（令和７年 12 月 19 日）では、「都市・地方の財政力格差が拡大している」として、税源の偏在を是正する追加的な措置について、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、法人事業税所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得ると明記された。加えて、特別区の固定資産税にも必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得ると明記された。

しかしながら、地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。加えて、固定資産税については、所在自治体で課税する市町村税であるにもかかわらず所在地以外の自治体への配分を議論することは、応益性の原則に反し、地方税制の根幹を否定するものである。

もとより、地方税収に地方交付税などを加えた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均と同水準であり是正すべき偏在はない。こうした点か

ら、東京を狙い撃ちにした措置は不合理なものであり、都としては容認できない。

さらには、国・地方ともに税収が増加を続ける中、現行の地方交付税制度は、地方自治体の税収が増加した場合も、税収増の 75%が地方交付税と相殺され、新たな財源として活用できるのは僅か 25%分のみとなるなど、地方の増収努力のインセンティブを阻害する仕組みとなっている。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体間で限られたパイを奪い合う内向きの議論ではなく、どのようにパイを拡大するかという観点の下、地方が時代の変化に合わせて多様なニーズに対応し、独自の取組を積極的に行えるよう、地方交付税制度を含めた地方税財政制度全体の改革に向けて取り組むべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しは、地方分権に反するものであり、行わないこと。

（２）日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けて取り組むこと。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。

２　日本全体の持続可能な発展を担う人材育成のための東京 23 区の大学定員規制の撤廃

（提案要求先　内閣官房・文部科学省）
（都所管局　政策企画局）

東京 23 区という場所だけを理由に大学の定員増を認めないという「東京 23 区の大学定員規制」は、成長戦略の実現に向けて人材の育成を掲げる国の方針に逆行し、日本全体の持続的な発展の妨げになるため、早期かつ確実に撤廃すること。

＜現状・課題＞

国は、地方創生を名目として、東京 23 区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成 30 年５月に制定し、同年 10 月に本規制を施行した。

本年６月から、法律の施行状況の検討等に係る国の有識者会議が開催され、本規制の今後のあり方について検討が進められている。若者の将来や大学の改革に直結する議論にも関わらず、会議は非公開で実施され、かつ規制の効果や弊害についても事実に基づいた十分な分析・検討が尽くされないまま、取りまとめが行われようとしている。

本規制は、地方から東京への学生の流出を抑制し、地方の大学への進学率を上げるために導入されたものである。しかし、規制が導入された後も、全国の大学進学者の地方の大学への進学割合に変化はなく、規制の効果がないことは明らかである。また、地方の自県進学率の高まりは、自県進学者を除く地方間の進学割合の低下が原因であり、地方から 23 区内の大学への進学割合が横ばいであることからも、規制との因果関係は見られない。そもそも、都内大学へ進学する進学者の７割以上は一都三県出身であり、東京への転入超過の増分の９割以上が神奈川県、千葉県、埼玉県からであることから、地方から東京に多くの若者が集まっているという認識は誤りである。

地域の大学の振興や、若者の修学・就職を促進するためには、地域の大学や産業、就職環境の魅力を高める取組を進めることこそがあるべき対応である。本来的な取組によらず、23 区の大学定員を規制しても法律の目的は達成できない。

場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課す不合理な規制は、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学ひいては我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねない。実際に、有識者会議の委員からも、本規制が地方大学と東京 23 区の大学双方の改革や若者のキャリア開発を阻害しており、規制を撤廃することが日本の国力強化につながるとの意見があがっている。

都が令和７年度に実施した調査では、23 区内の 41 の大学が規制の影響を受け

たと回答している。具体的には「ＩＴ・デジタル分野など成長分野の新学部設置を断念した」、「新たなカリキュラム編成に必要な教員採用・設備投資が困難になっている」など、多くの大学から規制が妨げになって長期的な大学改革や将来構想を描きづらくなっているとの指摘がなされている。

若者が自己実現に向けて地域を超えて学び、挑戦することは、本人の可能性を広げるとともに、将来の地域社会への貢献にもつながり得るものである。こうした機会は、規制されるものではなく、むしろ積極的に確保されるべきである。現に、進学を希望する高校生からは、「進学先の選択肢が狭まる」「どこの大学で学ぶかは学生自身が決めるべき」といった、規制を懸念する声が多く寄せられている。また、「新しい学部をつくり、時代に即した人材育成ができる環境にすべき」との意見もあり、規制が社会の変化に対応した学びや人材育成の妨げとなることへの懸念も示されている。

世界では、先端分野の人材育成のため、大学改革を進めている。東京から何かを取っていけば物事が解決するという内向きの政策を続けていては、熾烈（しれつ）な国際競争を勝ち抜くことはできない。

国においても、「強い経済」を実現するための成長戦略の課題として「人材育成」を掲げ、理工系人材の抜本的拡大の必要性を指摘している。この戦略の実現のためにも、23 区の大学も含め、日本全体で総力を挙げて人材育成に取り組むことこそが重要である。

こうした事実や当事者の声を十分に踏まえ、効果がないばかりか弊害の大きい本規制を早期かつ確実に撤廃することを要望する。

＜具体的要求内容＞

東京 23 区という場所だけを理由に大学の定員増を認めないという「東京 23 区の大学定員規制」は、成長戦略の実現に向けて人材の育成を掲げる国の方針に逆行し、日本全体の持続的な発展の妨げになるため、早期かつ確実に撤廃すること。

３　国庫補助金等に係る超過負担の解消

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　財務局）

国庫補助金等について、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

＜現状・課題＞

国と地方の適正な財政秩序を確立するためには、経費の負担区分を明確化し、適正な財源措置が行われることが必要である。

こうした観点から、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 18 条では、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」と規定している。

一方、現在、道路、港湾、公営住宅、上下水道などの社会資本ストックの維持・更新や都市強靭化などに対する経費は上昇傾向にあり、地方財政における課題となっている。ナショナルミニマムの維持や日本経済全体の活性化を図るため、国と地方が連携して投資を進めていく必要がある。

しかし、都においては、国の補助金等の配分額が必要額に対して大きく不足しており、超過負担が生じている。令和７年度は、警察費や教育費など複数の経費で国庫補助金等の不足が生じており、適正な経費負担となっていない。

＜具体的要求内容＞

国庫補助金等について、地方の実態を十分に踏まえた上で、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること。

２　社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等

（提案要求先　内閣官房・内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局）

（１）就業者負担軽減支援金の導入に向けては、引き続き地方と丁寧に協議しながら、国の役割を拡大する方向で検討を進めるとともに、地方の行政サービスや財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確実に措置すること。

（２）今後政府により検討される「給付付き税額控除」を含め、社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。

（３）国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。

（４）具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。

（５）地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる税収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設

し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

加えて、令和８年９月 15 日に政府が閣議決定した「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」では、就業者負担軽減支援金の支給に要する費用について、その３分の２以上を国が負担し、残余のうち２分の１ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することとし、費用の負担割合の決定に際しては引き続き地方と協議するとされた。

この地方負担については、地方交付税措置が講じられ、区市町村の不交付団体においては、特別交付金が交付されることとなっているが、都は交付対象に含まれておらず、不交付団体の中で都道府県と市町村に差を設ける財政措置の在り方は、合理性を欠くものである。

政府は、本支援金制度の導入に向けて、上記の問題点をはじめとする地方の意見を十分に踏まえながら、国の役割を拡大する方向で検討を進めるとともに、地方の行政サービスや財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確実に措置するべきである。

また、税額控除と給付を組み合わせて行う仕組みの導入についても、政府は、継続して検討を行うこととしているが、当該検討に当たって、国は中心となって役割を果たすべきであり、早期に制度の全体像を明らかにした上で、全ての地方自治体に新たな財政負担が生じないよう十分配慮すべきである。

なお、今後も高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供が重要となる。このような状況を踏まえ、社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

さらに、その他の地方財政に影響を及ぼし得る制度の創設や見直しを行う場合も、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

＜具体的要求内容＞

（１）就業者負担軽減支援金の導入に向けては、引き続き地方と丁寧に協議しながら、国の役割を拡大する方向で検討を進めるとともに、地方の行政サービスや財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確実に措置すること。

（２）今後政府により検討される「給付付き税額控除」を含め、社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。

（３）国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。

自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補塡（てん）する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。

（４）具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。

（５）地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

3　「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し

（提案要求先　総務省・財務省）
（都所管局　主税局・総務局・財務局）

（１）「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨、会計検査院の指摘等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
（２）「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

＜現状・課題＞

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、２千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いている。そもそも返礼品は、所得税法第 78 条第２項第１号における「特別の利益」に当たり、返礼品相当額は寄附金控除の対象外となるとの指摘もある。

それにもかかわらず、返礼品相当額も含めた寄附金全額が控除対象であり、いわば官製通販ともいえる現在の「ふるさと納税」は、見返りを求めないという寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の５割程度にとどまっている。さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額２千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補塡（てん）されるが、地方交付税による減収補塡（てん）を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減の全額が転嫁されている問題もある。国も制度自体に問題があることを認

識していることから、これまで指定基準等の見直しを繰り返しており、令和８年度税制改正においても、特例控除額について上限を新たに設定する等の見直しを行っているが、特例控除額の上限設定は給与収入１億円以上という一部の限られた高所得者を対象としたものである。

さらに、近年は返礼品競争の過熱化を背景として、地方自治体や事業者が指定基準違反をすることにより、指定取消となる地方自治体が増加している。国は返礼品の膨大な件数を理由に返礼品の事前確認を一部省略する一方で、指定基準を遵守するために地方自治体に対しては管理体制の強化を求めるなど、対応に一貫性が見られない。

このように、「ふるさと納税」は、場当たり的な制度の見直しが行われているものの、制度の本質的な問題点が解消されていない状況である。

加えて、令和８年６月には会計検査院から、「地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響」を与えており、令和６年度決算への影響額は 863 億円のマイナスであると報告されている。また、「国税である所得税からの控除分として地方交付税の法定率分の減少等が生じていると考えられる」とも指摘されている。

＜具体的要求内容＞

（１）「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨、会計検査院の指摘等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、自己負担額下限の引上げ、特例控除額の上限の更なる引下げなどを早期に実現すること。

（２）マイナンバーカードの普及率が８割を超えるとともに、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されていることに鑑み、「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参　考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

（単位：人、百万円）

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
令和元年度	８４３，９６８	８７，２８８	３４，９０６	５２，３８２
令和２年度	８６４，５０９	８８，９３６	３５，５６５	５３，３７１
令和３年度	１，１５２，３８０	１１２，５１６	４５，００２	６７，５１４
令和４年度	１，４７１，２５１	１４４，６２０	５７，３３２	８７，２８８
令和５年度	１，６９９，３６７	１６７，８９６	６７，８３４	１００，０６２
令和６年度	１，８６３，１７２	１８７，９０３	７６，０４０	１１１，８６４
令和７年度	２，００１，０７９	２１６，０８３	８６，２２７	１２９，８５５
令和８年度	２，１１５，０１０	２３５，０５７	９３，８４４	１４１，２１２

（総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」より）

※令和７・８年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

（注）寄附金控除の申告があった寄附金の集計

（注）控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（注）制度創設時（平成21年度）からの累計の控除額は、１，３９４，３１１百万円（うち都民税分は５５８，２２７百万円、区市町村民税分は８３６，０８４百万円）である。

４　個人住民税利子割における住所地課税の実現

（提案要求先　内閣府・金融庁・総務省・財務省）
（都所管局　主税局・総務局・財務局）

清算制度を時限措置と位置付けた上で、個人住民税利子割の住所地課税の実現に向けた検討を行い、ロードマップを早期に示すこと。また、検討に当たっては、国において全国全ての金融機関に対する調査等を実施し、利子割の税収帰属の実態を十分に把握すること。

＜現状・課題＞

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ「住所地課税」が原則とされている。しかしながら、利子割については、預金者の住所地にかかわらず、金融機関が特別徴収し、預貯金の口座所在地等の都道府県に納入する仕組みとなっている。

総務省は、利子割について、在るべき税収帰属との乖離が拡大しているとの認識から、地方財政審議会の下に「地方税制のあり方に関する検討会」を令和７年２月に設置した。同年 11 月には、都道府県間における清算制度を新たに導入すべきとする報告書が取りまとめられ、これを踏まえ、令和８年度税制改正において、所得金額を基準とする清算制度が導入された。

しかしながら、その導入に当たり、金融機関に対する調査等は実施されず、あるべき税収帰属との乖離の実態が明らかにされなかった。また、都の税収シェアが 40%を超えていることが議論の前提とされていたが、すでに約 30%に急減しており、前提条件に明らかな変化が見られる。加えて、利子所得と勤労所得等では、所得を生み出す年齢層の傾向が大きく異なることから、東京都税制調査会や有識者からも、所得金額を清算基準に用いることは不適当であるとの指摘がなされている。

検討会の報告書において、「利子割のあるべき課税方式は住所地課税であるとの基本的考え方は維持しつつ、その実現については、中長期的な視点から引き続き、（中略）税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、検討されるべきである」とされており、都としても「住所地課税」があるべき税制であるという認識に相違はないが、現時点では国において住所地課税の実現に向けた検討の動きは見られない。

こうした現状を踏まえ、全国全ての金融機関 1,258 社に対し、個人の預貯金残高等について都独自の調査を実施した。その結果、421 社から回答があり、その合計額は全国の個人預貯金総額の約６割に相当した。一方で、金融機関からは金額の回答が困難な理由として、「法令に基づく調査でないこと」が多く挙げられたほか、「調査を行うのであれば総務省が実施すべき」という意見もあった。

なお、住所地課税の実現に当たっては、金融機関が把握する預金者の住所が必ずしも住民票上の住所と一致しないという課題があるが、マイナンバーを活用し

た銀行口座と預金者情報の紐づけ等による住所地把握に向けた環境整備や、その構築に必要となるシステム改修等、徴収事務を担う金融機関の負担への配慮も必要である。

＜具体的要求内容＞

清算制度を時限措置と位置付けた上で、国も本来在るべきと示している個人住民税利子割の住所地課税の実現に向けた検討を行い、ロードマップを早期に示すこと。また、検討に当たっては、国において全国全ての金融機関に対する調査等を実施し、利子割の税収帰属の実態を十分に把握すること。

なお、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、国が導入を予定している「所得に応じたきめ細かな給付」の議論を踏まえた利子所得の把握や、マネーロンダリング対策における預金者情報の把握という視点も考慮すること。

参　　考

（１）調査の概要・結果

令和８年度個人住民税利子割に係る調査

■　令和７年度に開催された国の検討会においても、「利子割のあるべき課税方式は住所地課税であり、その実現については中長期的な視点から、（中略）検討すべき」とされたことから、住所地課税の実現に向けて、東京都が独自に調査を実施

調査対象	**個人の預貯金口座を取り扱う全国の金融機関　…　1,160 社** ⇒　銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合	金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」の金融機関を調査対象に選定
	利子割対象の金融類似商品（保険）を取り扱う全国の金融機関　…　98 社 ⇒　生命保険会社、損害保険会社	
調査項目	**（１）個人口座の預貯金残高** ①　個人口座の預貯金残高総額（全国分） ②　①のうち、口座所有者の住所が都内の方の預貯金残高総額	・データの抽出時点は金融機関が任意で設定 ・金融機関が把握している口座所有者又は保険契約者の住所地に基づき回答
	（２）利子割対象となる金融類似商品のうち、一時払い養老保険等の解約差益 ①　解約差益総額（全国分） ②　①のうち、契約者の住所が都内の方の解約差益総額	
調査方法	インターネットフォームによる任意回答	
調査期間	令和８年５月12日～令和８年６月30日 （調査期間終了後も回答があったため、令和８年７月24日時点まで集計）	

3

※令和８年度東京都税制調査会　第３回小委員会資料（令和８年８月 14 日）より抜粋

調査結果（回答社数・金額）

■ 421社の金融機関から回答あり
■ 預貯金に係る回答金額の合計は、全国の個人預貯金総額の約58%に相当
■ 金額の回答を得られなかった理由は「法令に基づく調査でないため」が最多

		預貯金	解約差益	合計
調査対象社数		1,160	98	1,258
回答社数 ※1		394	27	421
回答内訳	金額回答あり	277	5	282
	金額回答なし	100	4	104

全国の個人預貯金総額※2に対する回答金額の割合



※1「調査項目の金融商品を取り扱っていない」の回答を含む
※2「日本銀行資金循環統計（2026年第１四半期）」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計金額

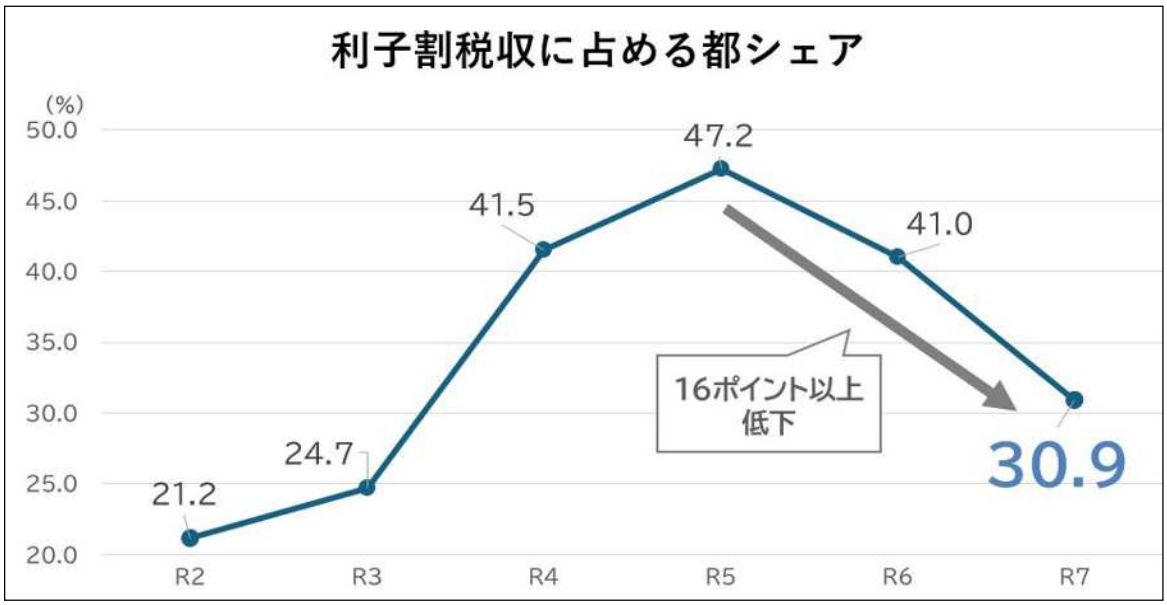
金額回答なしの理由（インターネットフォームによる理由選択）

・ 法令に基づく調査でないため：60 件
・ 口座所有者の住所地別の金額を抽出するには、システム改修が必要になるため：33 件
・ その他（業務多忙等）：11件

4

※令和８年度東京都税制調査会　第３回小委員会資料（令和８年８月 14 日）より抜粋

（２）都のシェア率



５　物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援

（提案要求先　内閣府・総務省・財務省）
（都所管局　財務局・総務局）

（１）全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。

（２）財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。

（３）いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、引き続き、全ての地方自治体を対象として、国の責任で確実に補塡（てん）すること。

＜現状・課題＞

中東情勢の影響が長引く中、エネルギー価格の高騰への対応やエネルギーの安定供給が喫緊の課題となっている。エネルギー資源の乏しい我が国にとって、そうした状況は一過性の問題ではなく構造的な危機であり、これらの課題に対しては、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が重要である。そのため、全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるべきである。

加えて、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合においては、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置するべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

また、軽油引取税及び地方揮発油譲与税の当分の間税率の廃止並びに自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分は、令和８年度においては、地方特例交付金により全額補塡（てん）することとされている。一方、今後の取扱いの方針は示されていないが、当該暫定税率の廃止については、引き続き、安定的な行政サービスの提供

及び財政運営に支障が生じないよう、地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、国の責任で確実に補塡することが必要である。令和９年度以降についても、国の責任において、引き続き全ての地方自治体に対して代替の恒久財源の確保を図ることを要望する。

＜具体的要求内容＞

（１）全国的な課題である物価高騰に対しては、今後の経済状況等に応じて、主として国が一元的に対策を講じるとともに、地方の実情に応じて対応すべきと整理された場合においては、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。

（２）財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。その際、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

（３）いわゆる「ガソリン・軽油の暫定税率」の廃止に伴う地方の減収分は、引き続き、全ての地方自治体を対象として国の責任で確実に補塡すること。

参考１

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分		事項名	頁
内閣官房	02子育て	1	少子化への対処	10
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	18都市の強靭化	6	首都直下地震等への備え	439
	18都市の強靭化	7	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進	442
	18都市の強靭化	14	ミサイル攻撃に関する対策の推進	468
	19防災	2	「グラぴたスイッチ」(感震ブレーカー)の設置促進	473
	20まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	506
	23構造改革	1	真の分権型社会の実現	528
	23構造改革	2	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	533
デジタル庁	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	09デジタル	1	国民のつながれる権利の明確化	131
	09デジタル	4	公共インフラとしてのデータの連携と利活用	138
	09デジタル	5	社会の構造変革に資するAXの推進	144
	09デジタル	6	地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	148
	09デジタル	7	デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進	151
	09デジタル	11	行政サービスでの共通IDの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)	160
防災庁	18都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	415
	18都市の強靭化	6	首都直下地震等への備え	439
	18都市の強靭化	7	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進	442
	18都市の強靭化	9	ライフライン施設の耐震化などの推進	452
	18都市の強靭化	13	大規模噴火時の降灰対策の推進	465
	19防災	1	マンション防災の推進	471
	19防災	2	「グラぴたスイッチ」(感震ブレーカー)の設置促進	473
	19防災	3	災害時における避難者生活支援の推進	475
	19防災	4	帰宅困難者対策の推進	477
	19防災	5	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	479
復興庁	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
内閣府	05働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	56
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	09デジタル	5	社会の構造変革に資するAXの推進	144
	09デジタル	8	地方公共団体の情報システム調達に係る経済安全保障の強化【新規】	155
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	11産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実	176
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	14まちづくり・住まい	1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	215
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	23構造改革	1	真の分権型社会の実現	528
	23構造改革	2	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	533
	23構造改革	4	個人住民税利子割における住所地課税の実現	538
	23構造改革	5	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	541
官内庁	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
公正取引委員会	11産業	3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	181
国家公安委員会	20まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	506
警察庁	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	14	バス運転士不足の解消等	300
	20まちの安全・安心	1	首都東京を守るテロ等対応力の強化	489
	20まちの安全・安心	2	重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	491
	20まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	493
金融庁	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	11産業	4	社会経済情勢の変化を踏まえた中小企業者への資金繰り及び成長に向けた金融支援	182
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	17ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	372
	23構造改革	4	個人住民税利子割における住所地課税の実現	538
消費者庁	17ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	378
こども家庭庁	01子供(Children)	1	こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進	2
	01子供(Children)	2	児童相談体制の一貫した充実強化	5
	02子育て	1	少子化への対処	10
	02子育て	2	出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進	11
	02子育て	3	母子保健施策の充実	12
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	14
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	26
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	31
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	33
	07共生社会	1	障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	96
	21医療	3	医療保険制度の拡充	515
総務省	04女性活躍	1	女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	51
	05働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	56
	05働き方	2	高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し	63
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	09デジタル	1	国民のつながれる権利の明確化	131
	09デジタル	2	「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	133
	09デジタル	3	国境離島等の離島への海底ケーブル整備支援	136
	09デジタル	5	社会の構造変革に資するAXの推進	144
	09デジタル	6	地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	148
	09デジタル	7	デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進	151
	09デジタル	9	オールジャパンのサイバーセキュリティ体制の構築	157
	09デジタル	11	行政サービスでの共通IDの活用(国全体のワンスオンリー・ワンストップ)	160
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	11産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実	176
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	16緑と水	1	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	303
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	18都市の強靭化	9	ライフライン施設の耐震化などの推進	452
	18都市の強靭化	12	無電柱化事業の推進	461
	19防災	4	帰宅困難者対策の推進	477
	19防災	5	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	479
	23構造改革	1	真の分権型社会の実現	528
	23構造改革	2	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	533
	23構造改革	3	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	535
	23構造改革	4	個人住民税利子割における住所地課税の実現	538
	23構造改革	5	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	541
消防庁	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	18都市の強靭化	14	ミサイル攻撃に関する対策の推進	468
	19防災	2	「グラぴたスイッチ」(感震ブレーカー)の設置促進	473
	20まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	506
法務省	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	14まちづくり・住まい	4	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	225
	14まちづくり・住まい	5	空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	229
	15インフラ・交通	8	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分		事項名	頁
出入国在留管理庁	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
外務省	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
	18都市の強靭化	14	ミサイル攻撃に関する対策の推進	468
	20まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	506
財務省	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	14
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	11産業	5	中小企業の成長に向けた税制の見直し【新規】	184
	11産業	7	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	186
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	8	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274
	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
	16緑と水	1	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	303
	19防災	4	帰宅困難者対策の推進	477
	23構造改革	1	真の分権型社会の実現	528
	23構造改革	2	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	533
	23構造改革	3	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	535
	23構造改革	4	個人住民税利子割における住所地課税の実現	538
	23構造改革	5	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	541
国税庁	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
文部科学省	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	26
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	31
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	33
	03教育	1	高等学校における教育のあり方について	36
	03教育	2	教育のデジタル化の推進に向けた支援	38
	03教育	3	教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等	45
	03教育	4	学校における働き方改革の実現	48
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	16緑と水	1	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	303
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	17ゼロエミッション	17	学校施設の空調設備整備に対する支援	391
	18都市の強靭化	13	大規模噴火時の降灰対策の推進	465
	23構造改革	1	真の分権型社会の実現	528
スポーツ庁	03教育	4	学校における働き方改革の実現	48
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
文化庁	03教育	4	学校における働き方改革の実現	48
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
厚生労働省	02子育て	3	母子保健施策の充実	12
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	14
	04女性活躍	1	女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	51
	05働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	56
	05働き方	3	高齢者の就業を推進するための支援の充実	66
	05働き方	4	社会インフラを支える人材の確保・育成に向けた職業訓練の強化【新規】	67
	05働き方	5	障害者の就業支援策の一層の充実	68
	06長寿(Chōju)	1	高齢者施策の推進	72
	07共生社会	1	障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	96
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	12観光	3	民泊制度の適正化	207
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	8	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274
	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
	15インフラ・交通	14	バス運転士不足の解消等	300
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	21医療	1	保健医療施策の推進	509
	21医療	2	患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進	511
	21医療	3	医療保険制度の拡充	515
	21医療	4	民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与	516
農林水産省	11産業	2	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	178
	11産業	6	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	185
	11産業	7	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	186
	11産業	8	植物工場の位置付けの明確化と投資促進に向けた制度改善【新規】	188
	11産業	9	国有農地の有効活用に向けた運用の改善	190
	11産業	10	一般法人の農業参入促進に向けた制度改善【新規】	192
	11産業	11	高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	193
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	8	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274
	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
	16緑と水	5	有機フッ素化合物対策の推進	313
	17ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	378
	18都市の強靭化	5	下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	427
林野庁	11産業	6	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	185
	11産業	12	森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	195
	11産業	13	林業振興・森林保全対策の推進【新規】	198
	11産業	14	森林整備の加速化に向けた森林経営管理制度の改善【新規】	201
水産庁	11産業	6	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	185
	22多摩・島しょ	3	島しょ港湾等の防災対策の推進	524
経済産業省	05働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	56
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	09デジタル	5	社会の構造変革に資するAXの推進	144
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	11産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実	176
	11産業	3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	181
	11産業	4	社会経済情勢の変化を踏まえた中小企業者への資金繰り及び成長に向けた金融支援	182
	11産業	5	中小企業の成長に向けた税制の見直し【新規】	184
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	10	港湾におけるDXの推進	283
	15インフラ・交通	12	次世代モビリティの社会実装の推進	292
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	327
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	17ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	336
	17ゼロエミッション	5	次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	342
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	17ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	372
	17ゼロエミッション	10	資源循環施策の強化【新規】	374
	17ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	378
	17ゼロエミッション	13	プラスチック対策の推進	381
	17ゼロエミッション	14	リチウムイオン電池の適正管理	384
	18都市の強靭化	7	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進	442
	18都市の強靭化	9	ライフライン施設の耐震化などの推進	452
	19防災	2	「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置促進	473
	21医療	4	民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与	516

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分		事項名	頁
資源エネルギー庁	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	327
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	17ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	336
	17ゼロエミッション	5	次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	342
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	17ゼロエミッション	15	持続可能な航空燃料（SAF）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用	387
	18都市の強靭化	12	無電柱化事業の推進	461
中小企業庁	05働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	56
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	11産業	2	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	178
	11産業	3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	181
	11産業	4	社会経済情勢の変化を踏まえた中小企業者への資金繰り及び成長に向けた金融支援	182
	11産業	5	中小企業の成長に向けた税制の見直し【新規】	184
	17ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	372
国土交通省	05働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	56
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	09デジタル	3	国境離島等の離島への海底ケーブル整備支援	136
	09デジタル	4	公共インフラとしてのデータの連携と利活用	138
	11産業	7	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	186
	11産業	8	植物工場の位置付けの明確化と投資促進に向けた制度改善【新規】	188
	12観光	3	民泊制度の適正化	207
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	14まちづくり・住まい	1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	215
	14まちづくり・住まい	2	市街地の開発に係る諸事業の推進	216
	14まちづくり・住まい	3	大都市圏における地籍調査の推進	223
	14まちづくり・住まい	4	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	225
	14まちづくり・住まい	5	空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	229
	14まちづくり・住まい	6	公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分	234
	14まちづくり・住まい	7	「アフォーダブル住宅」の供給促進	235
	14まちづくり・住まい	8	住宅の投機的取引の抑制【新規】	236
	14まちづくり・住まい	9	不法係留船対策の推進	237
	15インフラ・交通	1	東京外かく環状道路の整備促進	240
	15インフラ・交通	2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	243
	15インフラ・交通	3	国道等の整備推進	252
	15インフラ・交通	4	道路・橋梁事業の推進	254
	15インフラ・交通	5	連続立体交差事業の推進	265
	15インフラ・交通	6	鉄道駅におけるホームドアの整備促進	267
	15インフラ・交通	7	都市鉄道ネットワーク等の強化	268
	15インフラ・交通	8	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274
	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
	15インフラ・交通	10	港湾におけるDXの推進	283
	15インフラ・交通	11	物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	288
	15インフラ・交通	12	次世代モビリティの社会実装の推進	292
	15インフラ・交通	13	物流対策の推進	299
	15インフラ・交通	14	バス運転士不足の解消等	300
	16緑と水	1	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	303
	16緑と水	2	公園整備事業等の推進	305
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	17ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	336
	17ゼロエミッション	5	次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	342
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	17ゼロエミッション	8	道路における環境対策の推進	370
	17ゼロエミッション	11	散乱ごみ対策の強化【新規】	376
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	18都市の強靭化	1	TOKYO強靭化プロジェクトの推進	394
	18都市の強靭化	2	総合的な治水対策の推進	397
	18都市の強靭化	3	東京港の高潮・地震・津波対策の推進	414
	18都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	415
	18都市の強靭化	5	下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	427
	18都市の強靭化	6	首都直下地震等への備え	439
	18都市の強靭化	8	建築物の耐震化の推進	445
	18都市の強靭化	9	ライフライン施設の耐震化などの推進	452
	18都市の強靭化	10	液状化対策の推進	454
	18都市の強靭化	11	木造住宅密集地域の改善	455
	18都市の強靭化	12	無電柱化事業の推進	461
	19防災	1	マンション防災の推進	471
	19防災	4	帰宅困難者対策の推進	477
	19防災	5	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	479
	22多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	519
	22多摩・島しょ	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	522
	22多摩・島しょ	3	島しょ港湾等の防災対策の推進	524
国土地理院	18都市の強靭化	13	大規模噴火時の降灰対策の推進	465
観光庁	12観光	1	MICE推進施策の強化	203
	12観光	2	観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	205
	12観光	3	民泊制度の適正化	207
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	15インフラ・交通	6	鉄道駅におけるホームドアの整備促進	267
	17ゼロエミッション	11	散乱ごみ対策の強化【新規】	376
	18都市の強靭化	12	無電柱化事業の推進	461
気象庁	18都市の強靭化	13	大規模噴火時の降灰対策の推進	465
環境省	09デジタル	10	狩猟免許更新等における柔軟な対応	159
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
	16緑と水	1	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	303
	16緑と水	3	国立公園の活用	309
	16緑と水	4	クビアカツヤカミキリの防除の推進【新規】	311
	16緑と水	5	有機フッ素化合物対策の推進	313
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	327
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	17ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	336
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	17ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	372
	17ゼロエミッション	10	資源循環施策の強化【新規】	374
	17ゼロエミッション	11	散乱ごみ対策の強化【新規】	376
	17ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	378
	17ゼロエミッション	13	プラスチック対策の推進	381
	17ゼロエミッション	14	リチウムイオン電池の適正管理	384
	17ゼロエミッション	15	持続可能な航空燃料（SAF）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用	387
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	19防災	5	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	479
	22多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	519
	22多摩・島しょ	4	ツキノワグマ対策の推進【新規】	525
防衛省	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
	16緑と水	5	有機フッ素化合物対策の推進	313
	18都市の強靭化	14	ミサイル攻撃に関する対策の推進	468
	20まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	506
	22多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	519

参考２

所管局別提案要求事項一覧

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分		事項名	頁
政策企画局	02子育て	1	少子化への対処	10
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	11産業	12	森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	195
	15インフラ・交通	12	次世代モビリティの社会実装の推進	292
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	18都市の強靭化	1	TOKYO強靭化プロジェクトの推進	394
	18都市の強靭化	6	首都直下地震等への備え	439
	18都市の強靭化	7	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進	442
	23構造改革	1	真の分権型社会の実現	528
子供政策連携室	01子供（Children）	1	こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進	2
	02子育て	1	少子化への対処	10
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	14
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	26
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	31
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	33
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
総務局	01子供（Children）	1	こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進	2
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	26
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	31
	05働き方	2	高年齢層職員の人事給与制度の柔軟な運用に向けた見直し	63
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	327
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	18都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	415
	18都市の強靭化	6	首都直下地震等への備え	439
	18都市の強靭化	7	首都直下地震における被害想定の分析を踏まえた対策の推進	442
	18都市の強靭化	9	ライフライン施設の耐震化などの推進	452
	18都市の強靭化	13	大規模噴火時の降灰対策の推進	465
	18都市の強靭化	14	ミサイル攻撃に関する対策の推進	468
	19防災	1	マンション防災の推進	471
	19防災	2	「グラぴたスイッチ」（感震ブレーカー）の設置促進	473
	19防災	3	災害時における避難者生活支援の推進	475
	19防災	4	帰宅困難者対策の推進	477
	19防災	5	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	479
	20まちの安全・安心	4	国民保護事案に関する普及・支援の推進	506
	22多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	519
	22多摩・島しょ	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	522
	23構造改革	3	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	535
	23構造改革	4	個人住民税利子割における住所地課税の実現	538
	23構造改革	5	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	541
財務局	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	09デジタル	8	地方公共団体の情報システム調達に係る経済安全保障の強化【新規】	155
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	23構造改革	1	真の分権型社会の実現	528
	23構造改革	2	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	533
	23構造改革	3	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	535
	23構造改革	4	個人住民税利子割における住所地課税の実現	538
	23構造改革	5	物価高騰対策に関する地方財政への確実な支援	541
デジタルサービス局	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	09デジタル	1	国民のつながれる権利の明確化	131
	09デジタル	2	「つながる東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	133
	09デジタル	3	国境離島等の離島への海底ケーブル整備支援	136
	09デジタル	4	公共インフラとしてのデータの連携と利活用	138
	09デジタル	5	社会の構造変革に資するAXの推進	144
	09デジタル	6	地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に対する支援の充実	148
	09デジタル	7	デジタル社会の実現に向けた共通化・共同化の推進	151
	09デジタル	8	地方公共団体の情報システム調達に係る経済安全保障の強化【新規】	155
	09デジタル	9	オールジャパンのサイバーセキュリティ体制の構築	157
	09デジタル	11	行政サービスでの共通IDの活用（国全体のワンスオンリー・ワンストップ）	160
	11産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実	176
	15インフラ・交通	12	次世代モビリティの社会実装の推進	292
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
主税局	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	23構造改革	1	真の分権型社会の実現	528
	23構造改革	3	「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し	535
	23構造改革	4	個人住民税利子割における住所地課税の実現	538
生活文化局	01子供（Children）	1	こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進	2
	02子育て	2	出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進	11
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	14
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	26
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	31
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	33
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	19防災	1	マンション防災の推進	471
都市整備局	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	11産業	7	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	186
	11産業	8	植物工場の位置付けの明確化と投資促進に向けた制度改善【新規】	188
	12観光	3	民泊制度の適正化	207
	14まちづくり・住まい	1	国際競争力強化に資するまちづくりの推進	215
	14まちづくり・住まい	2	市街地の開発に係る諸事業の推進	216
	14まちづくり・住まい	3	大都市圏における地籍調査の推進	223
	15インフラ・交通	1	東京外かく環状道路の整備促進	240
	15インフラ・交通	2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	243
	15インフラ・交通	3	国道等の整備推進	252
	15インフラ・交通	4	道路・橋梁事業の推進	254
	15インフラ・交通	5	連続立体交差事業の推進	265
	15インフラ・交通	6	鉄道駅におけるホームドアの整備促進	267
	15インフラ・交通	7	都市鉄道ネットワーク等の強化	268
	15インフラ・交通	8	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274
	15インフラ・交通	9	米軍基地対策の推進	280
	15インフラ・交通	12	次世代モビリティの社会実装の推進	292
	15インフラ・交通	13	物流対策の推進	299
	15インフラ・交通	14	バス運転士不足の解消等	300
	16緑と水	1	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	303
	16緑と水	2	公園整備事業等の推進	305
	16緑と水	5	有機フッ素化合物対策の推進	313
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	18都市の強靭化	1	TOKYO強靭化プロジェクトの推進	394
	18都市の強靭化	2	総合的な治水対策の推進	397
	18都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	415
	18都市の強靭化	8	建築物の耐震化の推進	445
	18都市の強靭化	10	液状化対策の推進	454
	18都市の強靭化	11	木造住宅密集地域の改善	455
	18都市の強靭化	12	無電柱化事業の推進	461
	19防災	5	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	479
	22多摩・島しょ	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	522

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分		事項名	頁
環境局	09デジタル	10	狩猟免許更新等における柔軟な対応	159
	16緑と水	1	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	303
	16緑と水	3	国立公園の活用	309
	16緑と水	4	クビアカツヤカミキリの防除の推進【新規】	311
	16緑と水	5	有機フッ素化合物対策の推進	313
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	327
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	17ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	336
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	17ゼロエミッション	10	資源循環施策の強化【新規】	374
	17ゼロエミッション	11	散乱ごみ対策の強化【新規】	376
	17ゼロエミッション	12	食品ロス削減・食品リサイクル施策の推進	378
	17ゼロエミッション	13	プラスチック対策の推進	381
	17ゼロエミッション	14	リチウムイオン電池の適正管理	384
	17ゼロエミッション	15	持続可能な航空燃料（SAF）の原料となる廃棄物や廃食用油の活用	387
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	19防災	5	被災者支援の充実及び迅速化に向けた措置	479
	22多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	519
	22多摩・島しょ	4	ツキノワグマ対策の推進【新規】	525
福祉局	01子供（Children）	1	こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進	2
	01子供（Children）	2	児童相談体制の一貫した充実強化	5
	02子育て	3	母子保健施策の充実	12
	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	14
	06長寿(Chōju)	1	高齢者施策の推進	72
	07共生社会	1	障害者の地域生活の実現のための報酬の改善	96
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	21医療	1	保健医療施策の推進	509
	21医療	3	医療保険制度の拡充	515
保健医療局	02子育て	3	母子保健施策の充実	12
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	12観光	3	民泊制度の適正化	207
	16緑と水	5	有機フッ素化合物対策の推進	313
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	21医療	1	保健医療施策の推進	509
	21医療	2	患者中心の医療・医療機関のデジタル環境の整備推進	511
	21医療	4	民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与	516
産業労働局	02子育て	4	子供・子育て施策の推進	14
	04女性活躍	1	女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	51
	05働き方	1	ライフ・ワーク・バランスの推進	56
	05働き方	3	高齢者の就業を推進するための支援の充実	66
	05働き方	4	社会インフラを支える人材の確保・育成に向けた職業訓練の強化【新規】	67
	05働き方	5	障害者の就業支援策の一層の充実	68
	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	09デジタル	5	社会の構造変革に資するAXの推進	144
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	11産業	1	経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実	176
	11産業	2	中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	178
	11産業	3	物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	181
	11産業	4	社会経済情勢の変化を踏まえた中小企業者への資金繰り及び成長に向けた金融支援	182
	11産業	5	中小企業の成長に向けた税制の見直し【新規】	184
	11産業	6	原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	185
	11産業	7	都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	186
	11産業	8	植物工場の位置付けの明確化と投資促進に向けた制度改善【新規】	188
	11産業	9	国有農地の有効活用に向けた運用の改善	190
	11産業	10	一般法人の農業参入促進に向けた制度改善【新規】	192
	11産業	11	高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	193
	11産業	12	森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	195
	11産業	13	林業振興・森林保全対策の推進【新規】	198
	11産業	14	森林整備の加速化に向けた森林経営管理制度の改善【新規】	201
	12観光	1	MICE推進施策の強化	203
	12観光	2	観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実	205
	12観光	3	民泊制度の適正化	207
	15インフラ・交通	14	バス運転士不足の解消等	300
	16緑と水	5	有機フッ素化合物対策の推進	313
	17ゼロエミッション	1	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	318
	17ゼロエミッション	2	エネルギー需給の安定化に向けた対応	327
	17ゼロエミッション	3	データセンターの高効率化・脱炭素化・地域との共生に向けた施策等の推進	332
	17ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	336
	17ゼロエミッション	5	次世代燃料（バイオ燃料・合成燃料）の普及促進	342
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	17ゼロエミッション	9	脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	372
	17ゼロエミッション	11	散乱ごみ対策の強化【新規】	376
建設局	14まちづくり・住まい	2	市街地の開発に係る諸事業の推進	216
	14まちづくり・住まい	9	不法係留船対策の推進	237
	15インフラ・交通	1	東京外かく環状道路の整備促進	240
	15インフラ・交通	2	高速道路網の整備推進及び有効活用等	243
	15インフラ・交通	3	国道等の整備推進	252
	15インフラ・交通	4	道路・橋梁事業の推進	254
	15インフラ・交通	5	連続立体交差事業の推進	265
	15インフラ・交通	7	都市鉄道ネットワーク等の強化	268
	15インフラ・交通	8	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274
	16緑と水	2	公園整備事業等の推進	305
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	8	道路における環境対策の推進	370
	17ゼロエミッション	16	実効性の高い暑さ対策の推進	388
	18都市の強靭化	1	TOKYO強靭化プロジェクトの推進	394
	18都市の強靭化	2	総合的な治水対策の推進	397
	18都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	415
	18都市の強靭化	9	ライフライン施設の耐震化などの推進	452
	18都市の強靭化	11	木造住宅密集地域の改善	455
	18都市の強靭化	12	無電柱化事業の推進	461
港湾局	15インフラ・交通	3	国道等の整備推進	252
	15インフラ・交通	4	道路・橋梁事業の推進	254
	15インフラ・交通	8	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	274
	15インフラ・交通	10	港湾におけるDXの推進	283
	15インフラ・交通	11	物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	288
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
	17ゼロエミッション	7	気候変動対策の推進	357
	18都市の強靭化	3	東京港の高潮・地震・津波対策の推進	414
	18都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	415
	18都市の強靭化	12	無電柱化事業の推進	461
	22多摩・島しょ	1	小笠原航空路の整備促進	519
	22多摩・島しょ	2	離島航空路線の維持存続に向けた制度の見直しと財源確保	522
	22多摩・島しょ	3	島しょ港湾等の防災対策の推進	524
都民安全総合対策本部	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
スポーツ推進本部	13スポーツ	1	「オリンピックQシリーズ 2028東京」開催への全面的支援【新規】	212
住宅政策本部	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	12観光	3	民泊制度の適正化	207
	14まちづくり・住まい	4	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	225
	14まちづくり・住まい	5	空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	229
	14まちづくり・住まい	6	公営住宅の建替え等に必要な予算の確保・配分	234
	14まちづくり・住まい	7	「アフォーダブル住宅」の供給促進	235
	14まちづくり・住まい	8	住宅の投機的取引の抑制【新規】	236
	19防災	1	マンション防災の推進	471

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分		事項名	頁
スタートアップ戦略推進本部	08スタートアップ	1	スタートアップ・スケールアップ支援の推進	121
	09デジタル	5	社会の構造変革に資するAXの推進	144
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
交通局	15インフラ・交通	12	次世代モビリティの社会実装の推進	292
	15インフラ・交通	14	バス運転士不足の解消等	300
	17ゼロエミッション	4	自動車等のゼロエミッション化の推進	336
	17ゼロエミッション	6	水素社会の実現に向けた取組の加速	344
水道局	16緑と水	5	有機フッ素化合物対策の推進	313
下水道局	18都市の強靭化	2	総合的な治水対策の推進	397
	18都市の強靭化	4	大規模水害対策の推進	415
	18都市の強靭化	5	下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進	427
教育庁	01子供(Children)	1	こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進	2
	02子育て	5	高等学校等における授業料の無償化等	26
	02子育て	6	高等教育に係る経済負担の軽減	31
	02子育て	7	学校給食費の抜本的な負担軽減	33
	03教育	1	高等学校における教育のあり方について	36
	03教育	2	教育のデジタル化の推進に向けた支援	38
	03教育	3	教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等	45
	03教育	4	学校における働き方改革の実現	48
	07共生社会	2	外国人との秩序ある共生社会の推進	106
	10国際金融	1	国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現	166
	17ゼロエミッション	17	学校施設の空調設備整備に対する支援	391
警視庁	20まちの安全・安心	1	首都東京を守るテロ等対応力の強化	489
	20まちの安全・安心	2	重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	491
	20まちの安全・安心	3	総合的な治安対策の充実・強化	493